SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

近代民衆思想史研究から教科内容開発への展開：歴史研究を踏まえた教科開発学の構築をめざして

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学 公開日: 2015-06-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鈴木, 正行 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008717

愛知教育大学・静岡大学　博士論文

近代民衆思想史研究から教科内容開発への展開

―歴史研究を踏まえた教科開発学の構築をめざして―

２０１４年１１月

愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科
共同教科開発学専攻

鈴　木　正　行

目　　次

序章　研究の目的と方法 …… 1
第１節　本研究の目的と構成 …… 1
１．研究の目的と課題意識 …… 1
２．本論文の構成 …… 3
第２節　本研究の特質と方法 …… 3
１．民衆思想史研究の視座 …… 3
２．民衆思想史研究と歴史教育 …… 5
３．民衆思想史研究と現代社会学習 …… 8

＜第１部　近代民衆思想史研究＞

第１章　近代社会成立期の民衆思想の展開 …… 15
第１節　世直し・世直り観念の展開 …… 16
第２節　丸山教受容の社会経済的背景 …… 20
第３節　丸山教と貧民党 …… 25
第４節　丸山教本院による統制 …… 28
第５節　国家神道体制と丸山教 …… 30

第２章　初期議会政治における党争と民衆意識 …… 37
第１節　政争の激化と県政の混乱 …… 37
第２節　中遠疑獄事件の発生 …… 38
第３節　中遠事件の構造 …… 38
第４節　頼摸と事件の関わり …… 44
第５節　中遠事務所と静岡県支部 …… 46
第６節　事件をめぐる人々の意識 …… 47
第７節　中遠事件の結末 …… 50

第３章　戦時体制下の農村思想と地主制の解体 …… 55
第１節　富岡村の概況と農村経済更生運動 …… 56
第２節　皇国農村確立運動と家族国家観 …… 57
第３節　「村造り」の構想 …… 58
第４節　皇国農村確立運動下の農地解放 …… 61

＜第２部　民衆思想史研究から歴史教育へ＞

第４章　自由民権期の民衆運動―参加論の視座― …… 71
第１節　歴史教育と「参加」 …… 72
第２節　単元「自由民権期の民衆運動」の開発 …… 73
１．単元の構想―民衆思想史研究を手がかりに― …… 73
２．学習の構成 …… 75
３．生徒の受けとめ―アンケート結果より― …… 77
第３節　学習のくくり「民衆の時代へ」の構想 …… 81

第５章　明治後期の地域利益誘導型政治―政治的判断力の育成― …… 87
第１節　地域と地域史学習の位置づけ …… 88
１．郷土教育と「地域に根ざす社会科」 …… 88
２．地域の生活文化と民俗学の成果の導入 …… 89
３．学び方を学ぶ場へ …… 90
４．地域の暗部と政治的判断力 …… 91

第２節　単元開発「議会政治のはじまりと政党」 92
１．学習材となる歴史事象 92
２．単元の構想 94

第６章　戦前と戦後の断絶と連続―歴史的思考力の育成― 101
第１節　歴史的思考力の構成要素と学習過程 101
１．歴史的思考力の構成要素 101
２．歴史的思考力の育成を促す学習過程 102
第2節　歴史教育における戦前・戦後の断絶性と連続性 105
１．断絶説・連続説と授業実践 105
２．戦時体制と戦後改革について 106
３．憲法における天皇の地位と憲法の構造 108
第3節　単元「敗戦と戦後改革～日本は本当に新しく生まれ変わったのか？～」の開発 109
１．単元開発の視点―戦前・戦後の断絶性と連続性― 109
２．単元の構想 110

＜第３部　現代社会学習と社会的思想形成＞

第７章　社会参加と地域教育システムの構築 119
第１節　社会参加学習と「総合的な学習の時間」 119
１．学校の教育課程における社会参加学習の位置づけ 119
２．社会参加の視点による「総合的な学習の時間」の捉え直し 121
第２節　浜松中における社会参加学習の実践 122
１．地域 NPO ネットワークとの連携 122
２．社会参加学習の学習過程 123
３．社会参加学習の活動事例 125
４．生徒へのアンケートより 127
第３節　社会科教育（必修社会科）への展望と課題 129

第８章　社会的構想力の育成と基底的価値観形成 133
第１節　社会的構想力の捉え方 133
１．社会的構想力の具体像 133
２．基底的価値としての「人間の尊厳」・「人間の安全保障」 136
第２節　単元開発―税と社会保障制度― 137
第３節　授業分析―認識及び価値観形成― 139
１．分析方法 139
２．考察 141

終章　民衆思想史から教科開発学へ 149
第１節　課題（Ⅰ）について 149
１．第１章　近代社会成立期の民衆思想の展開 149
２．第２章　初期議会政治における党争と民衆意識 150
３．第３章　戦時体制下の農村思想と地主制の解体 151
第２節　課題（Ⅱ）について 152
１．第４章　自由民権期の民衆運動―参加論の視座― 152
２．第５章　明治後期の地域利益誘導型政治―政治的判断力の育成― 153
３．第６章　戦前と戦後の断絶と連続―歴史的思考力の育成― 155
第３節　課題（Ⅲ）について 156
１．第７章　社会参加と地域教育システムの構築 156
２．第８章　社会的構想力の育成と基底的価値観形成 157
結び 158

あとがき 163

序章　研究の目的と方法

第１節　本研究の目的と構成

１．研究の目的と課題意識

本研究は，近代社会における地域民衆の思想と行動について歴史学的に解明するとともに，民衆思想史研究の成果に基づく教科内容開発を行うことにより，社会を変革し創造する主体としての子どもたちの社会的思想形成に資することを目的とする。本研究でいう「教科内容開発」とは，教育内容を構成する素材そのものに関する研究と，その研究成果に基づく教材開発とを総合した概念である。歴史学と歴史教育・社会科教育との関係で言えば，歴史研究による学習材の開発と歴史教育・社会科教育研究による学習内容・方法の開発とを包括したものである。また，本研究における社会科教育は，教科としての社会科だけでなく，地歴科，公民科，生活科，総合的な学習などの社会を対象とする教科目全般を含むものとする。ただし，単元開発にあたっては，筆者が勤務する中学校段階での社会科歴史的分野及び公民的分野，総合的な学習の時間を想定している。

本研究では，上記の目的を達するための教科内容開発に向けて，以下の三つの課題について取り組む。

（Ⅰ）民衆思想史研究の視点と方法に基づき，静岡県旧磐田郡豊田町域（現磐田市）及びその周辺地域を対象地域として，明治前期・明治後期・昭和前期の三つの時期における地域民衆の思想と行動を実証的に明らかにする。

（Ⅱ）上記（Ⅰ）に関する地域史研究の成果をもとに，学習者の社会的思想形成に必要な構成要素を歴史的思考力（社会的思考力），政治的判断力（社会的判断力），社会参加力（社会参画力）(1) とし，それらの資質・能力の育成という視点から教材開発を行う。

（Ⅲ）民衆思想史研究を土台とし，社会参加力と社会的構想力の育成という視点から，現代社会における学習者＝子どもたちの社会的思想形成を促す社会科教育の内容と方法について検証する。

かつて「地域の掘り起こし」や「地域に根ざす歴史教育」が唱えられ，教育現場の教師自らが，それまで陰に隠れ片隅に追いやられていた地域の歴史事象に光を当て，それらを教材化して実践に取り組んだ時期があった。この動きは，1960 年代から始まり 1980 年代にかけて大きな盛り上がりを見せた。21 世紀に入ってもそれは続いていたが，以前のような熱気を伴ったものとはならなかった。そして現在，機運はさらに衰退し，現場の教師はいわゆる「歴史の消費者」という状態に陥っている(2)。皮肉なことに，教科教育の重要性が認識され，社会科教育学が学問としての形を整え，発展していくに従い，教師自身の創造力が衰える傾向が増している。もちろん授業形態の工夫や教育機器の活用など，技術面を中心とした教育方法については進歩した面もあるが，社会との緊張感を持ちながら教科内容の開発を行うことにおいて，大きく後退しているといわざるを得ない。また，認知心理学及び社会的構成主義の理論に基づき，生徒の主体的な知識・認識の生成過程を重視する授業が盛んになったが，これもいつの間にか教師による指導を欠いた教えるべきことを教えないような授業がもてはやされるという弊害も現れるようになった。こうしたことは，筆者が中学校の教育現場において日々感じていることである。

一つ例を挙げると，現場教師の内容面における研究意欲・能力の減退は，生徒の社会科自由研究に

端的に表れている。筆者の勤務地である静岡県浜松市及び県西部地域では，50 年以上にわたって児童・生徒社会科研究発表会が行われてきた。これは，主に夏休みを利用して子どもたちが社会科に関する自由研究を行い，その成果を秋に発表するものである。筆者も，これまで幾度か生徒とともに発表会に参加してきた。ところが，小学校の場合はさほど大きな変化は見られないものの，中学校では年々参加数が減り，2001 年度（第 46 回）に 15 組だった発表者が，2011 年度（第 56 回）には筆者の勤務校から申し込んだ 3 名だけになってしまい，あわてた浜松市教育研究会社会科部が市内の中学校に急遽要請して参加を募り，それに応えた 2 校を加えて 3 校 6 組の発表者によって発表会を行うという有り様となった(3)。あらためて言うが，この発表会は浜松市だけでなく，周辺の磐田市や袋井市，湖西市なども含めた県西部地域全体で行うものである。翌 2012 年度はさらに参加者が減ったため（筆者勤務校 2 名・他校 1 名），浜松市社会科中学校部会では，その是非はともかく，2013 年度から発表会をなくしてレポート審査のみとし，各学校から少なくとも 1 つは出品するよう要請することになった。小学校については従来通り実施されているが，浜松市以外の地域に住む中学生の発表機会は消滅してしまったわけである。このことは，社会科が本来めざすべき学力である社会的探究力の育成を放棄し，単なる受験教科の一つに矮小化されていることを物語っていよう。このような状況に至ったのには，様々な原因が考えられる。例えば，①中学校の選択教科がなくなり，学校において生徒が自由なテーマで追究する機会がなくなったこと，②多くの自治体で自治体史の編纂が一段落し，編纂事業にかかわる教員がほとんどいなくなったこと，③部活動や生徒指導，学校行事・総合的な学習の時間の運営など，学校の多忙化が一層進行していること，④数値目標の達成が叫ばれる中，客観的に知識の再生量を測るテスト結果の向上が大きな関心事とされていること，⑤塾に通う生徒が多く，夏休みも夏期講習等に追われ，じっくりと探究活動に取り組む時間の確保が難しいこと，⑥生徒の社会事象に関する興味・関心や問題意識が薄れていること，⑦生徒や保護者の社会科自由研究に対する関心が薄れていること，などである。しかし，さらに突き詰めて言えば，社会科教師自身に社会事象に対する問題意識が欠如し，教育内容（＝教科専門）に関する研究能力や研究意欲が失われているということが，最大の原因ではないかと思われる。これは，教育現場の問題であるとともに，教員を養成する大学教育の問題でもある。

今から約半世紀前，歴史研究者であるとともに優れた歴史教育者であった黒羽清隆は，「歴史教育の真の危機は，そのイデオロギー的内容をめぐる政治路線の分裂にのみあるのではなく，生徒たちの人生観・社会観，いや人生感覚・社会感覚に対して『社会科』の名にあたいする影響力を及ぼし得なくなっているところにある」(4) とし，系統性や構造化という名の下に社会科がその生命力を失っていくことへの強い危機感を表明していた。安保闘争の余波が残り，学生運動，住民運動，そして市民運動が勃興していた 1960 年代半ばのことである。黒羽の危惧がもはや現実となったことは，誰もが認めるところであろう。

このような状況に対応するために，歴史教育・社会科教育に関していえば，次の二点が緊急の課題となっている。一つ目は，教育の現代的課題に対応できる教科内容及び教育方法の開発である。二つ目は，社会の変化や地域・学校の状況に応じて，教科内容及び教育方法を開発することのできる知識・技能を備えた教員の育成である。微力ではあるが，本研究は，子どもたちの社会的思想形成に資する教科内容開発をめざす観点から，主に第一の課題に対応しようするものである。また，本論文全体の構成の中には，第二の課題に対する応答も含まれている。

２．本論文の構成

本論文は，民衆思想史研究の課題意識と方法に基づき，近代農村社会における地域民衆の思想・意識と行動を調査・分析した「第１部　近代民衆思想史研究」，地域史研究の成果をもとに教材開発を行った「第２部　民衆思想史研究から歴史教育へ」，民衆思想史の課題意識を基底として，現代社会学習における社会的思想形成について実践をもとに検討した「第３部　民衆思想史研究から現代社会学習へ」からなっている。第１部は，地域の歴史的社会事象に表れた民衆の思想・意識や行動の時間的変容を通して，（ア）民衆は強さや弱さ，したたかさなど様々な姿を見せながら，歴史を動かし創り出していく主体であること，（イ）近代化が進む中で，民衆独自の世界が失われるとともに，民衆の思想・意識が天皇制国家の支配秩序に包摂され，やがて地域の改善に努力する民衆自身が国家の論理に奉仕する状況に追い込まれていくこと，（ウ）民衆の社会的構想は未熟であり，そのことが上記（イ）のような事態をもたらす要因の一つとなっているが，その一方で近代化の進展や時代状況に対応した民衆の社会的構想の成長があること，などを明らかにする。第２部は，子どもたち一人一人の社会的思想形成に資するため，民衆思想史研究の根底にある「社会的思想は一部の頂点的思想家のみがつくり出すものではなく，民衆は可能性も含めて，社会を変革し創造する主体として社会的思想形成を行う存在である」という基本的理念に基づき，社会的思想形成に必要な構成要素である「歴史的思考力」，「政治的判断力」，「社会参加力」という三つの資質・能力の育成を図る視点から単元開発を行う。そして，第３部では，民衆思想史研究の理念に基づき，社会参加学習を可能とする地域教育システムを構築するとともに，「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」を基底的価値とする社会的構想力の育成を図る単元開発を行う。

次節では，本論文の構成に従って，本研究の特質と方法について検討する。

第２節　本研究の特質と方法

１．民衆思想史研究の視座

民衆思想史研究は，従来の思想史が体系的でまとまった思想をもつ頂点的思想家の思想を研究対象としていたのに対し，自由民権運動，負債農民騒擾，困民党運動，百姓一揆，民衆宗教，通俗道徳などに表れた民衆意識や思想に着目し，民衆自身に内在する変革的主体形成への可能性を追究するものである。民衆思想史が歴史学界に登場したのは 1960 年代であり，日本社会が安保闘争や反核運動，学生運動などに揺れていた時期であった。ただし，民衆思想史研究全体を貫く方法論というものは確定しておらず，色川大吉・鹿野政直・安丸良夫ら代表的研究者においても，研究対象となる民衆の存在形態や分析の方法，叙述の仕方など，様々な点で異なっている。

三人の中で最も早く民衆思想史の道を拓いた色川大吉の代表的著作『新編　明治精神史』では，三多摩地域で自由民権運動に豪農民権家として身を投じた石坂公歴や細野喜代四郎など，著名な思想家ではない人々の意識・思想・生き方を追うことにより，民衆の思想形成の軌跡と営みが巧みに叙述されている[(5)]。そこには，農山村の青年たちが豪農民権家として権力と対抗する姿とともに，困民党との対立，儒教的思惟様式，英雄史観，栄光と挫折など，従来の思想史や民権研究が捉えてこなかった民衆の精神構造が，豊富な地域史料に基づいて描き出されている。一方，鹿野政直の『資本主義形成期の秩序意識』では，「日本における資本主義社会の形成が精神の面でいかに行われたか」[(6)]という課題意識の下で，封建社会から資本主義社会への転換期を資本主義形成期と捉え，その期間の「秩序意識」に焦点を当てて，権力＝支配階級と民衆との間で激しく繰り広げられる，異なる秩序の構想のせめぎ合いの中から民衆意識を析出した。そして，日本の資本主義形成期の思想は，国家の思想と

民衆の思想に分かつことができ，国家の思想を天皇制国家の思想，民衆の思想を「基本的にはブルジョア民主主義社会をめざす思想」＝「市民的変革思想」であったとしている[7]。安丸良夫の『日本の近代化と民衆思想』では，日本近代社会成立期における民衆思想を研究することの目的として，①日本の近代化の最基底部を支えた民衆のエネルギーについて，その内面を通して捉える，②近代日本のイデオロギー＝天皇制イデオロギー構造の全体を捉えるための基礎作業とする，③民衆の伝統的日常的世界に密着し乗り越えていく土着的な思想形成の可能性を探る，という三点が挙げられている[8]。安丸は，こうした課題意識の中から，通俗道徳的自己規律の徹底による民衆自身の自己変革＝自己革新がなされ，幕末維新期の変革的な世直し思想の形成に繋がることを論証した。しかし，安丸自身が指摘しているように，通俗道徳は虚偽意識であり，やがて民衆が天皇制国家の支配秩序に包摂されていく誘因ともなった。また，安丸が明らかにした百姓一揆や負債農民騒擾への参加には，村落共同体を単位とした参加強制が伴っていた。こうした意味では，現代という時代条件において，現代社会に生きる民衆の思想形成はいかになされ，いかなる限界を背負っているかという問題は，歴史教育・社会科教育においても問われるべき重要な事柄であると考えられる。このほかに，ひろたまさきの提唱する三層構造論がある。それは，豪農層，底辺民衆（自作農・貧農・半プロ），奈落と辺境の民衆（被差別部落民・アイヌ民族・琉球民衆），という三つのカテゴリーによって民衆の存在形態を構造的に捉えようとしたものである[9]。果たして民衆をこのような三層で捉えてよいのか，底辺民衆はさらに分類されるべきではないのかなどの疑問は残るが，民衆内部の矛盾や対立を捉えようとする際に示唆を与えるものである。

以上，黎明期における民衆思想史研究の方法的視点について概観した。続いて，本論文の第１部の第１章から第３章で扱う各歴史事象の調査・分析方法について概説する。なお第１部は，静岡県の旧磐田郡豊田町域（現磐田市）とその周辺地域を対象として，1880 年代から 1940 年代に至る約 60 年間に起こった民衆思想史研究上注目すべきできごとについて，世代を越えて追跡するものである。

（１）「第１章　近代成立期の民衆思想の展開」について

第１章では，自由民権期の民衆宗教である丸山教の展開について，貧民党・借金党，銀行・貸付会社，報徳社などとの関係をもとに明らかにする。その際，これらの動きが重なり合う旧磐田郡富岡村中野戸地区における丸山教信者の実態を社会経済史的方法によって分析する。具体的には，村内の経済的階層構造，信者の田畑所有の移動状況，匂坂銀行株主との関係などである。また，貧民党・借金党の指導者について追跡することで，従来の研究で明らかにされていなかった丸山教の世直し思想と貧民党・借金党の活動との関係についても検証する。さらに，権力による丸山教への弾圧と天皇制国家の支配秩序への包摂について，地域史料や新聞史料等をもとに明らかにする。

（２）「第２章　初期議会政治における党争と民衆意識」について

第２章では，静岡県中遠地域を対象に，明治 30 年代における自由派（立憲政友会）と進歩派（憲政本党）の政争の実態を調査し，明治後期の地域利益誘導型政治の成立について明らかにする。当時，中央政界では，自由派と進歩派の党争は熾烈を極めていたが，その影響は府県さらには町村段階にまで及んでいた。その争いは地縁・血縁関係及び村落共同体を巻き込んで展開するゆえに，生活の場である町村段階における党争は，民衆にとって一層の危機的状況をもたらしていた。分析にあたっては，中遠疑獄事件の予審裁判記録や地域史料を用い，事件の経緯を通して地域の政治構造を解明するとともに，村落指導者や一般村民の政治的意識に注目する。

（３）「第３章　戦時体制下の農村思想と地主制の解体」について

第３章では，十五年戦争末期の皇国農村確立運動下において，自らの思想と村づくりの構想に基づ

いて農地解放を行った，旧磐田郡富岡村々長鈴木正一の思想と行動を通して，日本ファシズム期の農村指導者の在り方や戦後農地改革との関係性を明らかにする。当時，府県などの行政からの要請に従って農地解放を行った例は見られるが，村落指導者の立場から自らの思想と構想を体系的にまとめて公表し，それによって農地解放を行った例はほとんどない。分析にあたっては，1943 年に中央農業会から刊行された鈴木正一著『村造り家造り―富岡村に於ける一指導者の手記―』を中心に，①戦前・戦時・戦後の断然性と連続性，②危機に瀕する農村の救済を担う村落指導者の思想と国策への接近（下からのファシズム），③皇国農村確立運動の実態と地主制の解体，という視点から考察する。

２．民衆思想史研究と歴史教育

歴史学と歴史教育の関係性については，これまで多くの論者によって議論されてきた。歴史教育者協議会の「設立趣意書」には，「過去においてあやまった歴史教育が軍国主義やファシズムの最大の支柱とされていた事実を痛切に反省」することから，「歴史教育は，げんみつに歴史学に立脚し，正しい教育理論にのみ依拠すべきものであって，学問的教育的真理以外の何ものからも独立していなければならない」と述べられている。今日では，「正しい」・「理論」・「真理」とは何かと問われようが，そのことを考慮しても，やはりこの言葉は，私たち歴史教育に関わる者が立脚すべきものであることに変わりはないだろう。

1970 年代後半，歴史学者の遠山茂樹は，「歴史教育がめざすものは，（中略）将来生徒が各自に科学的な歴史観を形成できるよう，その土台としての基礎的な知識の学習と基礎的な思考の訓練をおこなうこと」であるとした[10]。その上で，「基礎的な思考力のなかに歴史に対する主体的な態度の育成という問題をふくめません。生徒の思想・心情の自由を尊重したいからです。もし主体的な態度ということが，学習への積極的な姿勢を意味し，歴史への傍観者的見方の批判ということが，歴史的条件を認識させる必要を意味するにとどまるのであれば私は賛成ですが，それ以上の生徒の思想の内部に立ち入る教育をという主張であれば，疑問をもたざるをえません」[11] と述べている。遠山の念頭には家永教科書裁判と教科書検定をめぐる問題があり，これは歴史教育が思想教育や道徳教育にならないための戒めを明確に語ったものである。遠山の科学的社会認識論には，事実認識→関係認識→価値認識（意味認識）という認識形成の過程による歴史的主体形成が期待されていた。遠山は，歴史学と歴史教育の関係性について，「歴史研究が歴史教育を媒介にして前進し，歴史教育がその研究を通して歴史研究に創造的に寄与する，そうした生々とした対抗と協力の関係」[12] を築くことが大切であると述べている。この言葉は，教科開発学における教科専門と教科教育との関係に合致するものであろう。

遠山が歴史学に軸足を置いていたのに対し，「歴史教育学」の樹立の必要性を唱えた歴史教育者協議会の高橋磌一は，歴史教育の立場から，「戦後の歴史教育は，本当のことを教えれば子どもは健全に育つ，という一種の迷信の上に立っていたのではないでしょうか」[13] という疑問を呈した。そして，「科学的」とは「正しい」ということではなく，「科学的とは，正しいか正しくないかを，いち早く見抜く力をもつこと，そこに科学的という意味があ」り，「歴史を学ぶということは，生き方の理論を身につけること」であって，「正に現在の生き方を学ぶのが歴史学であり，歴史教育であります」と述べている[14]。歴史教育者協議会の中で，共に歴史学及び歴史教育を牽引していた両者の間には，微妙なズレが生じているのである。

高橋のほかに，歴史学に対する歴史教育の独自の論理を主張した歴史教育者として，本多公栄が知られている。本多は，自由民権運動のシンボルとされていた「自由自治元年」が，歴史学の検証によ

ってその存在を危ぶまれ，中学校の歴史教科書から削除されたことについて，「歴史研究の前進を，ストレートに歴史教育に反映させてよいのか，歴史教育は歴史学に厳密に立脚しなければならないが，場合によっては歴史教育独自の扱い方もあるのではないか，という問題意識」[15]を表明した。その後，生徒の主体的学習活動が重視されるようになり，安井俊夫によって「子どもが動く社会科」[16]や「共感と科学的歴史認識」[17]が提起されると，安井俊夫―土井正興論争などに見られるように，歴史研究と歴史教育をめぐる問題は，「子どもの主体的追究活動が歴史事実から離れた方向へ展開することへの危惧」となって表れた[18]。

1970 年代から 1980 年代にかけて行われた歴史学と歴史教育の在り方をめぐる論争は，歴史学への信頼を前提としてなされたものであった。しかし，ポストモダンや構成主義の考え方が広まり，歴史修正主義が台頭する中で，歴史学そのものへの懐疑の目が向けられようになると，歴史学と歴史教育を取り巻く様相は大きく変わった。今野日出晴は，『歴史学と歴史教育の構図』のなかで，藤原信勝による教育実践の「科学化」「授業の科学的研究」と，加藤公明の「討論授業」について，詳細な分析・批判を行っている。藤岡については，①「授業研究」及び「実践記録」による授業実践のマニュアル化・貧困化の問題性，②歴史ディベート授業と自由主義史観による「近現代史」授業改革運動の問題性，を中心に批判が展開されている。また，加藤に対しては，「教師の教え込みか，生徒の主体的学習かという二者択一の枠組みをつくり，自らの実践を後者を体現したものとして，その優位性を主張した」[19]ものであり，講義式授業の全面否定を行っていると批判した。今野の主張は，生徒主体の学習，個性重視の学習という美名のもとに，歴史教育が本来担うべき，歴史学の成果に立脚した歴史認識や歴史像の形成が疎かにされていることへの警鐘となっている。教育技術法則化運動に見られたような，本来「再現可能性」がないはずの授業マニュアルに全面的に依存し，教師が自分の専門性を失って教え方の修得だけに陥っていく状況に対し，今野は「教師としての個性的な主体をかけて，マニュアルでない実践が必要になってくる」[20]と述べている。

以上のように，歴史学と歴史教育の関係性について，歴史学の側からは，歴史的事実をいかに学習者に科学的に認識させ，どのような歴史像を描かせるか，ということが主たる関心事として議論がなされた。一方，歴史教育の側からは，歴史学の成果を踏まえつつ，学習者の歴史認識の形成には歴史教育独自の論理が必要であることが提唱された。また，歴史教育をめぐる議論の中心は，教育内容と子どもへの理解のさせ方から，教育方法・教育技術と子どもの認知の仕方へと移行してきた。現場教師にとって，教育方法・教育技術の習得は必須の要件であるが故に魅力的である。しかし，教育方法は，教育の内容と学習者の状況（発達段階・レディネス・心理状況・学習態度など）に基づいて，選択あるいは新たに生み出されるものである。歴史学の成果に立脚した教育内容の吟味なくしては，教育実践は外面を装った形ばかりのものとなり，結局は教師の主体性も学習者の主体性もともに確保できない。教育方法・教育技術が一人歩きしがちな昨今の風潮の中で，教育内容の重要性を今一度再確認する必要があろう。

さて，民衆思想史研究の根底にある「民衆には独自の思想形成がある」[21]とする基本的命題は，子どもたち一人一人の社会的思想形成に寄与するという歴史教育・社会科教育の在り方とも通底するものである。ただし，歴史事象の教材化は，歴史学の研究結果をそのまま持ち込めばよいというものではない。そこには，子どもの発達段階，既有の知識・技能，興味・関心，教材としての難易度・適格性など，様々な要素を考慮する必要がある。さらに，地域の歴史事象についてただ知ればよいというわけではなく，歴史事象を知ることを通してどのような能力を育てるのか，という視点が必要となる。その視点こそが，地域素材（＝地域史研究の成果）を教材化する際に最も重要となる。そこで本研究

では，次の（１）から（３）に挙げた視点と方法により，子どもたちの社会的思想形成に資することをめざした教材開発を行う。なお本論文では，第１章と第４章，第２章と第５章，第３章と第６章がそれぞれ，基礎研究（歴史研究）と応用研究（歴史教育）という対応関係にある。

（１）「第４章　自由民権期の民衆運動―参加論の視座―」について

第４章では，第１章で明らかにした自由民権期の民衆運動を素材として教材開発を行う。この時期の歴史事象に関する主な論争としては，秩父事件を自由民権運動の最高の形態と見るか，負債農民騒擾と見るか，あるいは単なる負債農民騒擾や自由民権運動とも異なる独自の運動と見るか，という秩父事件の評価に関わるものがある。中学校社会科の授業では，この論争にあまり深入りをせず，士族民権→豪農民権→農民民権という図式の上で扱われるのが一般的である。ただ，自由民権運動にしろ，秩父事件，困民党（負債農民騒擾），民衆宗教などの民衆運動にしろ，これらの運動の歴史は敗北の歴史でもある。だが，民衆の構想した世界は実現しなかったとしても，こうした運動の中に民衆が歴史を動かし創造したという事実がある。いわゆる敗北史観を克服し，民衆の営みが歴史をつくってきたことを生徒に捉えさせるにはどうすればよいか。そこに，「参加」という概念を歴史教育に持ち込むことの意義がある。そこで，自由民権運動，貧民党・借金党の活動，丸山教の世直し思想，という３つの流れを軸に，近代化の荒波の中で政府に対抗する民衆独自の動きについて，「参加」の視点から開発を行う。

（２）「第５章　明治後期の地域利益誘導型政治―政治的判断力の育成―」について

第５章では，第２章で考察した明治後期の政争と地域利益誘導型政治の成立を素材として教材開発を行う。明治 30 年代は，日本資本主義の確立期にあたり，日本の社会構造及び産業構造が大きく変化し始めた時期である。かつて自由民権運動に奔走した活動家，とりわけ地方名望家層は，立憲政友会や憲政本党などの政党に所属しながら官僚組織と結びつき，自由民権の理念とは異なる政治的存在へと変貌していった。この時期に，官僚組織と結びつきながら，地元への利益誘導を行い，自派の政治的基盤を築こうとする地域利益誘導型政治の原型が形作られた。地域民衆も地元への利益誘導を政治家に期待し，その期待に応えられる者が地域の有力者になるという構図が成立した。この図式は，現在でも地域住民と政治家及び企業との関係に見られる。教材開発にあたっては，まず歴史教育における「地域」の扱いの変遷と地域史素材を扱うことの意義について検討する。その上で，「政治的判断力」の育成という視点から，明治期の地域の政治状況を通して，現代の利益誘導と住民あるいは市民としての在り方について考えるための一助となる単元開発を行う。

（３）「第６章　戦前と戦後の断絶と連続―歴史的思考力の育成―」について

第６章では，大日本帝国憲法と日本国憲法における天皇制をめぐる構造的類似性に着目するとともに，第３章で考察した戦前の自創事業と戦後農地改革を題材として教材開発を行う。一般的に，敗戦を境に日本社会は新しく生まれ変わり，戦後の日本は戦前とは異なる社会であるという見方がなされており，授業もそうした社会観・歴史観の上に実践されることがほとんどである。しかし，今一度そうした社会観・歴史観を問い直す必要がある。そこで，教材開発にあたり，まず中学校歴史的分野の教科書の記述を分析・検討する。その上で，歴史的見方・考え方すなわち「歴史的思考力」の育成という視点から，敗戦と戦後改革による社会的変革について，戦前・戦後の断絶性と連続性という両面から考察させる授業構成をめざして単元開発を行う。

以上に挙げた「参加力」「政治的判断力」「歴史的思考力」という視点は，子どもたちの社会的思想形成にとって重要な要素となる。歴史学習を通して，地域民衆の歴史創造への参加について知り，社会事象に対する歴史的思考力を養い，政治的判断力を身につけ，やがて社会の創造に参加（参画）し

ていく中で，社会的思想は形成され鍛えられていくこととなる。歴史教育はそのための土台づくりの役割と責任を負っているのである。

３．民衆思想史研究と現代社会学習

社会科では長い間，「公民的資質の育成」が目標とされてきた。「公民」という語句には，市民社会の一員としての「市民」と国家の成員としての「国民」という両義性がある。そのため，前者に重きを置く立場からは，社会科の目標を「市民的資質の育成」とすることが多い[(22)]。しかし，「市民」という言葉が多義性と歴史的変遷を有しており，政治学者などの中にはこの用語の使用に慎重な研究者もいる[(23)]。

「民衆」が被支配層に属する人々及び歴史創造の主体を表す広汎な分析概念であるとすれば，「市民」は政治的・経済的な自立性をもった主体を表す概念である[(24)]。社会構想が未熟なまま近代を迎えた日本の「民衆」にとって，自立的・自律的な思想形成は幕末・明治維新期から現代にまで続く重い課題である。前述のように民衆思想史は，1960 年代に色川大吉・鹿野政直・安丸良夫らによって生み出された。彼らは，それまでの思想史研究が頂点的思想家の思想を対象としたものだったことに異を唱え，民衆の意識や思想形成に焦点を当て，民衆の主体的成長をその限界や矛盾も含めて解明しようとした。民衆思想史は，政治学や歴史学における近代主義的思想及びその研究方法に対するアンチテーゼでもあった。その「民衆」概念は，被支配者としての人々を包括しており，近代主義的な自立した個人という意味での「市民」概念とは異なるものである。また，「市民」概念も時代によって大きく変化し，現在も変化し続けている。グローバル化，高度情報化，大衆化が急激に進行する現代社会において，「市民」概念の果たすべき役割も変わってきている[(25)]。このように，「市民」概念は変化と広がりを見せつつあるが，それ故にかえってそこからこぼれ落ちた人々の存在を見えなくしていることにも注意する必要がある。安丸や色川らが現代社会における民衆の思想を捉えようとする場合，周縁，底辺など，疎外された人々や社会的弱者とされる人々への深い眼差しがある。例えば，安丸は石牟礼道子の『苦界浄土―わが水俣病』を取り上げた中で，石牟礼たちの運動が「水俣病対策市民会議」という名称のもとで市民運動の形態をとりつつも，「石牟礼が生活し心を通わせた世界」は，「公共性，市民権，市民運動などという言葉」では語ることのできない「異質の世界」であることを指摘している[(26)]。また，色川大吉は，「不知火海民衆史―水俣病事件史序説」において，漁民の実力行使による闘争の敗北と困民党の敗北との類似性について述べている[(27)]。これらのことは，次のような二つの現実を示唆している。一つ目は，抑圧された民衆の運動には，「市民」という近代的・合理的な言葉とは異質な深く重い魂の叫びがあることである。二つ目は，それにもかかわらず，現代社会における民衆の運動は市民運動という形態を採らざるを得ないことである。現代の民衆は，「市民」という立場に立つことではじめて，抗状況的な「参加」及び「異議申し立て」への正当性を獲得することができるといえよう。ただし，これは「市民」のもつ一面であり，場合によっては，「市民」は人々の求める根本的な変革へのエネルギーをそらし，体制の秩序を補完していく役割を演じていることも忘れてはならない。

政治学者の篠原一は，60 年安保闘争への人々の参加がのちの市民運動や住民運動に連なり，その中からさらにポジティブな参加としてのボランティア，介護，まちづくりなどの広汎な社会参加が生まれ，その結果として，1990 年代に市民的公共性が説かれるようなったと述べている[(28)]。一般に，民衆の社会的思想は，専門的な思想家のように理路整然としたものではなく，個々の社会的問題に応じて個別の価値観として表出し，選択・判断に影響を与える。現代社会は NGO・NPO の活躍に見ら

れるように，市民が社会の在り方を構想し，当事者として政策提言や異議申し立てを行って，社会を変革していく市民参加（参画）社会の時代を迎えつつある。それでは，市民としての社会的思想はどうあるべきであり，それはどのように形成されるのか。そして，教育に携わる者として，私たちは子どもたちの思想形成にどのように関わればよいのか。筆者は，人々の社会的思想は各自が抱く社会的構想として表現されるものであり，その社会的構想は人々の生活感覚の上に築かれた人権意識＝「人間の尊厳」を基底として形成されるべきものと考える。ただし，「人権」という価値概念は，欧米の近現代思想に起源をもち，日本の民衆思想から直接表れた自生的なものではない。しかし，丸山教祖伊藤六郎兵衛の「藤（とう）は下からくめ，とゆうたとへもあり，丸山し行ハ，たとへのとうり，下をたいせつとしてひらいたもの。一人たりとも，人ハをとすまいというせへしん（傍点引用者）」（明治廿三年旧六月十一日）[29] という言葉には，「優勝劣敗」を論理とする近代化の荒波に飲み込まれていく人々を全面的に救済しようとする精神がある。伊藤六郎兵衛の思想は，近代的思想とは正反対の立ち場に立つものであるが，その根底には近代的人権思想である「人間の尊厳」と相通じる人間尊重の精神が見てとれるのである。

自由民権思想や大正デモクラシーに見るように，外来の思想はその時代と社会における人々の伝統的な既成の意識の上に受容され，異なる文化のコミュニケーションの中で新たな展開を見せる。その意味で本研究は，民衆思想史研究を土台として社会科教育の在り方を展望し，現代社会における民衆意識・思想を新しい市民的思想へと導く道筋を探る上で，現代的意義を有するものである。

子どもたちが生きていく場は，現代及び未来の社会である。民衆思想史の「民衆には独自の思想形成がある」という基本的命題は，現代社会に関する学習においても重要な意味を持つ。子どもたちには，社会を変革し創造する主体として，社会事象を科学的に認識するとともに，あるべき社会の姿を構想し，その実現に向けて努力していくことが求められる。現代社会の抱える様々な課題を知り，その課題の解決に向けて行動する人々の姿を見つめ，時にはともに行動することは，子どもたちの社会的思想形成にとっての基礎的経験となる。筆者は，社会科にはそのための機会と場を提供する使命があるものと考える。

以下の二つの章は，民衆思想史研究の課題意識を現代社会の学習にどう生かすか，という社会科的課題意識のもとに行った実践に関する論考である。

（１）第７章「社会参加と地域教育システムの構築にむけて」

子どもたちの社会的思想形成は，現代社会が抱える様々な課題に目を向け，課題解決に取り組む人々の姿を知ることによって促される。さらには，自らが社会の一員としてそれらの課題に挑むことで，一層重みを持ったものとなる。しかし，学校教育において，生徒が実際に市民の活動に参加する機会を得るには多くの困難を伴う。そこで筆者は，まちづくり，外国人医療支援など，生徒が様々な分野において，現代社会の様々な課題とその課題を解決しようとする市民活動に参加することができるよう，地域 NPO ネットワークと連携することによって社会参加学習を可能とする地域教育システムの構築を試みた。生徒の社会参加を支える学習環境づくり及び市民活動への継続的参加は，市民的資質を養う上で有効性をもつものであり，これは日本の社会科教育における先駆的実践である。本章では，実践をもとに，地域 NPO ネットワークとの連携による社会参加学習を支える地域教育システムづくりについて，その成果と意義，そして課題を示す。

（２）第８章「社会的構想力の育成と基底的価値観形成」

人々の社会的思想形成は，「あるべき社会の姿と，その実現に向けての制度や政策を構想していく力」（＝「社会的構想力」）の育成と密接に関係している。「人間の尊厳」を人権教育カリキュラムの

中核的価値として位置づける動きは，人権教育学者のベティ・A・リアドンらによって進められてきた。また，経済学者のアマルティア・センらによって提唱された「人間の安全保障」は，人間の生存や日々の生活の安全を脅かす不安，人が生まれもった尊厳を危うくし不安定な状況にさらす危険などから人々を守り，人間の生存と尊厳を確保しようという政策希求的価値理念である。この概念は，もともと国際問題を捉える上での用語であったが，現在では高齢者や障害者，子ども，女性，外国人，失業者などの社会的弱者の問題，医療や福祉の現場の問題等を捉える際の視点としても適用されている。第８章では，社会科が育成すべき市民的資質の一つとして社会的構想力を提案し，「人間の尊厳」と「人間の安全保障」を基底的価値とした社会的構想力の育成をめざす単元開発を行い，その成果と課題について明らかにする。

以上，本研究における目的，特質と方法，教科内容開発に向けての構想について述べた。次章以下で，①実証的な歴史研究，②地域民衆史の成果に基づく単元開発，③現代社会学習の実践を通して，第１節で述べた本研究の課題について具体的な考察を行っていく。

【註】

（１）教育基本法第 2 条には，「公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと」，学校教育法第 21 条には，「学校内外における社会的活動を促進し，自主，自律及び協同の精神，規範意識，公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと」という文言がある。これを受けて，「中央教育審議会答申」（2008 年 1 月）や『中学校学習指導要領』（2008 年 3 月告示）では，「参画」ないし「社会参画」が，社会科の目標である公民的資質の育成と密接にかかわるものとして提示された。現在，学校教育に限らず，「参加」・「参画」は社会の様々な場で重要な概念として用いられている。「参加」・「参画」はどちらも英語では participation である。唐木清志は，「参加と参画を使い分けることもあるが，教育基本法の参画にはそのような意図はないと思われる。『男女共同参画』という言葉がすでに行政用語と定着しているのでそれに合わせたものであろう」と述べている（唐木清志『子どもの社会参加と社会科教育―日本型サービス・ラーニングの構想―』東洋館出版社，2008 年，p.17）。一般的には，「参画」は計画に加わるという意味で，「参加」よりも主体性をもって物事に深く関わっていくという語感があり，「参画」の方が多く使われている。本稿では多くの場合，「参加」もしくは「参加（参画）」と表現するが，学校教育における子どもの学習という段階では，「社会参加」あるいは「社会参加学習」が妥当であり，「社会参画」は将来社会に出たときの目標とすべきものと考える。

（２）今野日出晴は，歴史教育が物語論として語られるようになることは，歴史は「歴史叙述」という「言語的制作物」，歴史学は「歴史の生産者」，歴史教育は「歴史の消費者」に区分され，歴史教育の目標が「歴史」の作り方ではなく，「歴史」の消費の仕方を教えていくことになると指摘している（今野日出晴『歴史学と歴史教育の構図』東京大学出版会，2008 年，pp.8-11）。また，黒川みどりは，「教科書『で』教えるためには，少なくとも教員が教科書を理解していることが大前提であり，教科書『を』教えることができることが大前提でなければならないはずである」，「『思考』の前提となる『知識』をさえ十分に持ち合わせていない者に，教材開発や教授研究がどうしてできようか」と述べている（黒川みどり「問われる歴史教育」愛知教育大学大学院・静岡大学大学院『教科開発学論集』第 1 号，2013 年，pp.131）。

（３）静岡県教育研究会社会科教育研究部西部支部『第 46 回県西部児童生徒社会科研究発表会集録』，2001 年。同『第 56 回静岡県西部児童生徒社会科研究発表会集録』2011 年。

（４）黒羽清隆「戦後の歴史教育を考える―失われた社会科」『経済往来』1965 年 8 月号，のち『増補版日本史教育の理論と方法』1975 年，pp.8-9，所収。

（５）色川大吉『新編　明治精神史』色川大吉著作集第 1 巻，筑摩書房，1995 年。

（６）鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房，1969 年，p.16。

（７）註（６）鹿野前掲書，pp.22-23。

（８）安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店，1974 年，pp.56-60。

（９）ひろたまさき「啓蒙思想と文明開化」『岩波講座　日本歴史』第 14 巻近代 1，岩波書店，1975 年，pp.311-364。

（10）遠山茂樹「社会科の学習内容と学力―歴史学と歴史学習を中心として―」日本民間教育団体連絡会編『社会科教育の本質と学力』労働旬報社，1978 年，p.95。

（11）註（10）遠山前掲論文，p.106。

（12）遠山茂樹「歴史学と歴史教育との関係―歴史教育者協議会第 16 回大会に参加して―」『歴史学研究』293 号，1964 年，のち『遠山茂樹著作集　第七巻　歴史教育論』岩波書店，1992 年，p.79，所収。

（13）高橋磌一「1970 年代後半の歴史教育―歴史教育学をめざして」『歴史教育の創造』青木書店，1975 年，のち石山久男・渡辺賢二編『展望日本歴史２　歴史教育の現在』東京堂出版，2000 年，p.39，所収。

（14）註（13）高橋前掲論文，pp.40-45。

（15）本多公栄「自由民権百年と歴史教育の課題」歴史教育者協議会『歴史地理教育』No.380，1985 年，のち石山・渡辺前掲書，p.79，所収。

（16）安井俊夫『子どもが動く社会科』地歴社，1982 年。

（17）安井俊夫「共感と科学的歴史認識　ふたたびスパルタクスの反乱をめぐって」『歴史地理教育』No.380，1985 年，のち石山・渡辺前掲書，pp.46-55，所収。

（18）石山久男「コメント　歴史教育と歴史学」石山・渡辺前掲書，pp.14-15。

（19）註（２）今野前掲書，「はじめに」，p.ⅲ。

（20）註（２）今野前掲書，p.42。

（21）ひろたまさき『日本帝国主義と民衆意識』有志舎，2012 年，p.19。

（22）谷川彰英「公民的資質」日本社会科教育学会編『社会科教育事典』ぎょうせい，2000 年，pp.54-55。

（23）福田歓一「国家と市民社会―用語と訳語の問題―」福田歓一著・加藤節編『デモクラシーと国民国家』岩波現代文庫，2009 年，pp.245-249。

（24）松下圭一は，「民主化と工業化を座標軸とする＜現代＞での『市民』の階層的前提は，工業化の深化につれて量的に拡大するプロレタリア化した人口層，すなわち労働者階級ついでその上層をなす新中間層がその中核となる」とした（松下圭一「＜市民＞的人間型の現代的可能性」『思想』1966 年 6 月」号，岩波書店，のち『戦後政治の歴史と思想』ちくま学芸文庫，1994 年，p.179，所収）。また，山口定は，「市民」を「自立した人間同士がお互いに自由・平等な関係に立って公共社会を構成する＜共和感覚＞に支えられ，そうした人々の自由を社会運営の基本とすることを目指して公共的決定に主体的に参加しようとする自発的人間型」と定義した（山口定『市民社会

論―歴史的遺産と新展開』有斐閣，2004 年，p.19）。

（25）藪野祐三は松下や山口の論を受けて，「市民」概念の変遷と新たな展開について，1990 年代のグローバル化の流れの中で「市民」概念は国家に代わる公共圏を創造する担い手となったとし，そこでは，「地域市民や地球市民は，現場でその課題を解決しようとしているすべての人々を指している。このような人々は，国家への反抗を試みていないかもしれない。あるいは有権者として選挙を通して政治に参画してはいないかもしれない。また，市民は貧困な女性であるかもしれないし，介護を必要とする高齢者であるかもしれない。さらには教育を受けることのできない子供たちであるかもしれない」のであり，「市民とは，意識する，あるいはしないに拘わらず，当該問題に関係を持ち，当該問題に関わりを持たされた人々を指す」とのべている（藪野祐三「戦後日本の政治学―市民概念を中心として―」九州大学法学会『法学研究』71(3)，2005 年，pp.619-638）。

（26）安丸良夫『現代日本思想論』岩波書店，2004 年。

（27）色川大吉『地域と歴史』筑摩書房，1996 年。

（28）篠原一『市民の政治学―討議デモクラシーとは何か―』岩波新書，2004 年，pp.124-125。

（29）『丸山教祖真蹟御法お調べ』下，丸山教本庁，1977 年，p.137。

＜第１部　近代民衆思想史研究＞

第１章　近代社会成立期の民衆思想の展開

明治 10 年代後半，松方デフレによる深刻な不況のもとで，養蚕・製糸・製茶などの商業的農業地帯を中心に，農民の没落と小作人化が急速に進行した。社会不安の蔓延に伴い，各地で負債農民騒擾や小作争議が続発した。1884 年 11 月に起こった秩父事件では，困窮した農民たちが，世直し一揆の伝統の上に民権思想を重ね合わせながら権力との直接対決に至っており，秩父事件はその思想性や組織力等において，民衆運動の歴史的到達点ともいえるものであった(1)。同じ頃，東海・北陸・関東地方を中心に，富士山を取り巻く形で丸山教が爆発的に流行していた(2)。丸山教は，明治初期に神奈川県橘郡登戸村の伊藤六郎兵衛が富士講をもとに開教した民衆宗教であり，その思想的背景には，伝統的な「ミロク信仰」の世直し・世直りの観念があった。

丸山教とその社会的影響に関する主な研究としては，柚利淳一，当麻成志，原口清，安丸良夫・ひろたまさき，江村栄一，佐々木千代松等によるものがある。柚利『丸山教祖伝』は，丸山教本庁及び関係者の間に残されていた史料や信者からの聞き取りをもとに，教祖伊藤六郎兵衛の生涯について叙述したものである(3)。柚利は，教祖伊藤の厳しい修行の根本が「世直し人助け」にあることを明らかにした。同書には，伊藤の生育歴や家庭環境，入信の契機，富士講の行者としての厳しい修行，官憲による弾圧など，開教に至る過程や布教の様子などが記されており，伊藤の思想形成の過程とその背景を知る上でかかせない。ただし，同書には，教会に対する配慮からか，後述する「み組騒動」についての記述はなされていない。裏返していえば，このことは丸山教にとって，「み組騒動」の影響がいかに大きかったかを示すものであるといえよう。

原口「静岡事件の社会的背景」は，松方デフレ下の民衆の動向を分析した先駆的研究である(4)。原口は，この論文の中で丸山教について，「現状変革の思想が，宗教的にゆがめられた外皮のなかにひめられている」という評価を下している。そして，丸山教を受容する素地として，①国家・地主・富豪の収奪による生活の貧困と精神的な圧迫感が存在したこと，②商品経済の発達により封建的な生産関係や思想がゆるみ，小ブルジョア的要素が発達してきていたこと，③神道・仏教などの既成宗教が権威を失ったうえに，合理的な思惟はいまだ発達していないため，人々の間に新しい宗教が入り込みやすい状況にあったこと，の三点を挙げている。その後，原口は『明治前期地方政治史研究』（下巻）において上記の研究を発展させ，静岡県下における丸山教信者や貧民党・借金党の活動，小作争議等，自由民権期の民衆運動の様相を明らかにした(5)。

当麻は，地域社会における丸山教の受容形態に着目し，歴史地理学的方法に基づく詳細な調査を行った。そして，丸山教の伝播の条件として，①明治前期における社会経済的変動を前提とすること，②河川沿いに開かれた人的・経済的交流を媒介とすること，③富士講の伝統を基礎とする地域が最も爆発的で疑似政治的解決の様相をおびること，の三点を指摘した。また，入信の形態について，（ａ）個人的入信―部落強制の弱体化した都市周辺農村―，（ｂ）耕作地主を先頭とした同族団単位の入信―村落支配層（寄生地主＝商人＝高利貸）と村落地主との対立があり，いずれも同族団を組織している平野農村―，（ｃ）地縁的入信―山村地主（＝名主）間に対立があり，その一方が入信する非近郊山村―，という三類型に分類した(6)。さらに，豊田郡中瀬村（現浜松市浜北区中瀬町）を対象に，信者の分布や村民の階層分化，血縁関係などに関する調査・分析を行い，丸山教の受容から報徳運動，産業組合運動へと展開する同村の動向を社会経済的地域構造との関連で捉えた(7)。

安丸良夫・ひろたまさき「『世直し』の論理の系譜」は，それまでの思想史研究がともすると近代

主義的視点から著名な思想家を対象としがちであったことに対し，民衆意識に焦点をあて，「世直し」を民衆の思想形成＝主体形成の問題としてとらえた点で画期的な研究である[8]。両氏は，民衆の解放幻想である世直し・世直り観念を，伝統的な「ミロクの世」観念→近世富士講→丸山教という思想的発展上に捉えるとともに，そうした思想的発展すなわち民衆の変革的な思想形成を基礎づけるものとして，通俗道徳的自己規律＝自己鍛錬を措定した。

江村は，『自由民権革命の研究』において，民衆運動の三つの潮流として，自由民権運動，農民的結社の運動，民衆宗教の運動を挙げ，丸山教の教義の検討を通して，丸山教と国会開設運動は矛盾するものではなく，底辺の民衆をつかんだ丸山教は，民権運動と結合できる論理を可能性として秘めていたとした[9]。丸山教は単に反文明という意識から西洋文明・民権運動などを退けるのではなく，丸山教の観点から従属的に包摂しようとする論理をもつという江村の見解は，反文明開化の立場からそれらをトータルに否定したとする，ひろた・安丸とは異なる。また，江村は，「み組騒動」に対して「民権運動とは質的に異なった国家権力への対抗，すなわち宗教的世直し，ないし民衆宗教的『革命』への志向をそこに読みとることができる」と評価した[10]。

佐々木『民衆宗教の源流―丸山教・富士講の歴史と教義―』は，柚利，当麻，安丸・ひろた，原口等の研究を参考にし，教祖伊藤の生涯と思想を中心に，丸山教の歴史と教義を述べたものであり，伊藤の『丸山教祖伝』が触れていない「み組騒動」についても言及されている[11]。佐々木は，現代社会の抱える諸問題に対する危機意識の下で，丸山教会の改革を唱え，宗教者として平和運動に身を投じながら同書を著した。そこには，教団が戦前の国家体制に迎合したことへの深い反省と，民衆宗教の精神を失いつつある教団の現状への憂いがうかがわれる。

以上のような先学の研究によって，丸山教の教義，教祖伊藤の事績と思想形成，伝播の範囲，信者の階層などが明らかになってきた。しかし，丸山教の世直し思想と民衆生活との関連，土地移動の実態，貧民党・借金党との関係など，いまだ解明すべき点が多い。本章では，丸山教の爆発的流行と貧民党・借金党の活動が重なりあった地域である静岡県西部地域（遠州地方）を対象とし，丸山教信者の動向や貧民党・借金党の活動を通して，自由民権期における民衆運動の様相を明らかにしたい。

そこで，以下の点について考察していく。はじめに，丸山教の世直し・世直り観念が民衆の間にどのように表出したかを具体的事例をもとに概観する。次に，村落内の土地所有の変化や銀行との関係をもとに，丸山教信者の経済的実態について分析する。続いて，貧民党・借金党との関係について，残存する丸山教関係史料や新聞史料をもとに推察し，世直し・世直り観念の可能性と限界について検討する。最後に，丸山教への統制の過程を通して，民衆思想の天皇制国家の支配秩序への包摂について検証する[12]。

第１節　世直し・世直り観念の展開

丸山教は，明治 10 年代前半に静岡県に伝えられ，1882 年に行われた教祖による静岡大巡教を契機として，県下での教勢を急速に拡大した[13]。当時，静岡県の主な物産は，茶・綿・繭・煙草などであったが，とくに茶は輸出品の中心として横浜へと運ばれていた。丸山教の流行には，このような貿易により活発化した物的・人的交流が大きく影響していた。また，当初，丸山教は世直し・世直りの思想というよりも，むしろ病気治しの祈祷などによって教勢を拡大した。このころ度々コレラが大流行しており，1882 年には全国で 3 万 3700 人余りが死亡した[14]。静岡県でも，1882 年 8 月 2 日の調べで 551 人が感染し，25 人が死亡したとの報道がなされている[15]。丸山教の行者は，加持祈祷によって病気治しをほどこし，不安に怯える人々の心をつかんでいった。当時の新聞は，このような状況

を皮肉って「其祈る神だか仏だかを丸揚様（ナニ違った）丸山様と云ひ，其の祈りの際称えるのハ『火事ヤ何処だ丸山だ』と云ったら能さ然なものだに」[16]「丸山講に加はって居るものゝ斯く愚なるにハ笑ふ可く亦嘆く可き事どもなり」[17]と記している。新聞記者などの知識人にとって，丸山教は人々を惑わす邪教として捉えられていたのである。

丸山教が伝播した地域の中でも，遠州地方は世直し・世直りの観念にとらわれた人々の行動が最も先鋭化した地域である。遠州地方に丸山教が流行した背景としては，(1)新興茶業地帯として製茶業が発展したり，蘭や万年青の栽培が流行したりするなど，商業的農業が盛んになっていたため，松方デフレの深刻な影響を受けたこと，(2)近世富士講の成立以前からすでに富士信仰が盛んだったこと，(3)風土病といわれる間歇熱等の伝染病患者が多かったこと，(4)天竜川の氾濫等による風水害の被害が甚大だったこと，などが考えられる。

当時の新聞には，信者の行動について，次のような記事が載せられている[18]。

> 遠州豊田郡地方にては，近来丸山講といへるが流行し，此講中に加入するものは，未明に屋根へ昇りて日輪を拝し祈念を凝らせば，何事にても祈願成就せざることなしといふ妄信，吾もゝゝと加入し，頻りに信ずるなかには，病者に薬剤を飲ませず，或ひは祈念さへすれば，福の舞ひ込むなど言ひはやし，更に農業を務めず，只，夫のみに奔走し，甚しきは本年の五月にいたれば渾沌たる世界となり，人畜ともに悉く死亡し，特り丸山講の信者のみ生存して，清良たる世の中になるなど，愚かなる妄信にいよゝゝ迷ひ，徴兵をも遁るゝ祈願をなすなど，実に狂人のごとくなりと。（後略）

ここに表された世直し・世直りは，「渾沌たる世界となり，人畜ともに悉く死亡」というように，カタストロフィーを迎えることによってなされる。そののちは，丸山教の信者のみが生存する清良な世界となり，耕さずして自然に穀物が田畑に実るユートピアが実現する。こうした観念は，日本の伝統的メシア思想であるミロク信仰の伝統を受け継いだものである[19]。このような終末観的世直し・世直りの観念に導かれ，政治的混乱と生活の危機的状況の中で，これまで抑えられていた願望が，全面的解放と救済を求めて一挙に表出した。具体的には，①家屋・田畑等の財産を売り払って教会へ献金する，②耕さなくても作物が自然に実るといって生業を放棄する，③突然に小作地を地主に返す，④地租・地方税を納めない，⑤徴兵逃れの祈願をする，などの行為となって現れた。こうした行為の中でも，最も問題視されたことは，丸山教に入信した人々が田畑等を売り払って没落し，村落社会の秩序を崩壊させていくことであった。次にあげる史料からは，幻想的な世直し・世直り観念にとらわれた信者が土地を売却する際の様子をうかがい知ることができる[20]。

御願

齊藤運平

> 私儀風ト某人ノ誘ニ依リ丸山講社ナル者ニ加入シ昏愚ノ性慚愧ニ堪ヘズト雖，之ニ沈酔シ既ニ先祖傳来ノ地所ヲ同村坂部五長次方へ賣渡シノ儀申入，手附金拾五円請取リ請取証渡シタル処，同村親戚ノ者之ヲ聞出シ大ニ驚キ直様来リ種々懇説ナシ，且丸山講社ノ弊害ナル事縷々説示ニヨリ，漸ク沈酔ヲ覚醒シ始メテ改悟シ懺悔少ナカラズ。熟ラ思フニ昨日ハ夢ノ如ク浮説ニ迷ヒ其為ス所狂ノ如ク其売却ス可ラザルノ地所ヲ賣却セントセリ。然リト雖，彼ノ請取証タルヤ彼ノ五長次自筆シテ，私儀ヲシテ姓名ヲ記セシム。其明文タルヤ何タルヲ知ラズ。彼へ度々請取金返却ノ上売却破談慈愛ヲ以テ申入ルト雖，契約書アルト申シ聞入レズ。然リト雖，其ノ書縦令契約ノ明文アリト雖完全ノ契約ニ非ズ錯誤ノ契約ナリ。故ニ之ヲ履行スル能ハズ。尤彼ノ書一個ノ効力ヲ有セリ。全ク無効ノ者ト看做スニ非ズ。金子ヲ請取リタルニ相違ナケレバ金子返却ノ義務ハ尽サ

ズル可ラズ。決シテ金子ヲ踏籍スルニ非ズ。然レドモ錯誤ノ契約ナレバ地所ヲ渡スノ所以ナシ。何ヲ以テ其ノ錯誤タルヲ証セン。彼ノ書中二千三百三十二番八畝一歩ノ地ハ往キニ無尽抵当ニ入置タリ。彼ヘ談示ノ上ナラデハ他ヘ賣却スルノ權理ナシ。然ルヲ故ナク賣却セントス。是レ浮説ニ迷惑サレ前後忘失錯乱ノ致ス所是レ一証ナリ。且地所賣買ノ規則ニ因ラズシテ賣却セントス。是レ二証ナリ。又地所賣買ハ重件ナリ。本心ノ時ナラバ買請人ヲシテ認メシノ之ニ捺印スルノ理アランヤ。是レ錯誤ノ三証ナリ。然レバ全ク不完全ナル契約ト認ムルモ不可ナルナシ。今迷夢ヲ撹破シ本心ニ立帰ル上ハ，該請取証金返却ノ上契約取消ノ段偏ニ奉懇願候。右御洞察ノ上御裁断被成下候ハバ莫大ノ御仁恵難有奉存候也。此段以書面上申仕候以上。

下土方村

明治十八年一月十五日　　齊藤運平

親類

松下□（発カ）三郎㊞

下土方村組戸長

鷲山顕三郎殿

右の史料は，丸山教に加入した城東郡下土方村の齊藤運平が，「夢ノ如ク浮説ニ迷ヒ」先祖伝来の土地を売却してしまったため，驚いて駆けつけた親戚の者の説得によって夢から覚め，「錯誤ノ契約ナリ」として下土方村組戸長鷲山顕三郎へ契約破棄の裁断を求めたというものである。嘆願書に添えられていた売渡証（写）によれば，齊藤は 2 反 4 畝 11 歩の田を 131 円（1 反あたり約 53 円 76 銭）で売却していた。齊藤は，法的にはすでに売買契約が成立していることを承知の上で，契約の取消を求めたのである。この請願によって，齊藤の希望が聞き入れられたかどうかは不明である。ただ，齊藤は，このできごとによって丸山教を脱会したわけではなかった。1889 年に神道本局からの別派独立を求めた「神道丸山教別派分立請願」には，「静岡県遠江国引佐浜名山名城東郡信徒四百七拾名代理」として齊藤の名が見られる[21]。このことは，行き過ぎた信仰による教会への多額の献金や土地・財産の喪失という宗教的被害が，必ずしも信仰の破棄に結びつくわけではないことを示す事例でもある。これに類した事件は，各地で起こっていたと考えられる。本来，農民にとって，土地の売却は生活基盤の喪失につながることであった。そのため，人々は公売処分の達しを受けた場合，親戚・知人の間を駆け回ることによって，その執行だけは何とか避けようとした。しかし，丸山教の世直し・世直り観念は，先祖伝来の土地に対する農民の執着心までも解消させていたといえよう。

次の史料は，こうした事態を重く見た見付警察署（現磐田警察署）が，丸山教取り締まりのため，1884 年 2 月に告発状の形式をとって，豊田郡匂坂西村（現磐田市）の農民たちに書かせたものの一部である。警察の意図によって書かれたものではあるが，勧誘の際にどのような言説がなされたか，おおよその様子がわかるであろう[22]。

（前略）我等ヲ丸山講ニ加入セシメントシテ流言浮説ヲナス左ノ如シ

一、丸山講ニ加入セサル者当五月中ニ死ス

一、同講ニ加入セサル者ハ井戸ノ水血トナリ飲用スル者ハ皆死ス

一、同講ニ加入セサル者ハ三月ヨリ五月迄ニ神風ヲ吹セ毒ヲ雨フラシテ皆殺シ

一、同講ニ加入シ呪符ヲ受用スル者ハ死ヲ免ル

一、同講ニ加入シ祈祷ヲ受ル者医薬ヲ要セス疾病全癒ス

一、同講ニ加入ス（ママ）ル 天ヨリ衣食ヲ給フ

一、同講ニ加入スル者ハ職業ヲナサスシテ天ノ恵ヲ受ク

一、同講ニ加入スレハ言レザル快楽ヲ受ク

一、同講ニ加入スレハ徴兵ヲ免ル

一、同講ニ加入シ弐拾名ノ信徒ヲ周旋人加入セシムレハ従前ノ大名乎旗本位ノ領地ヲ受ク。其原因ハ宍野面カ又外ニ全国ヲ総轄スル人出（以下略）

（中略）殊ニコハヒ者ガ有ル。其レハ二月三月ニハ憎(僧)及神宮(宮)呼出シテ廃シ，四月ニ到テヨホド尽力セネバナラヌ。五月ハ杜若ノ花開ク如ク丸山講ニ於テ実ニユルヤカナ時ガ有。八月頃ニ到テ闇ニナル事ガ有。凡(凡)ソ一週間又二，三年ヲ至テ遅クモ五年間ニハ悪風乎毒薬ヲ雨フラシテ，社会悪風依テ死ス。人民六分方ハタスケ度思トモ六ケ敷思也。其結局ヲ如何ト問ヘハ，其尽力ニ依テ従前ノ大名乎旗本ニナスト答，又宍野カ有栖川ガ天子ニ成ル故也。（後略）

ここでの勧誘は，切迫したカタストロフィーへの恐怖と丸山教の恩恵という二つの要素によってなされている。史料に登場する宍野半(ししのなかば)は，平田銕胤門下の国学者で，教部省出仕後に駿河国大宮浅間神社の宮司となり，富士一山講社を設立して富士講を統合した人物である。また，有栖川宮熾仁親王は，戊辰戦争で東征大総督を務めた後，祭神論争収拾のため，明治天皇の勅裁によって神道事務局総裁となった人物である。終末観的世直し・世直りの幻想が高まるにつれ，丸山教にはわずかではあるが宗教王国的観念の萌芽が見られた。しかし，かつての幕藩体制を夢想し，国家神道に関係の深い人物を天子としようとするところに，丸山教の宗教王国的観念の限界と国家神道体制の影響力が感じられる。また，天皇を絶対視せず，その地位は交替されるものとして相対化し，その交替者を宗教界の頂点に託している点で注目される。この史料は 1884 年の時点での様子を示すものであるが，信者たちはこのころから教祖や静岡県有渡郡栗原教会み組組長の西ヶ谷平四郎を頂点においた構想をもつようになっていったとみられる。

教祖伊藤六郎兵衛は，1884 年から 1890 年頃までたびたび世替りの予言をしたという[23]。こうした予言を伝え聞いた人々は，世直し・世直りへの期待を一挙に膨らませ，教祖や本院でさえ抑えきれないほどの熱気を帯びていった。なかには，西ヶ谷のように，世直し・世直りの幻想を煽って信者から法外な献金を募り，集めた膨大な資金を浪費し，さらには別派独立を図るなど，教会の秩序を大きく乱す者も現れてきた。いわゆる「み組騒動」である。このような事態を憂慮した丸山教本院は，幹部を静岡に派遣して事態の収拾を図った。また，1885 年に「神道丸山教教会規則」[24]，1886 年には「信徒取締方法」[25] を出すなどして信者の取り締まりに努めた。

こうして，世直し・世直りの幻想は表向き収まったかのように見えたが，信者の間では国会開設の時期にあたる 1890，91 年頃まで続いた。丸山教本庁には，1891 年 11 月 16 日付『静岡大務新聞』に掲載されたとみられる，本院長伊藤六郎兵衛に宛てた質問状に対する回答の原稿が保管されている[16]。質問者は，三河国八名郡豊浦村の渡辺仲蔵であり，渡辺自身丸山教信徒と称している。質問は全部で七カ条あり，そのうちの第一条は，次のようなものであった。

曰く彼れ等は本院長の命なりと稱シテ曰く，吾が丸山講を信ずる者わ他日世運一變して徳川時代の如く封建制度となる日に至れば即ち大名とならん。此時に當っては財寶意の如く心事思ひの儘ならぬなし。吾が院長わ宛然一個の大覇王となり生殺與奪大權を握り，吾が教徒の安寧を図り永ク福社を禀けしめんと。是れ果して虚誕浮華の妄語にあらずや。其虚誕猶黙す可し。王政復古の聖世に生れて其粒栗を食みなから此妄語を做す者，其國政を害し人心を誣惑する，亦以て大なりと謂ふべし云々。

質問からは，1891 年に至っても「み組騒動」の影響が残っていたことがうかがえる。この質問に対し，丸山教本院は，次のように反論した。

此段仲蔵等が人を傷つけんとして却て自から誣するの甚敷を憐れまさるを得ざるなり。彼等は自ら本教會の信徒なりと自稱しツヽ有りながら，此の如き無稽妄誕の説を捏造して，以て完全無缺なる吾が本院長を始，吾ガ信徒を傷つけんとするは，少シく識見なる者は一目以て瞭々火を睹るガ如し。何となれば文明開化の今日に於て奮幕の陋習を浮慕志，封建制度を布き大名覇王となる云々，三尺の童子と雖も此の馬鹿々々しき囈語に驚かざるを得さるなり。吾ガ院長の如きは道徳慈善を以て自から行ふ者にして，専ら教理を以て天下人心の乱階を防がんとする者にして，天下大權を握り子孫栄耀栄華を謀る如き思想夢にだも見ざる所なり。況んや数百歩を譲り，此の如き説を為すも，方今の盛世ある間敷の事たるニ依て，是我ガ信徒中此の如き馬鹿者あるを聞かずして，却て彼の仲蔵等が此囈語をはく其愚笑う可きなり。謂へに吾ガ輩ガ彼等の誣妄の言を信ぜす，彼等が是等の事を講造して我教會を傷つけるの愚を憐れまざるを得さるなり。仲蔵諸氏よ若シ夢にたも此の事ありとセば，宜しく其証左を掲けて公衆に發表ある所あれ。

ここには，明治 10 年代後期，反文明開化の立場から世直しを主張した丸山教とは全く反対の答弁がなされている。このころ丸山教本院は，必死に世直し・世直り幻想による信者たちの動揺を抑えようとしていた。このようにして，丸山教は次第にその変革的思想を後退させ，やがて天皇制国家の支配秩序のなかに包摂されていったのである。

以上，遠州地方等を中心に丸山教の世直し・世直り観念の展開と信者の動向について概観した。そこで，次節では，丸山教信者を取り巻く経済状況について，遠江国豊田郡み組 29 号教会があった豊田郡富岡村（旧磐田郡豊田町，現磐田市）を対象に，土地所有の変化や金融機関との関係をもとに分析してみよう。

第２節　丸山教受容の社会経済的背景

豊田郡富岡村[27]を中心とする一帯は，天竜川下流東岸に位置し，先に挙げた『静岡大務新聞』1884 年 3 月 28 日付記事や同年 2 月の「告発状」に取り上げられた丸山教信者が活発に活動した地域である。しかし，現在では教会所は存在せず，信者がわずかに残っているのみであり，丸山教本庁との交流はほとんどない。丸山教会への献金によって田畑を失ったという伝承を知る人も少ない。

この地域では，遅くとも 1883 年後半には丸山教が伝えられていたとみられる。しかし，官憲による弾圧が本格化する 1885 年以前の信者名・居住村等については，断片的な史料が残っているのみであり，1886 年 9 月 27 日付県令宛「神道丸山匂坂仮教会所設置依頼書（写）」[28]や「明治廿四年十月改加列人名帳（遠江国豊田郡美組廿九号取締）」[29]が，信者の実態を探っていく上での基礎的史料となる。1886 年の「神道丸山匂坂仮教会所設置依頼書（写）」には，「従前之信徒取締且新ニ結成仕度候」という記載があり，本院による信者の取り締まりと組織立て直しの意図が示されている。そのため，遠江から三河地方にかけて広範囲にわたる信者の署名が集められるとともに，同書の末尾に本院長伊藤六郎兵衛の署名・捺印がなされた。署名した信者の数は 112 カ村 344 名であり，なかには土佐国秋野郡中野村の住所をもつ者も 1 名含まれていた。また，「明治廿四年十月改加列人名帳」によれば，豊田郡み組 29 号教会には，豊田郡を中心に山名・磐田・長上・周智・佐野・城東・敷知・引佐の 9 郡にわたる広範囲の信者が所属していた。教会所は，豊田郡気賀東村（1889 年より富岡村の小字）に設けられていた。所属する信者の人数は，男性 351 人（92 %），女性 31 人（8 %），計 382 人であった。近世富士講において，食行身禄は女性蔑視・女性穢汚観を否定して男女の平等を説き，その伝統は丸山教に受け継がれた。入信は家単位でなされることが多かったと考えられるが，ここにみ

る女性の参加は富士講以来の伝統の表れであるともいえよう。

ここでは，土地台帳等の基礎史料が比較的多く残されていた豊田郡中野戸村と同郡匂坂西村（いずれも 1889 年より富岡村の小字）を対象に，村落内の階層構成の変化や銀行との関係から丸山教信者の経済的状況について考察してみよう。

中野戸村は，天竜川下流部の沖積平野に拓けた村で，村人のほとんどは農業を営んでいた（**表 1 - 1**）。1888 年の統計によると，田 23 町 3 反 6 畝 13 歩（地価 1 万 2420 円余），畑 15 町 9 反 6 畝 13 歩（地価 3263 円余），このほか宅地，山林，池沼等を合わせると，総計 64 町 9 反 3 畝 11 歩（地価 17588 円余）であった[30]。また，1891 年当時の戸数は 48 戸，人口が 305 人であった。なお，「明治廿四年十月改加列人名帳」には，男性のみ 18 名の信者の名が記載されている。この地域は，度々天竜川の氾濫による被害を受け，所々に水害によって荒廃した水田や池沼が見られたという。

表1 - 1　豊田郡中野戸村の職業別人口構成

職業	戸数	家族人数（人）			職業人数（人）		
農	47	男	128	232	男	84	152
		女	104		女	68	
工	3	男	4	4	男	3	3
		女	0		女	0	
商	0	男	0	0	男	0	0
		女	0		女	0	
雑	3	男	8	15	男	6	12
		女	7		女	6	
合計	53	男	140	251	男	93	167
		女	111		女	74	

（1882 年 12 月 31 日現在）
※明治 16 年「諸願伺届進達書類綴込」（中野戸村戸長役場）より作成。

表 1 - 2 は，1878 年から 1904 年にかけての田畑の所有状況を階層別に示したものである。これによれば，1881 年から 1888 年にかけて，8 反以上 1 町 5 反未満の層の分解が進み，8 反未満の層が増加している。とくに 2 反未満の層の増加が目立っている。また，土地の移動は 1888 年以降も続き，5 反未満の村内所有者が減少するのに対し，村外地主が次第に浸食してきている。村外地主の多くは近隣の村の者であったが，なかには数キロメートル離れた見付町の山内清吉（明治 15 年池田銀行初代頭取，明治 25 年中遠銀行初代頭取）もいた。また，宮ノ一色村（明治 22 年より井通村の小字）の藤原清吉（明治 15 年銀行類似会社確明社取締役）の名も見られる。8 反以上 1 町 5 反未満の層は，当時の農村において零細的な家族経営を営む自作農もしくは自小作農と考えられる。この層の没落は，8 反未満層の土地喪失と相俟って，村落秩序に大きな影響を与えたことは想像に難くない。一方，多くの農民が没落していく中，公売処分になった土地の買い入れなどによって土地を集積していたのが，中野戸村最大の地主であり，加茂西村外十カ村戸長を務めていた鈴木孫四郎である。彼は，農業の傍ら，油絞業や金融業（個人貸や池田銀行役員）を営んでいた。中野戸村内の所有田畑だけを見ても，1878 年に 5 町 4 反 8 畝 7 歩であったものが，1888 年に 10 町 5 畝 8 歩へと急増し，1904 年には 11 町 1 反 9 畝 4 歩になっていた。明治 10 年代後半は，松方デフレの下で全国的に土地所有の流動化が激しかった時期であるが，このように中野戸村においても，農民層分解と地主的土地所有が急速に進展していたのである。

図 1 - 1 は，土地の所有状況が判明した丸山教信者が属する家 15 軒の田畑所有高の変遷を示したものである。1878 年の時点で，どの信者も 1 町 2 反未満の層であった。このうち 9 反以上を所有していた 3 軒は，松方デフレ期を乗り切り所有地を増やした。一方，9 反未満だった者は，土地を減らし没落していった。グラフからは，とくに 1881 年から 1888 年にかけての 8 年間に土地の移動が激しかったことがわかる。先に述べたように，丸山教に入信した人々の中には，田畑を売却したり，小作地を地主に返却したりした者もいた。しかし，**表 1 - 2** のように，丸山教信者に限らず，村全体で

表1 - 2　中野戸村の田畑所有階層別構成の変化

所有面積	1878年		1881年頃		1888年		1904年	
	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外
10町以上					1		1	
5町以上10町未満	1		1					
4町 ～ 5町								
3町 ～ 4町					1		1	
2町 ～ 3町	1	5	1	4		5	2	6
1町9反 ～ 2町	1		1					
1町8反 ～ 1町9反					1			
1町7反 ～ 1町8反					1			
1町6反 ～ 1町7反	2		1		1		1	
1町5反 ～ 1町6反							1	
1町4反 ～ 1町5反								
1町3反 ～ 1町4反	1		3				1	
1町2反 ～ 1町3反			1		1			
1町1反 ～ 1町2反	1	9	1	10	2	4		6
1町 ～ 1町1反	1						1	
9反 ～ 1町	3		2				2	
8反 ～ 9反	3		3		1		2	
7反 ～ 8反	2		2		4		2	
6反 ～ 7反	2		2				1	1
5反 ～ 6反	2	1	2	1	4		2	1
4反 ～ 5反	8	1	9		5	2	1	1
3反 ～ 4反	9	46	7	46	5	54 2	4	43 2
2反 ～ 3反	3	2	6	1	5	3	8	2
1反 ～ 2反	10		8		11	4	5	8
1反未満	9	2	7	2	14	2	14	6
無所有	1	6	3	8	6	5	6	7
計（人）	60	12	60	12	63	18	55	28

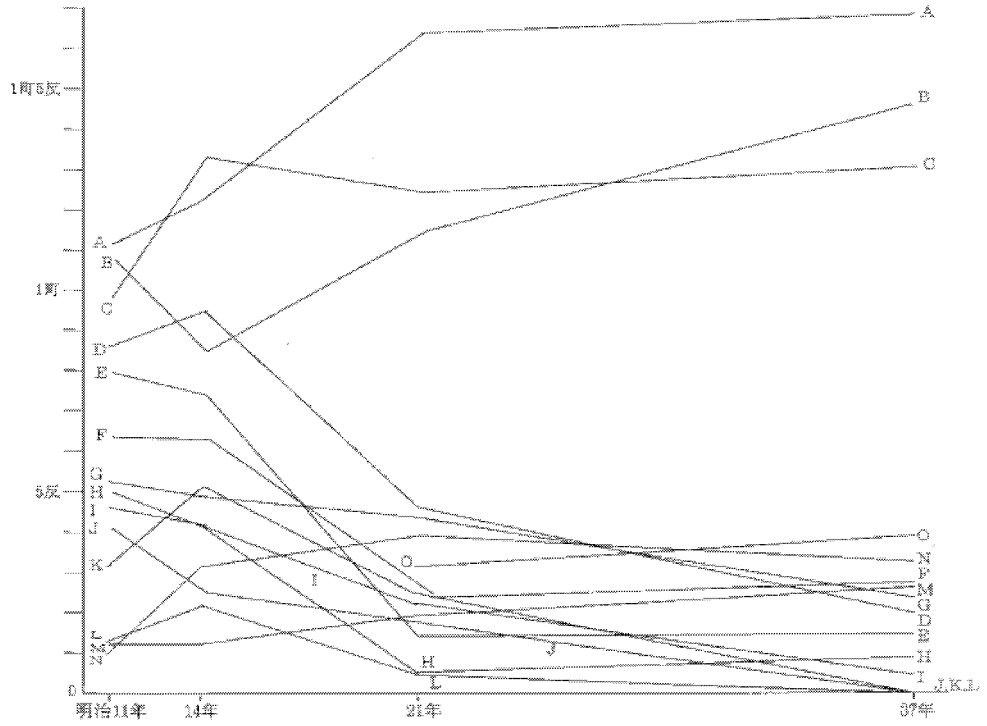
※「中野戸村名寄総計帳」（明治11年），「中野戸村土地台帳」（明治21年），「名寄集計下調帳」（明治37年）より作成。

※本表は，中野戸村内に土地を有する村内および村外の地主の田畑所有状況を示している。

※無所有は，名寄帳，土地台帳に記載されたうち，宅地・山林・荒田・荒畑・雑種地は所有するが，田畑は所有しない者である。

土地の流動化が進んでいたことも確かである。この時期，公売処分を含む容赦ない租税の徴収，農産物及び土地価格の下落，自然災害による凶作などにより，農民たちの土地への執着が弱まっていた。こうした社会的に不安定な状況を背景として，丸山教は没落の危機に瀕する中農以下の層を中心に受容され，土地の流動化に拍車をかける役割を果たしたといえよう。

次に，丸山教信者と銀行との関係について見てみよう。富岡村の周辺では，1882年9月から明治1883年1月にかけて，池田銀行（池田村），匂坂銀行（匂坂新村），確明社（下万能村），井通銀行（宮野



信者	概　　要
A	明治 28 年遺産相続
B	明治 29 年家督相続，父親報徳社員（昭和 3 年 12 月まで）
C	明治 13 年家督相続，報徳社員，丸山教明治 18 年脱会
D	報徳社員
E	明治 14 年家督相続，報徳社員
F	報徳社員，丸山教明治 18 年脱会
G	明治 29 年家督相続，報徳社員
H	明治 11 ～ 17 年の間に相続，丸山教明治 18 年脱会
I	特になし
J	明治 28 年相続，報徳社員
K	報徳社員，丸山教明治 18 年脱会
L	明治 15 年家督相続，報徳社員
M	明治 18 年代替り養嗣子，報徳社員
N	明治 18 年遺産相続，報徳社員
O	明治 20 年親戚一同により絶家再興（安政 4 年以来絶家）相続人となる，報徳社員

※明治 11 年から 37 年の間に家督相続等により代替りしている場合も，丸山教信者が属する家の所有高の変遷を継続して扱った。
※土地台帳等に氏名が掲載されていても，経過の不明な者は除いてある。
※「明治十五年四月廿八日設立社員連名簿遠江国豊田郡中野戸村報徳社」，「社員名簿磐田郡富岡村中野戸報徳社」，「中野戸村名寄総計帳」（明治 11 年），「中野戸村土地台帳」（明治 21 年），「名寄集計下調帳」（明治 37 年）より作成。

図１－１　中野戸村における丸山教信者の田畑所有状況の変遷

一色村）が開業した[31]。この地域に銀行や銀行類似会社が次々と設立された背景には，茶業を中心とする商品経済の急速な発達があった。茶園の開発や設備投資等に多額の経費を要する茶業の普及・発展は，従来の信用貸や講などの金融にかわる近代的な金融機関としての銀行の設立を促したのである。

匂坂銀行は，1882 年 10 月，匂坂新村（1889 年より岩田村，現磐田市）に設立され，1887 年 6 月に解散した[32]。同行は，資本金 25000 円（500 株），出資者は約 70 名であり，役員や株主のほとんど

を富岡村・岩田村域の者が占めていた。**表1 - 3**は，1883 年下半期における匂坂銀行株主の株式所有数を示したものである[33]。当時の株主総数は 73 名であったが，この中には，丸山教信者 5 名，信者の家族 1 名，あわせて 6 名の丸山教関係者がいた。匂坂銀行の株式総数は 500 株（25000 円，1 株＝ 50 円）であり，そのうちの 6 %にあたる 30 株（1500 円）を丸山教関係者が出資していた。株主全体の一人あたりの平均保有株数が約 6.8 株（340 円）なのに対し，丸山教関係者は 5 株（250 円）と比較的少額である。

表1 - 4は，匂坂西村における田畑所有者数を階層別に表すとともに，匂坂銀行株主と丸山教信者の田畑所有状況を示したものである。匂坂西村は，匂坂中之郷村を挟んで中野戸村の北側に位置し，中野戸村とは古くから関係の深い村であった。同村の「土地台帳総計帳」が失われており，この時期の村高等は不明である。田畑の所有状況については「匂坂西村土地台帳」（明治 21 年），株主については第 2 回～第 5 回「匂坂銀行実際考課状」（明治 15 年 10 月～明治 17 年下半期），丸山教信者については「神道丸山匂坂仮教会所設置依頼書（写）」（明治 19 年 9 月）・「明治廿四年十月改加列人名帳」（明治 24 年）等をもとに作成した。史料的制約は免れないが，丸山教信者と銀行との関係を考える上で参考となるであろう。匂坂西村では，田畑所有者 78 名のうち，匂坂銀行の株主となった者は 15 名であった。同村には，1 町 7 反以上の田畑所有者が 3 名いるが，3 名とも匂坂銀行の株主であり，所有株数も 10 株～ 20 株と多かった。この層には，丸山教信者は確認できなかった。8 反以上 1 町 5 反未満の層では，田畑所有者 13 人の半数弱にあたる 6 人が株主となっており，所有株数は 5 ～ 10 株であった。この層では，4 名の丸山教信者が確認できた。この中で，株主と丸山教信者を兼ねる者は 1 名（1 町 3 反以上 1 町 4 反未満，5 株）であった。8 反未満の層では，田畑所有者 62 名のうち，株主は 6

表1 - 3　匂坂銀行株主中の丸山教信者

株数	金額（円）	株主（人）	信者（人）
30	1500	4	—
21	1050	1	—
20	1000	2	—
15	750	1	—
10	500	11	1
7	350	1	—
6	300	2	—
5	250	18	2
4	200	6	(1)
3	150	12	2
2	100	10	—
1	50	5	—
合　計		73	5（1）

※（　）内は丸山教信者の家族
※「明治十六年自七月至十二月実際考課状匂坂銀行」（明治 17 年 1 月），「明治廿四年十一月改加列人名帳遠江国豊田郡美組廿九号取締」より作成。

表1 - 4　匂坂西村の田畑所有階層別構成（匂坂銀行株主・丸山教信者）

所　有　面　積	田畑所有者（人）	株主〔株数〕	信者〔株数〕
10 町以上			
5 町以上 10 町未満			
4 町　～　5 町			
3 町　～　4 町	2	2〔20，15〕	
2 町　～　3 町			
1 町 9 反　～　2 町			
1 町 8 反　～ 1 町 9 反			
1 町 7 反　～ 1 町 8 反	1	1〔10〕	
1 町 6 反　～ 1 町 7 反			
1 町 5 反　～ 1 町 6 反			
1 町 4 反　～ 1 町 5 反			
1 町 3 反　～ 1 町 4 反	4	3〔10，6，5〕	1〔5〕
1 町 2 反　～ 1 町 3 反	1	1〔10〕	1
1 町 1 反　～ 1 町 2 反	2		1
1 町　～ 1 町 1 反	2	1〔10〕	
9 反　～　1 町	1		
8 反　～　9 反	3	1〔5〕	1
7 反　～　8 反	3	2〔6，5〕	
6 反　～　7 反	5		1
5 反　～　6 反	4		
4 反　～　5 反	7		1
3 反　～　4 反	1		1
2 反　～　3 反	7	1〔30〕	2
1 反　～　2 反	15		3
1 反未満	13	2〔6，1〕	3
無所有	7	1〔10〕	1〔10〕
計	78	15	16

※明治 21 年匂坂西村「土地台帳」，匂坂銀行実際考課状（第 2 回～第 5 回），「明治廿四年十一月改加列人名帳遠江国豊田郡美組廿九号取締」等より作成。
※〔　〕内の数字は所有株数を表している。

名であり，丸山教信者は12名であった。この層でも，株主と丸山教信者を兼ねる者は1名（無所有，10株）であった。3反未満の所有者の中にも4名の株主が見られるが，これらの人々は1884年から1888年の間に，松方デフレの下で土地を喪失した可能性が高い。例えば，匂坂銀行の監事として30株（1500円）を出資した新井宇平次（非信者）の場合，銀行経営の破綻や天竜川の豊田橋架橋事業の失敗により，1887年には公売処分を受けるほどになっていた。匂坂西村における匂坂銀行の株主（15名）と丸山教信者（16名）の数はほぼ同数であるが，両者を兼ねる者は2名しかいない。丸山教信者にとっては，銀行への出資よりも信仰上の活動が優先されたか，あるいは株主となった者に比べて，信者の多くは出資する余力をもたなかったのではないかと考えられる。以上のことからも，丸山教の受容が，土地の流動化による階層構成の変化や，近代的金融制度の成立等の急激な社会変動の中で行われていたことがわかる。

第３節　丸山教と貧民党

一般に丸山教の流行した地域は，自由民権運動や負債農民騒擾の盛んな地域と一定の重なりをもっていたといわれている。しかし，これまでのところ，これらの運動と丸山教との関係は必ずしも明らかにされたわけではない。自由民権運動については，教祖伊藤六郎兵衛が「西洋文明国まで，日本国家（会カ）へ条約改正。自由党と坊主はほろびる」[34]と語っているように，反文明開化の立場から否定されるものであった。民権運動の側からいっても，丸山教は愚民を惑わす邪教として捉えられていた。民権運動が丸山教の世直し・世直り観念，とくに対権力意識において影響を与えていることは確かであろう。しかし，全般的には，丸山教と民権運動とは平行線をたどっていたといわざるをえない。

丸山教の世直し・世直り観念と結合する可能性が高かったと考えられるのが，貧民党・借金党の運動である。静岡県下では，1883年秋に負債者組織の貯蓄社が伊豆地方に生まれて以来，1885年頃まで各地で貧民党・借金党の活動が盛んであった。遠州地方では，次の新聞記事のように，1884年9月頃に豊田郡一言村（1889年より井通村の小字）において貧民党の集会が行われた[35]。

> （前略）遠州南部よりの報道に，同地に於ても此等の悪弊が漸々波及せしものと見え，甲村党より乙村党に伝へ，丙村より丁村に通じて，頻りに同盟員を募りしが，之を賛成するもの意外に多く，一村中二名乃至四，五名を除くの外は，村内挙て之に同盟するに臻（いた）りて，去る日，其第一回を一ト言原に開きしが，会するもの無慮三百余名，何事をか議し，他日，第二回を約して解散せしと聞込しが，其後，第二回は何れの地方に開きしや更に知らざれ共，兎に角，是等の党派が何れへか現出し，一朝運動を為す如きことあらば，実に一方ならざる騒擾を惹起すならん。（後略）

このように，貧民党・借金党は村落共同体的結合を媒介にして組織されていた。そこには，人々を組織する貧民総代が存在していた。遠州豊田郡の借金党では，銀行や貸付会社へ談判する諸費用として，貧民党に加入する場合には一人につき50銭を差し出し，負債金無利息15年賦返還の目的を達した場合には，借金10円につき1銭ずつの手数料を貧民総代が徴収する，というような取り決めを行っていた[36]。先の集会から約1カ月後，豊田郡の10カ村貧民総代が，匂坂銀行に対し次のような嘆願書を提出した[37]。

> 嘆願書
>
> 同郡十ケ村ノ貧民ヨリ依頼ヲ受ケ，書ヲ銀行頭取諸君ニ呈ス，我地方銀行設置已来貧者ハ御行ニ融通金ヲ以テ貢租上納生活上ノ助成ト也，天ニ仰キ地ニ伏シテ行ノ有益ナルヲ悟リ，在勤スル諸君ハ同胞ノ親愛ヲ被ルト云ツベキカ，実ニ自母ノ懐ニ安置スル思ヲ為ス，然ルニ方今ハカラサリキ米価ノ下落ニ随ヒ自ラ金融閉塞ヲ来シ，農ハ米穀諸物品ノ売上代金ヲ減ジ，商ハ物品ノ停滞

スルノミナラズ元代価多額ノ損耗ヲ来シ，終ニ御行ニアル処ノ負債金ヲ返済スルノ目途ヲ失シ，已ニ御行ニ返納スル処ノ期限ヲ過キ抵当品ヲ売却シテ返金ニ充テント欲スルモ，目下世上一般ノ不景気ニ遇ヒ相当ノ売却代価ヲ得ル事能ハズ，漸ク遷延スルニ至リ御行ニテハ該規則ノアルアリテ是ヲ民事裁判所ニ持チ出サレ直チニ返金ノ申渡ヲ受ルハ勿論ナレトモ，該抵当価額相償フ能ハサルヨリ負債者ハ身代限ヲ致シ，（中略）遂ニ自カラ逃散飢饉ノ外ナシ，（中略）依テ右村々貧民ノ負債金，当明治十七年ヨリ向フ拾五ケ年賦返済ヲ期約スレバ御行ニ元金ノ減ズル事ナク，貧富相和スルノ道徳共ニ行ハル，何卒前顕之趣旨御了承有テ，明治十七年ヨリ向フ十五年賦返済ノ約ニ有之度此段奉願候也。（傍点引用者）

この嘆願書の中に登場する「道徳」には，共同体維持のために，困窮した者に対して，富裕な者により当然行われなければならない救済行為という意味が込められている。それは，近世の伝統的慣習に基づく主張である[38]。しかし，現実は，負債者の頭上には近代法による容赦ない処断がのし掛かってきていた[39]。貧民党・借金党の活動は，そうした近代の冷酷さに対抗すべく，村落共同体的結合を基礎に広域的な運動へと発展したものであった。一方，村落指導者・豪農層の多くは銀行の経営側に立ち，貧民党・借金党とは対立する立場であった[40]。

貧民党・借金党が以上のような活動を行っているのに対し，丸山教はどのようなかかわりをもったのであろうか。当時の新聞には，「近来，遠州地方に於て借金党又は負債党などゝ称へ，銀行或は豪農等に逼りて，良民を苦しむるものは，大抵丸山講の信徒なり」[41]という記事が見られる。記事からは，丸山教の信者と借金党・貧民党の構成員が，相当重なっていたことが読み取れる。このように，丸山教信者の不穏な動きが聞かれるようになると，丸山教本院は権少教正高岡惟善ら三名を静岡に派遣した。高岡らは，静岡県庁より事態の沈静化を依頼されている。

表1 - 5は，当時の新聞に掲載された遠州地方の貧民党の指導者をまとめたものである。匂坂銀行に嘆願書を出した貧民総代については，これまでの調査で8名の居住村が判明している。このうち，中野戸村の真島精平は，1878，79年頃に父太平の家督を相続し，1879年から1885年頃にかけて村会議員を務めた。その間の1883年には，衛生委員にも選出されている。貧民総代となった時は，30歳代前半であった。中野戸村内での所有田畑は，1878年に9反9畝26歩，1888年には7反9畝24歩であり，10年の間に2反ほど減少した。1888年の土地台帳では，再び太平の名義になっており，貧民党指導者となったことによる影響が予想される。真島の場合，それほど極端に土地を喪失しておらず，1885年頃の匂坂銀行「貸付証目録」[42]の負債者の中にも名前が見あたらないため，その人となりを買われて総代に推されたものかとも思われる。鈴木勘次郎，新井吉太郎，青島治作，茅野五郎作については，「貸付証目録」の中に名前が見られる。鈴木勘次郎の場合には，1882年に同行から20円を借りたが返済できず，1888年の所有地はわずかに荒田6畝5歩を残すのみであった。貧民総代となった時，鈴木は24歳であった。そして，1889年には，妻や老母とともに故郷を離れ，東京府京橋区へ転籍していった。「貸付証目録」には，青島治作が借用金5円，茅野五郎作63円となっている。

貧民党と丸山教との関係について見ると，匂坂銀行に嘆願した10名や宮之一色村の藤原孫七は，「加列人名帳」等の丸山教関係史料の中には見あたらない。丸山教信者の経済状況や貧民党が村落共同体を基盤として組織されていることから見て，信者の相当数が貧民党の構成員となっていたことは予想される。ただ，貧民党は負債者一般を広範に組織したものであり，自分たちがおかれた状況に対して現実的に対処しようとする主体性がある。これに対して，丸山教は幻想の世界に「世直り」を希求するものである。従って，貧民党・借金党の行動原理と丸山教の活動とは本来異なる次元のものであり，丸山教自体が貧民党・借金党の指導的役割を果たすものであったとは考えられない。

しかし，西遠地方（天竜川以西）についてみた場合，その様相はやや異なっている。敷知郡庄内地域（現浜松市西区）では，「呉松，村櫛，平松，和地等の各村に流行する神道扶桑教会丸山講は，昨今に至り，弥々世間に所謂借用党といふ者の様な兆の露れしにより，目下，其筋にても大に配慮されるやに聞けり」[43] と報じられている。こうした事態になったのは，投機的な商品作物である藺の失敗によって損失をした商人が丸山教に入り込み，「良民を煽動し，数多の財産を貪らんとし，且つ穏かならぬ負債延期の事抔を謀る輩」[44] がいたためだという。また，「天津神は一人に私せず，平等均一に恵みます御心なるに，富者あり，貧者あるは，神の御心に違へりなど，彼社会党に類似する説を以て教示する者もあり」[45] とも報じられている。これまでのところ新聞史料で見る限りでは，西遠地方における貧民党・借金党の具体的活動は確認されていない。おそらく，貧民党・借金党が存在したにしてもさほど強固な組織がなく，その活動が新聞に取り上げられるほど目立つものではなかったのではないだろうか。もしそのような状況があるとすれば，豊田郡のように組織化が進んだ地域では，負債農民騒擾はその本来とるべき形をとったのだが，西遠地方のように組織化がそれほど進んでいない地域では，丸山教の結合力を利用した組織化が進行していたことも考えられる。だが，その際も，丸山教自体が貧民党・借金党の役割を担うには思想的にあまりにも未熟であった。近代的制度のもとで債権者との交渉を進めていくには，丸山教とは異なる行動原理をもつ貧民党的組織の結成が必要となったであろう[46]。

表1-5　遠州地方の貧民党・借金党指導者

氏　名	郡	村	内　容	掲載新聞
赤堀利吉 加藤喜七 星野藤次郎 池ヶ谷文左衛門	城東 山名 周知 志太	高橋村 中野村 宇川村 築地下村	借用金10カ年賦返済を県庁へ歎願。	『静岡大務新聞』 明治17年8月21日付 明治17年10月9日付
青島武平 渥美喜六 茅野五郎作 青島治作 新井吉太郎 鈴木勘次郎 真島精平 本間庄蔵 斎藤五平 菓子音六	豊田	寺谷村 匂坂上村 匂坂中村 匂坂新村 匂坂西村 気賀西村 中野戸村 不明 匂坂下村 不明	10カ村貧民総代として15カ年賦返済を匂坂銀行へ歎願。	『静岡大務新聞』 明治17年10月19日付 『自由新聞』 明治17年10月21日付
藤原孫七	豊田	宮之一色村	青島武平とともに静岡第三十五国立銀行見付支店へ強談し警察へ拘引される。下万能村の確明社（貸付会社）へ詫書を出す。	『静岡大務新聞』 明治17年12月24日付 明治18年2月18日付
三浦半平 他3名	山名	不明	城東郡平川村の貸付会社へ姓名を偽り，不穏な挙動により拘引される。	『静岡大務新聞』 明治17年12月16日付

※志太郡の池ヶ谷文左衛門は駿河国に属するが，他の3名と行動を共にしたとみられるため表に記載した。

このころ，西遠地方の敷知・長上・浜名郡では，各村組戸長宛に次のような内達が行われていた。

埼玉県下秩父郡其他ニ於テ暴民蜂起シ，兵器ヲ携ヘ，官衙ヲ焼キ，豪家ヲ毀チ，金銭ヲ奪ヒ，（中略）一時ノ風潮感染シ，愚民ヲ煽動，暴行ヲ企ツル者有之モ難図ニ付，精々注意ヲ加ヘ，火焔ヲ未然ニ防ギ候様致スベシ。此旨内達候也。

明治十七年十一月七日

敷知・長上・浜名郡長　青山沃

新居宿組

戸長　石原猪吉郎殿

追テ方今丸山講，借金党等ト唱ヘ人民ヲ煽惑シ，不容易浮説ヲ唱ヘ候モノ，各組合追々増加候風聞モ有之，目下最モ注意ヲ要スベキ義ニ付，組合内，右等ニ関スルモノ及ビ之ニ類似スル所業ノモノ有之候ハヾ，其人名至急密告候様致スベシ。此旨添達候也。

このように，秩父困民党事件の衝撃は遠州地方にも伝えられていた。丸山教についていえば，政府・県や支配層が最も恐れていたのは，その世直し・世直りの観念と貧民党・借金党の活動とが結びつき，爆発的な力となって支配秩序が攪乱されることであった。しかし，秩父困民党の場合，蜂起以前の段階において，組織化に向けた活動が地下に潜った形でねばり強く綿密に行われ，一般農民の側も，不穏な情勢はあっても，熱狂的な世直し・世直り観念の表出は見られず，そこには嵐の前の静けさともいえる状態が存在した。一方，丸山教は，教勢の拡大に伴って地域間の人的・物的・思想的交流を盛んにし，終末観的世直し・世直りの雰囲気を醸すことによって，人々に社会的変革への期待を高めた。だが同時に，その熱狂的な世直し・世直りの観念は，困民党的な主体性と地道な努力を他律的な幻想の中に解消させてしまったといえよう。

第４節　丸山教本院による統制

丸山教信者の行動が社会問題化し，官憲による弾圧が強まるのに伴い，丸山教本院は信者の熱狂的な世直し・世直り幻想をおさえる必要に迫られることとなった（**表1 - 6**参照）。本院は，「み組騒動」による混乱を収拾し教団を存続させるため，信者に対する取り締まりを強化するとともに，1885 年の神道事務局への転属に際して，教会組織の基本である『神道丸山教会規約』を制定した[47]。

規約の内容は，（ア）通俗道徳的規定，（イ）講的教団としての規定，（ウ）国家神道体制下の教団としての規定，という大きく三つの面に分けることができる。（ア）の道徳的規定としては，「信徒ハ凡テ実行ヲ以テ率先シ神人ヲ感格スルヲ旨趣トス」（第 6 条），「信徒ノ子弟若シ父兄ノ教誨ヲ受ケズ言行道ニ背ク者アレハ教師又ハ掛員ニ於テ厚ク説諭ヲ加フヘシ」（第 11 条），「信徒ノ父兄タル者ハ其子弟ノ教育ヲ惰ル可カラス」（第 12 条），「信徒ハ凡テ浪費ヲ省キ窮乏ノ者ヲ救恤スヘシ」（第 16 条），「信徒ニシテ平素敬神忠孝貞婦義僕及ヒ慈善ノ行アレハ其事迹ヲ詳述シ本院ニ報告スヘシ」（第 18 条）などがある。これらは，平素守るべき道徳的実践を定めたものである。（イ）については，組織・職制のほか，講的結合を示すものとして，「死ハ人ノ大典ナレハ信徒相互ニ丁寧ニ情誼ヲ尽シ会葬賻金ヲ為スヘシ」（第 19 条），「信徒ハ漸次仏葬ヲ改メ総テ神葬ニ改復スル様注意スヘシ」（第 20 条），「信徒ハ同胞ノ親ミヲ為シ吉凶相慶弔シ疾病患難ヲ救合スヘシ」（第 9 条），「信徒旅路ニ於テ不慮ノ災害疾病ニ罹リ其最寄分院及ヒ祠宇并ニ教会所ヘ告クレハ事実審査ノ上丁寧ノ取扱ヒヲ為スヘシ」（第 17 条），「加列セシ者ハ毎月金壱銭宛ヲ醵出シ之ヲ教費ニ充テ餘贏ハ貯積スルモノトス」（第 22 条）というような規定がみられる。

（ウ）は，官憲による弾圧が迫るなか，教団の存続を図る上で，世直し思想を隠蔽し国家神道体制に順応していくための重要な規定である。熱狂的な世直し・世直り幻想を抑えるため，信者に対して，「異端邪説ヲ信スヘカラス又ハ隠怪ヲ説キ人ヲ惑ハスヘカラス」（第 10 条）として注意を与えた。そして，教導職など禁厭を施そうとする者を対象に，「禁厭ヲ施シタルモノニシテ医療又ハ服薬ヲ惰ルモノ有ラバ懇切教諭シテ之ヲ受ケシムベシ」（禁厭規則第 9 条），「金銭ヲ貪リ又ハ人ヲ蠱惑スル等ノ所業ヲ為スベカラズ」（禁厭規則第 10 条），「禁厭ニ事寄セ教主ノ名ヲ仮リ流言浮説ヲ唱ヘ又ハ猥褻ノ所業ヲ為スベカラズ」（禁厭規則第 11 条）などの禁厭規則を定めた。また，国家神道体制に順応する

表1 - 6　静岡県内における官憲および扶桑教会・丸山教本院による信者への統制

（1882 年～ 1887 年）

年　月	主　な　で　き　ご　と
1882 年	
11 月	伊藤六郎兵衛，宍野半らによる静岡大巡教が行われる。
	静岡片羽町の大石弥兵衛が，丸山教に関することで戸長を侮辱したため，重禁錮１カ月・罰金５円の刑を受ける。
1884 年	
5 月	豊田郡の丸山教信者が見付警察署に召喚，拘引される。
	扶桑教会の小澤大講義，高崎権大講義の説教へ丸山教信者が集まる。（静岡・浜松）
	見付警察署へ召喚中の信者 100 名余りが，小澤・高崎の説教を聞く。
6 月	豊田郡の戸長が，居村ほか４カ村の者を誘導し，丸山教へ引き入れ，田畑の耕作を打ち捨てさせたとして，警察が信者を召喚し，説諭・拘留する。
	長上郡の信者が，小澤・高崎の説教により，田畑売り払いを見合わせる。
	敷知郡村櫛村で田畑財産売却の報により，気賀分署が丸山教信者を召喚，先達 12，3 名を拘留する。
	敷知郡庄内地方９カ村の信者，気賀分署へ召喚される者が１日に 20 ～ 30 人に及ぶ。
9 月	気賀分署が丸山教の主立った信者を 60 ～ 70 名ずつ召喚し，説諭する。
10 月	豊田郡の山手辺の地域で，「世界没滅，天地潰裂，人畜悉皆」等の浮説，財産売却，教会所設立，地方税不納の動きがあり，警察や戸長らが説諭する。
11 月	敷知郡呉松村・村櫛村の丸山教信者が，集会の解散を命じた用掛に対して殴打し，戸長役場打毀の不穏な態度を見せたため，気賀分署，浜松警察署の巡査が６名を検挙する。
	榛原郡の信者 10 名余りが，衆人眩惑により相良警察署に拘引される。
12 月	遠州地方において借金党・負債党と称する者は大抵丸山教の信者との報により，権少教正高岡惟善，権大講義尾澤権三衛門，権中講義新井巌が沈静のために来静し，県社寺係大井十五等出仕，永峰県大書記官に面会する。
1885 年	
1 月	見付警察署が丸山教信者 100 余名を召喚し，説諭する。
7 月	丸山教会が扶桑教会から分離し，神道事務局へ転属する。扶桑教管長事務取扱田中頼庸が丸山講に解散命令を出す。
1886 年	
2 月	「神道丸山教会規約」が静岡大務新聞に掲載される。
	豊田・引佐・敷知郡において，官憲が丸山教の挙動に注目し，人名等も取り調べているとの投書が新聞に寄せられる。
	静岡において，丸山教演説会（３日間）が開かれる。（講師：千葉安次郎，糟屋岩吉，深川浪穂，佐々井道太郎，竹下平右衛門）
4 月	深川浪穂による浮説禁止の広告が新聞に掲載される。
5 月	安部郡井川村の丸山教教導職試補となった４名が，静岡警察署に召喚され，規約 46 条の内容を聞かれたうえ説諭され辞職。
	安部郡・有度郡の人民惣代数名が静岡警察署に召喚され，丸山教に加盟して農業等を怠らないよう人民一同へ説諭することを申し渡される。
	静岡教会分院長伊藤国吉による取締広告が出される。
	浜松警察署が信者を召喚し，結髪を切るよう説諭する。
6 月	丸山教会静岡分院が斬髪広告を出す。
	鈴木泰蔵，新井巌，深川浪穂による演説会が行われる。
	静岡警察署が斬髪のために信者９名を召喚する。
1887 年	
9 月	警察によって，み組栗原教会が捜索を受け，西ヶ谷平四郎ら主立った者が逮捕される。
	丸山教本院・静岡分院による取締声明が出される。
11 月	佐々井道太郎による詐欺告発のため，西ヶ谷が辞表を提出する。

『静岡新聞』，『静岡大務新聞』，『東海暁鐘新報』，『函右日報』，原口清『明治前期地方政治史研究』（下），江村栄一『自由民権革命の研究』，佐々木千代松『民衆宗教の源流』，柚利淳一「美組事件分類」（丸山教本庁所蔵）より作成。

ために，「信徒中私利自便ヲ営マス協心戮力シテ国家ノ公益ヲ経画創挙シ愛国ノ実行ヲ奏スヘシ」（第７条），「毎朝早起盥嗽シ神座ニ向ヒ祓祠ヲ奏シ畢テ皇城ノ方ニ向ヒ敬拝シ次ニ祖先歴世ノ霊ヲ拝シ報本反始ノ道ヲ尽スヘシ」（第 27 条）とし，加列する者の守るべき教誡として，「一、主神ヲ敬フヘシ。一、国体ヲ重スヘシ。一、人道ヲ修ムヘシ」（第四六条）を示した。

1886 年５月及び 1887 年９月，丸山教本院・静岡分院は，信者に対する取締声明を発した。1886 年五月に出された「信徒取締方法」[48] は，静岡分院開設に際して出されたものである。その主な内容は，①分院には受持教師が常在し，駿遠豆地方の丸山教信者の取り締まりを総括するとともに，巡回員2名をおいて常に巡回指導を行う，②教理に背いたり家業を怠る者には懇篤説諭を加え矯正する，③受持教師や巡回員の説諭に従わず教会の対面を汚す行為をした者は速やかに除名し，法律規則に違反し

た者についてはその筋へ訴える，④寄附その他の名目でいわれなく金銭・物品を募集し私利を営んだ者は，取り調べの上，事情によってはその筋へ上申する，⑤流言浮説を唱え人を蠱惑したり，禁厭によって私利を営む者は，受持教師が直ちにその筋へ上申する，⑥官署・郡役所・戸長から取り締まり上の照会があった時には，受持教師は直ちに出張し取り締まりの方法を講じる，というのものであった。

また，1887 年 9 月の取締声明は，丸山教本院による「近来本教信徒ノ者流言浮説ニ誑惑セラレ，聊カ所有ノ田畑ヲ売却シ，或ハ妄談怪話ヲ以テ細民ヲ眩惑煽動シ弊害不勘哉ノ趣相聞ヘ，万一右様ノ所為有之ニ於テハ其筋へ勿論本属管長ニ対□(シン)実以テ不相済次第ニ付」という布達をうけたもので，前回とほぼ同様の趣旨であるが，説諭による猶予がなく，直ちに「脱社」「告訴告発」するなど，より厳しい内容となっている[49]。これらの取り締まりは，「み組騒動」に苦慮した丸山教本院・静岡分院幹部が，警察権力とともに信者の動きを統制しようとしたものである。しかし，本院側の統制に対し，み組指導者は講師の説諭終了後，「皆の衆，本部からのお話の筋が判ったか。あの話の最中に講師の方がときどき耳の裏をかいていたであろう。あれは政府の手前のことで，本当は，話の裏を聞けよ，ということである。今の話の裏が本当のことだよ」といって，巧みに信者を誘導したという[50]。「み組」を中心とする激しい世直し・世直り観念の展開は，丸山教本院だけでは制御不能な状態に陥っていたといえよう。このように切迫した状況の下で，西ヶ谷は 1887 年 9 月に警察によって逮捕されたのち失脚したとみられるが，その詳細や彼の末路は明らかでない[51]。

以上のように，官憲による弾圧や内部対立の激化等により，丸山教は存続をかけてその思想的展開を後退させ，自ら近代天皇制国家の支配秩序への適合を図っていったのである。

第５節　国家神道体制と丸山教

最後に，国家神道体制への思想的従属について，「三条の教則」に関する丸山教会の対応を中心に考察してみよう。

1872 年，政府は神祇省を廃止して教部省を新設し，「三条の教則」を定めるとともに教導職制を実施した。これにより，神仏判然の方針が廃され，「三条の教則」に基づく国民教化が，神道，仏教，民間宗教をあげて行われることとなった。「三条の教則」は，「一、敬神愛国ノ旨ヲ体スベキコト。二、天理人道ヲ明ニスベキコト。三、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキコト」という 3 カ条からなり，天皇制国家の宗教イデオロギーの基本を示すものである。「三条の教則」の制定は，民衆宗教の教義内容を規制して，その自主的発展の道を阻害し，民衆宗教をイデオロギー的に編成する基礎となった。

丸山教も，この「三条の教則」に従って民衆教化活動に加わった。しかし，「三条の教則」に表現された神道理論を丸山教がそのまま受け入れたのかといえば，必ずしもそうではない。丸山教は，独特な解釈を加えることによって，「三条の教則」を自らの教義の中に取り入れている。例えば，伊藤六郎兵衛は『お調べ』の中で，「第一條、けへしんあいこくのむねをたへすべきこと。一條をたいすべきこと，これハ一を(捨)すてるがどう(道理)り。これあらためて，第一條けへしんあいこくのむねを寶泰(奉戴)す，とあらためる也。」と述べている[52]。ここでは，第一条の「体す」が「絶やす」につながるということで，「奉戴す」に直すべきであるという言い換えがなされている。六郎兵衛は続けて，「よ(廿)のなかハ，天し様よりほかにハ，神ハなきようにをもうこゝろ也。丸山ハ，天し様の五ふた(御布達)とゆうところにして，丸ハ日ともうす。山ハ月ともうす。日月・高砂，又龍もん・五ずめ(爪)の龍。かよなところハみな，天し様(の)まもり神とこゝろへます。一日のまもりになるときハ，よハたい半(泰半)。一ニまよいのよのなか，一をほうたいして，こゝろやすん(安)ずる。」と述べている[53]。世の中は天皇よりほかに神はないと思っ

ているが，丸山教は天皇の守り神である。それによって世は泰平なのである，という主張である。ここには，国家神道イデオロギーを受け入れながら，なおかつそれを丸山教の論理に転換し，天皇制を従属的に包み込もうとする努力が見られる。

さらに，丸山教では布教の際に，「三条の教則」について，次のような独特の解釈が加えられた[54]。

> まづ三條の教けんの理解なり。第一條ハけいしん愛国のむねをたいすべき事，天理人道を明ニす遍き事，皇上をほうたいす畏心を遵(導カ)守せしむべき事。一條をひらけばけいしんのけいなり，志んは心なり。此のけいしんの心をひらけバ天理人道ハ明かなり。皇上をほうたいすもそのとふりなり。月の四分のあけさげをかんじ，日の四りんのあけさげをかんじ，いはれ月ヨリかんずるなり。そのしゅうこうハ女の月やくをかんじ，（中略）そこを以て敬神とゆう，壱分のしんとゆう，之をそろばんで一の段なり。そこで女の月のとまりたとこを二の段なり，いまゝでは二の段からはじめているなり。こんどは壱の段ヨリはじまるから旨ゝが教導をうけて三ヶ條のひらきをするにハけいしんからひらくべし。これがひらけなければ教導はつとまらん。（後略）

ここでは，女性の生理やそろばんに例えた難解で特異な表現がなされている。この趣旨は，第一条の「敬神」を重点的に説かなければならないということであり，田中頼庸の国家神道理論にみられるような，天理を説くことから皇室の尊厳，臣民の忠誠へと行き着くものとは異なる流れである。民間信仰的神道説の系譜を引く創唱宗教として，国家神道とは本来異質な系譜をもつ丸山教にとって，第一条の敬神愛国のみが本来受け入れることのできるものであり，他の二条はそれに付随しているにすぎない。六郎兵衛は，第一条を重視し，そこから平和な世の中へと自己の論理を敷衍していった。しかし，こうした努力も天皇制国家権力による干渉・圧迫とイデオロギー攻勢のまえに，教団組織の存廃という現実的問題があらわれたとき，その有効性を失っていったのである。

丸山教は 1875 年に富士一山講社（のちの扶桑教）に所属し，布教の合法性を得た。そして，1885 年からは神道事務局（のち神道本局）に属した。しかし，これはあくまでも合法的布教のための手段であって，教理の異質性ばかりでなく，組織・財政などの点でも様々な問題があった。明治 10 年代後半から 20 年代初頭にかけて，丸山教は 1884，1889 年と教派独立の誓願を行い，その後も幾度か誓願した（教派独立を成し遂げるのは，敗戦後の 1946 年である）。とりわけ，1889 年の請願は精力的に行われた。丸山教会は，神道本局管長稲葉正邦の奥印をとり，信者代表の連署をもって「神道丸山教別派分立請願書」[55] を内務省に提出し，内務省もこれを受理した。しかし，長野県知事がこれに強く反対したため失敗に終わった。長野県は，「み組騒動」の影響をかなり受けた地域であり，そのことが原因だったのではないかと考えられている。請願書には，御嶽講では神習教・大成教・御嶽教，富士講では実行教・扶桑教が別派分立しており，およそ信者 20 万人に及べば独立できるということであるが，丸山教会もすでに 130 万人に達しているので別派分立を許可願いたい，ということが述べられている。そして，「講社ニ加ハル者三条ノ朝旨ヲ格守スルヲ以テ，朝憲大法ニ触レ又ハ公租納期ヲ滞リ身代限ノ處分ヲ受クル等ノ事アル事ナシ」と記されており，「三条の教則」は，ここでも信者を規制している。また，「公租納期ヲ…」とわざわざ断らなければならなかったところに，「み組騒動」の深刻な影響がみられる。

1889 年の請願が失敗に終わった 1890 年 9 月，丸山教会は「丸山教建白綱領国猷会ヲ奉ル」と題する一文を発布した[56]。以下は，旧豊田郡匂坂中之郷村稲垣家から見つかったその写しである。

丸山教建白綱領国猷会ヲ奉ル

明治廿三年九月二日明教□(緒誌カ) □ニ発布ス

一　皇室ノ尊栄(コウシツ　ソンエイ)ヲ維持シ列聖ノ遺訓(イ　ジ　レッセイ　イクン)ヲ守ル事

皇室トハ天子ノ御家ナリ。尊栄トハタツトクサカユルナリ。維持トハモチコタユルナリ。列聖トハ代々之天皇ヲイフ。是ハドコマデモ天子ヲバ敬ヒタツトビ能クソノ訓ヲ守ルトノ意味ナリ。

一　異端(イタン)ヲ排撃(ハイゲキ)シ惟神(ソンカミ)ノ大道(タイマウ)ヲ顕揚(ケンヨウ)スル事

異端トハ邪(ジャ)教ナリ。排撃トハヲシノケルコトナリ。大道トハ真ノ道ナリ。顕揚トハアラハスコトナリ。是ハ道ニソムケル教ヲバウチノケテヒトリ神々ノマコトノ道ヲ顕ハサントノ意味ナリ。

一　国粋保存(コクスイホゾン)ヲ　主(シュ)(ママ)　トス然レトモ又世ト推移(スイイ)スル事ヲ務ムル事

国粋トハ国ノヨキトコロナリ。保存トハモチコタユルコトナリ。推移トハヲシウツルコトナリ。是ハ我国在来(アリキタリ)ノヨキモノハ保存トテモチコタユルヲ主トテ第一トナリ。シカシナガラ又世トテ時世ニモ随ヒテ後レヌ様ニ心掛ルトノ意味ナリ。

十一月八日写　　（注：原文のフリガナは朱書き）

「三条の教則」の「皇室奉戴，朝旨遵守」は，第 1 条「皇室の尊栄…」となって表れている。第 2 条では，それまで邪教視されていた丸山教が，積極的に国家神道体制に適合することによって，自己の存在の正当性を主張するとともに，それまで自らのおかれていた位置を排撃し，宗教思想の展開を抑制している。第 3 条の「是ハ我国在来ノ…」とは，近代化・文明化の進展しつつある当時の思想状況の反映である。以上のような主張が独立のための方便であるとしても，丸山教の方向転換を示すものであることは確かである。この一文の内容が，広く信者に達せられたことの意味は大きい。1890 年は，世直し・世直りの年と期待されていた年である[57]。おそらく 1890 年には，まだ信者の間には世直し・世直りへの期待も僅かながら残っていたであろう。しかし，その期待も国会が開設され議会政治が始まり，近代化・文明化が進展するなかで，やがて消滅していった。

1891 年，丸山教本院は信者に対して，「丸山教会泰祠宇規定附則」[58] を通達した。その中には，「一　明治維新の御政体に，神道大教正（原注，三条西公）並に神道総裁宮（原注，有栖川宮一品親王）より頒布(さずけ)られたる，三条の教憲を，襲(かさね)て遵奉せしむる事。」「一　明治二十三年の教育勅語を遵守せしむる事。」等の規定があった。教育勅語は，民権思想の浸透を防ぎ，天皇制イデオロギーに基づく国民教化を進めることを目的として作成されたものであり，国体の教義を成文化した国家神道の教典としての機能を果たした[59]。国会が開かれ，教育勅語が渙発された 1890 年は，世直し・世直りへの幻想が大きく後退し，国家神道体制への従属が決定的となった点で，丸山教にとって転機となる年であった。

遠州地方の貧民党・借金党は蜂起に至らず，官憲による取り締まりによって衰退し，やがて解散に追い込まれていった。丸山教を受容した人々も次第に幻想から覚め，日常生活を近代化・文明化の動きに対応させていった。一方，政府は，村落秩序の回復を図るため，1885 年に「済急趣意書」を布達して農村更生運動を進めた。また，報徳運動にみられるような地主・豪農層主導による道徳実践的経済活動と民衆教化が，人々の生活及びその意識を支配するようになった。熱狂的世直し・世直りの幻想に踊った人々は，やがて報徳主義を受け入れ，豪農層中心の村落共同体秩序を支える構成員となっていった。丸山教は，その世直し思想の熱狂性ゆえに，かえって強力に天皇制・国家神道イデオロギーの網の目にとらえられ，近代天皇制国家の支配秩序に包摂されていった。こうして丸山教の世直し・世直りの観念は，広範な人々の間でその思想的発展を遂げることなく，歴史の流れの中に沈殿していったのである。

以上，本章では丸山教信者の経済状況や貧民党・借金党との関係，「み組騒動」などをもとに，（1）

丸山教は，原始的蓄積過程の中で没落の危機に瀕する小生産者農民を中心に受容され，その思想は，民衆の間に終末観的世直し・世直りの観念として展開したこと，（２）同一地域において，丸山教信者と貧民党・借金党の構成員とが重なっていた可能性は非常に高いものの，指導者レベルでの重なりは見られなかったこと，（３）丸山教の熱狂的な世直し・世直りへの期待は，困民党的な主体性と努力を他律的な幻想の中に解消させてしまったこと，（４）丸山教は，世直し・世直り幻想の展開を抑えながら，独自の教義解釈をしつつ，急速に天皇制・国家神道イデオロギー＝天皇制国家の支配秩序の枠組みへと包摂されていったこと，などについて考察した。

世直し・世直りへの願望は，いつの時代にも人々の意識の中に存在する。現代に生きる私たちの周りにも，様々な社会的・時代的制約が取り巻き，私たちの思想と行動を規制している。その中で，社会秩序，公共性，個人の在り方等を巡って，民衆の原理と国家の原理とが錯綜しながら人びとの思想形成に影響を及ぼしている。「よりよい世の中にしたい，なってほしい」という人々の素朴な願いが幻想に終わることのない社会を実現するためにも，現代および未来の民衆の思想形成の在り方について，私たちは真摯に問い続けなければならない。

次章では，自由民権運動が敗北し，世直し・世直りを求める民衆運動も近代化の波に飲み込まれていった後，明治憲法体制の下で地域民衆がいかなる政治状況に置かれ，どのような意識を持って行動したか，町村段階での政党間の政争の実態を通して明らかにしたい。

【註】

（１）本稿では，「民衆運動」を一揆，負債農民騒擾，民衆宗教など底辺民衆による諸運動とし，士族・豪農層主導による自由民権運動とは区別して扱うこととする（鶴巻孝雄「民衆運動と社会意識」『岩波講座　日本通史』第 16 巻近代１，岩波書店，1994 年参照）。なお，秩父事件については，自由民権運動や一般の負債農民騒擾，幕末の世直し一揆とは質的に異なる独自の民衆運動とする稲田雅洋の見解が妥当であると考える（稲田雅洋『日本近代社会成立期の民衆運動―困民党研究序説―』筑摩書房，1990 年。同「民衆運動と〈近代〉」困民党研究会編『民衆運動の〈近代〉』現代企画室，1994 年，pp.10-38）。

（２）丸山教では，「納　魂（みたまおさめ）の修行」を行った 1873 年以後，六郎兵衛を「開山」と呼び，この年をもって開教の年としている。1875 年に宍野半の富士一山講社に加入することによって布教活動を公然と行えるようになり，丸山教会本部を登戸の六郎兵衛宅に置いた。当時の新聞史料を見ると，そのほとんどは「丸山講」と記しているが，本稿では，幕末・明治期に特有な民衆宗教の一つと捉え，「丸山教」と記すこととする。また，信者についても，正式には，教師，教徒（神葬に改式した者），信徒に三区分されるが，本稿で扱う「明治廿四年十月改加列人名帳」（旧豊田町匂坂中之郷稲垣家文書）等の丸山教関係史料には，この区分は明確に表れない。そのため本稿では，とくに必要のない限り，丸山教に入信した者を一括して「信者」と表記する。

（３）柚利淳一『丸山教祖伝』丸山教本庁，1955 年。

（４）原口清「静岡事件の社会的背景」静岡法経短期大学『法経論集』第 3 号，1955 年，のち明治史料研究連絡会『明治史研究叢書Ⅸ民権運動の展開』御茶の水書房，1958 年，pp.30-123，所収。

（５）原口清『明治前期地方政治史研究』下巻，塙書房，1974 年，pp.193-372。

（６）当麻成志「丸山教団の発展と土着化過程について」日本地理学会『地理学評論』31・8，1958 年，pp.13-22。

（７）当麻成志「天竜川河岸の一農村における宗教受容と地域構造の関係」『地理学評論』33・4，1959

年，pp.13-26。

（８）安丸良夫・ひろたまさき「『世直し』の論理の系譜―丸山教を中心に―」『日本史研究』85・86号，1966 年，のち安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店，1974 年，pp.87-146，所収。

（９）（10）江村栄一「民権と明治国家」『自由民権革命の研究』法政大学出版局，1984 年，pp.12-53。

（11）佐々木千代松『民衆宗教の源流―丸山教・富士講の歴史と教義―』白石書店，1983 年。

（12）鹿野政直は，頂点の思想家を対象とした近代思想史研究のあり方を批判し，思想史の領域として論理の分野と受容の分野を挙げ，論理の分野において専門的思想家，受容の分野においては民衆をそれぞれ主体とする思想史の構想を民衆思想史研究として提唱した。すなわち，思想を意識の次元で扱うことによって，「受けとめられ方」をも思想史の対象としたのである。さらに，「生産のにない手としての民衆は，おそらくそれゆえに思想のうえでも起発力でなければならない。あるいは，思想のうえでももっとも根元的な意味においての生産者でなければならない」という認識によって，民衆を思想史のなかに主体的に位置づけようとした（鹿野政直「“近代”批判の成立―民衆思想における―」『歴史学研究』341 号，1968 年）。民衆においては，意識，観念，思想は渾然として未分化の状態にある。本稿では，鹿野の論考に学びつつ，表出した具体的な事象にとどまらず，世直し・世直り観念を民衆思想の一形態として捉え，論を進めていきたい。

（13）註（４）原口清前掲論文，pp.91-92。

（14）『近代日本総合年表』第二版，岩波書店，1984 年，p.90。

（15）『静岡新聞』明治 15 年 8 月 4 日付。

（16）『静岡新聞』明治 15 年 4 月 2 日付。

（17）『静岡新聞』明治 15 年 10 月 1 日付。

（18）『静岡大務新聞』明治 17 年 3 月 28 日付（『静岡県史』資料編 17 近現代二，p.745）。

（19）註（８）安丸前掲書。なお，民俗学者の宮田登氏は，「ミロク信仰」を時代の枠を超越した潜在的かつ連続的な民衆の伝承的意識として捉え，鹿島踊，金華山信仰，布袋信仰，ダイシ信仰，富士講，大本教，沖縄のミロク信仰など，古代から現代に至る「ミロク信仰」を丹念に掘り起こした。そして，民衆が求める「世直し」は，地震によって泥海化して生ずる「世直し」ではなく，稲作の生産過程に応じて旧き世と新しき世が交替し，米の豊かな幸福に満ちた「ミロクの世」へと徐々に改革されていくものであることを指摘している（宮田登『ミロク信仰の研究　新訂版』未来社，1975 年）。

（20）小笠郡大東町下土方（現掛川市下土方）鷲山家文書。

（21）「神道丸山教別派分立請願」『神奈川県史』資料編 13 近代・現代（3），1977 年，pp.288-293。

（22）平野日出男「丸山教の告発状」『静岡県近代史研究会会報』41 号，1982 年。なお，筆者は静岡市羽鳥の見性寺を訪ねて原史料を探すとともに，故平野日出男氏の奥様にも尋ねたが，残念ながら史料の所在を確認することができなかった。

（23）註（８）安丸前掲書，p.122。

（24）旧豊田町郷土資料館所蔵（旧豊田町匂坂中之郷稲垣家文書）。

（25）『静岡大務新聞』明治 19 年 5 月 18 日付。

（26）丸山教本庁所蔵「美組事件資料」。現在のところ，明治 24 年 11 月 16 日付『静岡大務新聞』は現存していないため，記事そのものを確認することはできなかった。

（27）1889 年 3 月に，気賀西村，加茂西村，中野戸村，匂坂西村，気賀東村，七蔵新田村，加茂川原村，匂坂中之郷村，加茂東村，匂坂下村の 10 カ村が合併して富岡村となった。富岡村は，1958

年に井通村，池田村，十束村の一部と合併して磐田郡豊田村となった。豊田村は 1973 年に町制が施行された。2005 年 4 月 1 日，平成の大合併によって，豊田町は磐田市と合併し，磐田市の一部となった。

(28)「明治十九年人民願伺届綴込豊田郡加茂西村外十ケ村戸長役場」，旧豊田町誌編さん室所蔵文書。

(29) 旧豊田町郷土資料館所蔵（旧豊田町匂坂中之郷稲家文書）。

(30)「中野戸村土地台帳総計」（明治 21 年），旧豊田町誌編さん室所蔵文書。

(31) 拙稿「近代化の進展と社会の変化」豊田町誌編さん委員会『豊田町誌』（通史編），1996 年，pp.751-764。下万能村に開設された確明社は，1883 年に宮野一色村に移転し，その後井通銀行となったと考えられる。

(32) 磐田市匂坂上渥美国太郎家匂坂銀行関係資料。

(33) 匂坂銀行には中野戸村の株主は見られない。中野戸村の場合には池田銀行とのかかわりが深かったことによると思われるが，史料的な制約により判然としない。

(34)「（明治廿三年旧三月）十七日」『丸山教祖真蹟御法お調べ』下巻，丸山教本庁，1977 年，p.25。

(35)『自由新聞』明治 17 年 9 月 28 日付（『静岡県史』資料編 17 近代二，p.735）。

(36)『自由新聞』明治 17 年 11 月 20 日付（『静岡県史』資料編 17 近代二，pp.736-737）。

(37)『静岡大務新聞』明治 17 年 10 月 19 日付（静岡県民権百年実行委員会編『静岡県自由民権史料集』三一書房，1984 年，pp.614-615）。なお，同史料集にある借金党の指導者名「青島精平」は，「真島精平」の誤りである。

(38) 鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界』東京大学出版会，1992 年，p.80。.

(39) 水林彪は，大地主の土地集積が地租改正以後，とくに 1884 ～ 1889 年の数年間に集中的になされたことの法的条件として，幕藩制時代の土地取引慣行及びそれらに規定された幕府・諸藩の土地取引法から，明治初期における土地取引法への変革―近代法大系の成立―があったと指摘している（水林彪「土地所有秩序の変革と『近代法』」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座』東京大学出版会，2005 年，pp.123-156）。

(40) 例えば，井通村出身の有力者である大橋頼摸は，「破産ノ無頼輩，是（不況による農民の困窮と社会の退歩―引用者）ヲ奇貨トシ，無智ノ小民ヲ煽導シ借金党ト称シ不穏ノ所為ヲ謀リシモノ少シトセス」と述べ，借金党に対する嫌悪感を露わにしている（大橋又兵衛・頼摸「渥美大橋祖先系統沿革録附第拾壹代記全」1887 年頃）。なお，大橋頼摸の経歴等については，本論文第２章並びに拙稿「地域利益誘導型政治家の原型―大橋頼摸―」静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』静岡新聞社，1999 年，pp.93-112 を参照されたい。

(41)『静岡大務新聞』明治 17 年 12 月 5 日付（『静岡県史』資料編 17 近現代二，p.751）。

(42) 註（32）渥美国太郎家匂坂銀行関係資料。なお，「貸付証目録」は控えのための走り書き程度に書かれたものであり，一部の取引しか記録されていないため，匂坂銀行の貸し付け状況全体を把握することは困難である。

(43)（44)『函右日報』明治 17 年 12 月 3 日付（『静岡県史』資料編 17 近現代二，pp.750-751）。

(45)『朝野新聞』明治 17 年 12 月 13 日付（『静岡県史』資料編 17 近現代二，pp.751-752）。

(46) 新居町史編さん室所蔵「県令・郡長内達留」（『静岡県史』資料編 17 近現代二，pp.735-736）。

(47)『神道丸山教会規約』明治十八年七月，旧豊田町郷土資料館所蔵（匂坂中之郷稲垣家文書）。

(48)『静岡大務新聞』明治 19 年 5 月 18 日付。

(49)『静岡大務新聞』明治 20 年 10 月 1 日付。

(50) 佐々木千代松『民衆宗教の源流―丸山教・富士講の歴史と教義―』白石書店，1983 年，p.223。

(51) 柚利淳一氏による「美組事件分類」（丸山教本庁所蔵）というメモの中には，「明治二十年〇十一月四日改西ヶ谷辞表提出，佐々井道太郎より詐欺告発のため」とある。

(52)(53)「(明治廿五年旧）五月十六日」『丸山教祖真蹟御法お調べ』下巻，丸山教本庁，pp.410-411。

(54) 旧磐田郡豊田町郷土資料館所蔵（匂坂中之郷稲垣家文書)。

(55)「神道丸山教別派分立請願書」明治 22 年（丸山教本庁所蔵)。

(56) 旧磐田郡豊田町郷土資料館所蔵匂坂中之郷稲垣家文書。同文書には「明教雑誌」に掲載されたと見られる一文があるが，この時期に「明教雑誌」は発刊されておらず，「明教新誌」の誤りではないかとも考えられる。ただし，現在のところ，同文書が掲載された「明教新誌」の所在は確認されていない。

(57)『自由新聞』明治 17 年 11 月 22 日付の記事には，丸山教信者の動向について，「明治二十三年には国会と共に大乱起るも，該講に加入せし者は無事平安なり……」とある。

(58) 註（３）柚利前掲書，p.448。

(59) 村上重良『国家神道』岩波書店，1970 年，pp.134-140。

第２章　初期議会政治における党争と民衆意識

日清戦争後から日露戦争に至るいわゆる日清戦後経営期は，日本資本主義の確立に伴い，自由民権運動以来の藩閥政府対民党という対抗の図式が崩れ，中央および地方における政治構造が大きく変化した時期である。とりわけ，1898 年 6 月の憲政党の成立とそのわずか 4 カ月後の分裂を契機に，官僚支配と政党勢力の妥協的連携が進展した。これにより，政党勢力が体制内に取り込まれるとともに，自由派（自由党―憲政党―立憲政友会）対進歩派（立憲改進党―進歩党―憲政本党）の政争が激化した。党派間の対立の構造は，町村段階にまで持ち込まれ，町村が政争の場となり，党争に由来する数々の不正事件が起こることとなった(1)。

静岡県では，1899 年 8 月以降，小野田知事と憲政党―政友会との提携が成立し，進歩派に対する選挙干渉や疑獄事件などの不正事件が相次ぎ，静岡県の秕政は全国的に注目の的となった。この時期の県政の態様については，すでに原口清「日清戦争後における地方政治構造の変質過程―静岡県を中心として―」による分析があり，『静岡県史』（通史編 5 近現代 1）等にもその概要が紹介されている(2)。しかし，これまでのところ，各事件を掘り下げ地域の政治構造について具体的に分析した研究はほとんどなされていない。

本章では，静岡県政友会の幹部として県政を牛耳り，種々の事件に関与しながら，政友会の勢力拡大に重要な役割を果たした大橋頼摸（おおはしたのも（らいも））と中遠疑獄事件の関係に焦点を当て，頼摸と彼を取り巻く人々の意識や行動を通して，日清戦後経営期における地域の政治構造について解明する。

第１節　政争の激化と県政の混乱

明治 30 年代，静岡県内では，中遠疑獄事件をはじめ宣教師殴打事件，静岡移民事件，警察電話架設事件，中立議員奪取事件，教科書疑獄事件など，憲政党―政友会に関わる不正事件が次々と起こった。これらの事件のなかには，自由・進歩両派の政争に由来するものも少なくなかった。県政全体の動向や政争の態様については，原口前掲論文等に譲り，ここでは中遠疑獄事件について述べる前提として，自由・進歩両派の政争の様子を概観しておく。

明治 20 年代における静岡県内の政治情勢についてみると，立憲改進党―進歩党が自由党に対して優勢な状況にあった。頼摸によれば，「静岡県ハ富士駿東郡ヲ除ク外改進党ノ勢力頗ル盛ンニシテ，県会議員ノ多数ハ同党ノ占ムルトコロ，正副議長ハ勿論其他ノ役員悉ク之ヲ占有セリ」という状況であった(3)。しかし，この時期は，基本的には民党対吏党という対抗の図式が根底にあり，後にみるような地域社会を巻き込んだ露骨な党勢拡大や政党員の猟官運動が顕在化するまでには至っていなかった。両党の政争が激しく繰り広げられるようになるのは，1898 年後半からである。この年 6 月，進歩党と自由党の合同によって憲政党が結成され，隈板内閣が誕生した。しかし，日清戦争後の帝国主義的発展を指向して「積極主義」（軍備拡張・増税・産業の育成）を進める自由派と，地租増徴に反対し「消極主義」（民力休養・軍備縮小）をとる進歩派との対立の溝を埋めることはできなかった。そのため憲政党はわずか 4 カ月余りで分裂し，同年 11 月に進歩派は憲政本党を結成した。

静岡県では，1898 年 7 月，千家尊福知事にかわって加藤平四郎知事が赴任してきた。加藤知事は国会開設運動や自由党創設に加わった自由派の人物であった。憲政党の分裂によって隈板内閣が倒れ，旧自由党系の憲政党と旧進歩党系の憲政本党との対立が激しくなると，県会において多数を占める憲政本党の議員たちは加藤知事の更迭をはかって予算案等を否決し，12 月には知事に対する不信任決

議を可決した。これに対して，加藤知事は県会を解散したが，県会議員選挙は市会・郡会議員らの互選を基本とする複選制であったため，再び憲政党の議員が多数を占めた。進歩派議員が徹底して予算の減額修正を行ったのに対抗して，加藤知事は進歩派色の濃い郡長・警察署長・吏員を更迭し，かわりに自由派の者で態勢を固め，次回選挙への布石を打った(4)。

1899 年 8 月に加藤知事は山梨県へ転任し，その後任として小野田元熙が来県した。小野田知事もともとは自由党系の人物である。彼は自由派の人々と結んで徹底した進歩派弾圧と選挙干渉を行った。県議会選挙の方法は，すでに同年 3 月に複選制が廃止され，直接選挙制に改められていた。9 月の県議会選挙では，小野田知事および憲政党（自由派）の人々は，警察官・裁判所検事正・暴徒的運動員による脅迫・暴行等あらゆる手段を用いて，憲政本党候補者に対する妨害を行った。この選挙干渉により，両党の立場は逆転し，憲政党が県議会において絶対多数を占めるようになった。憲政党―政友会は，県会議長・県参事会員・県行政吏等の要職を独占するとともに，道路・堤防・学校・伝染病隔離病舎等の土木事業を積極的に行い，日清・日露戦争前後の資本主義的発展に対応する政策を推進した。その影響として，政党・行政吏・業者間の癒着による汚職や党勢拡大のための不正行為が横行し，各種の事件が発生して県政は大きく乱れたのである。

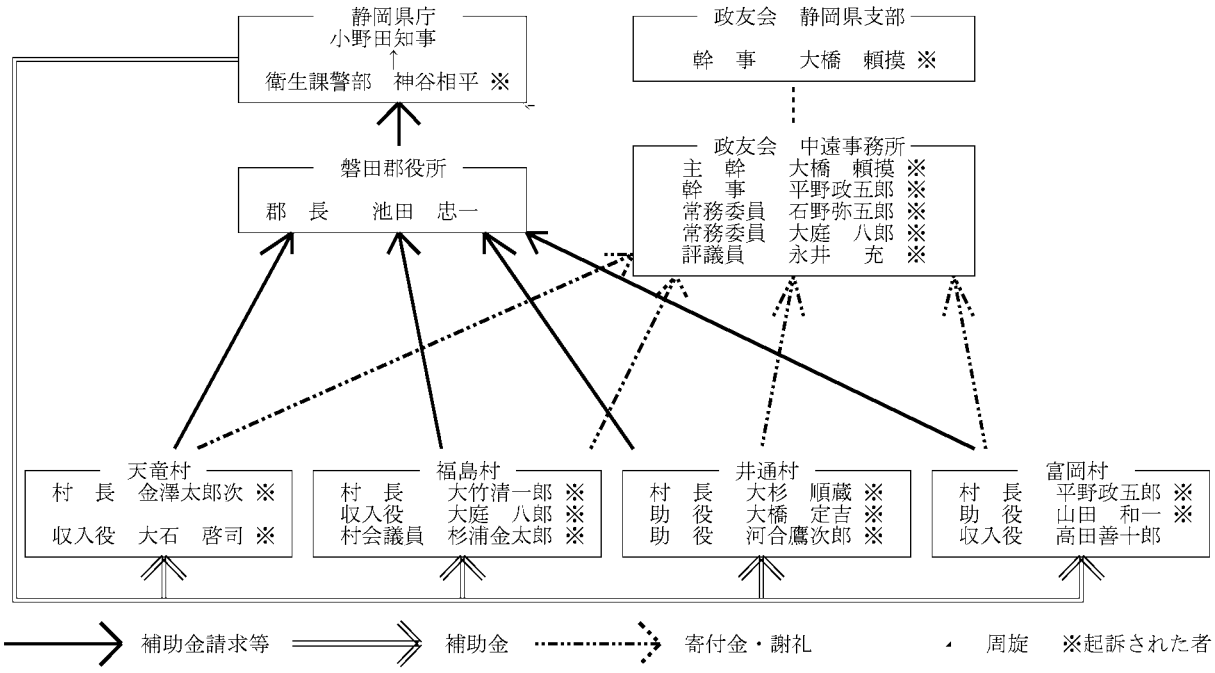
第２節　中遠疑獄事件の発生

県政友会が隆盛を極め県政を私物化していくなか，1900 年 10 月，小野田知事にかわって志波三九郎石川県知事が本県知事として赴任してきた。志波知事は，政友会員であったが，第 4 次伊藤内閣の意向を受け，静岡県政の匡正を使命として赴任したため，県政友会を保護しようとはしなかった。むしろ，伊藤内閣にかわって誕生した第 1 次桂内閣のもとで，第 2 次山県内閣時代に成立した県政友会と知事との提携関係を反古にし，県政の腐敗をあばき，県政友会の勢力を抑えようとする方針を採り始めた。

こうした政治情勢の変化の中で，1902 年 1 月，頼摸の政治的基盤である磐田郡を舞台に，伝染病避病院・隔離病舎建築費等の補助金交付をめぐる不正が発覚し，関係者が一斉に取り調べを受けた。いわゆる中遠疑獄事件（以下，中遠事件と呼ぶ）である。この事件は，現磐田市域の磐田郡井通村・富岡村・福島村・天龍村の村長・助役らが伝染病避病院・隔離病舎建築にあたり，村費の負担を免れるために，政友会の力を得て，建築費を過大に申告して不当に高額な補助金を受け，県税を騙取したというものである。事件の告発は，1901 年 12 月 30 日，静岡地方裁判所（検事正児玉羊五郎）に行われた。告発したのは，井通村在住の農民山岡孝平であり，告発の理由は「政ノ乱レテ居ルノニ憤慨シ告発スルニ至リタ」というものであった(5)。山岡は政党には加入していなかったが，同村内の進歩派に近い位置にいたと考えられる。この事件では，県会議員・県参事会員・政友会静岡県支部幹事として県政に多大な影響力を有していた頼摸をはじめ，井通村・富岡村・福島村・天龍村・中泉町・御厨村の村長・助役・村会議員など地域の有力者が，詐欺取財・官公文書偽造及び行使教唆，収賄の疑いで逮捕，起訴され社会に衝撃を与えた。

第３節　中遠事件の構造

中遠事件の背景には，自由派と進歩派との対立，あらゆる手段を用いて党勢拡大をめざす政党の在り方，政党に地元への利益誘導を求める民衆，政党と妥協的提携を行いながら支配を貫徹させようと



（『中遠事件予審調書』甲・乙・丙（大橋健二家所蔵）をもとに作成）

図2 - 1　中遠疑獄事件の構造

する藩閥政府や県当局の思惑，各村の脆弱な財政状況，補助金行政による中央集権的支配など様々な要因が複雑に絡み合っていた。

当時，各町村にとって，伝染病の流行による人心の動揺を抑え，富国強兵策の推進に必要な健全な兵力と労働力の確保をめざす政府は，1897 年 4 月に伝染病予防法を制定し，伝染病予防事業を本格的に進めた[6]。これに基づいて静岡県では，翌年，静岡県令第 30 号市町村伝染病予防費補助規定を定め，各町村に対して伝染病隔離病舎を建設する義務を課した。病舎の建設に際しては，県からの補助金が交付されることになっていたが，市町村にとっては大きな財政負担を強いられるものであった。

事件に関わったどの村も，村税による負担をできる限り少なくするために，建築費等を過大に記載した偽の予算書・精算書や証明書を作成して補助金を得ようとした。党勢拡大をめざす憲政党―政友会は，こうした村の事情に乗じて，補助金獲得のための周旋を行い，その見返りとして補助金のおよそ 1 割から 1 割 5 分程度を党への寄付金として受け取るとともに，各村自派の勢力内に組み入れていたのである（**図2 - 1**）。その際，憲政党―政友会は，県の衛生行政を一手に握る衛生課警部神谷相平に働きかけ，自派に属する町村には補助金の交付を有利にし，憲政本党が勢力を持つ町村には補助金の割合を少なくしたり認可を遅らせたりしていた。これについては，磐田郡長池田忠一（中立派）が，「敷地村ハ進歩党デアリシ為メニ補助額ノ指令ニナラナイノテ，中途ヨリ中立党ニナリ，夫カラ認可ノ事ニナリシ様ニ噂ヲハ承知シ居リ升。敷地村ハ建築モ落成ニナリシニ一向認可ニナラヌ，決算ニモ差ヘ支ヘ居ルト云フ情況テアリシ故，私モ県庁ニ出頭ノトキ度々神谷警部細井技手ニ早ク認可ニナル様話シタルモ，只何トカ心配シヨウト云フテ居ルノミニテ一向実行ヲ見サリシノテス」と証言している[7]。そこで次に，事件に関わった各村の状況について具体的にみていくことにしよう。

Ａ井通村

伝染病避病院の建築は，1899 年，進歩派の齊藤恵三郎が村長の時に計画された。計画では，建築費用は村税，村債および県からの普通補助によってまかなう予定であった。しかし，斎藤村長の在職

期間は，1899 年 1 月から 9 月までと短く，避病院の建築が実際に行われたのは，憲政党（自由派）の大杉順蔵が村長となってからである。1899 年 11 月に井通村は，伝染病院建築費特別補助願 2267 円 4 銭 6 厘，12 月には同建築費追加特別補助願 433 円 29 銭，伝染病仮隔離舎建築費特別補助願 180 円，合計 2880 円 33 銭 6 厘の全額補助を求める申請書を磐田郡役所を経て県庁へ提出した（**表2 - 1 - A**）。これにより，請求額の 62.5 %にあたる 1800 円 21 銭が交付されることとなった。しかし，避病院建築費など伝染病予防のために実際にかかった費用が 2230（あるいは 1930）円余であったため，補助金ですべてをまかなおうとする村長らは，さらに虚偽の申告をして補助金の増額請求を行った[(8)]。また，彼らは普通補助も受けるために，伝染病仮隔離病舎建築費や消毒所建築費など 1650 円程の申告をし，その 25 %にあたる 412 円 29 銭 7 厘の補助金を得た。このとき請求の名目とした伝染病仮隔離（病）舎建築費は，すでに斎藤が村長を務めていた明治 32 年に建設されていたものであった。斎藤の証言によれば，それは粗末な造りであり，1 棟あたり 20 円程度の費用で各字 1 棟ずつ計 6 棟建築したという。また，建築の際には自分たちで藁や丸太を持ち寄って作ったため，殆ど費用がかかっていないという同村元建築委員鳥居藤太の証言さえある。

磐田郡下において特別補助の認可が初めておりたのは富岡村と井通村の 2 カ村で，1899 年 12 月であった。県の特別補助を受けて建築した避病院・隔離病舎に対して，県庁の担当者および郡書記が実地検査を行うことが義務づけられるのは 1900 年 4 月からであり，両村は書類調査のみで認可を受けていた。

井通村は頼摸の居村であり，富岡村は頼摸の義弟である平野政五郎が村長を務めていた。二重申告や架空の名目によって作成された補助願が磐田郡役所を経て県庁で認可された背景には，池田忠一磐田郡長の「其頃ノ党勢ガ盛ンナリシノテ，自分ノ精神ヲ貫カントシテハ身ヲ退クヨリ外ナイト云フ状況テシタ。」「（富岡村の請求書に郡役所が付けた―引用者）副申書ニ実地及証拠書類ヲ取調ベザルニ取調ベタト認メシハ形式的の副申」[(9)]という証言が物語るように，憲政党―政友会の重鎮である頼摸の力が大きく働いていたと考えるのが自然であろう。

B富岡村

村長の平野政五郎は，事件発覚当時，政友会中遠事務所の幹事であり，加藤知事時代の 1899 年 1 月から 9 月には県会議員を務めていた。また，事件後，1907 年から 1919 年にかけても県会議員に選出され，1917，1918 年には県会議長も務めており，中遠地方では頼摸に次ぐ実力者であった。

富岡村の場合も，虚偽の申告を行って過大な補助金の交付を受けていた。実際の費用が 2899 円 95 銭 6 厘であったにもかかわらず，申告額を 5289 円 19 銭 8 厘とし，2509 円 12 銭 3 厘の補助金を得た（**表2 - 1 - B**）。補助金で不足した 390 円 83 銭 3 里については，1899 年度臨時村税の衛生費から支払ったが，その際生じた残余金 307 円 3 銭のうち，277 円 3 銭を笠井・見付往還改良費に流用するとともに，30 円を県衛生課警部神谷相平に謝礼として贈った。

また，富岡村々会議員で憲政党―政友会員である鈴木孫四郎は，中遠事務所への寄付金という名目で平野政五郎に 500 円を渡し，静岡農工銀行取締役に当選するための周旋を依頼した。孫四郎は富岡村最大の地主で，1892 年から 1894 年にかけて同村々長を務めたことがあり，後に中遠銀行頭取になった人物である。平野は，500 円のうち周旋の費用として 340 円を使い，残りの 160 円を中遠事務所がかつて県会議員選挙の際に中遠銀行から借りた負債 300 円の返済にあてた。孫四郎は憲政党の周旋により農工銀行取締役に就任し，1900 年から 1902 年 1 月までその地位にあったが，その間農工銀行役員賞与を中遠事務所に寄付するという約束に従い，200 円を平野に渡している。この 200 円は平野から中遠事務所の石野弥五郎に渡され，事務所費や中遠銀行への返済にあてられたとみられる。孫四

表2－1　補助金による伝染病避病院・隔離病舎建設のしくみ

A　井通村

＜特別補助＞

申請年月日	名　　目	a 偽造申告額（建築費等）	b 実際の費用	c 補助金	補助率 c／a
明治 32.11. 8	伝染病避病院建築費特別補助願（全部補助願）	2267 円 4 銭 6 厘	約 1930 円余	1416 円 90 銭 4 厘	62.5 %
明治 32.12.14	伝染病院建築費追加 ）特別補助願	433 円 29 銭	216 円 64 銭 5 厘	270 円 80 銭 6 厘	62.5 %
	伝染病仮隔離舎建築費 ）（全部）	180 円	90 円	112 円 50 銭	62.5 %
	計	2880 円 33 銭 6 厘	約 2230 円余	1800 円 21 銭	62.5 %
	↓一旦認可となったがすべての費用を補助金でまかなえないため追加補助を請求				
明治 33. 3. 2	病舎・施設の一部改善（瓦葺・漆喰・板塀），消毒用機械購入 ）による超過《虚偽の申告》	340 円 59 銭 5 厘	不明 α	212 円 87 銭 2 厘	62.5 %
	合　　計	3220 円 93 銭 1 厘	約 2230 円余－ α	2013 円 8 銭 2 厘	62.5 % …①
＜普通補助＞					
明治 33. 3.30	伝染病仮隔離病舎建築費	290 円			
	消毒所建築費《架空》	90 円 ）380 円	不明	95 円	25.0 %
	交通遮断・貧民患者に関する傭人料，消毒所借用地料《架空》 ）	1269 円 18 銭 8 厘（推定）	0 円	317 円 29 銭 7 厘	25.0 %（推）
	計	1649 円 18 銭 8 厘（推定）	不明	412 円 29 銭 7 厘	25.0 %（推）…②
補助金合計	①＋②	4870 円 11 銭 9 厘（推定）	約 2230 円－ α	2425 円 37 銭 9 厘	—

B　富岡村

＜特別補助＞

申請年月日	名　　目	a 偽造申告額（建築費等）	b 実際の費用	c 補助金	補助率 c／a
明治 32. 8.29	伝染病予防費全部補助願（避病舎の副築）	2157 円 2 銭 8 厘	1346 円 84 銭 3 厘	1348 円 14 銭 3 厘	62.5 %
明治 33. 1.20	敷地買上費特別補助願	625 円	570 円	390 円 62 銭 5 厘	62.5 %
	計	2782 円 2 銭 8 厘	1916 円 84 銭 3 厘	1738 円 76 銭 8 厘	62.5 %
	↓一旦認可となったがすべての費用を補助金でまかなえないため再度請求額を増やして申告（材木価格，人夫大工賃騰貴等と偽る）				
明治 33. 3 .3	伝染病予防費補助金請求	3270 円 19 銭 8 厘	1916 円 84 銭 3 厘	2043 円 87 銭 3 厘	62.5 % …①
＜普通補助＞					
明治 32.10. 6	伝染病隔離病舎建築費	1545 円	678 円 96 銭 7 厘	386 円 25 銭	25.0 %
	薬品・器具・医師・看護婦費等	474 円	304 円 14 銭 6 厘	79 円	約 16.7 %
	計	2019 円	983 円 11 漾 3 厘	465 円 25 銭	— …②
補助金合計	①＋②	5289 円 19 銭 8 厘	2899 円 95 銭 6 厘	2509 円 12 銭 3 厘	—
			不足金（b－c）	－ 390 円 83 銭 3 厘	…③
明治 32 年度臨時村税衛生費		691 円 81 銭 2 厘			
他より補う（詳細不明，土木費から流用か）		6 円 5 銭 1 厘（『中遠事件豫審調書』では 6 円 5 銭 2 厘となっている）			…④
③，④より	残金 307 円 3 銭→笠井・見付往還改良費に流用	277 円 3 銭			
	神谷相平への謝礼	30 円			
鈴木孫四郎（中遠銀行，村会議員）→政友会中遠事務所へ寄付	360 円もしくは 560 円				
	静岡農工銀行取締役就任のための運動費 340 円 ）	700 円もしくは 900 円を中遠事務所へ渡す			

※補助金の流用方法は複雑なためできるだけ整理して示した。

C　福島村

申請年月日	名　　目	a 偽造申告額（建築費等）	b 実際の費用	c 補助金	補助率 c／a
＜特別補助＞					
明治 33. 6.14	伝染病予防費特別補助願（全部補助願）	3465 円 71 銭（予算）	—	2425 円 99 銭 7 厘	70.0 %
	↓一旦認可を受けたが，政友会中遠事務所や神谷相平へ支払うため増額して精算書を提出（敷地拡張・木材価格暴騰と偽る）				
明治 33. 9.22	伝染病予防費特別補助願	3482 円 7 銭 3 厘（精算）	約 1800 円余	2437 円 45 銭 1 厘	70.0 %

周旋の費用・謝礼として補助金より政友会中遠事務所へ 350 円寄付，神谷へ 15 円・白紹 1 反（10 円 50 銭相当）・鰹節（約 2 円 70 銭相当）贈与

※『中遠事件豫審調書』には申告した精算額と予算額との差額が 103 円 36 銭 3 厘となっているが，詳細は不明である。

D　天龍村

申請年月日	名　　目	a 偽造申告額（建築費等）	b 実際の費用	c 補助金	補助率 c／a
＜特別補助＞					
明治 33.12. 5	伝染病隔離病舎建築特別補助願	3227 円 82 銭（予算）	—	2130 円 36 銭 1 厘	66.0 %
	↓一旦認可を受けたが，政友会中遠事務所へ 300 円の寄付を支払うため増額予算を提出（設計洩・人夫費等の不足と偽る）				
明治 34. 3.25	伝染病隔離病舎建築特別補助願	3759 円 22 銭（予算）	—	2481 円 8 銭 5 厘（推定）	66.0 %
	↓精算額として過大に積算した金額を報告				
明治 34. 3.26	伝染病隔離病舎建築特別補助願	3658 円 95 銭 7 厘（精算）	1550 円 11 銭 6 厘	2414 円 91 銭 2 厘	66.0 %

周旋の費用・謝礼として補助金より永井充を通して中遠事務所へ 200 円寄付，神谷へ謝礼 125 円（あるいは 75 円）・反物（約 13 円 75 銭相当）を贈与，その他供応等に支出

『中遠事件豫審調書』甲・乙・丙（大橋健二家所蔵文書）をもとに作成。

郎はこの他にも賞与金200円を寄付したと証言しているが，孫四郎から平野への金銭の受け渡しについては，常に両者の間に中遠銀行の柴田佐平が介在しており，この200円の行方については定かでない。農工銀行取締役就任のために中遠銀行が動いたことについて，孫四郎は取り調べに対して次のように答えている[10]。

問　中遠事務所ガ其運動ニ関与シタ次第ハ。

答　私ハ政友会員ノ一人ニナリ居ル故，政友会ノ者ヲ当選セシメ度キトノ政友会ノ希望ニヨリ，中遠事務所デ其競争ノ運動ハ致シ呉レタノデス。私ガ当選シタトキハ取締役ハ七名デシタガ，孰レモ政友会員デアリマシタ。頭取ハ影山秀樹デス。

問　政友会ガ同党員ノ者デ農工銀行ノ取締役ヲ組織セントシタ主意ハ。

答　党勢拡張ノ為メト私ハ想像シマス。

問　政友会員ガ多数ヲ占ムレバ何故党勢拡張ニナルノカ。

答　党員誘導等ノ為メ便宜デアロウト考ヘ升。

問　左様デナク政友会員ノ多数ガ重役ニナツテ居レバ，地方ノ経済ノ咽喉ヲ約スルノデ，従テ党勢拡張ノ便宜ニナルト云フ次第デハナイカ。

答　如何カ其返ノ事情ハ分リマセン。私ハ政友会ヨリ勧メラレテ出タノデスガ，政友会ハドウ云フ方針デアルカ左様ナ事ハ存ジマセン。

静岡農工銀行は1897年に設立され，当初，進歩党―憲政本党員が役員の多くを占め主導権を握っていた。しかし，県会議員選挙で憲政党（自由派）が多数を握ると，1899年9月から1900年にかけて，同行役員を悉く自由派のものにしようという運動が頼摸と小野田知事の提携によってなされ，憲政党が役員をほぼ独占した（静岡農工銀行乗取事件）[11]。孫四郎の取締役就任もこうした動きのなかで実現したものである。

このころ，遠江共同銀行頭取である頼摸をはじめ，平野が中遠銀行役員，永井充が遠江共同銀行書記というように，中遠事務所の主だった者は銀行の重役を務めていた。憲政党―政友会静岡県支部が静岡農工銀行からの融資を党勢拡大に利用したのと同様に，磐田郡においても中遠事務所が自党系の銀行を利用して「地方ノ経済ノ咽喉」をおさえ，党勢拡大に邁進したものと予想される。彼らのこうした在り方は，農村地帯である磐田郡においても，政党が金融を通じて地主と実業家との間に立ち，産業革命の進展に対応した存在形態をもとうとする方向を歩んでいたことを示すものである。

C福島村

福島村の場合，村長の大竹清一郎は政党に属していないものの，進歩党の代議士である寺田彦太郎の出身村であり，もともと進歩党―憲政本党の勢力が強い村であった。同村では，堤防や道路改良等のために1万円程の費用がかかっていたため，郡役所から再三にわたって伝染病院の建築を迫られながら着手できないでいた。そうしたとき，井通村や富岡村などが県の補助金のみで建築したと聞き，同村々会議員で自由派の大庭八郎を介して中遠事務所の援助を受けることとなった。大庭は，頼摸が社長を務める中遠日進社の取締役兼支配人であり，中遠事務所常務委員として頼摸の手足となって働いた人物である。補助金の請求にあたっては，富岡村が申請した際に用いた秘密書類を平野から借り受けたほか，補助に関する県の内規が神谷相平から大庭の手を経て大竹に届けられたとみられる。内規の入手には，頼摸が関係した可能性もあるが，捜査では明確にすることができなかった。

福島村では，1900年6月に本来の予算を約2000円上回る3465円71銭（予算）の申告額で伝染病予防費特別補助額を提出し，その70％にあたる2425円99銭7厘の認可を受けた（**表2-1-C**）。しかし，中遠事務所への寄付や神谷相平への謝礼も補助金によって支払おうとしたため，さらに同年9

月，敷地拡張や木材価格の暴騰と偽り，実際には 1800 円余の費用であったにもかかわらず，偽の精算書に基づき申告額 3482 円 7 銭 3 厘の伝染病予防費特別補助願を提出し，2437 円 45 銭 1 厘を得た。同村では，周旋の費用および謝礼として，中遠事務所に 350 円を寄付し，神谷へ 15 円・白絽 1 反（約 10 円 50 銭相当）・鰹節（約 2 円 70 銭相当）を贈与した。

中遠事務所の援助を得るにあたって，補助金獲得の中心となった村長の大竹や村会議員の杉浦金太郎が憲政党に入党し，中遠事務所評議員として迎えられた。過大な額の申告については，進歩派の寺田八郎も含めた村会議員一同が承知の上で行ったことであった。大竹ら村の指導者たちにとって，「元来此事ハ私ノ為メデハ無ク，総テ村民ノ利益ヲ図ル為メニ正心ヲ以ツテ行ツタ」ことであり，県庁を欺くことも「村民ノ負担ヲ軽クスルノハ村長ノ手腕デアルト信シテ致シタノデ，悪イ事ト思フテ致シタ次第デハアリマセン」[12] というのが偽らざる気持ちであった。

D天龍村

中遠事件で検挙された村長の金澤太郎次や収入役の大石啓司は，もともと進歩党―憲政本党の党員であったが，補助金を得るためには政友会への入党が不可欠であると考え，憲政本党を脱党し政友会に入党した。金澤は村民をまとめて政友会に入党させ，自らは中遠事務所の評議員となった。天龍村を憲政本党から政友会の勢力下におさめるために，熱心に活動したのが天龍村在住の永井充であった。永井は，中遠事務所の評議員であり，頼摸が頭取を務める遠江共同銀行の書記として，頼摸のもとで実務を担当していた。天龍村では村をあげて政友会へ入党したが，入党に際しては次のような経緯があった[13]。

> 政友会員トナリ政党ノ力ヲ籍リレハ建築スル事ガ出来ルトノ事ヲ聞キシノデ，区長村会議員ヲ集メ相談シタル処，総ヘテ政友会員トナルモ困マルカラ，役場員ト建築委員丈デ加入ノ事ニシテハ如何トノ話デ，其内永井充ニ話シタルニ夫レテハ困難テアロウトノ事デ，更ニ村会議員ヲ集メ右ノ次第ヲ通シ政党ニ加入シ建築ノ事ニスルト云フ事ハ止メ様カトノ事ヲ謀リシニ，各字デ区長若クハ議員一，二名ツヽ加入セントノ事ニナリ，其ノ向キ永井ニ申シタル処，夫レナレバヨカロウトノ事デ，夫カラ急ニ書面ニ調印ヲ取リ入党ノ事ニナリシノデス。夫レハ明治三十三年十月頃ノ事デアリ升。

政友会結党当初の 1900 年 9 月から 12 月までの 4 カ月間の入党者数についてみると，静岡県は 1040 人で全国（沖縄を除く）8764 人の約 11.9 %と非常に高い数字を示している[14]。静岡県において大量の入党者があったことについては，ここで見たような政友会による露骨な党勢拡大運動と，それに対応する形で行われた妥協的な入党を抜きにしては考えられないのである。

天龍村の場合も福島村と同様に過大な額の申告を行い，一旦認可されたにもかかわらず，中遠事務所への寄付金や神谷への謝礼を支払うため，再度補助願を提出していた。補助金獲得の経過については，**表2 - 1 - D**を参照されたい。

以上，中遠事件で摘発された 4 カ村の状況についてみてきたが，実際にはこれよりはるかに多くの村々が中遠事務所の援助を得るために寄付を行っていた。大庭八郎と石野弥五郎の証言によれば，山名町（現袋井市）200 円もしくは 250 円，東浅羽村（現袋井市）150 円，上浅羽村（現袋井市）250 円，十束村（現磐田市）250 円，幸浦村（現袋井市）110 円，西貝村（現磐田市）100 円，岩田村（現磐田市）80 円，豊浜村（現磐田市）180 円の寄付が中遠事務所に寄せられた。このほかにも『中遠事件豫審調書』には，金額等は不明だが，御厨村，南御厨村，敷地村など磐田郡下の村々の名が登場する。当初，寄付金は町村名で寄せられていたが，町村が一政党に対して寄付をしたということでは不

都合だということで，のちに町村長が個人の資格で寄付をするという形に変更した。このような寄付が盛んに行われたのは 1900 年前後であるが，次第に静岡県の秕政が世間の耳目を集めるようになってきていた。そのため，大橋・平野らを交えて話し合った結果，幸浦・西貝・磐田・豊浜の 4 カ村については，寄付金を返還することになった。

中遠事務所が多額の寄付金を必要としたのは，1899 年 9 月に行われた県議会選挙が主な原因であった。この選挙では，磐田郡の定員は 4 名であり，大橋頼摸（憲政党），横井伝右衛門（憲政本党），久野治太郎（無所属），富田良兵衛（無所属）が当選した。選挙にあたり，中遠事務所は自派の勢力を高めるため，「撰挙費用等ハ毫モ心配ハ掛ケナイ」[15] という約束で無所属の富田と久野を擁立した。この時，富田と久野を憲政党側の候補者になるように説得し，推薦したのは頼摸であった。両名は選挙後の 1899 年 11 月もしくは 12 月に憲政党へ入党した。

中遠事務所では，この選挙に際して，車賃，懇親会費，印刷費など 2500 円近い多額の運動費を費やし約 900 円の不足を生じた。そのため，平野，藤原和吉（遠江共同銀行常務取締役・中遠事務所常議員），鈴木重作（山名町々会議員・中遠事務所常議員）の 3 名が借り主となり，頼摸の持つ農工銀行株券を担保として，中泉貯蓄銀行から 600 円を借用した。この借用金の返済には，福島村からの寄付 350 円と十束村からの寄付 250 円をあて，1900 年 8・9 月頃に石野が手続きを行った。また，中遠銀行からも 300 円を借りたが，これについては，先述したように鈴木孫四郎が農工銀行取締役に当選するために中遠事務所に渡した運動費と農工銀行役員賞与のうちから返済した。このほか，選挙費用の不足を補うため，県会議員が一人当たり 10 円，郡会議員が一人 3 円ずつ寄付したという。さらに事務所では，選挙後に当選者に対して寄付を求め，久野が 200 円，富田が 250 円から 300 円，頼摸が約 1200 円ほど負担したようである。

寄付金の交渉や徴収にあたったのは，中遠事務所で主に経理などの実務を担当していた石野と大庭である。証言によれば，彼らは先の幸浦・西貝・岩田・豊浜 4 カ村に寄付を返還する際，その一部を返還するにとどめ，補助金獲得に対する尽力の謝礼として残り 410 円を受け取り折半したという。寄付金返還と謝礼受け取りの顛末については，頼摸も承知していた。この 410 円の使途について，検事は「大橋抔ニヤルカ党ノ費用ニ遣ヒシデハナイカ」として頼摸との関係を問い質したのに対し，大庭は「イヘ全ク私ト石野ノ両人デ遣ツテ仕マイマシタニ違ヒアリマセン」と答えたが，それ以上の追及はなされなかった[16]。

第 4 節　頼摸と事件の関わり

中遠事件の取り調べでは，一貫して頼摸の有罪を立証することに重点が置かれていた。予審では，頼摸をはじめとする被告や証人たちに対し，主に次のような観点に着目して尋問がなされた。

①補助金を交付させるため，頼摸が県当局に圧力をかけたり，神谷などの担当吏員に指示を与えたか。

②各村々が補助金を請求する際，費用を過大に積算したのは頼摸の教唆によるものか。

③頼摸の指示のもとに，石野や大庭をはじめとする中遠事務所の党員が，各村々に対し補助金獲得の見返りとして，寄付金を要求したり政友会への入党を迫ったりしたのか。

④進歩派の村々に対する補助金の認可が遅かったり，補助の割合が少なかったりしたのは頼摸の指示によるものか。

⑤補助金を獲得した町村から中遠事務所に渡された寄付金の一部が，頼摸の手に渡っていたかどうか。

⑥樋口淳義見付警察署長や上村才一郎磐田郡役所書記など政友会の意にそぐわない官吏の排斥運動は，頼摸の指示のもとに行われたものか。

尋問に対して，頼摸は多くの場合，「左様ナ事ハ存シマセン」や「左様ナ記憶アリマセン」などと答え，事件への関与を否定し続けた。頼摸は，彼を含む磐田郡の政友会関係者が検挙された理由について，以下のような内容の陳述をしている[17]。

○ 1899 年の県議会選挙以降，憲政党―政友会が多数を占めたことにより，逆境に立たされた憲政本党が，政友会にまつわる補助金疑惑を取り上げ，政友会を攻撃しようとした。

○ 1901 年度県議会において，政友会が警察費の削減を行ったため，「一大打撃」を与えられたと感じた県警察部が，「政友会全体ヲ攻撃シテハ反動カ強イカラ一部攻撃ヲスルガヨイ」として磐田郡の政友会を狙い打ちしたものである。

また，町村から中遠事務所に寄付が行われた理由を尋ねられた際には，「堤防ノ事ナリ費病舎ノ事ナリ，町村トシテハ党デ尽力シ貰ヒ希望ヲ達シ貰ヒシト云フ事ニ托シ，補助金デモ下カレバ其内ノ金ヲ出セハ各自ノ腹ノ痛マナイ事デ，町村ノ重立チタル者ハ何レ幾分ノ寄付ハ云ハレルノデ其責務ヲ免カレル為メニテモ寄付シタデハナイカト推測シマス。併シ党トシテハ夫レガ為メニ尽力シタト云フ様ナ事ハナイ事ト信シマス。尤モ其関係トシテハ尽力スル様ノ事ハナクモ，前回ニモ申立タ如ク，避病舎ノミナラズ何ニカ私ノ処ニ尋ネ来タリ，名刺ヲヤルトカ又取次キヲ致シヤル位ノ事ハ致シヤリシ事ハアリマス」[18]として，町村の事情を述べつつ，巧みに党あるいは自己の積極的関与について否定していた。しかし，尋問が進み，避病舎建築に関わる補助金の獲得を党勢拡大に利用したのではないか，という問いかけに対しては，「道路問題ニ関シテハ暗々裏ニ党勢拡張ニ供シタ様ナ事ハアルモ，避病舎ノ補助金ノ事ニ関シテハ党勢拡張ニ供シタト云フ様ノ事ハ必ラスアリマセン」[19]と答え，道路建設に関わる補助金が党勢拡大に利用された事実については認めた。

中遠事務所の実務は，常務委員である石野や大庭が行っていたが，事件に関係した人々の多くが，二人は頼摸の指図により手足となって働いていると認識していた。尋問も彼らと頼摸との関係について再三にわたって行われた。石野は，「被告等ハ大橋ノ意ヲ受ケ働イテ居タノカ」という問いかけに対し，「大体ノ方針ハ左様デスガ，別段大橋ノ意ヲ受ケ手足ニナリ働キ居リシト云フ次第デモアリマセン」という曖昧な受け答えをした[20]。

しかし，平野政五郎の場合には，「中遠事務所ノ党ノ重ナル事ハ被告並ニ藤原和吉，大橋頼摸ニ於テ極メ事務ヲ取扱フノカ」とう問いに対し，次のように答えている[21]。

> 事務所ノ事ハ大橋，石野，大庭ニ於テ取扱ヒ，私ヤ藤原ハ党ノ事ニハ余リ関係シナイノデス。政党ノ歴史ヨリ云ヘハ，磐田郡ニハ私ト藤原ト大橋カ一番古ク政党ニ関係シ居リ党勢ノ盛衰ニ係ハラス同シ党ニ居ルノデ実際勢力ハアルノデ，私供三名デ相談シ事ヲキメル様申ス者モアルノデショウカ，実際私ヤ藤原ハ余リ党ノ事ニハ関係セナイノデス。大橋ハ自ラ総理ノ如ク認メ居リ人モ左様ニ思フテ居ルノデ，党ノ事ハ大底大橋ガ石野大庭ニ指図シ事務ヲ取扱フテ居ルノデス。私等ハ廿三年頃ヨリ自由派デアリマス。

大橋健二家より発見された『中遠事件豫審調書』には，裁判に備えて頼摸が記したとみられる書き込みが所々欄外の余白になされている。ここに掲げた平野の証言の箇所には，「党ニ関スル重要ナ事件ハ幹事会ニ於テ協議決定シ，平素ノ事務ハ常務委員ニ於テ専決シタルモノト信ス」「◎◎ハ事実問題トナル研究ノ事」というメモが残されていた。当時，頼摸自身は中遠事務所における自らの地位を主幹ではないと主張していたが，実質的には主幹の役割を果たしているため，裁判所は主幹として判断していた。頼摸は，党の重要な事柄については幹事会で決めるが，通常の事務は常務委員である石野

や大庭が専決するとして，石野や大庭の動きを頼摸が自ら指示していたことについては否定したのである。

取り調べによって，頼摸が中遠事件に関与していたと疑うに足る証言は数多く得られたものの，結局それを裏付ける決定的な証拠を得ることはできなかった。事件当時，頼摸はすでに県参事会員や憲政党―政友会静岡県支部の幹事として，県政全般にわたって活動を展開しており，中遠事務所の細かな動きまで把握することは難しかったと思われる。しかし，頼摸の政治的位置，彼を取り巻く人脈，関係者の証言等の状況証拠を重ね合わせていくと，補助金獲得と党勢拡大をめぐる一連の動きの核心部分に頼摸の存在が窺われるのである。

第５節　中遠事務所と静岡県支部

『静岡県政党沿革誌』が，「当時自由党ノ牛耳ヲ取レル県会議員大橋頼摸ハ由来怪腕ヲ以テ称セラレ殊ニ其党ノ為ニ精神的赤誠ヲ以テ尽ス点ニ至ツテハ敵モ味方モ共ニ嘆賞措カザリシモノナリ」[22]と評しているように，頼摸には党のために自らを犠牲にしてまで尽くすというところがあった。そのため，時には党利党略のために手段を選ばないことがあり，進歩派ばかりでなく自由派の中からも批判の声が上がっていた。元政友会静岡県支部幹事の山岡昂三は，証人として出廷した際，「大橋ハ自ラ静岡県ノ星ト任シ居リシ有様デアリ，剛腹不礼ノ男デアリ，党員トシテハ交際シ居リシモ一己人トシテノ交際ナク常ニ反目シ居リ，大橋ノ事ハ非難シテモ賛助スル抔ノ事ハナク，秘密ノ事ナドハ更ニ知ラナイノデス」と述べている[23]。

山岡の証言の中で最も注目されるのは，中遠事務所と県支部との関係である。彼は，「磐田郡事務所ハ独立ノ姿ニテ，候補者ノ撰定其他経済等総テ大橋カ担任シ居リ，経費モ支部ニハ関係アリマセン」と述べ，磐田郡事務所（中遠事務所）の県支部に対する独立性が高かったことを強調するとともに，各町村からの寄付金が県支部に吸い上げられることがなかったとした。この点については，石野も「見付ニアリシ憲政党事務所又今日ノ政友会中遠事務所ハ何レヨリカ監督サレ居ルノカ」という問いに対し，「何レヨリモ監督サレ居リマセン。又経済モ右事務所限リノ経済デ，支部ナドノ経済トハ別ニナツテ居リ升」と答えている[24]。これらの証言は，事件が政友会県支部に及ぶことを恐れたためためであると考えられなくもないが，むしろ当時の党組織の実態を率直に述べた可能性が高く，中遠事務所がかなりの独立性をもっていたことはほぼ間違いないであろう。頼摸は，中遠事務所の独立性と豊富な資金を背景に，県政友会を牛耳り県政を恣にしたのである。

中遠事件では，政治資金の最終的な流れを明らかにすることができなかったわけであるが，当時の新聞は，頼摸の奢侈な生活ぶりを取り上げ，次のような記事を掲載している[25]。

> 中遠の小星と称する大橋は，数年前まで僅かに八十俵地を有する一小農に過ぎず，自分は鋤鍬を採りて耕し，農間には鰻を捕りて売り，其妻女は機織を為し耕作をも為す身なりしが，政友会の時めく世となるや俄かに富有の身となりて，家屋を増築し室内を飾り床置のみにも二百余円を費し，其上に豪奢なる住宅を新築せんとして已に地均しを終り材木をも買ひ集めたるが，其地均しなど実に堅牢なるものなりと。（中略）彼は多年代議士となりて中央の舞台に乗出ん大志あれば，折角獲たる金悉く費ひ果す如きものに非ず，必らず他日の運動費として巨の蓄積あるべしと誰しも信じ居れど，何れの銀行にも預け居ず。何れにか埋め居るべしとの噂なり。

『静岡民友新聞』は進歩派の新聞であるため，必ずしもすべての事実を伝えているとはいいがたいが，この記事は政治活動にまつわる金銭の不透明な流れを暗示するものといえよう。

この時期，地方名望家とよばれる階層の人々は，日本産業革命の進展に伴い，次第に在村地主とし

ての性格を脱し，金融や産業界に進出しはじめていた。**表2－2**は，頼摸及び継嗣亦兵衛の 1909 年における所有を示したものである。これは，頼摸が衆議院議員に当選した後のものであり，中遠事件当時より時期は下るが，大橋家の経済状況について知るには有効であろう。表を見ると，田小作・畑小作・原野を合わせた土地からの収入は，全体のわずか 22 %を占めているにすぎない。あとは衆議院議員としての報酬のほか，中遠日進社・静岡印刷株式会社・静岡新報社からの役員報酬というように農業外収入がほとんどを占めていた。中遠事件の起きた明治 30 年代前半における頼摸の収入については不明だが，先ほどの記事にあるような生活を送るためには，何らかの政治的利権に関わる資金の流れがあったことは否定できないであろう。

表2－2　大橋頼摸・亦兵衛の所得状況

	種　類	所得を生ずる要因	所得金額
大橋頼摸	報　酬	株式会社中遠日進社より受ける年報酬	12 円 50 銭
	歳　費	衆議院議員歳費	2000 円
	報　酬	静岡印刷株式会社より受ける報酬	100 円
	報　酬	静岡新報社より受ける報酬	600 円
	田小作	小作田反別　9 反　20 歩（地価 400 円 73 銭）	109 円 88 銭
	畑小作	小作畑反別　1 町 2 反 8 畝　6 歩（地価 293 円 89 銭）	134 円 87 銭
	原　野	原野反別　8 畝 13 歩（地価　81 銭）	37 銭
	計		2957 円 62 銭
大橋亦兵衛	田小作	自作田反別　1 町 6 反 4 畝 3 歩（地価 826 円 14 銭）	226 円 52 銭
	畑小作	自作畑反別　2 町 6 反 4 畝 13 歩（地価 690 円 63 銭）	300 円 49 銭
	原　野	原野反別　6 反 7 畝 12 歩（地価　6 円 73 銭）	1 円 35 銭
	計		528 円 36 銭
合　計			3485 円 98 銭

※史料では，亦兵衛の「田小作」は，「自」を訂正して「小」としてある。
「明治四十二年第三種所得金額申告」（大橋健二家所蔵文書）より作成。

第６節　事件をめぐる人々の意識

それでは，公文書偽造・詐欺取財の罪に問われ，逮捕・取り調べを受けた人々はどのような思いを抱いていたのであろうか。

平野政五郎は，予審においてそのやりきれない胸の内を陳述している[26]。彼は，「今日ノ避病舎問題ハ政党ト県庁ト提携ノ結果ニ出テ毫モ自分共ノ私利ニ関セサル事カ明白トナリ，詐欺ナゾノ跡ノ毛頭コレ無キコトハ明瞭ニ成ルコトヽ信シマス」と訴えた。そして，政友会の極秘に関わることとして，1899 年 8 月の加藤知事の転任に際し，政府・県知事と県憲政党との間で密約が結ばれ，「小野田知事ハ憲政党ヲ援ケ県政ノ重モナル事ハ静岡県憲政党幹事ト相談ノ上実行スル事，課長ナゾノ任免モ同党ト協議ノ上決行セヨト云フ趣旨ノ覚書」を作成したことを暴露した。その時の参加者は，山県内閣西郷内相，加藤前知事，小野田知事，県憲政党幹部（影山秀樹・永井嘉六郎・福嶋勝太郎・菅野道親・江間俊一・江原素六・天野廉・山岡昂三）であった。平野がこの事実を暴露したことに対して，県政友会ではかなり当惑したものと思われる。大橋健二家所蔵『中遠事件豫審調書』の欄外には，下線部分について，頼摸によって書かれたとみられる「西郷大臣ノ面前ニ於テ覚書ハ作リタレ共事実大ニ相違セリ。此ノ覚書ヲ発表スルガ利益ナルヤ否ヤ」というメモが記されている[27]。

この覚書の内容は，次のようなものであったとみられる[28]。

覚　　書

一、県政ノ重ナル事項ハ成ヘク支部幹事ニ内談アリタシ

一、現任各課長，警察署長，郡長ハ猥リニ更迭セサルコト

但止ヲ得サル場合ニハ支部幹事ノ意見ヲ聞クコト

一、前知事ガ罷免シタル輩ハ本県ヘ再任セサル事

一、議員選挙ノ場合ニハ吾党ニ充分ノ応援ヲ与フル事

一、吾党ノ機関新聞ヲ県庁ノ機関トシ併シテ拡張ニ助力ヲ与フル事

読み方によっては，平野の証言はメモのいうように事実と多少異なるかもしれないが，少なくとも当時平野は，覚書について証言にあるような認識を持っていたことは確かであろう。この覚書に基づき，憲政党―政友会は小野田知事と提携し，選挙干渉によって県会内に多数を占めて県政を恣にしたのである。平野によれば，「明治卅二年卅三年頃ハ自由党ノ全盛時代デアリ，県庁ヨリ郡役所ノ方ハ自由ニナルノデ，郡役所デハ黙許シテ書面モ通過シ来リシニテ，郡長テモ警察署長デモ私共ノ意ニ反スル様ノ事ヲナセハ職モヤメサスコトモ出来ル位ノ時テ，私共ノ指揮命令ヲ奉スル位ノ有様デアリ，駐在所ノ巡査抔モ私方ノ巡査ノ如キハ私カ承諾セナケレナ転任等ハセナイト云フ情況」[29]であった。補助金の申請は，村会の議決を経て，磐田郡役所に提出された後，県庁において許可されたのであり，申告額が過大であることについて，郡長・衛生課・県知事に至るまで承知の上で黙認していたことは明白である。従って，平野はもし自分が詐欺の罪に問われるのなら，党と提携していた知事や警部長なども詐欺といわざるを得ないと主張した。

平野をはじめ事件に関与した村長・助役・村会議員たちは，自分たちの行為が犯罪にあたるという認識は薄かった。むしろ，逮捕され取り調べを受けることに対して強い憤りを感じていた。なぜなら，第一にこの事件が党争に由来し，志波知事と憲政本党の提携による政友会への弾圧ととらえていたこと，第二に補助金の内容については，憲政党―政友会と県庁との間で暗黙の了解があると解されていたこと，第三に当時補助金請求額は過大に積算するのが一般的で，公然の秘密として行われていたという状況があったからである。だが，さらに重要なことは，平野が「特別補助出願ノ理由ハ決シテ私益ノ為デハ無ク，苟モ村長トシテハ村民ノ利益ヲ謀ルガ公義務デアリマスカラ，今日県ノ補助ヲ以テ事業ヲ為シ得ル限リハ出願スヘキガ正理ナリト信シ，進ンデ此出願ニ及ヒタル」と述べているように，私利のためではなく，村＝公のために行ったものであるという意識であった。こうした意識は，前述した福島村長大竹清一郎の証言にもみられるように，各村の村長等に共通したものであり，かつての名主・庄屋等の村落指導者に通じるものであろう。しかし，それは一方で，自己の所属する集団を公とし，公のためならどのような行為を行っても，個人的な利益を追求しない限り正当なものとしてみなされるとういう論理を含んでいた。自己の所属する集団を公とする意識は，やがて国や公共団体のような本来公として扱われるべきものの枠を超えて，政党・会社など私的要素の強い組織にまで拡大され，人々の意識を束縛するようになる。そして，このような公と私をめぐる関係が，国家・社会と個人の在り方を規定していくのである。

さて，当時，被告となった村長・助役らに対する同情の声も上がっていた。富岡村の人々は，控訴審のために上京する平野元村長と山田元助役を中泉駅で盛大に見送った。これは，次の文書が示すように，村をあげての見送りであった[30]。

謹啓陳ハ元村長平野政五郎，同助役山田和一両君，控訴院開廷出発ノ際ハ本村ノ為メニ大多数御見送ヲ蒙リ難有奉謝候。次回ハ来ル十五日控訴院開廷ニ付，来ル十三日午前九時九分中泉発車ニテ，両君共御上京相成候間，猶又前回ノ如ク有志諸君可成大多数御見送候様，貴職ヨリ御区内諸

君へ無洩御通報相成度，此段特ニ及御依頼候也。

明治三十六年十二月七日

富岡村長　斎藤善八　㊞

区長　袴田五三郎殿

また，1904 年 4 月には，村会において，平野・山田らが大審院で敗訴した場合，県知事に返還しなければならない金額を 1090 円 66 銭 5 厘もしくは 755 円 21 銭 7 厘と設定し，「返還金ハ本村民ノ当然負担スベキ当然ノ義務」として，村の負担とすることが協議された[31]。しかし，県は補助金の全額返還を求めて訴えを起こしており，裁判所も全額にあたる 2509 円 12 銭 3 厘を弁償するよう両者に命じた。弁償金の支払い期限は，大審院の判決が下された約 1 カ月後の明治 37 年 6 月 25 日とされたが，鈴木孫四郎が両者の代理人となり，7 月 25 日までの延期願を亀井英三郎知事宛に提出して支払猶予を要請した[32]。一方，村では 6 月 6 日に村会を開き，「右隔離病舎ハ全ク本村ノ公有営造物ニシテ，予防費補助金モ亦本村防疫費費消シタルモノナルヲ以テ，右私訴ニ対スル返還金ハ本村ノ負担スベキ当然ノ義務タルコトヲ承認スルモノトス。」「補助金返還ノ義務ヲ本村ニ於テ負担スルニ付テハ，更ニ相当ノ手続ヲ以履行シ，現在村長ヨリ特別補助金下付ヲ本県知事へ稟請スルモノトス」と決議した[33]。これにより，補助金の弁償は村が行うことになった。事件に関係した 4 カ村の人々は，中遠事務所や中遠日進社において会合をもち，延期願の提出について協議を重ねた。その後の支払の経過については，現在のところ不明であるが，いずれにせよ平野の「村長カ村会ノ議決ヲ経テ公然行ツタ事ガ詐欺ナリトスレバ，其当局者ハ村長ニシテ一己ノ平野政五郎テハ無イ」[34] という主張は，裁判所や県には容れられなかったのである。

頼摸の周辺についてみると，1903 年 12 月，衆議院議員松浦五兵衛を中心に頼摸の無罪判決を求める陳情書が東京控訴院に提出されている[35]。この陳情書には，松浦を筆頭に政友会系県会議員 15 名のほか，磐田郡下の各村長・助役から一般農民に至るまで総計 3727 名の署名が集められていた。陳情書は，頼摸の業績を述べるとともに，「進歩党ハ政友会ノ隆盛ヲ嫉妬スルト仝時ニ，政友会ノ勢力ヲ殺カントセハ党ノ領袖タル頼摸等ヲ倒ササルベカラス。之レ敵ヲ倒サントセバ先ツ馬ヲ射ヨトノ手段ヲ執リ，部分攻撃頼摸等ノ一身ニ蒐レリ」として，頼摸の検挙が事実に即したものではなく，党争に由来するものであることを強調している。

一方，中遠事件を契機に，県政ばかりでなく，各村々においても憲政本党の活動が活発化した。井通村では，進歩派の熊岡安平（元県会議員）らが政友会の不正を追及して村税不納運動を進めた。村長についても政友会の大杉順蔵が退いた後，進歩派の齊藤恵三郎が再任された。先述したように，補助金の不正交付について告発したのも井通村の山岡孝平であった。井通村は，頼摸の出身地でありながら，県内で最も政争の激しい村の一つであり，その対立は大正期に至っても続いた。すなわち，政友会が多数を占めるとはいえ，村全体が政友会一色に染まっていたわけではなかったのである。

また，富岡村でも進歩派の人々が村財政の公開を求めたり，耕地整理事業に伴う補助金の使途について批判し，村政の混乱がみられた。ただし，富岡村の方がまとまりが強く，村長については，平野が辞任したのちも自由派の斎藤善八がその職を引き継いだ。

こうした村落内における対立の構造が，元来，政党間の政策上の相違に基づくものか，あるいは各字間の地縁的・人的対立に起因するものか，はたまた家系的・個人的感情の対立によるものか，ということについては明らかでない。ただ，天龍村のようにほぼ一村全体が憲政本党から政友会に変わる例があったことから考えると，政策上の相違というよりも，むしろ地縁的・人的対立の上に政党間の争いが起こったとみた方が自然ではないだろうか。村落内の対立の構造と政党との関係については，

今後解明すべき課題である。

政府は，1889 年の市町村制の実施により，地方名望家・村落指導者層を体制内に取り込み，町村が政争の場となることを防ごうとしたのであるが，その思惑ははずれた。彼らの多くは政党に加わり，これまで述べてきたような過程を通して，官僚的統治機構と連携し政治的発言権を強めていったのである。

第７節　中遠事件の結末

中遠事件の裁判は，静岡地方裁判所の予審決定により，頼摸ほか 12 名が重罪公判，神谷が重軽罪公判に付されることとなった。第一審判決は 1902 年 12 月 26 日に静岡地方裁判所において言い渡され，重罪公判に付された者のうち，頼摸については証拠不十分により無罪，各村長・助役は重禁錮 2 年監視 6 カ月，その他の者は重禁錮 1 年 6 カ月監視 6 カ月に処せられた（**表2 - 3**）。神谷は，詐欺取材幇助・官公文書偽造変造行使の罪で重懲役 10 年（ただし収賄については証拠不十分により無罪）に処せられた。

頼摸の無罪判決に対して検察側が控訴し，他の被告たちも控訴したため，裁判は東京控訴院に持ち込まれた。1904 年 3 月 26 日，東京控訴院において判決の言い渡しがあり，頼摸は第一審判決が是認され無罪，他の被告については控訴が棄却され原判決の通り有罪となった。そのため，被告たちはさらに大審院に上告したが，5 月 30 日に上告が棄却され，6 月 14 日より静岡監獄署へ収監された。この間，井通村元助役大橋定吉は第一審が開廷する前にいずれかへ逃走し，中遠事務所常務委員永井充も大審院へ上告中に行方不明となっている。大橋定吉は，井通村政の実務を掌握し，補助金獲得の顛末を熟知していたとみられる人物であり，彼の失踪は事件の全容解明に大きな影響を及ぼしたものと考えられる。

地元では，有罪となり重禁錮に処せられた人々のために恩赦を求める運動が起こっていた。まず，1904 年 11 月 4 日付で各村民が連署した嘆願書が，静岡地方裁判所検事正児玉羊五郎，東京控訴院検事長倉富常三郎，司法大臣波多野敬直宛に提出された[36]。さらに，1905 年 3 月 8 日付で，鈴木孫四

表2 - 3　中遠事件の判決

氏　名	町村	主な役職歴	罪　名	判　決
平野政五郎	富岡村	村長，郡会議員，県会議員，中遠事務所幹事	公文書偽造行使，公印盗用，詐欺取財	重禁錮 2 年監視 6 カ月
山田　和一	富岡村	助役，村会議員	同　上	重禁錮 2 年監視 6 カ月
大杉　順蔵	井通村	村長	同　上	重禁錮 2 年監視 6 カ月
大橋　定吉	井通村	助役	同　上	重禁錮 2 年監視 6 カ月
河合鷹次郎	井通村	助役	同　上	重禁錮 2 年監視 6 カ月
大竹清一郎	福島村	村長，中遠事務所評議員	同　上	重禁錮 2 年監視 6 カ月
杉浦金太郎	福島村	村会議員，中遠事務所評議員	同　上	重禁錮 1 年 6 カ月監視 6 カ月
石野弥五郎	御厨村	村会議員，中遠事務所常務委員	公文書偽造行使・公印盗用・詐欺取財教唆	重禁錮 1 年 6 カ月監視 6 カ月
大庭　八郎	福島村	村会議員，中遠事務所常務委員，中遠日進社取締役兼支配人	同　上	重禁錮 1 年 6 カ月監視 6 カ月
金澤太郎次	天龍村	村長，中遠事務所評議員	公文書偽造行使，公印盗用，詐欺取財	重禁錮 2 年監視 6 カ月
大石　啓司	天龍村	収入役	同　上	重禁錮 1 年 6 カ月監視 6 カ月
永井　充	天龍村	遠江共同銀行書記，中遠銀行評議員	公文書偽造行使・公印盗用・詐欺取財教唆	重禁錮 1 年 6 カ月監視 6 カ月
大橋　頼摸	井通村	県会議員，県参事会員，県農会長，中遠農会長，磐田郡米穀改良組合長，遠江共同銀行頭取，中遠日進社社長，政友会静岡県支部幹事，静岡新報社長	官公文書偽造行使・詐欺取財教唆	無罪
神谷　相平	中泉町	県警部，助役	詐欺取材幇助，官公文書偽造変造行使，収賄	重懲役 10 年 収賄については無罪

静岡地方裁判所「中遠事件第壹審判決録」（明治三五年一二月二六日），静岡地方裁判所「豫審決定書」（明治三五年五月二七日）等により作成。

郎が平野・山田・大杉・河合・金澤・大竹・大庭・石野の8名について，一木喜徳郎に周旋を依頼している[37]。こうした運動により，1905年1，2月頃に大石と杉浦が恩赦となり，同年8月までには，残りの人々も恩赦により仮出獄し，無事自宅にもどれたようである[38]。

頼摸は，1902年1月に中遠事件により検挙された後，警察電話事件，小学校文部省令違反事件（教科書事件）などが発覚し，その政治的基盤が大きく揺らいでいた。しかし，頼摸の政治生命は，こうした事件によって失われたわけではなかった。むしろ，1906年には，不正事件摘発に関与した有川貞寿警部長，笹原辰太郎警視，小沼東逸県衛生課員，児玉羊五郎検事正らの処分を迫る司法大臣宛「陳情書」[39]や内務大臣宛「官吏不法行為上申書」[40]を提出するなど，勢力挽回に邁進した。彼は，東京控訴院で係争中の1903年9月，県会議員選挙に出馬し落選したが，1908年5月の第10回衆議院選挙で当選を果たした。また，1909年10月に静岡市営電灯問題（電気事業市営化問題）が起こると，静岡市民会の組織結成に参加し，電灯市営化反対運動を積極的に展開した。この問題を通して，1910年4月には，静岡市会三級議員に選出された。衆議院議員となった頼摸は，主に県下四大河川をはじめとする治水問題の解決にその全精力を注いだ。その活動ぶりは，「治水狂」[41]とさえ呼ばれるほどであった。1911年から1912年にかけて，「治水政策ニ関スル質問主意書」や「治水政策ニ関スル建議案」[42]を国会に提出したほか，自ら天竜川の水防を目的とした『治水彙報』[43]を著している。頼摸は，1912年5月の衆議院選挙でも再選を果たしたが，次第に体調が悪化して療養生活に入った。そして，当選からわずか6カ月後の1912（大正元）年11月5日，心臓麻痺により51歳の若さでその生涯を閉じた。

中遠事件は，頼摸の生涯の中で，その絶頂期に起こった最も衝撃的なできごとであった。事件によって，地域の有力者が多数検挙され，補助金交付をめぐる党勢拡大の構図が明らかにされたことは，地域社会に動揺を与え，政友会への信頼感を揺るがせた。『静岡県政党沿革誌』が「中遠疑獄ト称スルモ此種ノ疑獄ハ独リ中遠ノミニ止ラズ県下随所ニ潜在シタリト称セラル」[44]と述べているように，中遠事件は氷山の一角に過ぎないものであった。したがって，中遠事件の核心に迫りながら，焦点となる頼摸の有罪を立証し資金の流れの全容を解明することができなかったことは，その後の県政に禍根を残すこととなった。一時的に凋落しかけた政友会は，やがて勢力を盛り返し，明治40年代には再び県会において絶対多数を占めるようになった。その後，1914年に湯浅知事のもとで，安倍川洪水の災害復旧工事費をめぐる問題が起こった。この時，非政友会系が優勢だった静岡市会を政友会の傘下に組み込むことを狙い，県会において堤防工事費の大幅削減を主張したのが平野政五郎であった[45]。結局，知事の力によって堤防工事が行われ，静岡市会における非政友会派の優勢は変わらなかったが，明治30年代に行われた党利党略は大正期に入っても相変わらず続けられたのである。

中遠事件にみた地域利益誘導型の政治とそれに伴う「腐蝕の構造」[46]は，その後の地方政治の原型を示すものである。事件に関係した地域の有力者は，自らの行為を村＝公のためとして正当化し，地域民衆もその行為を是認し支えた。こうした民衆意識を源泉として，地域利益優先の志向が日本の政治の在り方を規定していくのである。

本章では，産業革命によって日本資本主義が確立し，地主制が頂点へと達しようとする時期の村落指導者層を巻き込んだ政争及び地域利益誘導型政治の成立について分析した。次章では，時代を下って，十五年戦争末期の皇国農村確立運動下における農村指導者―本章でも登場した鈴木孫四郎の継嗣鈴木正一―の思想と行動を通して，地主制解体の可能性と限界について探るとともに，戦後農地改革の歴史的意義について考察する。

【註】

（1）初期議会から日露戦争にかけての政治過程に関する主な研究としては，次のようなものがある。有泉貞夫『明治政治史の基礎過程』吉川弘文館，1980 年。有泉『星亨』朝日新聞社，1983 年。伊藤之雄『立憲国家の確立と伊藤博文―内政と外交　一八八九～一八九八―』吉川弘文館，1999 年。伊藤『立憲国家と日露戦争―外交と内政　一八九八～一九〇五―』木鐸社，2000 年。

（2）原口清「日清戦争後における地方政治構造の変質過程―静岡県を中心として―」静岡県近代史研究会『静岡県近代史研究』創刊号，1979 年，pp.1-21。『静岡県史』通史編 5 近代 1，1996 年。このほかに，この時期の県政に関する基本文献として，静岡県警察部高等警察課編『静岡県政党沿革誌』前編 1921 年・続編 1926 年（静岡県近代史研究会編復刻版，1979 年），静岡県編『静岡県政史話』1929 年，静岡県議会『静岡県議会史』第 2 巻，1954 年などがある。

（3）大橋頼摸『大橋頼摸一代記』1912 年（以下『一代記』と略す）。

（4）大橋家には，この時の大更迭に関わるとみられる「意見書」が残されている。この「意見書」は，頼摸が起草したものである。冒頭には，「行政ノ刷新ヲ計リ，事務ノ敏捷ヲ期セントセバ，須ラク老朽ノ官吏ヲ淘汰シ，後進有為ノ人材ヲ選択セサルベカラス。本県庁ノ属吏而モ各課長老朽ニシテ其器ニ非ラス。平素事務渋滞挙ラサルコトハ衆庶ノ齊シク認ムル所ナリ。吾党選出ノ知事ニシテ之レガ弊政ヲ矯正シ，一大改革ヲ断行シ，県民ノ耳目ヲ□新スルハ目下ノ急務ナリト信ス。故ニ□□□意見ノ一斑ヲ開陳ス。閣下幸ニ採ルアラバ，吾党ノ満足スル所ナリ」と記され，次の 4 項目が挙げられている。

一　書記官参事官ヲ更迭スル事
二　土木勧業課長ヲ罷免及各課長ヲ更迭セシムル事
三　知事ノ羽翼ヲ作ルヘキ事
四　郡長ノ罷免若クハ更迭ヲ速カナラシムル事

それぞれの項目には，更迭・登用すべき具体的な人名とその理由が述べられている。さらに，この「意見書」には，県庁および郡役所に勤務する県吏のうち，抜擢すべき人材 27 名の名簿も付されている。その中には，頼摸の後押しにより明治 32 年 3 月に静岡県庁第四課県税係から県警察部衛生課警部に転身し，中遠事件の被告となった神谷相平の名も見られる。頼摸が不正事件摘発の標的となった理由の一つには，このような県官僚人事への介入があったことは想像に難くない。

（5）山岡孝平証言（大橋健二家所蔵『中遠事件豫審調書』甲，1902 年）。山岡孝平「告発状」（『中遠事件豫審調書』丙所収）

（6）大石嘉一郎『近代日本の地方自治』東京大学出版会，1990 年，p.156。

（7）池田忠一証言（『中遠事件豫審調書』甲）。

（8）実際の費用が 2230 円余か 1930 円余かは，関係者の証言に相違があるため判然としない。

（9）池田忠一証言（『中遠事件豫審調書』甲）。

（10）鈴木孫四郎証言（『中遠事件豫審調書』乙）。

（11）静岡県編『静岡県政史話』1929 年，のち静岡県図書館協会による復刻版，1976 年，pp.230-231。

（12）大竹清一郎証言（中遠事件豫審調書』甲）。

（13）金澤太郎次証言（中遠事件豫審調書』丙）。

（14）山本四郎『初期政友会の研究』1975 年，pp.58-59。

（15）富田良兵衛証言（中遠事件豫審調書』甲）。

(16) 大庭八郎証言（中遠事件豫審調書』甲)。

(17) (18) (19) 大橋頼摸証言（『中遠事件豫審調書』乙)。

(20) 石野弥五郎証言（中遠事件豫審調書』甲)。

(21) 平野政五郎証言（中遠事件豫審調書』甲)。

(22) 静岡県警察部高等警察課編『静岡県政党沿革誌』1926 年，のち静岡県近代史研究会による復刻版，1979 年，p.61。

(23) 山岡昂三証言（中遠事件豫審調書』甲)。

(24) 石野弥五郎証言（中遠事件豫審調書』甲)。石野の証言によれば，中遠事務所の事務は，普段見付町の大孫（旅館）もしくは中遠農会事務所宿直部屋において扱っていたという。

(25)『静岡民友新聞』明治 35 年 1 月 30 日付。

(26) 平野政五郎証言（中遠事件豫審調書』甲)。

(27) 平野政五郎証言箇所の欄外メモ（『中遠事件豫審調書』甲)。

(28)『静岡県政党沿革誌』（復刻版)，pp.30-31。

(29) 平野政五郎証言（中遠事件豫審調書』甲)。

(30) 豊田町誌編さん室所蔵『明治三十五年一月起り中遠事件豫審調書』中にはさみ込まれていた史料である。

(31) 明治 37 年 4 月 17 日富岡村長斎藤善八提出「協議案」（豊田町誌編さん室所蔵)。1090 円 66 銭 5 厘は，普通補助のうち返還すべき金額として査定した 244 円 81 銭 8 厘と特別補助のうち返還すべき金額 845 円 84 銭 7 厘を合計したものである。また，実費 1916 円 84 銭 3 厘について 8 割の特別補助（1533 円 47 銭 4 厘）を受けられると仮定した場合，受け取った特別補助との差額 510 円 39 銭 9 厘と普通補助金のうち返還すべき金額 244 円 81 銭 8 厘とを合計すると 755 円 21 銭 7 厘となる。

(32) 鈴木孫四郎「延期願」（鈴木孝之家所蔵文書)。

(33) 富岡村役場『明治参拾四年度ヨリ決議書綴込』（豊田町郷土資料館蔵)。

(34) 平野政五郎証言（中遠事件豫審調書』甲)。

(35) 静岡県小笠郡西郷村松浦五兵衛ほか「陳情書」（大橋健二家所蔵文書)。

(36) (37) 鈴木孫四郎「一木喜徳郎宛御願」（鈴木孝之家所蔵文書)。史料には，「特赦」という語が使われている。

(38) 大石と杉浦の恩赦については，鈴木孫四郎「東京控訴院明治三拾八年検事局二月七日 869 写」（鈴木孝之家所蔵文書)。大庭八郎「鈴木孫四郎宛礼状」明治 38 年 8 月 14 日付（鈴木孝之家所蔵文書)。神谷については，現在のところ恩赦となったかどうか不明である。

(39) 大橋頼摸「司法大臣陳情書」明治 39 年 3 月 1 日付（大橋健二家所蔵文書)。

(40) 永井弘・大橋頼摸「官吏不法行為上申書」（内務大臣宛）明治 39 年 4 月 15 日付（大橋健二家所蔵文書)。

(41) 中遠政友会事務所「衆議院選挙推薦状」明治 45 年 4 月 1 日（大橋健二家所蔵文書)。

(42) 大橋頼摸「治水政策ニ関スル質問主意書」(『帝国議会衆議院議事録二五第二七回議会明治四三年』)。大橋頼摸外六名「治水政策ニ関スル建議案」(『帝国議会衆議院議事録二六第二八回議会明治四四年』)。

(43) 大橋頼摸『治水彙報』1912 年。

(44)『静岡県政党沿革誌』（復刻版)，p.63。

(45)『静岡県議会史』第 3 巻。

(46) 前掲註（２）原口論文，p.21。

第３章　戦時体制下の農村思想と地主制の解体

十五年戦争末期の皇国農村確立運動は，戦況の悪化による国民生活の破壊とりわけ食料危機に対処し，戦時経済を維持することを目的になされた国家事業である。この政策は戦後農地改革に隣接しており，戦前・戦後の断絶性と連続性をめぐる論争について検討する上で重要な位置にある(1)。しかし，施策が行われたのは 1943 年から敗戦までのわずか 2 年間と短く，農村経済更生運動との同質性も高いため，研究の蓄積が少なく，運動の独自性や地域における実態は，未だ十分に解明されているとはいえない状況である。

このような中で，皇国農村確立運動を対象とした代表的な研究としては，暉峻衆三によるものがある(2)。暉峻は，農林省関係資料等をもとに，この時期の農政の動向を検討した。そして，地主的土地所有は戦時体制下で後退の度合いを強めながらも，敗戦に至るまでその基体が保持されており，その解体には第一次農地改革案による「自由・間接創設主義から強制創設主義への自創事業の飛躍」(3)が必要だったとして，戦前の自作農創設維持事業における地主制解体の限界性を指摘している。

従来の研究が経済史的分析を中心になされてきたのに対し，坂根嘉弘は戦時農地政策に関する法令や制度の運用実態から詳細な分析を行った。坂根は，戦時農地調整法等の具体的な運用状況を調査し，自作農創設維持事業第三次施設（皇国農村確立運動期）への対応として，都道府県・市町村による地主への要請に基づく農地解放が広範に行われたことを検証した(4)。

「皇国標準農村」指定村を対象として，大正末期から敗戦に至る動向を詳細に分析したものに，野田公夫による研究がある(5)。野田は，京都府相楽郡瓶原村において，村政の変遷，産業構造，階層構成，小作争議，産業組合，農家経営，農村経済更生運動，皇国農村確立運動等に関する多角的な調査を行った。野田によれば，同村では 1944 年 5 月に不在地主に対する「土地放出勧告」が出されており，この勧告は生産力主義に立つ「産組派」と呼ばれる村政支配層内の（旧）地主層革新派の主導によってなされていた。この動きは，京都府からの指示に基づいており，行政からの働きかけによる寄生地主制解体に向けた具体的事例として注目される。

以上のように，皇国農村確立運動に関しては，従来の農林行政や農村経済史的分析に加え，法令・制度の外形とともに，その運用実態からの研究の進展が見られ，特徴的な事例も示された。しかし，これまでの研究では，地域社会において実際に皇国農村確立運動を担った農村指導者＝中間層の思想や行動について，具体的に検証したものはほとんどない。そこで本章では，危機に立つ農村にあって経済更生運動及び皇国農村確立運動を推進し，農村の立て直しを図った実践家である鈴木正一（すずきしょういち）に焦点を当て，その思想と行動の分析を通して，国家体制に統合されていく農村社会の姿とともに，戦時下における地主制解体の可能性と限界を地域レベルから明らかにしたい。そうすることで，戦後農地改革の意義も改めて見直すことができよう。

考察の対象とする鈴木正一は，静岡県磐田郡富岡村（現磐田市域）で村長・産業組合長等の要職を務め，農村指導者として諸施策を行うとともに，自らの構想に基づいて農地解放を行った人物である(6)。鈴木の思想は，『村造り家造り―富岡村に於ける一指導者の手記―』（以下，『村造り家造り』とする）や遺稿集である『帯香帰』などから知ることができる(7)。特に『村造り家造り』は，総力戦体制下の農村指導者の思想と行動を知る上で貴重な史料である。その思想は，農本主義的な日本ファシズムの影響と農林革新官僚によって企画された国策への対応という色合いが濃い(8)。しかし，中央の為政者や官僚とは異なり，戦時下の農村に生きる当事者として，現実とのせめぎ合いの中で，目

前の農村の救済を目指して構築されたものである。本研究は，具体的な農村救済策とファシズムとが農村指導者の内面においてどのように結びつき，農村ファシズムの担い手が形成されたのか，ということを解明する上でも意義があろう。

第１節　富岡村の概況と農村経済更生運動

富岡村は，天竜川東岸下流域に位置し，米・麦のほか甘藷・葉煙草・製茶・養蚕などを主な産物・産業とする農村であった。1934 年の戸数 469 戸，人口 3151 人であり，総戸数の約 83.6 %にあたる 392 戸が農業を営んでいた。耕地面積は田 244 町 1 反歩，畑 330 町 6 反歩，田畑合わせて 574 町 7 反歩で，農家一戸当たり平均耕地面積は 1 町 4 反歩余であった。土地の所有状況についてみると，耕作戸数が田 331 戸・畑 392 戸であるのに対し，耕地所有戸数（他町村の所有者を含む）は田 344 戸・畑 407 戸であった。また，田 244 町 1 反歩の約 13.2 %にあたる 32 町 3 反歩，畑 330 町 6 反歩の約 13.4 %にあたる 44 町 4 反歩，山林 92 町 4 反歩の約 13.5 %にあたる 12 町 5 反歩が，村外地主の所有地となっていた。これに対し，村民が村外に所有する土地は，田 8 町 8 反歩，畑 16 町 7 反歩，山林 19 町 9 反歩であり，村外地主の影響力の大きかったことが推測される[(9)]。

富岡村は，1934 年に経済更生計画指定村となり，更生計画委員会及び産業組合，村農会，養蚕実行組合を中心に運動に取り組んだ[(10)]。農村経済更生運動は，特別助成村以外の一般指定村の場合には，その経済的効果が疑問視されており，経済面よりも産業組合・農会・農事実行組合等の農業団体や青年学校・青年団・婦人学校等の教化諸団体による精神運動の推進により，全農民を戦時動員体制のもとに組織化するための下地を作るという面が強かったとされている。更生運動の経済的実効性に対する不信感は，富岡村でも指定村となった当初から人々の間に根強かった。『富岡村報』第 11 号の「購買事業の将来」と題する記事には，「今日農村の疲弊は其の極に達した。農村救済は一熟語と思はれる程永年唱えられてゐる。為政者の種々なる政策も結果より見れば余り成功しては居らない様に見受ける。畢竟如何なる政策も農民自身の奮起による自力更生を待つより外はない。而して農村経済の一切を担って立つ機能を完全に有するものは産業組合である」と述べられている[(11)]。また，当時富岡村産業組合長だった鈴木は，『産業組合ニュース』（1933 年 9 月 7 日）に寄せた「二宮尊徳像におもう」の中で，次のように述べている[(12)]。

> 民力涵養といい，精神作興といい，よく「お上み」のお役人は色々な宣伝をしてくれる。しかもそれが当座だけでいつも，もぬけの殻となって了うのが通例である。これは下の受け入れる方にも責任はあるが，「お上み」のお役人様も熱が足らぬと思う。この頃は非常時，自力更生の看板が目に付くようになった。（中略）理屈のみ考えても世渡りは楽にはならぬ。「お上み」政策は何時も御利益は薄いものと思ってよい。お互いはお互いの力で出来得ることから築き上げねばならぬ。虫のよい空想を書いて見た所で，我々の思うような世の中は生まれて来ぬ。また，そう考えるのは無駄である。

このように末端の指導者たちは，官僚の打ち出す政策と掛け声が現実の農村の危機に対してあまり有効性をもたないことを認識していた。しかし，彼らはその掛け声を無視するのではなく，むしろ実効性をもたせるために，各村の実態にあった方策を工夫し実行しようとした。それゆえに，運動の過程を通じて，農村の危機に対して真摯に対処しようとすればするほど，彼らは体制の網の目の中に取り込まれていったのである。

富岡村では，更生計画の実施について，（１）精神の更生，（２）農業の改善，（３）経済の合理化，

（４）社会施設の改善，という四つの重点項目を挙げて村民に示した[13]。この計画には，地主・小作関係の改善や自作農の創設維持に直接かかわるような内容は見られない。当時富岡村は，外観的には地主・小作間の対立がそれほど顕在化せず，納税状況も良好で「優良模範村」とされていた。しかし，地主・小作間の対立の火種は常にくすぶっていたと見られる。**表3 - 1**は，富岡村及び周辺村の大正末・昭和初期の自作農及び小作農の人数を示したものである。これによれば，富岡村は磐田郡や静岡県よりも自作農の割合が低く，小作農の割合が高くなっており，周辺地域よりも地主制が進展していたことがわかる。事実同村では，1926 年末に小作争議が起こっている[14]。この争議は，旱害と潮風によって農作物が甚大な被害を受けたため，小作側が「作引六割」を要求したのに対し，地主側が「三割減位」を限度として双方譲らなかったことが原因であった。小作人たちは小作組合に結集し，再三にわたって抗議を行った。これに対し，鈴木孫四郎（正一の父）など比較的大きな地主は態度を軟化させたが，中規模の地主が強硬な態度をとり続けた[15]。紛糾の末，稲作については双方が譲歩し，「四割 □（不明） 分減」を以て事態の収拾が図られたと見られる[16]。経済更生運動期の富岡村では，こうした経験を踏まえ，産業組合を中心に村内対立の顕在化を回避しつつ，村の復興を進めたのである。

表3 - 1　富岡村及び周辺地域における大正・昭和初期の自作・小作人数

単位：人　　（　）内％

	自　作	自作兼小作	小　作	総　数
富岡村	238（18.4）	538（41.7）	516（39.9）	1,292（100.0）
池田村	54（18.7）	139（48.1）	96（33.2）	289（100.0）
井通村	380（28.5）	752（56.5）	200（15.0）	1,332（100.0）
十束村	475（44.9）	463（43.8）	120（11.3）	1,058（100.0）
磐田郡	16,774（32.0）	25,412（48.4）	10,282（19.6）	52,468（100.0）
静岡県	156,574（28.8）	254,508（46.8）	132,640（24.4）	543,722（100.0）

※数値は 1926 年末のものである。　『静岡県統計書』（昭和元年）より作成。

第２節　皇国農村確立運動と家族国家観

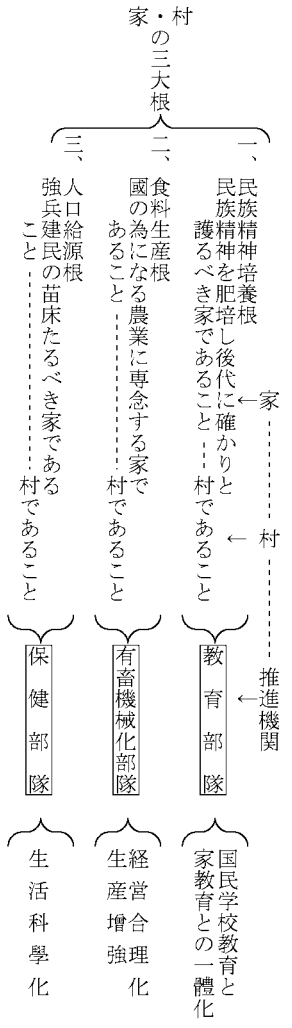
1942 年 11 月，政府は農地制度の整備確立のため，「皇国農村確立促進ニ関スル件」を閣議決定した[17]。これは，全国の農村の中から「標準農村」を選定して，戦時国家体制を支えるモデル農村をつくり，その成果を漸次全農村に波及させようとしたものである。「皇国農村確立促進ニ関スル件」には，①標準農村の設定，②自作農創設事業の拡充強化，③指導的農民の錬成及び修錬農場組織の整備拡充，④農村結核対策・農村医療施設の改善等に関する厚生省所管施設との共同，という四つの要件が定められていた。また，農林計画委員会農村部会々長から農林大臣宛に答申された「標準農村設定要綱」では，標準農村の選定について，(1)当初全国で 300 カ村を指定し逐次拡大していく（実際には全国で 303 カ村を指定），(2)特別の条件を備えた農村のみを指定することはしない，(3)村民が農村建設に対する熱意と事業完遂への強い意志をもち，事業の推進力となる指導的中心人物の存在する農村の中から選ぶ，(4)道府県の推薦する候補村の中から農林省が選定する，という提言がなされた[18]。

富岡村は，1943 年 9 月に「皇国標準農村」の指定を受けた[19]。同村が指定された背景には，すでに農村経済更生運動の下で優良模範村となっていたことのほかに，磐田用水幹線改良事業に深く関わっていたことや，鈴木のような中心的指導者が存在したことがあったと考えられる[20]。標準農村に指定されて間もない 12 月，鈴木は『村造り家造り』を発刊した。この中の「日本の家の在り方，村の家の在り方」と題する一節には，次のような記述がある[21]。

大東亜共栄圏の構想は吾国内政治，経済，教育，産業，文化の新たなる確立を要請してゐる。今

や農村としては民族精神培養と，食料自給の確保と，皇国民族生々発展の母胎としての農村，農業農家の確立こそ時代の果すべき根本的な国家的な大きな課題となつた。国の小さきものが村であり，家である。家の大きなものが村であり，国である。家即村，国であり国即村家である。国も村も家も同じ日本の生命によつて生々発展して来つたのが日本の真の姿であり歴史である。皇国風の村であり家であることが日本である。

ここには天皇制国家の支配イデオロギーである「家族国家」観[22]を反映した典型的な意識がみられる。鈴木は，「『家造り』が皇国農村確立の基礎工事である」として，「家確立の目標」について**図3 - 1**のようにまとめている[23]。そこには，運動の推進機関として，国民学校教育と家教育の一体化を担う「教育部隊」，経営合理化による生産増強を担う「有畜機械化部隊」，生活の科学化を担う「保健部隊」を組織し，三者を一体化することによって目標を達成することが唱えられている。**図3 - 2**は**図3 - 1**に示された施策を進めることで期待される村の変化（甲型→乙型）について描いたデザインである[24]。これらからは，家を根幹として，家→（隣保）・（部落）→村という系列の上に，家・村が一つの生命体として有機的に捉えられている様子が見て取れる。ただし，鈴木には，「農家の在り方の問題にしても又日常生活を科学化すべき指導を為すにしても，農家に保守性が強く且つ老人の発言が重視されてゐる実状にあるから，農家の啓蒙だけでは効果を挙げ得ず，農繁期に於ける手不足は母体の保護，乳児の哺育に手ぬかりを生ずるが之れも家庭だけの力では改善され得ぬ」[25]というように，「家族国家」観を支える理念型としての「家」と現実の「家」との間には，大きな齟齬が生じているとの認識もあった。そのため鈴木は，個々の農家の力だけでは天皇制国家の基礎となる「家造り」を行うことはできないと考えており，「『家造り』は先づ『村造り』から始めねばならぬ」[26]と述べ，村の政策・制度・組織等を整えることが先決であるとしたのである。



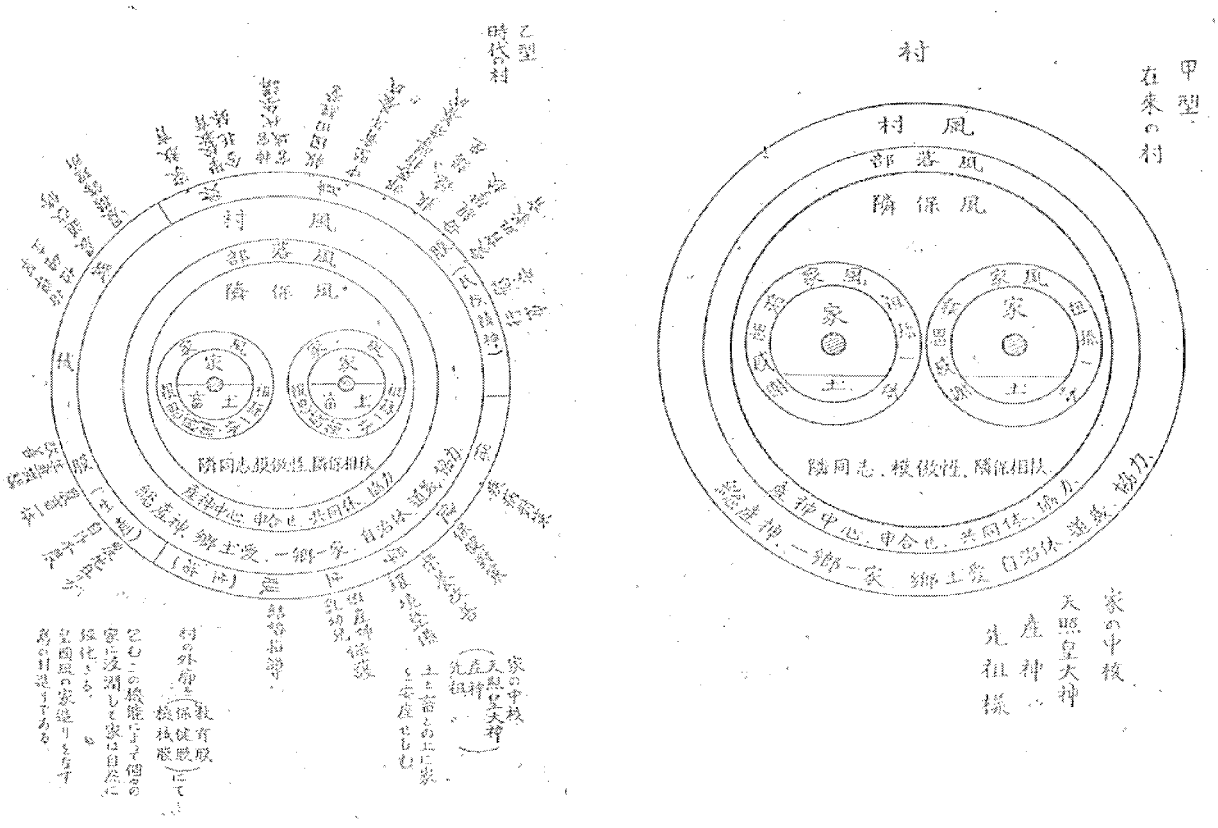
鈴木正一『村造り家造り』p.24 より引用

図3 - 1　家造りの目標

第３節　「村造り」の構想

『村造り家造り』の中には，「隣保相扶」「一郷一家」「郷土愛」「部落生活」「村風」といった農村社会の内的結合を強化するための言葉が散りばめられている。鈴木は，家―村―国家が「道義」と「協力」によって結合を保ちながら有機的に結び付くことを日本の真の姿として理想化していた。この間に介在する県・郡や法律・規則，権利関係などは，行政上の便宜のために作られた形式的なものであり，生命のないものであるとした。そして，「村造り」にあたっては，法律や規則，権利を振り回すのではなく，郷土愛によって育まれた村のもつ生命力こそが重要だとした。

さらに鈴木は，「農業をするのは資本的企業として儲ける為のものではなく，大地を対照として之と結びついた生命，創造，生産の家業である」[27]として，資本主義的儲け主義や「都市風」の侵入は農村の醇風美俗を破壊する元凶であると捉えていた。また，「精農家の百姓振りは作物よりも土作りに心を労してゐる。愛土が農の本道である。本道の農によつてこそ土地の生産力は無尽蔵の倉となる。



鈴木正一『村造り家造り』pp.27-28 より引用。

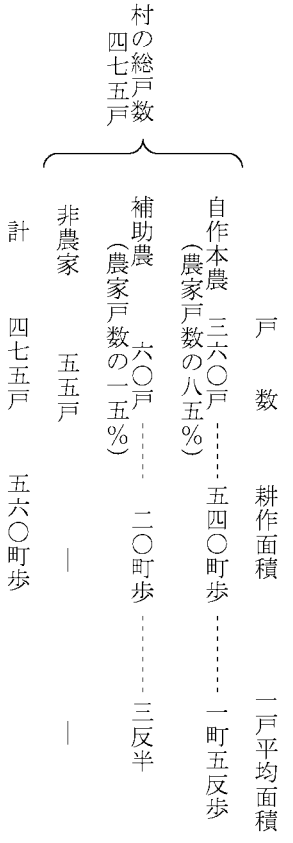
図3-2　村造りの概念図

国の穀倉は本農の上に満つる」[28] というように，「土」への回帰を説く農本主義の影響を強く受けていた。このように土と農民との結びつきを強調していけば，詰まるところ地主制の矛盾に突き当たる。鈴木家は，明治10年代から30年代にかけて急激に展開する原蓄過程の中で，正一の先代孫四郎の代に，貸付金の抵当や競売地の購入などによって土地の集積を行い，村内最大の地主へと急成長を遂げた家であった[29]。鈴木が，「耕人と耕土とは一体たるべき相を以て農本然の姿とする。農地と耕人との関係をして親子の関係にあらしめよ」[30] といって，土地と農民の密着や愛土の精神の必要性を強調すればするほど，そのことは地主としての自己の存在の矛盾を露わにすることを意味していた。したがって，皇国農村確立運動の指導者として「村造り」に邁進することは，いずれは自らが地主であることを払拭しなければならない運命を背負っていたのである。

鈴木には，「農村を農家を農業を現在の型のまゝに置いては国の要請する食料増産を人口増強を果しうる強固な態勢とは云ひ得ない。此際根本的に考察して在来の美点はあく迄も助長し，時代に適合せぬ部面は之を仕組換えをなし，皇国風の農業に村に家に改むべきは時代の村として家として果すべき勤めである」[31] という思いがあった。当時，農村は，徴兵・徴用による労働力不足，兼業農家の増加，工場の地方分散等によって，農業生産力の減退と離農が進んでいた。また，兼業化の進展は，女性や高齢者への過重労働をもたらしていた。特に，農繁期における女性の労働強化は家事に従事する時間を減少させ，農村ではこの時期に栄養不足による病気や死産・流産の多いことが問題となっていた。鈴木はそれまでの村政を振り返り，「村として今日迄農地問題の根本には触れ得ず，単に農繁期に備えた応急策として共同作業，共同炊事，季節保育所等の施設を実施したる程度に止るも，之等は村造り，家造りから見れば何れも枝葉の事項」[32] であると述べている。そして，「国の根太」たるに

ふさわしい農村を建設するためには，①「自作本農」の創設による「健康家」＝「適正経営農家」の育成，②農畜一体の経営形態による「健全土」の保持，③生産方法・経営方法の改善，などが同時に推進されなければならないとした。このうち彼が最も重視したのは，①の「自作本農」の創設および適正経営農家の育成である。

だが，これこそ最も困難な課題であった。戦時統制経済下の自作農創設計画は，地主による中間的搾取を排除し，農民の生産意欲を高め，専業農家の保持育成を行うことによって，国家の緊急課題である食料供給の確保を図るものであった。その根本的な解決には，国家が地主・小作関係に直接介入し，地主に土地を解放させ，小作農にその土地を購入させる必要があった。当然のことながら，こうした政策は地主の抵抗を招くものであり，強力な権力の行使なくしては容易に実現できるものではなかった。



鈴木正一『村造り家造り』p.61 より引用。

図3 - 3　将来の富岡村の姿（予想図）

これより先，中央では地主的土地所有制限と土地の強制譲渡によって，自作農創設を強権的に遂行しようとする動きもあった[33]。1939 年 11 月，大日本農民組合，日本農民組合総同盟，日本農民組合，日本農民連盟の有志によって，農地制度改革同盟が結成された[34]。農地制度改革同盟は，「農地制度改革方針」を定め，改革の柱として，（ⅰ）不耕作者の土地所有の禁止，（ⅱ）土地管理制度の樹立，（ⅲ）小作地の国有化と小作料の適正化，（ⅳ）家産制自作農創設維持制度の創設，を挙げている[35]。彼らは，不合理な高率小作料を強制的に引き下げ，全収穫高の 2 割 5 分程度を適正小作料とし，これを基準に地価を算定しなければ自作農創設維持事業は進まないとした。同盟の方針は，社会大衆党から「農地国家管理法案」として 1940 年 2 月の第 75 議会と 1942 年 1 月の第 79 議会に提出されたが，いずれも審議未了となり，法律の制定には至らなかった[36]。このように戦時統制経済の末期的状況下においては，強権による小作地国有化の可能性もあった。しかし，小作地の強制的国有化は共産主義的要素を内包しており，支配層にとって警戒すべき面を有していた。そのため政府・農林省農地審議会では，小作料をできる限り低く抑えて地主経営に不利な状況を作り出すことや，統制価格での土地売却によって生じた損益を一定の範囲で地主に補償する報償奨励金制度を導入すること，などの対策が検討されていた[37]。

こうした状況の中で，鈴木は皇国農村確立運動を進めるにあたり，農業経営および農地の在り方について，以下のような原則を立てた[38]。

(1)原則として農地は耕作者と所有者を一致させる。

(2)自作本農としての所有面積は，一戸あたり 1 町 5 反歩内外とする。

(3)自作本農は国家に役立つべき農民という意味であるから，農業に専念しなかったり，「皇土」を他へ転売したりするような行為は厳に慎み，「皇土」の所有や移転（売却・譲渡）については村の運営に委任させる。

(4)将来土地を購入して自作本農になろうとする者や農耕に直接従事はしないが農地に奉仕する

者のために一定数の地主を保持しておく。

(5)各農家の労力の過不足が生じる場合に，これを調整するため，一定面積の小作地帯を保持しておく。

鈴木は，「将来の村の姿」として，富岡村の総戸数 475 戸のうちの 420 戸を農家戸数とし，農家戸数の 85 %にあたる 360 戸を自作本農，残りの 15 %にあたる 60 戸を補助農家とする構想を立てていた（**図3 - 3**）[39]。補助農家とは，農業労働力の過不足を調整するための農家である。農家一戸あたりの所有耕地面積は，自作本農を 1 町 5 反歩，補助農家を 3 反半とした。1 町 5 反歩は，農林省が定めた静岡県の最高標準面積である 2 町歩よりも少ない設定である。これは，富岡村の耕地面積と農家戸数を考慮しながら，この地域で専業農家としての経営が成り立つ面積を算定した結果であると見られる。なお，鈴木の構想には，政府・官僚が適正経営規模を実現するために不可欠と考えていた「満州」移民に関する記述のないことも注目される。

鈴木は，共同作業や機械の導入等による農業労働の合理化をめざし，各農家の所有耕地の集中的配置を行おうとした。ただし，「現在村で行ふてゐる共同作業，共同炊事は或る自然の限界があると思ふ。凡ての作業に共同作業を拡大し，又炊事の期間を延長することは色々な故障を生じ来る。人間各自の持つ労働質良否の問題食生活に於ては嗜好の問題等でこれは簡単に片付けて了ふべきものではない」[40] として限界を指摘し，13 ～ 14 戸程度の組単位もしくは部落単位による機械の共同購入・共同利用を奨励している。その際，右の規模を活動単位とする農事実行組合の結成が想定されていた。また，農地の集中的配置を行うための土地の交換分合については，（ア）「互譲の精神」によって，各自が農地の「集団化」を図る，（イ）各農家は耕作権を一時的に農事実行組合に委任する，（ウ）農地の「集団化」は，農事実行組合ごとに実行する，（エ）農地の交換分合の話し合いが取りまとめられたのち，農地は各自の自作地とする，という方針を立てた[41]。

自作農創設事業にとって最も困難な問題は，いかに地主に土地を売却させるかということである。鈴木は，「公定価格はあるとしても必ずしも適正ならざるものもあるから，此価格の標準を如何になすべきか研究を遂げ置く必要がある」として，売却価格の設定については慎重な姿勢をとるとともに，「村に於ては土地を手放すことは容易に為すべきでなく，寧ろ恥辱とさへ考へてゐる風習が持続されて来た関係上之を心よく理解して土地を開放する気持ちに迄持つて行くには如何なる方途を以てすべきか，自作農創設に当つての一番厄介な大きな障害であらう」[42] と述べている。そして，このような実状に対し，自作農創設の前提条件として，「先づ農地に対する従来の所有権の観念を改め，所有者は国家から其管理を委嘱されてゐると考ふべきであり，耕人は国家食糧の生産を委託されてゐると考ふべきである」[43] と主張した。さらに，「この障害物突破の為には何等の技巧は要しない。只々吾国民性であるお国の為になすことであらばといふ気持ちを強くして貰ふべくつとむる以外には途がない。法によることなくも至難な問題がスラ ﹏ と解決し得るは吾国民性の美はしさで，殊に村に於ては隣保相扶の念が強い。あく迄も此精神の拡大に俟つて国家的見地から自発的の協力に求めるべきである。協力し得ざる方面に対しては強いて之が履行を迫るべきでなく傍観して時の至る迄待つるのみ」[44] というように，「隣保相扶」の観念に期待を寄せている。鈴木は理想を追求するがゆえに強制的土地収容を避け，「隣保相扶」や「国家的見地からの自発的の協力」によって，小作地の売却がなされることを望んだのである。

第４節　皇国農村確立運動下の農地解放

しかし，鈴木の期待は現実性に乏しく，容易に政策として採用されるものではなかった。物心両面

にわたる総動員体制のもとにおいてさえ地主の反発が激しく，実際には「お国の為」という論理は通用しなかったのである。そこで，鈴木は自ら率先して自身の土地を解放することにより，理念とする皇国農村建設の魁となって，他の地主たちの行動を促そうとした。1944 年 1 月，鈴木は「耕人耕土一体化」をめざし，その推進のために，(1)農事実行組合毎に世話人を設けその処理に当らしめる，(2)価格は公定価格とする，(3)組合成立の上は売り手，買い手共に同一の誓約書（巻き物）に捺印する，(4)すべて各自の処理に委せず共同の仕事として推進処理する，という私案を村民に示して具体化を図った[45]。そして，この方針に賛同した者から実行に移し，五カ年計画で全村に波及させようとした。そこで，先ず居住部落である中野戸地区において，所有田畑約 33 町歩のうちの約 10 町歩の解放を実施した。このとき小作農との間に交わした誓約書の文面は，次のようなものであった[46]。

土たから

銭にあらず　宝にあり
美しき土は　人々を美しく育む
美しき人々　美しき土につながりて　村は
永世に栄ゆ
銭を愛する郷は遂に銭におぼる
土を愛する村はやがて宝となる
土をして宝しめよ
これを耕す人々　護持する日々
自から日本の宝なり

富岡村農地移譲に関する申合せ

一、本村に於ける農地所有権の移譲は，従来の農地売買の観念によるものにあらざることを明確に宣す。
二、農地所有者は国家の要請する国本農家確立の為にのみ，その所有にかかる農地を移譲す。農地移譲を受くるは国本農家としての資格に於いてのみこれをうく。
三、移譲をうけたる農地は民族生命保持の農園として，これを肥培管理す。怠惰にして農地の生産力をにぶらするものは他の勧農者にその座を明け渡すべきことに異議申すまじきこと。
四、農地所有権の移譲をうけたる農家は現世にこの国家的使命を果すべきは勿論なるも，その心魂を農地と共に子孫永代に譲りて継承せしむべきこと。
五、農地の所有を他に移譲するは厳に戒むべきも，万一これを移譲せざるべかざる場合は村農業会に申出て協議の上，農地の居座をして国に役立つべき在り方になすべく異議申すまじきこと。
六、農地の移譲をうけたる農家は，毎年一戸につき田にありてはその米一升を，畑にありてはその生産物少量を農地を移譲したる人に歳暮として贈ること。

各条項連帯の責任をもって誓約す。よって関係者一同捺印し後日の念証となす。

昭和十九年四月二十九日

農地移譲者　印
農地譲受者　印

冒頭の「土たから」の詩にみられる農本主義思想は，経済更生運動によって農村に浸透し，ここに具体性をもって結実したといえる。だが，中野戸地区の人々の賛同は得られたものの，他地区の多数の地主たちが，鈴木の行動に対して不売同盟の申し合わせを結んで抵抗したという[47]。

鈴木は，翌 1945 年 4 月 29 日（天長節）に，中野戸地区以外の村民にも所有田畑約 10 町歩を解放

表3－2　富岡村及び周辺地域における戦後農地改革の実施状況

面積の単位：町　　（　　）内：％

	1945年11月23日現在農地面積			買収済・所管換面積（B）［B／A×100］	1950年8月1日現在農地面積				農地を買収された地主（戸）				売り渡しを受けた戸数
	自作地	小作地	計（A）		自作地	小作地	※	計	個人地主		法人団体		
									在村	不在	在村	不在	
富岡村	301 （51.0）	289 （49.0）	590 （100.0）	256 ［43.4］	543 （91.0）	54 （9.0）	—	597 （100.0）	152	93	11	2	502
池田村	25 （39.7）	38 （60.3）	63 （100.0）	16 ［25.4］	41 （63.1）	24 （36.9）	—	65 （100.0）	12	29	6	—	103
井通村	331 （64.1）	185 （35.9）	516 （100.0）	143 ［27.7］	468 （88.8）	59 （11.2）	—	527 （100.0）	247	84	13	3	530
十束村	179 （71.6）	71 （28.4）	250 （100.0）	50 ［20.0］	226 （85.9）	37 （14.1）	—	263 （100.0）	82	41	7	—	276
磐田郡	7,198 （63.5）	4,133 （36.5）	11,331 （100.0）	3,319 ［29.3］	10,366 （87.4）	1,491 （12.6）	—	11,857 （100.0）	3,465	2,849	435	34	12,982
静岡県	63,412 （56.5）	48,746 （43.5）	112,158 （100.0）	37,306 ［33.3］	99,665 （87.5）	14,233 （12.5）	12 （0.0）	113,910 （100.0）	31,214	27,882	4,141	706	142,331

※印の欄は，自作地・小作地に分類できない農地。

静岡県農地部編集発行『静岡県農地制度改革誌』（1956年）「市町村農地委員会別農地開放総括」より作成。

した。この年には，中泉町（現磐田市）の神谷文平ら村外地主も趣旨に賛同して，地主側 13 名，小作側 109 名の間で売買契約が結ばれ，合計 34 町 4 反歩の自作地が創設された。神谷は，中泉町長・磐田町長を務めた地域の有力者である。しかし，**表3 - 2**が示すように，富岡村では鈴木らの農地解放の後も周辺の村々に比べて小作地の割合は大きく，地主・小作関係が強固に残っていた。ただし，鈴木らによる農地解放の影響により，戦後の農地改革は他村に見られないほどの順調さで進んだとのことである[48]。

敗戦から 10 日後の 8 月 25 日，鈴木は「村人の向ふべき道」と題する一枚の印刷物を村民に配布した[49]。そこには，「この郷をして殖民地と化せしむ可からず徒に法的に事務的に律すべからず凡て隣保相扶の情義を以て貫くべし」という決意とともに，「村造り」「家造り」の取り組みを継続することによって事態に対処しようとする方針が示されている。また，同紙の「自活総合農法の経営」という項目には，「家畜，家禽，蚕，茶等を取り入れ小面積より数多き実を豊かに産み出す，作業面に機械器具の利用拡大余剰労力は生活面の教養に充つ，特に全面的に女性の参加協力を求む」とあり，総力戦体制下における女性の参加が戦後へと繋がっていくことの端緒が見受けられる。その後，鈴木は 1946 年に公職追放を受け，村長等の要職を退いた。また，農地改革の際には，率先して残りの所有地約 13 町歩を小作人たちに解放した。

以上のように，鈴木の「村造り」「家造り」に関する諸施策は，地主制による非効率な農業生産，労働力不足，過重労働，栄養不足，村民の健康問題など，様々な問題を抱えた農村の危機的状況に対して，総力戦体制を背景に，農村指導者の立場から革新的に対応しようとするものであった。とりわけ農地解放に関する鈴木の思想と行動は，石黒忠篤ら農林省革新官僚の志向に通じるところがある。鈴木が先進的に行った施策は，石黒たちが長年抱いてきた農村像の具現化ともいえよう。富岡村で行われた農地解放は，小規模にとどまりはしたが，有力地主である鈴木が将来の村の理想像とその実現のための方策を掲げ，村内の他の地主への波及効果を考慮に入れながら，不在地主を巻き込んで行ったものであった。しかし，のちに鈴木が，「将来農地制度に一大変革があろう等の予想は微塵もなかった」，「耕人耕土一体化は強制的に法でやるべきでなく，空気を作って行けば実現しうると思った」[50]と述懐しているように，戦時下の「空気」に期待したものであり，いざ実行となれば戦時統制のもとでさえ多数の地主の抵抗を招き，不売同盟が結ばれるという状態であった。また，鈴木が自ら率先して農地解放を行い得た背景には，国内外への株式投資による収入の保証があったと考えられる[51]。鈴木と共に農地解放を行った不在地主たちも実業家層であり，地主経営が主たるものではなかった[52]。たとえ，鈴木の計画が実現したとしても，適正経営農家を確保し，農民の兼業化や農地の他用途への転換を阻止するためには，地主・小作関係の一部を温存せざるを得ないという限界を負っていた。また，「隣保相扶」を強調することは，強権による強制的な土地譲渡とは矛盾するため，地主たちの自主的解放に期待せざるを得なかったのである。

皇国農村確立運動期には，戦況の悪化とそれに伴う食料増産の要請によって，自作農創設維持政策が推進され，地主制は急速に解体の方向へと向かおうとしていた。こうした動きは，戦後農地改革の下地となる条件を導き出したといえよう。しかし，「権利思想が横行し出した，義務を忘れて権利を主張する風潮が盛んになった，（中略）平和的な村風も乱されて険悪な気流に悩まされる村が見え出した」[53]と嘆く鈴木の思想は，民主化とは相反するものである。鈴木の思想を見る限り，富岡村では戦後農地改革とは異なる理念のもとに，地主制の解体が進んでいた。また当時，政府・農林省などの関係機関では，論議は起こりつつも，強権の発動を伴う地主制解体のための法的処置をとる段階には至っていなかった。地主層の抵抗を抑え，地主制を払拭するためには，GHQ の強権を背景とした民

主化政策に基づく戦後農地改革を待たなければならなかったのである。

【註】

（1）戦前・戦後の断絶性と連続性をめぐる研究史を整理したものとして，森武麿「戦前と戦後の断絶と連続―日本近代史研究の課題―」（『一橋論叢』127(6)，2002 年，pp.639-654），森「序章　課題と方法」（『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会，1999 年，pp.1-12），纐纈厚「補章　総力戦体制研究で何が論じられてきたか」（『総力戦体制研究―日本陸軍の国家総動員構想―』社会評論社，2010 年，pp.259-281），吉田裕「近現代史への招待」（『岩波講座　日本歴史』第 15 巻近現代 1，岩波書店，2014 年，pp.1-22）等がある。

（2）暉峻衆三「皇国農村確立と自作農創設政策―太平洋戦争期の農地政策―」『一橋論叢』第 82 巻第 5 号，1979 年，pp.549-569。

（3）前掲註（2）暉峻論文，p.565。

（4）坂根嘉弘『日本戦時農地政策の研究』清文堂，2012 年。坂根は，戦時期に自創事業が進んだ要因として，農地調整法第 4 条によって，農地委員会が不在地主や中大地主への農地譲渡要請を続けたことに加え，第 4 条実績には表れない事実上の第 4 条事業が広範に展開していたことを挙げている。

（5）野田公夫『戦間期農業問題の基礎構造―農地改革の史的前提―』文理閣，1989 年，pp.93-142。同「農地改革の史的前提―戦時農地政策の帰結―」『京都大学生物資源経済研究』No.11，2006 年，pp.1-19。

（6）拙稿「十五年戦争末期の農地解放―皇国農村確立運動下の地主制解体―」『浜松市博物館館報』IX，1997 年，pp.13-31。鈴木は，1891 年 2 月，富岡村中野戸に生まれた。当時，鈴木家は中野戸地区内だけでも 10 町歩以上を所有する村内最大の地主であった。鈴木は，旧制静岡中学校を経て慶応義塾大学理財科に進学，卒業後に銀行員となり，1922 年に遠州銀行中央支店次長となった。1924 年，経営の傾いた富岡村産業組合の立て直しのために職を辞して帰郷し，産業組合長を務めた。1938 年に富岡村長となり，1939 年 3 月には静岡県下で最初の国民健康保険組合の設立に携わった。1940 年に大政翼賛会静岡県支部理事，翌年県会議員，1943 年には大政翼賛会中央協力会委員となった。1946 年に公職追放を受けたがその後解除され，1950 年から株式会社磐農二俣製材所社長に就任した。1966 年 12 月に亡くなった。

（7）鈴木正一『村造り家造り―富岡村に於ける一指導者の手記―』中央農業会，1943 年。『帯香帰』一如居士遺稿集刊行委員会，1968 年。

（8）森武麿は，大正後期に小作争議指導者の基盤であった自小作上層が，国家によって天皇制への忠誠を誓う農村中堅人物として組織され，彼らを実体的基盤とする農村中心人物（村長，助役，産業組合長）の政治的指導系統が農村におけるファシズム推進の回転軸となったとした（『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版会，1999 年，p.234）。一方，雨宮昭一は，独伊に比べて，日本の民衆がファシズムへの「自発性」を最後まで強く継続しており（『戦時戦後体制論』岩波書店，1997 年，p.17），地域社会も「国家による一元的組織化に，一方的に受動的に組織されたのではない」（「既成勢力の自己革新とグライヒシャルトゥング―総力戦体制と中間層―」山之内靖・ヴィクター＝コシュマン・成田龍一編『総力戦体制と現代化』柏書房，1995 年，p.254）と述べている。

（9）『富岡村報』第 11 号（1934 年 10 月 31 日）。

(10)『富岡村報』第12号（1935年1月1日）。
(11) 前掲註（9）。持田博執筆記事。
(12)「二之宮尊徳像におもう」『帯香帰』，pp.5-10。
(13)『富岡村報』第11号，12号，13号（1935年5月10日），14号（1935年7月31日）。
(14)『静岡新報』1926年12月19日付，12月26日付。
(15)『静岡新報』1926年12月19日付。
(16)『静岡新報』1926年12月26日付。畑作についてはさらに紛糾したが，その後の経過は不明である。
(17) 農地制度資料集成編纂委員会編『農地制度資料集成―戦時農地立法に関する資料―』（以下，『資料集成』と略す）第10巻，お茶の水書房，1972年，pp.719-720。
(18)『資料集成』第10巻，pp.777-779。
(19) 武田勉・楠本雅弘編『農山漁村経済更生運動史資料集成Ⅶ』柏書房，1085年，pp.349-351。農林計画委員会農村部会において，石黒忠篤委員は，一定のまとまりをもって大規模に指定するのにふさわしい例として，天竜川流域用水開発事業地域を挙げている（『資料集成』第10巻，pp.773-774）。この時，磐田用水連合会長兼寺谷用水組合管理者を務めていたのが鈴木であった。
(20) 森武麿によれば，農村中心人物とは，大地主（村政支配者）―中小地主（村有力者＝村議）―自作地主・自作上層（集落支配者＝区長・村議）―農民（自小作・小作）という所有階層的支配体系とは異なり，国家―産業組合（村）―農事実行組合（集落）―農民という農村の戦時的編成に応じて形成された経営的統制体系を制御しうる人物であり，「国家＝独占体と地主制が極度の対立矛盾を全面開化させた段階において，独占資本の立場から食糧危機に対処し，農村で一身に国家的使命を遂行しうるエージェントとして振舞うこと」のできる者である（森前掲書，p.216）。この指摘は，鈴木の姿と重なる。
(21)『村造り家造り』，p.23。
(22) 石田雄によれば，「家族国家」観は家族主義と有機体論との癒着吻合であり，個別家族制度を支柱とし，その拡大としての村落共同体を媒介として，総合的家族制度としての「家族国家」につらなるとされる（『明治政治思想史研究』未来社，1954年，pp.209-210）。
(23)『村造り家造り』，pp.24-25。
(24)『村造り家造り』，pp.27-28。
(25)『村造り家造り』，p.25。
(26) 前掲註（25）。
(27)『村造り家造り』，p.9。
(28)『村造り家造り』pp.9-10。
(29) 拙稿「近代社会成立期における民衆運動の一断面―遠州地方の丸山教の展開を中心に―」『静岡県近代史研究』第33号，2008年，pp.20-39。本論文第1章参照。
(30)『村造り家造り』，p.52。
(31)『村造り家造り』，p.51。
(32) 前掲註（31）。
(33) 細貝大次郎「解説　戦時農地立法」『資料集成』第10巻，pp.111-138。
(34) 農民組合史刊行会編『農民組合運動史』第二版，日本民政調査会，1964年，pp.788-793。
(35)『資料集成』第10巻，pp.663-665。

(36)『資料集成』第 10 巻，p.83。同 pp.674-681。

(37)『資料集成』第 10 巻，pp.115-130。

(38)『村造り家造り』，p.58。

(39)『村造り家造り』，p.61。

(40)『村造り家造り』，p.63。

(41)『村造り家造り』，p.59。

(42)『村造り家造り』，p.60。

(43)『村造り家造り』，p.54。

(44) 前掲註 (42)。

(45)『帯香帰』， p .39。

(46)『帯香帰』pp.40-41 より引用。売買の際の公定価格について，臨時農地価格統制令（1941 年農林省告示第 52 号）に定められた統制価格（磐田郡の場合，反当たり田 609 円・畑 561 円）が適用されたかは不明である。

(47) 前掲註 (45)。

(48)『帯香帰』，p.44。

(49)『豊田町誌』近代資料編VI近現代編上巻，豊田町誌編さん室，2001 年，pp.427-428。

(50)『帯香帰』，p.41。

(51)『帯香帰』p.270。

(52) 庄司俊作は，戦後農地改革の成否は中小地主問題の処理にかかっており，農地改革が大地主だけでなく，経済的・身分的に大きな差がない中小地主の多くを犠牲にして行われたことを指摘している（『日本農地改革史研究』お茶の水書房，1999 年，pp.178-179)。鈴木の農地解放に抵抗した地主たちの多くは，解放によって生活基盤を失う中小の耕作地主たちであったことが推測される。

(53)『村造り家造り』pp.21-22。

＜第２部　民衆思想史研究から歴史教育へ＞

第４章　自由民権期の民衆運動―参加論の視座―

第１部では，静岡県西部の農村地域を対象に，1880 年代から 1940 年代に至る約 60 年間における民衆の思想・意識と行動について考察した。第２部では，その成果をもとに，「参加力」，「政治的判断力」，「歴史的思考力」の育成という視点から，中学校社会科歴史的分野の教材開発を行う。はじめに第４章では，第１章で検証した自由民権期の民衆運動を素材として，「参加」の視点から教材開発及び実践を行った結果を報告する。

歴史教育の役割は，未来を担う子どもたちに，歴史認識の形成過程を通して，社会の形成者として，社会を改善し，変革していくための判断力・行動力を育成することである。はたして，歴史教育はこの役割を担うことができているだろうか。現在，歴史学界においては，牧原憲夫が「歴史学は未来を語りうるか」(1) という疑問を呈し，岸本美緒が時代区分に関する「普遍的客観的な認識の可能性を疑問視する方向へと大きく転換してきた」(2) と述べるように，戦後歴史学の終焉が告げられ，現代歴史学構築への模索が続いている。歴史の科学的認識方法に対する懐疑は，少なからず歴史教育にも影響を与えており，歴史教育から未来への展望を奪いつつある。また，近年，歴史教育の場で進行している社会史や民俗学等の研究成果の導入は，政治史・経済史に偏りがちであった歴史教育に対し，民衆の日常生活のほか，女性，辺境，非農業民，被差別民，障害者などに光をあててその歴史的存在の意義を見出すことにより，子どもたちの生活感覚に近づき，豊かな歴史像を形成しようとする点で有効性をもっている (3)。しかし，社会史や民俗学は，社会の構造的変化や変革にかかわる人々の思想と行動を解明することを直接の目的としているものではないため，歴史事象の中に現代社会が抱える問題との関係性を見出させ，問題解決に主体的にかかわろうとする姿勢を育てるという点では不十分である。

一方，子どもたちの姿に目を向けると，めざすべき社会像を展望しにくい時代状況を反映して，歴史事象を過去の確定した可変性のないできごととして受け取る傾向が強く，社会の創造に主体的にかかわろうとする姿勢が弱まっているのではないかと感じられることが多い。池野範男は，「現行の歴史教育は，子どもたちに興味のないもの，事実や出来事の記憶や理解を強制するもの，現在の社会と結びつかないもの，学習者である子どもたちに意味のないものとなっている」(4) と指摘しているが，歴史を学ぶ意義を見出せないのは子どもたちばかりではない。歴史研究者は自らの研究の位置と意味を見出すのに迷い，歴史教育者も歴史を学ばせることに明確な意味づけを与えられないことに戸惑っているのが現状ではなかろうか。

筆者は，歴史教育の混迷した状況を打開する概念として，「社会参加」あるいはそれを包括的に含む概念としての「参加」が挙げられるのではないかと考える。本章では，「参加」の視点から歴史教育を問い直し，歴史教育再生の糸口をつかむことをめざしたい。そこで，この課題に応えるべく，以下の順序で検討することとする。はじめに，「参加」学習論と歴史教育の関係性についての考えを示す。次に，学習内容・学習材の観点から，民衆思想史研究を手がかりとした自由民権期の民衆運動に関する授業実践について考察する。続いて，学習構成・学習形態の面から，身近な地域の歴史調査学習，地域史資料の活用，追究活動，交流活動等を組み合わせた大単元（学習のくくり「民衆の時代へ」）の構想を提示する。最後に，社会参加と思想形成についての若干の考えを述べることとする。

第１節　歴史教育と「参加」

「参加」ないし「社会参加」は，現代社会における課題解決を目的としているため，これまで公民系の教科目との関連が話題とされることが多く，歴史教育との関係性について話題とされることはあまりなかった。唐木清志は，「『参加』学習とは，児童・生徒が自律した市民として社会的な諸問題を改善したり，解決したりしようとする行為に関与することを通して，民主社会に積極的に『参加』するのに必要な資質育成をめざした学習」であると定義し，「参加」学習による市民的資質育成の必要性を主張している[(5)]。唐木の「参加」学習論は，子どもたちが主体的な市民として成長していくことをめざしたものであり，直接的な社会参加ばかりでなく，社会参加に向けた資質と態度の育成に有効な「参加型学習」の活用も視野に入れたものである[(6)]。

筆者は，2004 年度に，総合的な学習の時間において，地域 NPO ネットワークとの連携関係を築くことにより，子どもたちが市民活動に参加する学習を通して，市民的資質の育成を図ることを目的とした実践を行った[(7)]。NPO・NGO 等の市民活動に参加することは，教室の授業では学ぶことのできない実感を伴った認識の深まりや社会参加への意欲を養うことが期待できる。しかし，佐藤一子が，「新自由主義的な経済政策，地方分権化の推進のもとで，公共サービスの後退，民間の供給するサービスの需要創出，地域社会における自助・共助的な関係再構築への新たな期待など，公共と民間の構造的再編過程のなかで公共サービスの代替・補完機能を市民側に求めるために『参画』が提唱されている矛盾もあるということを見落とせない」[(8)]と指摘するように，NPO・NGO 等の活動は社会制度の矛盾や行政機能の不備を覆い隠す役割を果たす一面もある。また，桑原敏典は，「社会認識の形成が断片的で狭く浅いものにとどまる一方で，そのような活動を通して感情や意志力が強力に育成されることは，現状肯定的で体制の維持・発展に進んで寄与しようとする態度を生み出し易いのではなかろうか」[(9)]として，社会参加学習の社会認識上の限界と体制順応的な子どもを育成することへの危惧を述べている。市民参加社会の到来が期待され，市民活動が活発化し，誰もが市民活動への「参加」の機会をもつことの可能性が広まった現在だからこそ，歴史上民衆が社会の改善・変革のために，社会体制をはじめとする様々な社会関係・社会事象にどう働きかけたのか，そこにはどのような願いと努力，さらには矛盾や限界があったのか，ということを子どもたちに捉えさせることが大切である。そして，彼らが自らの思想と行動を常にチェックし，反省的に受けとめ，よりよい方向へと修正・改善していく力を身につけることが必要である。その意味で，歴史学習は社会参加への土台づくりであるといえよう。

筆者は「参加」と歴史教育の関係性は，次に挙げたような観点から捉えることができると考える。

①地域民衆による社会状況の改善・変革をめざして行われた社会への働きかけを「参加」の視点から捉え学習材とする。

②ロールプレイやランキングなどの参加型学習や討論学習を踏まえた歴史認識および歴史像形成の過程を「参加」として捉える。

③地域の歴史調査学習や追究活動による歴史認識および歴史像形成の過程とその成果の表現・交流活動を「参加」として捉える。

④地域の歴史ガイドブックや歴史マップづくりなど，表現・情報発信活動を「参加」として捉える。

以上のうち，①は学習内容にかかわり，②～④は学習構成・学習形態にかかわるものである。子どもたちに，歴史創造への参加意識を養い，能動的に社会に働きかけることのできる市民的資質を育成するには，上記の観点による単元構成の構造化が必要である。筆者は，近代史学習において，これら

の観点を組み込んだ大単元（学習のくくり「民衆の時代へ」）を構想し実践した（④は選択教科において，「身近な地域の調査のためのガイドブック」づくりとして実施）。本章では，主として①の学習内容の面から，民衆思想史研究の成果を手がかりに，地域史資料を用いて構成した単元「自由民権期の民衆運動」の実践について考察することとする。

第２節　単元「自由民権期の民衆運動」の開発

１．単元の構想―民衆思想史研究を手がかりに―

歴史事象の中に，民衆による社会の改善・変革をめざした社会への働きかけの事実を求め教材化を図ることは，歴史教育にとって必須の課題であり，これまでに多くの実践がなされてきた。なかでも1960 年代から盛んになった「地域の掘り起こし」「地域に根ざす社会科」における実践は，社会変革の主体への成長を子どもたちに期待する点で，人々の歴史創造への「参加」を生き生きと描き出すものであった[10]。しかし，この時期の実践は，民衆の主体的な自立への努力と抵抗の姿を生き生きと捉えながらも，いわゆる「敗北史観・挫折史観の克服」[11]が課題とされたように，学習材となる民衆運動に対する実践者の捉え方も，当時の時代状況の中で歴史発展の基本法則論の枠内にあった。もちろん筆者は，現在においても，分析視角としての発展法則的把握の意義が失われているとは考えていない[12]。ただ，この枠内にあることによって，学習材として取り上げた民衆運動を社会体制の変革に直接的に結びつけようとする意識が強くなり，歴史事象が有する歴史的位置を飛び越えて，体制変革への可能性を強調し生徒に認識させようとする無理が生じていたのではないかと思われる。民衆運動のほとんどは，権力者による圧政や商人による買い占めなどの理不尽な抑圧によってもたらされた目前の困苦を解決しようとする民衆のぎりぎりの選択としてなされたものであり，社会体制の変革を直接の目的としたものではない。歴史教育においては，それぞれの民衆運動における人々の願いの表出を受けとめ，それが次の歴史の展開にどのように受け継がれ，生かされていったかを明らかにしていくことで，個々の歴史事象の具体的な姿と意味を捉え直し，子どもたちに社会創造への「参加」意欲を育てていくことが求められているのではないだろうか。そのためには，民衆運動および民衆の思想形成を「参加」の視点から捉え直し，教材化していくことが必要であると考える。

「地域に根ざす社会科」の隆盛と同じ頃，民衆運動や民衆宗教における民衆の意識形態や思想形成に焦点をあてた民衆思想史研究が登場した。安丸良夫は，日本近代社会成立過程における民衆の変革的な思想形成の契機について，近代的自我意識や合理的思考，客観的認識などの近代的思惟様式の成立を指標とするのではなく，民衆の通俗道徳的自己規律と伝統的な「世直し」観念の結びつきに求めている[13]。この時期の民衆思想は，思想家・知識人の体系的な思想とは異なり，民衆の日常の生活規範に基づく非合理的で混沌とした意識の表出である。具体的には，世直し一揆，新政反対一揆，負債農民騒擾（困民党・借金党・貧民党），小作争議，ええじゃないか，民間信仰，民衆宗教などの中に垣間見ることができる。

筆者は，民衆思想史研究の成果に学びながら，単元「自由民権期の民衆運動」を構想し，自由民権運動とともに丸山教や貧民党・借金党などの展開を取り上げ，自由民権期の歴史像を再構成する授業を試みた。自由民権運動やこれらの民衆運動は，相互に関連性をもちつつも，それぞれが独自の原理をもって行われたものである。このうち丸山教は，富士講の一派から発展した「世直し」観念の系譜を引く民衆宗教である[14]。「世直し」観念は，「伝統的な民衆意識のなかに存在し，またそこから内発的に形成される社会変革についての幻想的観念」[15]であり，ミロク信仰など時代を超えて様々な様相で民衆の間に繰り返し表れている。近代社会が成立する過程では，近代的原理に立つ自由民権運動

表4-1 「自由民権期の民衆運動」の指導計画

時間	題　材	主　な　学　習　内　容	地域史関係資料
1	地租改正	○地租改正の目的と方法 ○地租改正反対一揆 ○浜松県民会・遠江国民会における地価修正運動	「女性にも選挙権が与えられた浜松県民会とは」(『静岡県の不思議事典』)
2	自由民権運動と士族の反乱	○征韓論 ○士族の反乱 ○民撰議院設立建白書	副読本 『のびゆく浜松―中学校編―』
3	自由民権運動の高揚と衰退	○北海道開拓使官有物払下事件と明治十四年の政変 ○政党の結成（自由党・立憲改進党） ○自由民権運動の広がり ○秩父事件（困民党）	副読本 『のびゆく浜松―中学校編―』
4	自由民権運動期の民衆運動①	○自由民権運動の演説会 ○丸山教の流行	『豊田町誌』（通史編）
5	自由民権運動期の民衆運動②	○松方デフレによる不況と貧民党・借金党 ○自由民権運動の衰退と静岡事件 ○自由民権運動と民衆運動 ○議会の場へ	「静岡事件は自由民権運動の中にどのように位置づけられるか」(『静岡県の不思議事典』)
6	憲法の制定と議会の開設	○内閣制度の発足 ○大日本帝国憲法の制定 ○帝国議会の開設	副読本 『のびゆく浜松―中学校編―』

と，伝統的文化に根ざすその他の民衆運動とが複雑に絡み合いながら民衆世界を形成していた。豪農層を基盤とする自由民権運動と丸山教や貧民党・借金党などの民衆運動は，基本的には相容れないものであった。そのため，しばしば豪農層と底辺民衆との対立が表面化した。近年の困民党研究の進展に伴い，負債農民騒擾や秩父事件が自由民権運動の枠内では捉えきれないことも明らかになってきている。

本実践の対象地域である静岡県西部では，貧民党・借金党による負債農民騒擾が展開するとともに，丸山教が爆発的に流行し社会問題化する現象が見られた。一方，この地域の民権運動は，1882 年 3 月の板垣退助の浜松遊説を契機に自由党遠陽部が結成されて活発化し，民権家による政談演説会が盛んに行われた。その後，政府による弾圧や自由党系と改進党系の争いの深刻化によって衰え，1886 年には政府要人暗殺計画をもくろんだ静岡事件が発覚し，浜松グループの活動家が検挙されている[(16)]。また，この時期，地租改正に伴う政府の押しつけ反米に対し，浜松県民会・遠江国民会（1876 年静岡県編入以降の民会）に参集した豪農層を中心に地価修正運動もねばり強く行われていた。豪農層を動かした背景には，一般農民の一揆を辞さない決意と豪農層への突き上げがあったことが確認されている。

民衆の思想と行動は複雑であり，人々は様々な次元で生活状況の改善・変革に向けた働きかけを行っていた。近代的観点から見れば，民衆運動のほとんどは非合理的で矛盾に満ちたものである。しかし，たとえそれが権力に対して勇敢に立ち向かう姿ではなくても，民衆が自らの生存と困苦からの救済をかけて社会に働きかけ，歴史の創造に参加していく姿を学ぶことは，社会を築く主体となるべき子どもたちの歴史認識の形成にとって重要なことである。また，この時期の民衆の動きを民権運動に一元化するのではなく，民衆運動の多元的な諸相を通して捉えさせることは，歴史事象を多面的・多角的に捉える力を育むことになると考える[(17)]。

これまで自由民権運動については多くの優れた実践がなされてきた[(18)]。しかし，管見によれば，民権運動とは異なる独自の原理に基づく民衆運動を題材として，地域民衆の姿に深く踏み込んで行われた実践はほとんどない。そこで，教材化にあたり，（ｉ）この時期の民衆の動きを民権運動に一元

化するのではなく，民衆運動の諸相を明らかにし，歴史像を構成していく学習過程とすること[19]，（ⅱ）学習を通して，人々の社会に対する働きかけが歴史を動かす原動力となっていることに子どもたちが気づき，参加への意志が育まれること，（ⅲ）底辺民衆に焦点をあて，社会的に弱い立場の人々の視点から歴史事象を見つめさせること，などをめざした。

資料4 - 1　第４時・第５時の学習指導案

１．題 材 名　「自由民権期の民衆運動」
２．目　　標　身近な地域の歴史資料をもとに，近代社会が成立していく過程で，人々の生活が窮迫し，自由民権運動やさまざまな民衆運動にその救いを求めたことについて捉えさせるとともに，それぞれの運動の関係を構造図で表すことにより歴史像を構成させる。
３．学習展開

時	学習内容	生徒の活動	指導上の留意点
第４時	自由民権運動に対する人々の期待	○自由民権家の演説に対する警察の弾圧に関する絵画資料をもとに，なぜ人々が民権家を応援したのか考える。	○前時に自由民権運動に関する概略を扱う。 ○絵画資料（絵入自由新聞の「宙を舞う土瓶」）に着目させ，人々が民権運動に寄せている期待について考えるきっかけとする。
	地域の歴史資料（丸山教関係）の読み取り	○自由民権期の民衆宗教の一つである丸山教に関する資料から，民衆の抱いた社会への不安や「世直し」の観念などを読み取り，なぜこのような宗教が流行ったのか推測する。	○資料から読みとれる内容について意見を発表させる。資料から感じた疑問，驚きをもとに，資料にある歴史事象の起こった理由について考えさせる。 ○明治維新の諸政策に対する人々の不満を捉えさせる。 ○当時の時代背景として，深刻な不況があったことについて触れる。
	丸山教への人々の期待	○授業の中で感じたことをノートに記述する。	○人々が丸山教に込めた願いに着目させる。
第５時	貧民党・借金党の活動	○貧民党・借金党の資料をもとに，人々がなぜこのような活動を行ったか考える。	○遠州地方の貧民党・借金党や最後の激化事件である静岡事件について扱う。
	自由民権運動の激化と民衆運動	○秩父事件など自由民権運動が激化していく中，自由民権運動を支えた豪農層，丸山教や貧民党に参加した人々がその後どうなっていったか推測する。	○近代国家としての体制を整える過程で，民衆のさまざまな運動，習慣，願いなどを呑み込みながら近代化が成し遂げられていったこと，人々も近代化の動きに対応していったことをおさえる。民権運動の衰退の後，民衆の期待が議会政治の場へと移っていったことに気づかせる。
	民衆運動の構造化	○自由民権運動，丸山教，貧民党・借金党の関係について図を用いて構造化する。	○構造図をつくる過程を通して，各自に自由民権期の歴史像を構成させたい。
	学習の振り返り	○地域の歴史資料をもとに，民衆の視点に立って歴史を捉えた学習を振り返り，「いいな」「大切だな」「もっと深めたいな」と思うことを記述する。	○地域の歴史資料を活用し，民衆の視点に立って歴史を捉えることの大切さについて意識させたい。

2. 学習の構成

実践にあたり，**表4 - 1**のような指導計画を立てた。第 1 時は，浜松県民会・遠江国民会を通じて行われた地価修正運動，第 2 時と第 3 時で民権運動の概略と運動の広がりを扱った。その上で，本単元の中心となる第 4 時・第 5 時において，丸山教や貧民党・借金党に関する地域史資料を活用し，自由民権期の民衆運動に込められた人々の願いを探り，地域民衆の視点から歴史像を構成することをめざす授業を展開した。**資料4 - 1**は，第 4 時・第 5 時の学習指導案である。

第 4 時の前半では，「絵入り自由新聞」の演説会の絵を用いて，「気づいたこと」「変だなあと思ったこと」などの問いかけを行い，それに対する自分の考えを発表させた。ここでは，一つの資料を深く掘り下げて検討し，その意味をじっくりと考察させていくことを心がけた。また，浜松やその周辺地域でも政談演説会がたびたび開催され，多くの人々が演説会に参加した事実を伝え，民衆がこうした演説会に参加した理由を考えさせることにより，自由民権運動に込められた民衆の願いについて捉えさせようとした。授業では，演説会の資料について意見を述べ合う中で，生徒からは演説会に参加

した人々の立場の捉え方に関する質問も出された。後半では，1884・1885 年頃の地域史資料として，丸山教関係資料（**資料4-2**）を提示した[20]。資料の性格に伴う留意点について伝えた後，資料の内容を読み取らせ，人々が丸山教に入信した理由について考えさせた。生徒からは，「人々は徴兵制から逃れることを丸山教に期待した。」「地租があまりに重かったために，働かなくても天から衣食をもらえることを夢見た。」「世の中が大きく変わるときには宗教が流行る。」「人々は丸山教に世直しの期待をした。」「ええじゃないかのようだ。」などの発言がなされた。丸山教や貧民党・借金党のような歴史事象は，その性格上ともすると生徒に愚民観をもたせることにつながる危険性もある。しかし，幸い授業展開のなかで，生徒は人々が丸山教に入信した理由について，既習の知識を用いて真剣に考えて発言しており，当時の人々の行動をばかげたものとして捉える様子は見られなかった。

資料4-2　丸山教関係授業資料（一部）

【静岡県西部地域の神道丸山教】

次の資料は，明治１７（１８８４）年２月に，見付警察署（現磐田警察署）が取り締まりのために，匂坂西村（現磐田郡豊田町内）に住む丸山教信徒以外の農民に書かせた「告発状」です。

（前略）…我等ヲ丸山講ニ加入セシメントシテ流言浮説ヲナス左ノ如シ
一　丸山講ニ加入セサル者，当五月中ニ死ス
一　同講ニ加入セサル者ハ，井戸ノ水血トナリ，飲用スル者ハ皆死ス
一　同講ニ加入セサル者ハ，三月ヨリ五月迄ニ神風ヲ吹セ毒ヲ雨フラシテ皆殺シ
一　同講ニ加入シ呪符ヲ受用スル者ハ死ヲ免ル
一　同講ニ加入シ祈祷ヲ受ル者医薬ヲ要セス疾病全癒ス
一　同講ニ加入スル天ヨリ衣食ヲ給フ
一　同講ニ加入スル者ハ職業ヲナサズシテ天ノ恵ヲ受ク
一　同講ニ加入スレハ言レザル快楽ヲ受ク
一　同講ニ加入スレハ徴兵ヲ免ル
一　同講ニ加入シ二十名ノ信徒ヲ周旋人加入セシムレハ従前ノ大名カ旗本位ノ領地ヲ受ク，其原因ハ宍野面カ又外ニ全国ヲ総轄スル人出…
（中略）…殊ニコハヒ者ガ有ル。其レハ二月三月ニハ僧オヨビ神官呼出シテ廃シ，四月ニ到テヨホド尽力セネバナラヌ。五月ハ杜若ノ花開ク如ク丸山講ニオイテ実ニユルヤカナ時ガ有。八月頃ニ到テ闇ニナル事ガ有。凡ソ一週間又二，三年ヲ至テ遅クモ五年間ニハ悪風カ毒薬ヲ雨フラシテ，社会悪風依テ死ス。人民六分方ハタスケ度思トモ六カ敷也。其結局ヲ如何ト問ヘハ，ソノ尽力ニ依テ従前ノ大名カ旗本ニナスト答，又宍野カ有栖川ガ天子ニル故也。（後略）

＜この資料を今の言葉に直すと＞

（前略）…丸山教の信徒たちが私たちを加入させようとして，次のような根拠のないうわさを言いました。
一　丸山教に加入しない者は今年の５月中に死ぬ。
一　丸山教に加入しない家の井戸の水が血となり，その水を飲んだ者は皆死ぬ。
一　丸山教に加入しない者は，３月から５月までに神風がふき，毒が雨のように降って皆殺しになる。
一　丸山教に加入し，まじないの御札をもらった者は死を免れる。
一　丸山教に加入し，祈祷を受けた者は医薬を使わなくても病気がすべて治る。
一　丸山教に加入すると，天から衣服や食料をもらえる。
一　丸山教に加入すると，仕事をしなくても天からの恵みを受ける。
一　丸山教に加入すると，いいようもない快楽を受ける。
一　丸山教に加入すると，徴兵を免れる。
一　丸山教に加入し，２０名の信徒を加入させた者は，以前の大名か旗本くらいの領地をもらえる。その原因は，宍野半または全国を支配する人が出てくるからである。
…（中略）とくに怖いことがある。それは，２月か３月には僧および神官を呼び出してやめさせ，４月になったらよほど力を尽くさなければならない。５月はカキツバタ（アヤメ科の植物）の花が開くように，丸山教においておだやかな時がある。８月ころに至ると，闇になることがある。およそ１週間または２，３年，遅くとも５年間のうちには，悪風か毒薬が雨のように降って，社会が滅ぶ。人民の６割くらいは助けたいけれども，難しいだろう。（警察官が勧誘の様子は）結局どうなのかと問うと，信徒としてのはたらきによって，大名か旗本にすると答えた。これは，宍野か有栖川宮が天皇になるからだ。（後略）

第５時では，自由民権運動，丸山教，貧民党・借金党に共通する民衆の願いについて検討するとともに，静岡事件が一部の急進的な民権家によって起こされたもので，民衆から遊離した状態で起こった事件であり，福島事件や秩父事件とは質的に異なることについて考えさせた。さらに，丸山教の幻想性や貧民党・借金党の敗北，自由民権運動の衰退によって，民衆の期待の方向性は，豪農・都市知識人層を中心とした帝国議会や県議会の場へと移っていったことに気づかせた。**図4-1**は，地域における自由民権運動および丸山教等の民衆運動の構造を示したものである。このように，第４時から第５時にかけては，（ア）資料を深く掘り下げて考察し歴史事象について推論すること，（イ）地域史資料の検討に基づいて歴史像を構成すること，（ウ）地域民衆の視点によって地域史と全体史を関連づけ，

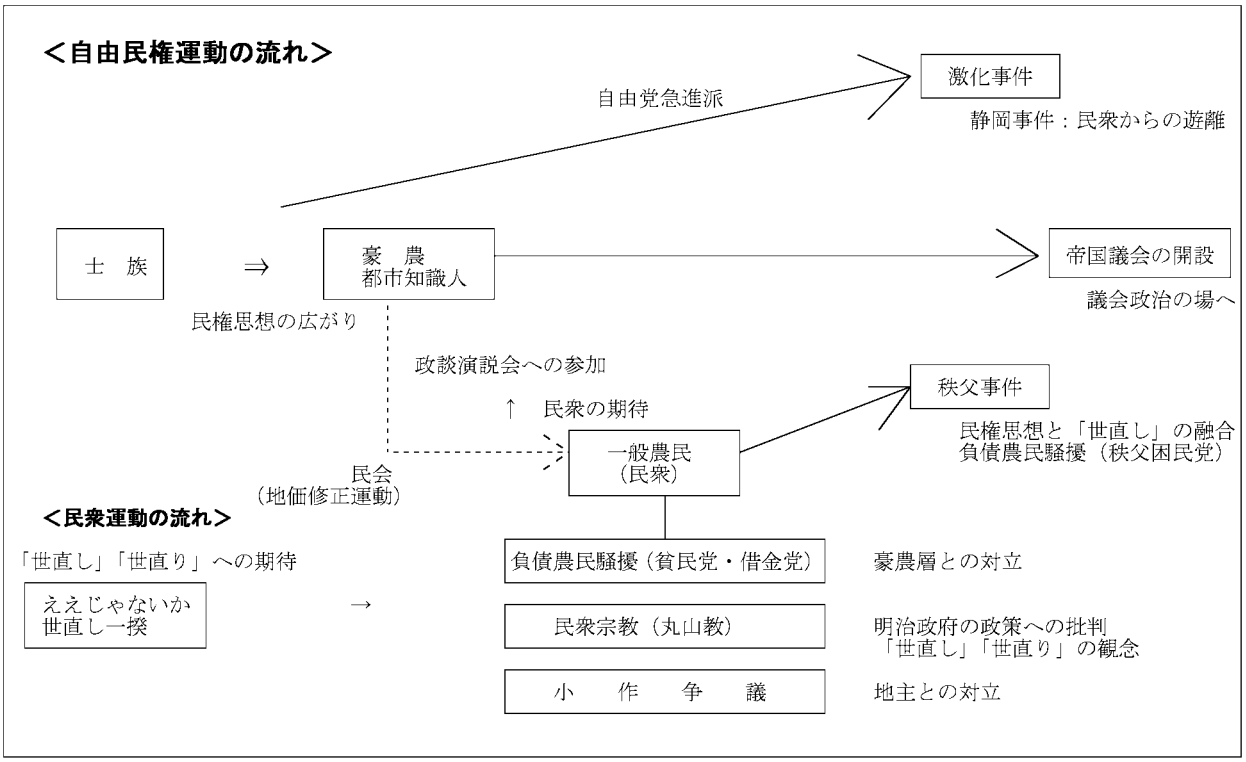


図4-1　自由民権期の民衆運動の構造

民衆運動の歴史的意義を意味づけること，の三点に重点を置いて授業を展開した。

第6時においては，帝国憲法の成立により近代国家としての制度を整えた日本が，民権運動の思想や民衆の願いとは異なる方向へと向かおうとしていたことについて検討した。

3．生徒の受けとめ―アンケート結果より―

自由民権期の民衆運動，とくに丸山教や貧民党・借金党に関する地域史資料を用いた授業について，次のような事後アンケートを行った（**資料4 - 3**）。このアンケートは，地域の歴史事象に着目して行った学習に対する生徒の受け止めから，実践の成果と課題について明らかにしようと考えて行ったものである。また，生徒にとっては，質問事項に回答していく中で，学習の過程を振り返る機会ともなった。

資料4 - 3 「自由民権運動期の民衆運動」に関するアンケート（抄）

1．自由民権運動の授業で丸山教，貧民党・借金党，静岡事件を扱いましたが，内容はおもしろかったですか。

ア．とてもおもしろかった　　イ．おもしろかった　　ウ．どちらともいえない

エ．あまりおもしろくなかった　　オ．おもしろくなかった

2．自由民権運動が盛んだった時期の民衆運動として丸山教，貧民党・借金党，静岡事件を扱いましたが，この授業であなたの自由民権運動期の歴史に対する見方が変わりましたか。

ア．とても変わった　　イ．変わった　　ウ．どちらともいえない

エ．あまり変わらない　　オ．変わらない

3．身近な地域の民衆の歴史を学んで，あなたはどのように思いましたか。

（2003年11月実施　対象：静岡大学教育学部附属浜松中学校第2学年111名）

（Ａ）設問１について

一般的に，自由民権運動を題材とした授業は，政治過程の理解が中心となり，生徒にとっては興味・関心が薄れがちになる。設問 1 は，地域の歴史事象を扱うことにより，学習に対する興味・関心をもつことができたかどうかを問うたものである。アンケート結果によると，アと答えた生徒は 25 名（22.5 %），イと答えた生徒は 73 名（65.8 %）であった（**図4 - 2**）。アやイと答えた主な理由としては，「今まで浜松など身近なところがこういった大きな事件にかかわっていたとは知らなかったし，そのころの人たち（地域の）考え方や思いを推測でだが，知ることができたため。」「ただ日本全体の動きとして流れをつかむだけでなく，地域の歴史と照らし合わせることによって興味がわいた。」「教科書に載っていないような，この時に苦しんでいた平民の人々の行動と政治にかかわるような歴史がわかったから。」「自由民権運動はいまひとつ身近ではなかったけれど，民衆の動きとして知ると身近に感じたから。」「世直しへの期待をした農民たちが丸山教に入ったというところが，今の時代と同じような感じがしたから。」「農民たちが集まり，生活に困ってさわぎを起こす，そんな人々の心情と現実を知ることができたから。」「自分の住んでいる地域の内容だとすごく身近に感じられ，親近感を覚える。民権運動のイメージが具体化される。」「なぜ人々が丸山教に加入したかなどを考えるのが楽しかったし，興味深かったから。」というものであった。多くの生徒が歴史事象に親近感を抱くとともに，地域民衆の視点から歴史を捉え直そうとしている様子がうかがえる。

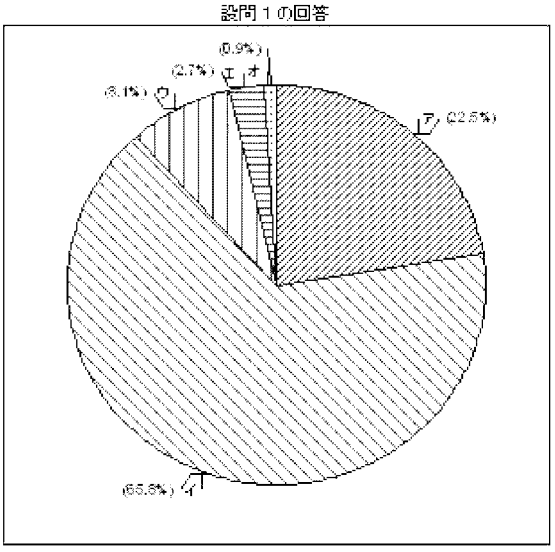


図4－2　授業の内容についての興味・関心

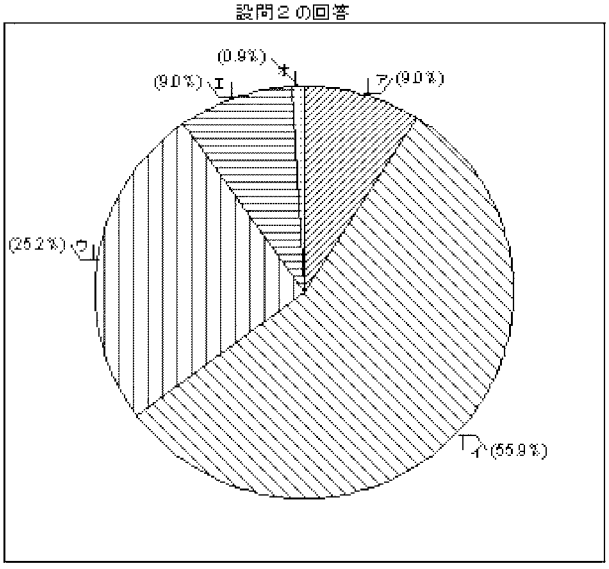


図4－3　歴史に対する見方の変化

一方，エと答えた生徒は 3 名（2.7 %），オと答えた生徒は 1 名（0.9 %）であった。その理由は，「意味がよくわからなかったから。」「難しかったから。」などというものであった。ウと答えた生徒は，9 名（8.1 %）であり，その理由としては，「貧民党や借金党がよくわからなかった。」「新しい発見と意外なところがよかった。丸山教などを知らなかったから，新しい考え，比較ができた。」などというものであった。授業は，本来，「おもしろいかどうか」を問うのではなく，「楽しいかどうか」を問う

といわれているが，アンケートではあえて「おもしろいかどうか」ということについて問うてみた。本実践の場合，内容のおもしろさとともに，新しい事実や見方・考え方に出会うことによる驚き・疑問はおもしろさに近いものであり，おもしろさが学びの入り口であると考えたからである。

（B）設問２について

設問 2 は，自由民権期の民衆運動を扱うことによって，歴史の見方がこれまでと変わったかどうかを問うたものである。アと答えた生徒は 10 名（9.0 %），イと答えた生徒は 62 名（55.9 %）であった（**図4 - 3**）。その主な理由は，「小学生の時に習った自由民権運動ではとてもすんなりと決まったと思ったけれど，政府との関係や農民の動きを知ったことで変わった。」「自由民権運動の全体的なことまたは全国的なことしか知らなかったが，静岡事件のように身近なところでも事件が起きていたことがわかった。」「自由民権とはいっても上の偉い人たちが叫んでいるだけだと思っていたが，そうではなかった。農民とかも演説を聴いたりだとか，そういう思想をもとに一揆を起こしたりしていることを知ったから。」「静岡事件など当時あったとされるいろいろな事件や宗教，団体などについてくわしく学んだので，自由民権運動が政治に関係している人々の間だけで行われている運動だと思っていたが，農民そして日本全体に大きな影響を与えていたという点で見方が変化しました。」「農民の生活やその人たちを動かした丸山教などのことを学んだので，農民などの視点から見ることにより，自由民権運動に寄せる思いや願い，生活のことを知りました。」「教科書の内容だけを見ていると，自分からはすごく遠いところの話だと思いがちになるので，私の地元でも民衆の騒動が起こっていたということに驚きました。」などであった。これに対し，エと答えた生徒は 10 名（9.0 %），オと答えた生徒は 1 名（0.9 %）であり，主な理由は，「自由民権運動を習う前には民権運動の時期の歴史を知らなかったので，見方が変わったかわかりません。でも，自由民権運動がなければ，今の日本にはなりえなかったと思うので，とても重要な出来事だったと思います。」「ある程度知識は身につけていたため，多少は知っていたから。」などであった。ウと答えた生徒は 28 名（25.2 %）で，主な理由は，「まだ少し自由民権運動について理解していないところがあったり，まだ自分の考えが一つにまとまっていないから。」「自由民権運動について正直ほとんど知らなかったから。しかし，様々な角度から授業で習ったので，見方が変わったようにも思える。」などであった。

（C）設問３について

設問 3 は，身近な地域の歴史を扱うことについて，生徒の考えを問うたものである。生徒から寄せられた主な意見・感想としては，「とても意味のある活動であると思う。身近な地域を調べることにより，今までの生活にたった歴史について知ることができるし，自分の住んでいる地域のことなどで興味があるし，歴史を見る視野が広がると思う。」「身近な地域の資料を扱うことによって実感がわきやすくていい。それによって，少しでも歴史上で起こったできごとがわかりやすくなってくると思う。」「身近な地域の歴史資料を使うと，また違った見方が生まれ，それが追究へと生きていく。」「身近な地域の歴史は知っておいた方がよいと思うし，身近な地域でこんなことがあったという新しい発見もおもしろいと思います。」「自分たちの地域がどのようにしてできたのか，どんなことがあって今に至っているのかなど，身近な知らない部分を探っていくというのがすごく楽しい。」「おもしろいと思う。自分たちが生まれ育ち，生活している地域なのだから，ちゃんと歴史くらい知っておくべきだし，歴史が身近に感じる。」「民衆は国を動かすことにそこまで参加していなかったが，大きく参加し始めていておもしろいところだと感じた。」「政府の代表的な者だけが多くのことを決めるということが多かった日本だが，この時代から国民がみんなで作り上げていく国になっていく。ここが日本が大きく動いたところだと思った。」などであった。

（D）考察

設問１～３に対する回答を見ると，身近な地域の歴史事象を扱った本実践は，多少のとまどいは見られたものの，生徒に概ね肯定的に受け止められたと考えられる。地域の民衆運動について学ぶことを通して，歴史に対する親近感を覚えたという感想も多い。なかには，国民・民衆が歴史をつくりあげていくことに言及した生徒も見られる。自由民権期の民衆運動を扱うことによって，多くの生徒が新たな歴史像をイメージし，歴史認識を深めることができたのではないかと思われる。

だが一方で，アンケートの結果からは，身近な地域の歴史事象や民衆運動について学んだからといって，そのことが直ちに社会形成への参加意識につながるわけではないこともわかる。社会認識から社会参加意識，そして社会参加に至るには越えなければならないハードルがいくつもある。市民参加社社会の到来に向けて，歴史学習においては，社会参加の視点に基づく学習内容と学習構成・学習形態を構造化した単元の開発が必要である。次節では，身近な地域の歴史調査学習，地域史資料の活用（単元「自由民権期の民衆運動」），追究活動，交流活動等を組み合わせた大単元（学習のくくり「民衆の時代へ」）の構成について示すこととする。

第３節　学習のくくり「民衆の時代へ」の構想

筆者は，市民革命および幕末・明治維新から第二次世界大戦終結にいたる過程をまとめて，学習のくくり「民衆の時代へ」を設定し，地域史資料を活用した授業，地域の歴史調査学習，近代史全体を貫く追究活動を組み合わせた学習計画を立てた。学習のくくりは，Ⅰガイダンス→Ⅱつかむ学習（基盤づくり）→Ⅲ追究する学習→Ⅳつなげる学習（交流活動）の４段階からなる大単元である[21]。つかむ学習は，基礎的・基本的な学習内容を身につけることを重視しており，一斉学習のほか，ミニ追究，ミニ交流，討論などを行う段階である。追究する学習は，学習のくくりでめざす価値に迫るため，教師が設定した共通テーマに基づき，つかむ学習で学んだことを振り返り，生徒が個人テーマを設けて追究活動を行う問題解決的段階である。つなげる学習は，追究活動の成果を生かし，他者との交流や討論等を行う段階である。**資料4 - 4**は，学習のくくり「民衆の時代へ」の学習構想を示したものである。学習のくくり「民衆の時代へ」では，主に次のような学習活動を展開した。

Ⅰ　ガイダンス

市民革命から第２次世界大戦までの大まかな歴史の流れを示すとともに，「戦争は多くの犠牲と悲しみを生み出すものであるにもかかわらず，日本が近代化の過程で戦争を次々と行っていったのはなぜか」と問いかけ，「民衆の時代へ」の学習を通して，日本の近代化の光と影について考えていくことへの意識づけを図った。

Ⅱ　つかむ学習

ア）単元「自由民権期の民衆運動」を構想し，身近な地域の歴史資料をもとに，地域民衆の視点からみた歴史像を構成することをめざす学習活動を行わせた。

イ）身近な地域の歴史調査の方法について指導し，学校外での調査が可能な夏休みの課題として，身近な地域の民衆に焦点をあてた歴史調査を行わせレポートを課した。

ウ）明治初年の諸政策を調べさせ，明治政府のスローガンである富国強兵の実現にとって，自分が考える重要度について，ダイヤモンドランキング法によって順位をつけさせた。その上で，個人で考えたランキングをもとに小グループで話し合わせ，グループによる順位づけを行わせた[22]。これにより，歴史的思考力に加え，意思決定力や合意形成力の育成を図った。

エ）「開国か攘夷か」，「日露開戦に賛成か反対か」をテーマに討論学習を行わせた。

資料4－4　学習のくくり「民衆の時代へ」の学習構想

学習のくくり「民衆の時代へ」では，近代社会の成立から現代にいたる時期を対象に学習し，現代社会の成り立ちに関する歴史認識を育成するとともに，未来の社会を築いていこうとする態度を養うことをねらいとする。そこで，生徒には民衆にとっての幸せという視点から日本の近代化の光と影について問い直させ，歴史的事象を多面的・多角的・論理的に考察し認識する力を育てたい。また，国家の政策と身近な地域の歴史事象とのかかわりなどを通して，地域の民衆の視点から日本の近代化についてとらえさせたい。

学習のくくりのガイダンス　（1時間）
「戦争は多くの犠牲と悲しみを生み出すものであるにもかかわらず，日本が近代化の過程で戦争を次々と行っていったのはなぜか」という課題について，学習のくくりを通して解決をめざそうとする意識づけを行う。

つかむ学習　30時間

《問いかけ》	《用語・事象の理解》	《資料の活用》	《見方・考え方》
○産業革命がイギリスで起こったのはなぜか。	・絶対王政 ・清教徒革命，名誉革命 ・フランス革命，独立戦争 ・産業革命，大量生産 ・資本主義，社会主義	○国王の処刑の様子を描いた絵画資料や権利の章典，人権宣言などの文献資料をもとに，市民革命の原因と結果について考察する。 ○工場で働く労働者の絵やその他の資料から，女子や子どもを含む労働者がどのような労働条件の下で働いていたか調べ，その理由を考察する。	○市民革命によって，市民が政治的・経済的な自由を獲得したことにより，自由な経済活動が展開され産業が発展した。 ○市民革命により，国民国家成立の端緒が開かれた。 ○市民革命によって経済活動の自由を得た市民が，産業資本家として成長し，産業革命の担い手となった。 ○産業革命によって，資本家と労働者という関係が社会の中心となり，不平等が広がるなど，社会的矛盾が生じた。
○欧米諸国はどのようにアジアへ進出したか。	・インドの大反乱 ・三角貿易 ・アヘン戦争，南京条約 ・太平天国	○イギリス・インド・清間の貿易品（綿織物・綿花・糸・絹・陶磁器・銀・アヘン）の動きを図化し，インド綿工業の壊滅的打撃や欧米諸国のアジア侵略の実態について考察する。	○産業革命によって大量生産を行うようになった欧米諸国は，商品の市場と原料の供給地を求めてアジア・アフリカ地域に進出し，武力を用いて植民地化していった。
○開国と攘夷，どちらを選択すべきか。	・尊皇攘夷，安政の大獄 ・ペリー来航， ・日米和親条約 ・日米修好通商条約	○開国か攘夷か，幕末の日本が置かれた国際情勢や国内の状況を調べ，それをもとに討論を行い，歴史的判断の重要性について考える。	○厳しい国際情勢と国内での体制的矛盾が増大する中で，幕府は鎖国から開国へと外交を転換せざるを得なかった。 ○日米修好通商条約は，南京条約と同様な内容の不平等条約である。
○江戸幕府はどのようにして滅びたか。	・明治維新，戊辰戦争 ・大政奉還 ・王政復古の大号令 ・薩長同盟 ・ええじゃないか ・世直し一揆	○幕府，薩摩藩，長州藩，イギリス，フランスの対抗の図式について，年表をもとにまとめる。 ○百姓一揆・打ちこわし件数のグラフや農村工業の様子を描いた資料をもとに，封建社会の矛盾の増大について考察する。	○複雑な政治情勢や国際関係の中で，薩長は現実的な対応として，攘夷から倒幕へと方針を転換した。 ○封建制度では，帝国主義段階に入ろうとしていた世界情勢には対応できず，日本は強力な中央集権国家を必要とした。 ○幕府滅亡の原動力として，一揆など民衆の抵抗運動があった。
○明治維新の諸政策は，富国強兵の実現にどのように影響したか。	・五箇条の御誓文 ・版籍奉還，廃藩置県 ・地租改正，学制，徴兵令 ・富国強兵，殖産興業 ・日朝修好条規	○明治維新の諸政策について調べ，政府のスローガンである富国強兵に影響した重要度を考え，ランキングを行う。	○明治政府は，太政官制，廃藩置県，地租改正，徴兵制，学制，四民平等，官営工場模範設立，北海道の開拓，岩倉使節派遣などの富国強兵政策により，中央集権的な近代国家をつくり出そうとした。
○日本はどのようにして政治の近代化を進めたか。	・琉球処分 ・自由民権運動 ・内閣制度 ・大日本帝国憲法 ・帝国議会，教育勅語	○大日本帝国憲法，日本国憲法，民権派の憲法草案を比較し，国民の権利や人権について考察する。 ○自由民権運動の過程をまとめるとともに，地域の資料などをもとに，近代化の進展と人々のかかわりについて考察する。	○大日本国憲法の制定によって，日本は近代国家としての体裁を整えたが，天皇制に依拠した国家の権限が強く，国民の権利が厳しく制限された憲法であった。 ○政府に批判的な士族によって始められた自由民権運動は，やがて豪農・都市知識人へとその担い手が移るとともに，その思想は窮迫した生活から救われたいと願う一般農民にも影響を与えた。
○日清・日露戦争が起こったのはなぜか。戦争の結果はどのようなことをもたらしたか。	・帝国主義 ・日清戦争，三国干渉 ・日英同盟，日露戦争 ・韓国併合 ・不平等条約の撤廃	○日本・清・ロシア・朝鮮の関係図をもとに，日清・日露戦争の原因を考察する。 ○ロシアとの戦争に賛成か反対か，当時の開戦派・非戦派の主張をもとに討論し，日露戦争の原因について考察する。	○日清・日露戦争は，欧米列強の模倣をして膨張主義をとる日本が，満州・朝鮮の支配権を獲得しようとして行った戦争である。日本の勝利はアジア諸国の民族独立運動に影響を与えたが，その一方で，日本は帝国主義国の一員となり，満州進出や韓国併合を行った。
○産業の発展によって人々の生活は本当に豊かになったのか。	・産業革命 ・八幡製鉄所，財閥 ・小作争議，労働組合	○都市や農村の暮らしの変化，製糸女工の労働条件，足尾銅山鉱毒事件などの資料をもとに日本の近代化の光と影について考察する。	○文化や産業の発展の影には，農村における貧富の差の拡大，劣悪な労働条件下での労働，公害の発生など，急速な近代化の中で苦しむ人々が大勢いた。
○第一次世界大戦が起こったのはなぜか。	・民族独立運動 ・ロシア革命 ・ベルサイユ条約 ・国際協調，国際連盟	○欧米列強による世界分割やバルカン半島の状況を表した地図，列強間の関係図をもとに，欧米列強の対立や民族独立への動きについて考察する。	○第一次世界大戦は，イギリスとドイツの対立を中心とした帝国主義国による植民地獲得戦争である。 ○第一次世界大戦の後，アジアでの民族運動が高まった。
○日本はなぜ戦争への道を歩んだか。	・大正デモクラシー ・米騒動 ・世界恐慌，ブロック経済 ・ニューディール政策 ・第二次世界大戦 ・十五年戦争 ・アジア・太平洋戦争	○経済と戦争との関係に着目し，ニューディール政策など各国の動きを示す資料を通して戦争の起こる原因について考察する。 ○統制の強まる過程を年表にまとめ，民主主義の風潮が全体主義へ急変していく理由を考察する。 ○浜松大空襲など身近な地域の歴史を調べ，民衆の視点から戦争について考える。	○第二次世界大戦は，持てる国と持たざる国との対立による植民地の再分割戦争である。 ○経済の行き詰まりから，日本は市場と原料の供給地を求めて中国に侵略した。 ○全体主義は，一部の人々に対する弾圧から始まる。 ○日本の国民は，戦争の被害者であると同時に加害者でもある。

共通テーマ	日本の近代化は人々に何をもたらしたか　―人々の幸せの視点から考えよう―

＜個人テーマ設定で期待される生徒の姿＞
○日本の近代化が人々に与えた影響について，つかむ学習の内容を大きく振り返って再構成し，具体的な事件などをもとに光と影の両面からとらえようとしている。
○身近な地域に起こった歴史的事象について調べたことを生かし，日本の近代化が人々にもたらした影響についてとらえようとしている。
【個人テーマ例】
・近代化により人々の暮らしはどのように変化したか。　・産業の発展は人々を幸せにしたか，浜松の産業を通して考えよう。
・日本の近代化と女性の地位の関係について探ろう。　・十五年戦争について調べ，人々と戦争のかかわりを探ろう。
・自分の家族の歴史を調べ，家族と近代日本とのかかわりについて考えよう。　など

追究する学習5時間

＜追究活動で期待される生徒の姿＞
・人々の欲望の肥大化が，戦争や侵略などの争いの根底にあることに気づき，つかむ学習で学んだ具体的な社会事象をもとに自分の考えをまとめようとしている。
・歴史的な事件やできごとに対して，多面的・多角的・論理的にとらえようと努め，自分の考えをまとめようとしている。
・歴史的事象について，現代の社会と対比しながら，自分たちの問題としてとらえ，自分の考えをまとめようとしている。
・身近な地域に起こった歴史的な事件やできごとを調べ，産業の発達の光と影など日本の近代化の影響と関連づけてとらえようとしている。
・外交や国政にかかわるできごとについて，国家や為政者の視点からだけでなく，民衆の視点からもとらえようとしている。
・テーマの解決に向け，丹念に資料や情報を収集し，じっくりと考察してより深い追究を行おうと努めている。
・資料や情報の収集にあたり，得られた情報をそのまま受け入れるのではなく，資料・情報の是非や適否を慎重に判断し活用しようとしている。
・追究途中の交流を通して，他者の追究のよいところに気づき，自分の追究に生かしたり，他者へのアドバイスを行ったりしている。　など

つなげる学習4時間

＜交流活動・振り返りの記述・振り返りの記述の交流で期待される生徒の姿＞
・産業の発達について，人々の生活を次第に便利にしていったことと，劣悪な労働条件のもとで働かざるを得ない労働者が増加したことなど，光と影の二面性に着目して語り合っている。
・戦力の強大さや工業生産力の増大などおもてにあらわれる国家の繁栄が，必ずしも国民一人一人の幸せに繋がるわけではないことについて，民衆の立場から歴史事象をみることによって指摘している。
・身近な地域の歴史事象について調べたことをもとに，地域の民衆の視点からみた，日本の近代化が人々に与えた影響について具体的に説明している。
・交流相手の語りに真摯に耳を傾け，互いに相手の学びが更によくなるよう，これまでの学びの成果を生かして適切にアドバイスを与えている。
・優れた見方・考え方や「光る言葉」など相手の追究のどこが良いか，なぜ良いのかを認め，交流相手に伝えたり全体の場で紹介しようとしたりしている。　など

Ⅲ　追究する学習

つかむ学習全体を振り返り再構成する追究活動を行わせた。追究活動を行う際の共通テーマは，「日本の近代化は人々に何をもたらしたか―人々の幸せの視点から考えよう―」とした。子どもたちは，共通テーマの解決に向けて，個人テーマを立て，各自で追究活動を行った。

Ⅳ　つなげる学習

追究活動の成果を２，３人の小集団で紹介し検討し合う交流活動を行うとともに，そこで得られた優れた見方・考え方や知見を全体の場で紹介する活動を行った。最後に，学習のくくり全体を振り返って，自分の考えを記述させた。

以上の４段階の学習過程を経ることによって，生徒の内部で個々の学習内容が有機的に結びつけられ，認識が深まると共に，歴史創造への参加意識が高まることが期待される。次に示したものは，学習のくくりの最後にある生徒が書いた「振り返り」の記述である。

> このくくりは，民衆が活躍した時代だった。明治からは，外国文化が多く取り入れられていき，今に至るのではないかと思う。明治から現代にかけ，日本は外国の人々とたくさんの戦争をし，たくさんの犠牲者を出し，たくさんの幸せを奪い，奪われたと私は思う。私は，このくくりで「戦争」というものについて考えることができたと思う。どう考えても私の結論は，「戦争はいけない」としかたどりつかなかった。私は，学徒動員についてくくりの追究で調べた。私と同じくらいの年齢の時に，今では想像がつかない生活をしていたのだ。祖父母は体験者なので，いろいろな話を聞いたが，知識としては身に付いたが，経験していないので，苦しみなどを感じるのには限度があると思った。でも，彼らの話を聞いただけで，本当につらくなった。だから，祖父母は，本当に苦しかったんだなあ，思い出すのも嫌だったのではないだろうか，と思った。人は，住む環境，生まれた時代を選択することができない。ましてや子どもはとくに選ぶことはできない思う。その中で精一杯生きるしかないのだ。時代は変わっても，今でも人はむごいことをしている。 …（中略）… 私たちは，その体験者の体験談を次の世代に語り継ぎ，過去の事実を正確に残すべきだと思う。そして，それらを未来につなげるべきだと思う。今，私は幸せだと思う。でも，幸せじゃない人もたくさんいると思う。幸せは自分たちでつくるものだと思う。私たちは「近代化」というものを考えるかわりに，たくさの犠牲者を出してしまった。だから，これからはそれらのことを生かし，そのようなことを２度と起こさないように努力し，次の世代に伝えていかなければならないと思う。

この生徒は，夏休みに行った「身近な地域の歴史調査」で，祖母の話を聞くとともに，祖母が勤労動員されていた豊川海軍工廠の跡地を訪ね，レポートを作成した。そして，追究活動では，入院中の祖父を訪ねて学徒動員についての話を聞き，レポートの続編を作成した。「振り返りの記述」には，主体的な学びの様子とよりよい社会を築いていこうとする意識がうかがえる。討論授業「考える日本史授業」の実践者である加藤公明は，歴史教育の役割として「民主社会の建設的な担い手」の育成を挙げ，「どのような方向で自分の所属する社会を改善・改革していくことが，一人でも多くの人権が保障され，豊かで平和な社会となるのかを，自分で考え，仲間と交流し，その実現に努力する，意欲的で思慮深い社会の形成者を育成するものでなければならない」と述べている[(23)]。学習のくくり「民衆の時代へ」で行った身近な地域の歴史調査学習や追究活動等の創造的学習活動，およびその成果に基づく表現・交流活動は，加藤の討論授業と学習形態の上では異なるものの，そのめざすところは同じである。そして，これらの学習活動は，自他への主体的な働きかけを促す点において，社会参加に向けての基礎的な資質と態度を養う可能性をもつものであるといえよう。

本章では，歴史教育の混迷した状況を打開する概念として「参加」を考え，「参加」の視点から歴

史教育を問い直し，歴史教育再生の糸口をつかむことを課題とした。そこで，実践例をもとに，（1）歴史学習は，参加における自らの思想と行動を反省的に捉え，改善していく力を身につけるための土台づくりの場であること，（2）地域民衆の思想と行動を教材化することが，歴史に対する親近感をもたせ興味・関心を呼び起こすものの，参加意識の形成にはいまだ不十分であること，そのために（3）身近な地域の歴史調査学習，地域史資料の活用，追究活動，交流活動等を組み合わせて構造化した単元を構成することが必要であること，などについて検討した。

現在，社会科の教科原理を社会認識から社会形成へと転換すべきではないかという論議が高まっている[(24)]。科学主義の立場に立つ社会科では，科学的社会認識を構成原理とするため，これまで価値にかかわる指導については消極的であった。だが，社会形成までを視野に入れた場合，社会科の指導は，価値観や思想の形成にも関わるものとなってくる。桑原敏典は，「子どもから大人までのすべての人は，日常の生活を通して自分なりの思想を形成している。しかし，それは必ずしも合理的なものではない。そのため，社会科教育には，科学的社会認識を核としながら価値認識の部分にまで踏み込み，合理的な思想形成をより直接的に支援することも求められるのではないか」と述べ，合理的思想形成をめざした授業構成の重要性を指摘している[(25)]。

本実践で扱った丸山教や貧民党・借金党などのように，歴史上様々な民衆運動が起こっては消えていく中で，歴史的諸条件の制約を受けながら，民衆の思想形成がなされてきた。現在展開されている市民活動が遠大なる民衆運動の一環として捉えられるとすれば，市民活動への参加もまた思想形成の場であるといえよう。また，市民参加社会の到来が予見されつつある現在において，歴史学習は子どもたちにとって，社会参加に向けての基盤となる思想形成の場として捉えることができよう。私たち大衆あるいは民衆にとって，思想家のような大系的な思想形成は難しい。桑原のいうように社会科教育の役割として，子どもたちの合理的な思想形成を促すことは大切である。ただし，現実の社会において，普遍的な合理性が存在するわけではない。ある立場の人々にとって合理的と考えられることが，別の立場の人々にとっては理不尽な抑圧となることはしばしば見られる。社会的問題と向き合って合理的な判断を下そうとする際，どの立場に立つかが重要である。従って，合理的思想形成には，自分の立っている位置を確認し，常に自己の思想と行動を振り返る反省的思考が必要となる。筆者は，社会科教育・歴史教育においては，社会的弱者に温かなまなざしをもった上で，すなわち弱者を切り捨てないことを前提として，すべての人々の幸せを実現することを基準とした合理的思想形成がめざされるべきだと考える。形成される思想がどの程度のものかは人それぞれに違うであろうが，人類の歴史を振り返れば，今の私たちは思想形成とその表現の機会に最も恵まれている時代に生きていることは確かであろう。私たちの思想は，人生におけるあらゆる経験の中で形成されるが，その思想は社会的な行動を通して鍛えられる。その意味では，市民参加社会はこれまで以上に広範な人々に市民としての思想形成を促す社会である。今後，学校教育の場においても，「参加」の視点から，子どもたちの社会認識・歴史認識と思想形成の関係性について明らかにしていくことが求められているといえよう。

次章では，「政治的判断力」の育成という視点から，地域における党派間の政争と地域利益誘導型政治の成立を題材とした教材開発について検討することとする。

【注】

（1）牧原憲夫による 1999 年度歴史学研究会全体会報告「再考：方法としての戦後歴史学―世界史における 20 世紀Ⅳ―」におけるコメント（歴史学研究会編『歴史学研究』No.729，1999 年，p.28）。

（2）岸本美緒「総論時代区分論の現在」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980 - 2000 年 Ⅰ歴史学における方法的転回』青木書店，2002 年，p.75。

（3）佐藤照雄「社会科教育と民俗学」編集代表佐藤照雄『社会科のための民俗学』東京法令出版，1981 年，pp.8-22。

（4）池野範男「市民社会科歴史教育の授業構成」『社会科研究』第 64 号，2006 年，p.51。

（5）唐木清志「アメリカ社会科における『参加』学習論の展開― F.M.ニューマンの『参加』論を中心に―」『社会科教育研究』No.71，1994 年，p.44。

（6）参加型学習の実践としては，唐木清志・池田恵子・三輪直司・金原正高「『参加』の視点を生かした中学校社会科授業の構想―開発教育におけるバングラデシュの教材化―」『静岡大学教育実践総合センター紀要』No.8，2002 年，pp.31-47 などがある。

（7）拙稿「地域 NPO ネットワークとの連携による社会参加学習の意義と方法―静岡大学教育学部附属浜松中学校の実践を通して―」『社会科教育研究』No.97，2006 年，pp.13-26。本論文第 7 章参照。

（8）佐藤一子『子どもが育つ地域社会―学校五日制と大人・子どもの共同―』東京大学出版会，2002 年，pp.96-97。

（9）桑原敏典『中等公民的教科目内容編成の研究』風間書房，2004 年，p.341。

(10) 唐木は，安井俊夫の「地域に根ざす社会科」を挙げ，「戦後社会科において生み出された貴重な実践の多くには，社会参加の要素が意図的に組み込まれていた」と指摘している（「子どもの社会参加」日本社会科教育学会編『社会科教育事典』2000 年，pp.314-315）。

(11) 宮原武夫「生徒たちはなぜ土一揆を敗北したとみるか―敗北史観克服のために―」『歴史地理教育』No.171，1970 年，のち石山久男・渡辺賢二編『展望日本歴史２歴史教育の現在』，2000 年，pp.84-92，所収。

(12) 石井寛治は世界史全体の発展段階論的把握の再構成を試みている（「戦後歴史学と世界史―基本法則論から世界システムへ」『歴史学研究』No.729，1999 年，pp.2-10）。

(13) 安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店，1974 年。

(14) 丸山教に関する研究には，柚利淳一『丸山教祖伝』1955 年，当麻成志「丸山教団の発展と土着化過程について」『地理学評論』31･8，1958 年，同「天竜川河岸の一農村における宗教受容と地域構造の関係」『地理学評論』33･4，1959 年，原口清「静岡事件の社会的背景」『法経論集』第 3 号，1955 年，同『明治前期地方政治史研究』下巻 1974 年，安丸良夫・ひろたまさき「世直しの論理の系譜―丸山教を中心に―」『日本の近代化と民衆思想』，江村栄一「民権と明治国家」『自由民権革命の研究』1984 年などがある。このうち安丸良夫・ひろたまさき「『世直し』の論理の系譜」は，「世直し」を民衆の思想形成＝主体形成の問題として捉えた画期的研究である。その意義は，第一に民衆の解放幻想である世直し観念を，伝統的な「ミロクの世」観念→近世富士講→丸山教という思想的発展上に捉えたこと，第二にそうした思想的発展すなわち民衆の変革的な思想形成を基礎づけるものとして，通俗道徳的自己規律＝自己鍛錬を措定したことである。

(15) 安丸，前掲書，p.87。

(16) 原口清『明治前期地方政治史研究』（上）塙書房，1972 年，同書（下）1974 年。原口『自由民権・静岡事件』三一書房，1984 年。

(17) 黒羽清隆は，自由民権運動の授業の核となるものとして，①自由民権運動の政治的主体の「段階論」（堀江英一『明治維新の社会構造』による「士族民権」「豪農民権」「農民民権」），②自由

民権運動の戦略目標の「段階＝発想型」論を挙げている。その際，黒羽は，歴史を語るには，「相対性の文法的形態」（M・ブロック『歴史のための弁明』）である「複数形」が大切であるとして，「特定の一系統の『一価値専制』ほど有害なものは，歴史教育の世界にはみあたらない。国会開設史としての自由民権運動があっていいし，在村的潮流としての自由民権史があっていいし，同じように，本源的蓄積史としての自由民権史があっていい」と述べている（「ある日の教室自由民権運動」『高校通信日本史』70 号，東京書籍，1970 年，のち『増補版日本史教育の理論と方法』地歴社，1975 年，pp.97-102 所収）。

（18）例えば安井俊夫による「秩父事件」や「喜多方・福島事件」の実践などが知られている。安井は，自由民権運動の授業を展開する「軸になる考え」として，「自由民権運動は，明治政府の富国強兵という路線に対して，もう一つの道を示すことによって日本近代史の“起点”としての役割を果した」という「二つの道の対抗」という考え方を挙げている（『社会科授業づくりの追求』日本書籍，1994 年，pp.121-122）。

（19）宮崎正勝は，「相互に対立したり，矛盾したり，曖昧な部分を多く含む事象群を総合的に把握する歴史学習では，論理的，分析的方法でそれを行うことは難しく，イメージ的思考が極めて有効になる」として，「全体像を想起させるイメージ的思考」の育成の重要性を指摘している（「歴史教育におけるイメージ形成とイメージ的思考に関する基礎的考察」『社会科教育研究』No.73，1995 年，p.9）。本実践では，教材となる歴史事象の性格上，イメージ的思考による歴史像の構成を重視した。

（20）拙稿「松方デフレと豊田の人々」豊田町誌編さん室『豊田町誌』（通史編）1998 年，pp.764-785。

（21）静岡大学教育学部附属浜松中学校『平成 16 年度研究紀要「成長する場としての学校」をめざして―よりよい未来をつくる担い手となるために―』2004 年，pp.15-17。

（22）安藤豊「政策重要度ランキングで明治維新の意義を考える」（『近現代史の授業改革３』明治図書，1996 年，pp.50-53）を参考にした。ランキングの項目は，Ａ四民平等，Ｂ学制，Ｃ岩倉使節団の派遣，Ｄ太政官制，Ｅ徴兵制，Ｆ官営模範工場の設立，Ｇ北海道の開拓，Ｈ地租改正，Ｉ廃藩置県とした。

（23）加藤公明「民主社会の担い手を育てる歴史教育―「考える日本史授業」の実践を通じて―」『社会科研究』第 64 号，2006 年，pp.39-40。

（24）佐長健司「社会科授業における価値判断指導の検討」『社会科研究』第 65 号，2006 年，p.41

（25）桑原敏典「合理的な思想形成をめざした社会科授業構成―シティズンシップ・エデュケーションの目的と社会科の役割の検討をふまえて―」『社会科研究』第 64 号，2006 年，p.44。

付記

本稿で考察の対象とした授業実践は，2003・2004 年度に静岡大学教育学部附属浜松中学校で行ったものである。

第５章　明治後期の地域利益誘導型政治―政治的判断力の育成―

2011 年 3 月 11 日に起こった東日本大震災は，日本の社会に大きな衝撃を与えた。国民のほとんどが，震災にあった人々への迅速な支援と復興に向けた政策を政治家が一丸となって取り組むことを期待した。それにもかかわらず，震災後もあいかわらず政争に明け暮れる政治家の姿に多くの国民が苛立ちを覚え，失望し，政治に対する不信感が広まった。そして，これらの国民感情が単に個々の政党や政治家に向けられるだけでなく，議会制民主主義という政治システムそのものへの疑念を増大させるという深刻な事態を招いている。しかし，政治家たちは民主主義というシステムの中で国民によって選ばれたのであり，責任という問題を突き詰めていけば，それは彼らを選んだ私たち国民のもとに帰することになる。

日本の議会政治史を眺めると，党派間の争いと党利党略，そして地域利益誘導型の政治が，長い間私たちの社会に暗い影を落としてきた。日本の政治史における地域利益誘導型政治は，明治 20 年代後半から 30 年代に成立し，様々な弊害を引き起こした。旧民権派の勢力争い，民党と藩閥政府の対立と妥協など，自由民権運動敗北後の政治的諸相は，現代日本の議会政治の暗部を映し出す鏡でもある。だが，こうした問題は，多数決による集団的意思決定の方法を採っている以上，議会制民主主義というシステムに内在するものでもある。私たちはこのことを常に自覚しながら，政治的判断力を磨き，よりよい社会の実現に向けて常に努力し続けなければならない。

中学校社会科においては，政治的判断力の育成は公民的分野の学習内容と関わりが深い。ただ，授業では民主政治の形式的なしくみを扱うことが中心であり，地域利益誘導型政治について，現代の実例を正面から取り上げることはほとんどない。もし，実例を挙げて具体的に深く切り込もうとすれば，現存する政党や政治家への批判となる恐れがある。従って，授業を行うにあたり，現在よりもむしろ過去のできごとの中から現代政治に繋がる事象を検出し，生徒に批判的考察を行わせることの方が，特定の政治教育に陥る危険性は少ないと考えられる。しかし，管見によれば，歴史学習における政治的判断力の育成を目的とした実践はほとんど行われていない。そこで，少し広く捉えて社会的判断力について見ると，溝口和宏による理論研究や宮里浩寧による実践研究等がある。溝口は，ラトクリフらによって開発された歴史教育プログラム「Vital Issues of the Constitution 」を分析し，歴史上の事件に関する法的判断過程を個人の判断の次元に引き戻して考察させることで社会的判断力の育成を図ることを主張した(1)。このプログラムは，アメリカ社会を構成する信教の自由，表現の自由，機会の均等などの価値に基づき，アメリカ史を通して法的判断力を育成することをめざしたものである。一方，宮里浩寧は，歴史学習における社会的判断力育成のための授業過程として，概念探求過程と価値分析過程との段階的組み合わせによるモデルを示し，中学校歴史的分野の単元「開国と攘夷」を開発・実践した(2)。そこでは，社会的判断力育成のための手だてとして，①イメージしやすい葛藤のある選択場面をつくる，②対立を生む討論の場をもつ，ということが挙げられている。両者の研究は，歴史学習における社会的判断力育成のための原理や方法を明らかにしたものである。しかし，溝口の示したアメリカ史学習の単元構成は，日本の歴史教育の実態とは大きく異なっており，原理としては妥当であると考えられるものの，実践するには具体的歴史事象の選択や単元構成の点で克服すべき課題が多い。宮里の場合には，実践に基づく研究として教育現場に受け入れられやすいが，政治的主体としての市民の在り方を考えさせるところまでは迫り切れていない。

政治的判断力を育成するためには，具体的な歴史事象を通して，過去と現在とを結ぶ共通点を構造

的に捉えさせることが大切である。その際，中央における政治過程を追うだけでは，単なる権力闘争の過程を眺めるだけに終わる可能性が高い。そこで，地域史研究の成果に基づき，地元地域への利益誘導によって政治的基盤を固めようとする政治家，そこに群がる地域民衆の意識や共同体の様相など，地域の実相を通して議会政治に関わる問題を描き出し，教材開発を行うことが求められる。

以上のことから，本章では次のような順で考察することとする。はじめに，地域学習における「地域」の位置づけの変遷を辿り，地域の暗部ともいえる事象を扱うことの意義について検討する。次に，静岡県西部地域で起こった中遠疑獄事件を取りあげ，明治期の地域利益誘導型政治と党派間の政争について概観する。最後に，同事件を学習材として，政治的判断力の育成に向けた単元開発について提案する。

第１節　地域と地域史学習の位置づけ

本節では，社会科系教育における地域の位置づけの変遷を概観するとともに，地域の歴史事象を題材として学習を展開することの意義と課題について検討する。

１．郷土教育と「地域に根ざす社会科」

日本の教育における地域への着目は，戦前の郷土教育に見出すことができる。郷土教育は，1880年代に日本に紹介されたペスタロッチ派の理論に基づき，地理教授の準備段階として導入された。そして，大正期には自由教育運動の流れの中で，郷土を人格的陶冶の場と捉え，郷土教育を各教科を統合する中心的教科とすることが提唱された[3]。郷土教育の推進には，柳田国男らを中心に結成された郷土会メンバーによる「郷土科」論が大きく影響していた。宮田登によれば，民俗学者として郷土教育に強い関心を抱いていた柳田国男は，①郷土科の教育においては，郷土愛を高揚することを目的とすることだけでは不十分であり，郷土生活の真実の姿を発見して教える必要があること，②比較研究のない皮相な事物の観察のみで，自分の郷土だけを見て郷土教育に利用するという態度は，真の郷土教育を育むものではないこと，などを指摘していた[4]。地域調査の基本である比較研究によって，子どもたちに地域の現実を客観的に認識させることが郷土教育の目的であると考えている点で，柳田の郷土教育論は戦後の社会科につながる論理を有していたといえよう。

郷土会に参加していた人文地理学者の小田内通敏は，歴史地理学的調査に基づいた郷土教育を樹立することを主張し，1930 年に郷土教育連盟を結成した。当時，文部省は，疲弊した農村経済の脱却を図る自力更生運動と結びついた国家主義的な郷土教育を押し進めようとしていた。これに対し，連盟の活動は，文部省的郷土教育に対抗する下からの郷土教育運動という性格をもっていた。文部省の進める郷土教育が，郷土の偉人の顕彰やお国自慢による愛郷心の育成という傾向が強いのに対し，連盟の運動には，郷土の調査・研究を通して地域の状況を具体的に認識していこうとする方向性があった[5]。しかし，郷土教育運動は 1931 年から 32 年にかけてピークを迎えたのち低迷し，1941 年の国民学校令施行後には愛国心の総合的育成を担わされることとなった。

敗戦後，大正自由教育期から昭和初期に培われた郷土教育の蓄積は，生活経験カリキュラムに基づく初期社会科の実践を支える役割を果たした。初期社会科においては，川口プランや本郷プランなど，問題解決学習論に基づく地域社会科教育計画が各地で作成された。その際，子どもたちの生活の場である地域に焦点を当て，地域が抱える社会的課題や子どもたちの生活課題の解決をめざした教育が展開された。1953 年には，戦前の郷土教育連盟の成果を受け継いで，郷土教育全国連絡協議会が発足した。同会では，具体的事象をもとに，ものごとを深く考える場として郷土を位置づけ，子どもの主体性を重視した学習が進められた。同会は，歴史教育者協議会（以下，歴教協とする）とも連携した

活動を展開し，1958 年に独自の機関誌である『郷土と教育』を発刊するまで，歴教協と『歴史地理教育』の共同編集を行った[6]。一方，系統主義の立場からは，近代史文庫・愛媛県歴教協により，従来の郷土史，地方史，地域史を克服するという目的で「地域社会史」が提起された。地域社会史論では，「民衆が地域社会変革の主体＝人民に成長する過程を重視」[7]し，地域社会は階級的・体制的矛盾が貫徹する場として捉えられた。

周知のように，1958 年の学習指導要領改訂によって，社会科は系統学習へと大きく転換していった。黒羽清隆は，「保守陣営・革新陣営の双方から，『社会科』観の根本的なちがいにもかかわらず，歴史教育の独立と『系統』的歴史学習の確立が求められ」ることによって初期社会科が消え去り，系統性・科学性の名のもとに，社会科がその豊かさを失っていったと述べている[8]。社会科が系統学習へと転換した時期は，日本の高度経済成長期と重なっている。急速に進行した社会の構造的変化への対応として，「地域に根ざす社会科」が唱えられ，1960 年代後半から 1970 年代にかけて歴史教育の理論化への取り組みがなされた。歴教協は，第 21 回山形大会（1969 年）での「安保も帝国主義も地域にゴロゴロしている」という農民の発言を受け，「地域を見つめ，掘りおこせばさまざまな矛盾と民衆のたたかいが見えてくる。その矛盾は決して地域だけの問題ではなく，日本の問題であり，世界の問題ですらある。この地域・日本・世界を串刺しにして，時代や社会のしくみに切り込んでいき，子どもたちに主権者にふさわしい社会に対する確かな目を育てる」ための場として地域を位置づけた[9]。そして，1972 年度の研究方針の中で，「地域における民衆のたたかいの掘り起こし」を提起した。このような動向の中で，安井俊夫は，「東国と大和朝廷」の実践を発表し，敗北史観の克服をめざして，民衆が歴史を発展させてきたという歴史観と，子どもが「わかる」という認識との接点を地域に求めた[10]。

「地域に根ざす社会科」の代表的実践である若狭蔵之助，安井俊夫，鈴木正気の実践を分析した小原友行は，①地域住民の生活現実とその中での問題，問題解決のための地域住民の行為，その結果としての生活の向上・発展というように，地域住民の立場から捉えた認識内容を教育内容とし，民主教育を担う主権者としての人間の育成を目的としている，②教材として，地域住民の問題解決的な生活行為の事実を選択している，③直観（感覚・知覚）による経験的認識の積み重ねから科学的認識へと認識を発展させる過程として授業過程を組織している，などの共通点を挙げている[11]。また，地域籠城型の地域史学習の克服を唱える須賀忠芳は，「地域に根ざす社会科」のめざすところが，「地域の歴史を『掘り起こし』，学習主体に対し，地域の独自性を強調するとともに，中央史観からの脱却を図らしめ，地域の歴史に誇りを持たせることにあったといえる」として，その限界を指摘した[12]。生徒にとって，地域は親近感や誇りを感じることのできる歴史事象を学べる場である。しかし，地域史学習においては，地域の独自性を追求すればするほど，理性的認識を欠いた感覚的認識の中に埋没していく危険性を孕んでいることも念頭に置かなければならないであろう[13]。

２．地域の生活文化と民俗学の成果の導入

「地域に根ざす社会科」が提唱され，広がりを見せつつあった 1969 年，新たな学習指導要領が示された。この時の中学校学習指導要領地理的分野では，「郷土」が「身近な地域」へと改められた。改訂に携わった朝倉隆太郎は，その理由として，①「郷土」という語が生育地と現住地という両方の意味を持っているため，学習対象を現住地とする際に紛らわしくなる，②「郷土」が目的原理と方法原理の両方を含む語であるため，地理的分野の学習において「郷土」を方法原理として位置づけるには「身近な地域」という表現が必要になった，と述べている[14]。これ以降，「身近な地域」という用

語は現在に至るまで使われており，生徒の居住する市町村，学区，自治会，生活圏など様々な意味合いを含みながら教育現場に定着している。

1977年の改訂では，地域の生活文化が重視され，中学校および高等学校学習指導要領において，「民俗学の成果」を導入することが明記された。学習指導要領歴史的分野の改訂にあたった佐藤照雄は，社会科への民俗学導入の趣旨として，「従来の歴史学習はともすると事件名・事項名の羅列になり，かんじんなその時代の生活が浮き彫りにされない傾向に対する反省からでている」と述べている[15]。佐藤によれば，事件や重要なことがらの生起した要因・背景や影響は，社会生活の中に深く溶け込んでおり，生活の変化の中に歴史の進展が具体相となって表れているため，事件や事象の歴史的意義を捉えるには生活文化の視点が欠かせないのである。また，文部省にとって，生活文化の視点や民俗学の成果を取り入れることは，人民闘争史観が地域史学習を通して展開することへの対処という点からも理に適っていたといえよう。このような歴史教育の動向について，歴教協の渡辺賢一は，「文部省も『地域に根ざす』『地域を掘り起こす』『民衆の立場』『子どもの共感』などをとりあげ，『人間社会科』などともいうようになった。これは地道にすすめられてきた『地域に根ざす』歴史教育を無視できなくなったあらわれであった」と評している[16]。このころ黒羽清隆も，民衆の生活文化に着目し，柳田民俗学の成果を生かす道筋を，水田農耕における用水確保の系統性など，具体的な教材論によって指し示していた[17]。佐藤と黒羽は，家永教科書裁判において，互いに被告（国）側と原告（家永三郎）側の証人として法廷に立つこともあったが，立場の違いを超えて，共に社会科歴史教育に危機感を抱いており，各時代の生活文化を重視することや民俗学・文化人類学等の成果を歴史学習に取り入れることの必要性を主張していたのである。

３．学び方を学ぶ場へ

1996年の第15期中央教育審議会第1次答申において，教育の基本方針として「生きる力」の育成が示された。答申を受けて定められた1998年改訂の中学校学習指導要領では，「生きる力」の育成が最重要課題とされ，社会科においても，社会事象を対象として，自ら課題を見つけ，自らの力で調査し，課題を解決していく過程の中で，「学び方を学ぶ学習の充実」を図ることがめざされた[18]。特に地理的分野での変化が大きく，従来の地誌学習から調査学習へと比重が移され，「地域の規模に応じた調査」が設定された[19]。この場合の地域とは，「身近な地域」，「都道府県規模の地域」，「国家規模の地域」であった。歴史的分野では，新たに「身近な地域の歴史調査」が設定され，目標の一つとして，「(4)身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味や関心を高め，様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる」ことが示された。これを受けて，指導内容に大項目(1)「歴史の流れと地域の歴史」が設けられ，（ア）日本の歴史について関心のある主題を設定しまとめる作業的な活動，（イ）身近な地域の歴史を調べる活動，という二つの学習活動を行うこととなった。そこでは，調査学習や問題解決的な学習を通して，歴史の「学び方」を習得させることがめざされた。学習指導要領の作成にあたった佐伯真人によれば，身近な地域の歴史調査は，地域の具体的な歴史事象の調査を通して，①日本全体の歴史をより具体的に理解させること，②身近な地域に対する関心を深めさせること，③歴史の学び方を身に付けさせること，の三点をねらいとしていた[20]。このように，地域は歴史事象を学ぶ場から「学び方を学ぶ」場へと，その位置づけが変化したのである。なお，身近な地域の学習と「生きる力」の育成が結びつく中で，歴教協の宮原武夫は，「知識の伝達に終わることなく，歴史を探究し，歴史像を構成し，歴史的問題意識を触発する」場として，地域を位置づけている[21]。

学力低下論争の沸騰[22]といわゆる「ゆとり教育」批判が展開される中で示された2008年改訂の中学校学習指導要領では，地理的分野において調査学習から地誌学習へと大きな揺り戻しが起こり，地域の調査は「身近な地域」を対象とするものに縮小された。一方，歴史的分野では，身近な地域の歴史学習に関係する目標(4)は，1998年改訂のものとほとんど変わっていない。しかし，2006年の教育基本法改正と2008年1月の中教審答申にある「我が国の伝統や文化等に関する教育の充実」を受け，内容(1)「歴史のとらえ方」に，「受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め」という文言が加えられ，国際社会で活躍する日本国民の育成を目的とする「伝統や文化」の学習が一層重視されるようになった[23]。

４．地域の暗部と政治的判断力

ここまで，戦前の郷土教育から戦後の初期社会科及び「地域に根ざす社会科」を経て，「学び方を学ぶ」場へと至る地域の位置づけを概観した。郷土愛，愛国心，民族の独立など，各時期の社会状況や思想的立場によって地域学習に求めるものは異なるものの，それらに共通することは，困難を乗り越えて地域の発展に努める民衆や不正と戦う民衆の姿，あるいは地域の生活文化を通して，地域の「誇るべき歴史」を顕彰しようとするものであった。別の見方をすれば，地域の歴史の暗部については深く踏み込んで扱われてこなかったともいえる。地域の歴史事象を扱うことは，時には現在その地域で生活している人々に負の影響を及ぼしかねないことがある。そのため，地域学習の題材の提供源となる自治体史の編纂過程においても，地域の暗部そのものを深く追及しないことに一定の配慮がなされている[24]。しかし，地域の暗部とされる事象の中に歴史の実相が隠れており，そこに地域史学習が現在と過去とを結び，生徒の政治的判断力の育成に資する可能性がある。

これまでの地域史学習においては，地域の暗部と見なされる歴史事象を直視して相対化し，そこから学習主体の政治的判断力の育成をめざしてなされた教材開発はほとんどない。地域の不正を扱う場合も，不正そのものを学習の対象とするのではなく，様々な圧力に抵抗し，不正と戦った人々の姿に焦点が当てられる場合がほとんどである。例えば，百姓一揆の指導者や自由民権運動家，公害問題と戦った人々，地域の発展に功績のあった人物などの軌跡をたどり，その顕彰を行うことはあっても，不正と戦う姿が検出できないような事件を対象とするものはほとんど見られない。いわばポジティブな民衆像の検出に関心が払われてきたといえる。その理由としては，①学習者に社会の変革主体としての成長を期待するには，社会の困難に立ち向かう変革者・抵抗者としての民衆の姿を示すことが求められたこと，②敗北史観の克服をめざす歴史教育にとって，展望を見出しにくい歴史事象は学習素材となりにくいこと，③学習者の政治倫理的判断力の育成を視野に入れた場合，地域の不正に関する事実的知識を扱うだけでは，倫理観・価値観の形成に迫るには不十分であると考えられたこと，④不正を行った当時者やそれを許容した地域民衆に対し，学習者が現在の視点から処断するという態度に陥る危険性のあること，などが考えられる。確かに，ポジティブな民衆像を見つけ出し学習者に示すことの意義は大きい。ただ，民衆は生きていく上で，強さ，弱さ，したたかさ，ずるさ，優しさ，醜さなど，様々な面をもっている。また，社会には非合理的で理不尽なことがらが多々あり，私たちはそのことを無批判に受け入れて日常生活を送っていることも多い。それ故，ポジティブな民衆像を扱うのみでは，社会の有り様とそこに生きる民衆の真の姿を捉えることは不可能である。

従って，歴史学習を通して政治的判断力を育てるには，ネガティブな面にも目を向けることが必要である。ただし，その場合，地域の暗部を曝き処断するというような姿勢ではなく，背後に隠れた社会的構造や当時の人々の立場や意識に目を向けるとともに，今を生きる地域の人々に対しても最大限

の配慮をなさなくてはならない。そこで，歴史教育において地域の暗部を学習材として扱うには，（ⅰ）事象に関わった人々の正・不正という倫理面に直接焦点を当てるのではなく，事象の背後にある社会状況や社会構造に目を向けさせた上で価値判断へと向かわせる，（ⅱ）当時の人々の立場―もし自分ならどう考え行動するか―になって思考・判断させる，（ⅲ）問題とする事象を一面的に見るのではなく，学習者に様々な角度から検討させ多面的・多角的に捉えさせる，などの工夫が必要となる。

次節では，筆者が自治体史の編纂事業に関わった際の調査結果をもとに，明治後期の地域利益誘導型政治の成立を題材として考案した学習計画を提案する。本学習を通して，当時の政治状況を批判的に考察させることにより，議会政治というシステムに内在する弱点に着目させ，主権者として必要な政治的判断力の育成を図りたい。

第２節　単元開発「議会政治のはじまりと政党」

１．学習材となる歴史事象

自由民権運動が敗北し，大同団結運動も失敗に終わった後の政党の動きについては，民権期の対権力的な華々しさに比べて地味な印象がもたれている。中学校歴史的分野の教科書では，「急速な国力の発展には，政治の安定が必要でした。それまで対立していた，政府と議会の過半数をしめる政党（民党）は協力するようになり，政党の力が強まりました。政党を中心にして議会を円滑に運営しようと考えた伊藤博文は，1900 年，立憲政友会を結成しました。立憲政友会は，これ以後の政党の中心になりました」[25] という記述があるのみである。一方，高等学校日本史の教科書では，隈板内閣の成立と瓦解から，第２次山県内閣による軍部大臣現役武官制の採用を経て，伊藤博文と憲政党（自由派）による立憲政友会の結成に至る過程の記述の中で，政党間の対立について触れられている[26]。しかし，中学・高校いずれの教科書も，この時期に形成され現在に至るまで続く議会政治の負の側面，すなわち地域利益誘導型政治についての記述はなされていない。そこで，まずは本学習案のもととなる歴史事象について，以下に概説しておこう[27]。

議会政治のもとでの党派間抗争は，早くも帝国議会の開設された明治 20 年代から見ることができる。明治 20 年代の静岡県内の政治情勢についてみると，「静岡県ハ富士駿東（すんとう）郡ヲ除ク外，改進党ノ勢力頗ル盛ンニシテ，県会議員ノ多数ハ同党ノ占ムルトコロ，正副議長ハ勿論其他ノ役員悉ク之ヲ占有セリ」（「大橋頼摸（おおはしたのも）一代記」）というように，立憲改進党系が自由党系に対して優勢であった。しかし，この時期は，基本的には民党対藩閥政府という対抗の図式が根底にあり，地域社会を巻き込んだ露骨な政党間の争いが顕在化するまでには至っていなかった。

民権運動以来の藩閥政府対民党という図式が崩れ，中央や地方の政治構造が大きく変化するのは，日清戦争後から日露戦争に至るいわゆる日清戦後経営期である。1898 年 6 月，進歩党と自由党との合同によって憲政党が結成され，隈板内閣が誕生した。しかし，日清戦争後の帝国主義的発展を指向して「積極主義」（軍備拡張・増税・産業の育成）を進める自由派（立憲自由党―自由党―憲政党―立憲政友会）と，地租増徴に反対し「消極主義」（民力休養・軍備縮小）をとる進歩派（立憲改進党―進歩党―憲政党―憲政本党）との溝を埋めることはできなかった。そのため，憲政党はわずか４カ月余りで分裂し，同年 11 月には進歩派が憲政本党を結成するに至った。こうした動きの中で，官僚支配と政党勢力の妥協的連携が進展し，政党勢力が体制内に取り込まれるとともに自由・進歩両派の政争が激化した。

この影響は，すぐに静岡県政にも現れた。静岡県会では，憲政本党の議員たちが自由派の加藤知事

の更迭を図って予算案を否決し，12 月には知事に対する不信任決議を行った。これに対して，加藤知事は県会を解散したが，選挙の結果，再び憲政本党の議員が多数派を占めた。そこで，加藤知事は進歩派色の強い郡長・警察署長・吏員を更迭し，かわりに自由派の者で態勢を固め，次回選挙への布石を打った。1899 年 8 月，加藤知事の後任として来県した自由派の小野田知事は，**資料5 - 1**にみるように，進歩派への弾圧と激しい選挙干渉を行った。その結果，両派の立場が逆転し，憲政党が県議会において多数を占めるようになった。自由派は，県会議長・県参事会員等の要職を独占して県官僚組織をおさえるとともに，道路建設等の土木事業を積極的に行い，資本主義的発展に対応する政策を推進した。

資料5 - 1

拝啓仕候。陳者、加藤本県知事は止むを得ざる事情のため今回転任相成候得共、後任小野田知事は吾党に同情を表せらるゝは勿論、本部総務委員と西郷内務大臣との間に於て交渉の上、堅く内約の次第も御座候間、県下の党員に採りては至大の便益も有之。殊に今回新任さらるべき池永書記官及び天野警部長は、孰れも自由派出身にして、本部の特に推薦する処に有之候得ば、吾党に便益を与ふるは申す迄も無之に付、寧ろ選挙及び党勢拡張上には一層好都合に相運び可申旨、本部より不取敢通牒の次第も有之条、此際奮て党勢拡張に努められ候様精々御配慮被成下度、右御含迄に申進候間、可然御了承相成度。早々不尽。

明治卅二年八月十日　憲政党静岡支部

第五区憲政党見付事務所御中

右之通支部より通知有之候処、本文の義は秘密に属せる件に付、同志者以外には猥りに御洩し無之様、御注意相成度、念為申添候也。

明治卅二年八月十日　憲政党見付事務所

（浜松市龍山町大嶺　青山大須計氏所蔵「明治三十二年干渉選挙」）

（『静岡県史』資料編13近現代三　六三―六四頁）

その際，政党・行政吏・業者間の癒着による汚職や党勢拡大のための不正行為が横行した。党派間の対立の構造は，町村段階にまで持ち込まれて町村が政争の場となり，党争に由来する数々の不正事件が起こることとなった。

なかでも，志波知事のもとで 1902 年 1 月に発覚した中遠疑獄事件は，県政を揺るがす大事件となった。この事件は，磐田郡井通村・富岡村・福島村・天竜村（現磐田市域）の村長や助役，村会議員らが，伝染病避病院・隔離病舎の建築にあたり，村費の負担を逃れるために，県政友会の力を得て，建築費を過大に申告して高額な補助金を受け，県税を騙取したというものである。なお，事件の構造は，本論文第２章**図2 - 1**に示した。

自由派の地盤であった井通村や富岡村では，政党の力を背景とした県官への働きかけによって県費補助金を獲得した。福島村や天竜村の場合は，もとは進歩派の勢力の強い地域であった。しかし，村の財政が苦しく，伝染病予防法（1897 年）に基づく県からの指導によって，一刻も早く避病院を建設しなければならない状況に追い込まれていた両村にとって，補助金の交付はどうしても必要であった。そこで，福島村の村長らは，補助金交付の援助を得るために憲政党へ入党した。また，天竜村の村長と収入役にいたっては，憲政本党を脱党して政友会に入党した。さらに，同村では各字ごとに区長

資料5 - 2　『静岡民友新聞』明35・1・30

今回の疑獄に依りて政友会の悪徳陋態が実際に現はれ、県下の秕政と党弊とは本社が論述したるよりも甚だしきは明白になりしより、中遠地方に於ても同党に愛想を尽すもの多きより、同会党員等は奇々怪々なる口実を設けて醜類を弁護し、井通福島其他諸村の人民を惑はし居れり。其口実に曰く

今回の事件にて拘引されたる人々は全く村民の利益を計る為に罪を犯したるなり。決して自分の私利を計りたる次第に非ず。故に村民は拘引中の人々に見舞いを送り、之が放免を祈るべし。又夫の進歩派は之を発きて罪に落し、結局は補助金の残余を取戻され村負担額をも徴収され、村民の迷惑寡なからざるべし云々

彼等の思想が是ほど誤り居ればこそ大胆なる犯罪をも為したるなり。〔中略〕若し之を善き事とせば、遂には国家の為とか政党の為とか又は公共団体の為とか口実を設けて、白昼盗賊の横行する世の中となる可し。否現に公盗の横行するを見つゝあるなり。特に醜類は村民の利益のみを目的としたるにあらず。中には自己の利欲を計りたるものも寡なからず。縦ひ其悪業が村民の利益となりたればとて、詐欺を遂げ公金を盗みて得たる利益か永く保持さるべきに非ず。遂には村名を汚すのみか村民の損失を招くは自業自得と云ふ可し。去にても「目的さへ善ければ手段の善悪を問はず」と云ふ星（星亨―引用者）一流の誤りたる思想が社会を害毒するとは実に恐るべきものあり。

もしくは議員 1，2 名ずつの割り当てで入党した。両村とも，補助金の獲得に関わる運動費・謝礼として，政友会中遠事務所に補助金の一部を寄付した。事件で摘発された村は 4 カ村であったが，実際には磐田郡下の多くの村々が援助を受けるために金銭の提供を行っていた。憲政党―政友会は，こうした町村の事情に乗じ，多額の資金を集めて党勢の拡大を図ったのである。

資料5 - 2は，進歩派系の『静岡民友新聞』に掲載された記事である。検挙され裁判にかけられた村長らには，自分たちの行為は村＝公のために行ったものであり，私利のためではないという意識があった。村会をはじめ，村民たちの多くもこの考えを支持し，裁判に出かける被告たちを中泉駅（現磐田駅）まで村を挙げて見送ったり，村費による補助金の返還を村会で決議したりした。だが，彼らの行為が真に「公」のためとはならないことは，記事にも述べられている通りである。以上のように，日本資本主義の確立期である明治 30 年代に，自由民権運動の系譜をもつ政党が変質し，地域利益誘導型政治の原型が形作られたといえよう。

２．単元の構想

政治的判断力は，市民的資質を構成する要素の一つであり，適正な社会認識体制によって，政治的事象を正しく認識・評価・決断する能力である。**図5 - 1**は，森分孝治による市民的資質の構造を示したものである[28]。児玉康弘は，市民的資質を捉える上で，この構造図が現時点で最も無理なく大方の人たちを納得させるモデルであるとしている。そして，戦前と戦後における民族意識の歴史的変化を題材に，小単元「日本人は単一民族か，複合民族か」を考案し，授業前後の市民的資質の変化を**図5 - 1**を用いて具体的に示した[29]。**図5 - 2**は，児玉にならい，政治的判断力を市民的資質の構造に位置づけたものである。この図では，地域の歴史事象を批判的に考察し，議会制民主主義システムに内在する利益誘導型政治への指向性を検出することにより，市民としての政治的判断力が育成されることを表している。ただし，本実践案における到達目標としては，合理的意思決定や実践的態度，さらにその先にある市民的行動には及ばず，社会認識体制の内に限定するものとする。

学習計画（**資料5 - 3**）では，導入として，国会議員が地域の代表であるとともに国政に携わる立場にあることから，「もし自分が国会議員を選ぶとしたら，地域への利益誘導に熱心な候補者と国全体の政策を優先する候補者のどちらを選択するか」ということを学習課題として考えさせる。ただし，現代の政治は，明治期のような地方名望家・村落支配者層による単純な地域利益誘導型の構造ではない。共同体の変化，価値観の多様化，市民運動の活発化，情報化の進展等により，利益誘導の恩恵を被らない地域だけでなく，利益を受ける地域

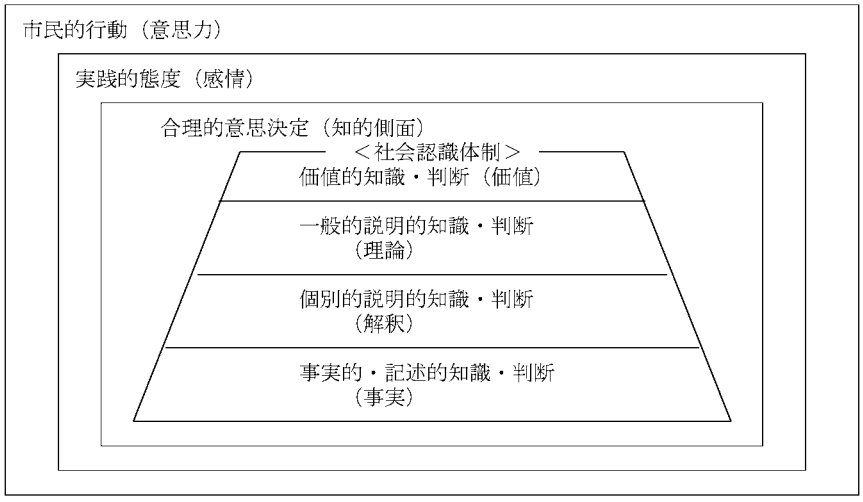


図5 - 1　市民的資質の構造

森分孝治「市民的資質育成における社会科教育―合理的意思決定―」『社会系教科教育学研究』第 13 号，2001 年より引用。

であっても市民運動等による異議申し立てが行われることが多い。実践にあたり，生徒には，地方空港の建設問題や，政権交代に伴う公共工事の凍結・再開問題，原子力発電所の建設・再稼働問題などの事例を示しながら，時代状況の違いについて捉えさせる。

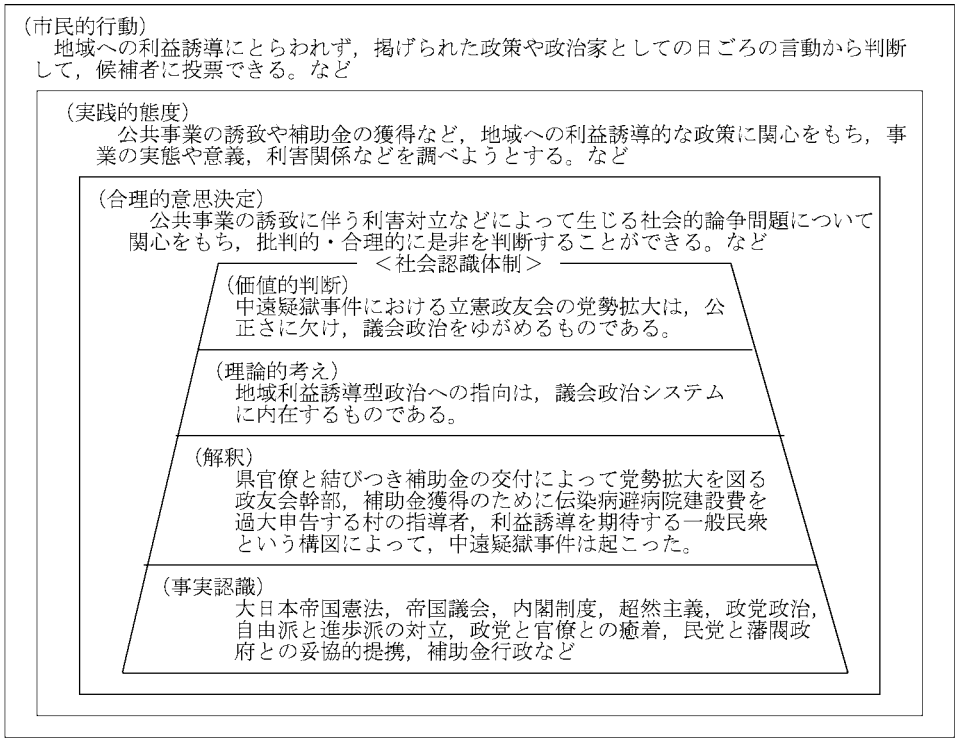


図5 - 2　市民的資質における政治的判断力の構造

展開１では，大日本帝国憲法の内容や帝国議会のしくみに関する学習を通して，自由民権運動敗北後の初期議会期における民党（自由民権派）と藩閥政府の対立の状況を押さえ，基礎的な知識の習得をめざす。さらに，①「民権運動の系譜を引く政党間で争いが起こったのはなぜか」，②「藩閥政府が激しく争っていた民党と提携したのはなぜか」という二つの課題を通して，議会政治下における政府および民党の変質について捉えさせ，帝国憲法下の議会政治のしくみや政党の在り方等について理解させたい。

続く展開２では，明治 30 年代に静岡県西部地域で起こった中遠疑獄事件を題材として，民党間の政争と地域利益誘導型政治の構造，さらにその構造を支える民衆意識について，「公」と「私」の視点から批判的に考察させる。はじめに，中遠疑獄事件について概説する。その上で，「次々と自由派の村に補助金が交付される中で，もし自分が進歩派の村長だったらどのような行動をとるか」という課題を投げかけ，㋐進歩派をやめて自由派に入り，その代わりに補助金を獲得する，㋑進歩派のままでいて，自由派の不正を社会に訴える，という二つの選択肢を提示して選択・討論させる。生徒を村落指導者の立場に立たせることにより，当時の人々の葛藤について考えさせ，地域利益誘導型政治の問題点をつかませる。さらに，関係者が逮捕された後の裁判に対する村民たちの対応を通して，地域利益誘導型政治を支える民衆意識についても捉えさせたい。

終結では，地域利益誘導型政治が議会政治システムに内在する問題であることを捉えさせ，市民として公正の原理に基づく判断が重要であることを理解させる。はじめに，「地元地域への利益誘導と政党・政治家の勢力争いは，この時代だけのことか」と問いかけ，生徒の思考を現代政治の在り方へと向けさせる。当然のことながら，明治期と現代とでは歴史的条件が大きく異なり，単純な利益誘導型の政治や露骨な勢力争いは表面に出にくくなっている。それだけに，地域社会の奥深くを探ると，議会制民主主義というシステムの下で，本稿で述べたような問題が現代的な衣を纏って潜んでいるということに気付かせることも必要であろう。

単元の最後に，導入で提示した課題について再度考えさせ，討論させる。その際，生徒の意見の変容や思考の深まりに着目し，明治期の地域利益誘導型政治に関する授業を経たことにより，政治的判

資料5 - 3　＜小単元「議会政治のはじまりと政党」の学習計画案＞

1　小単元名　「議会政治のはじまりと政党」（中学校歴史的分野「立憲国家の成立」において実施）

2　小単元の目的
・大日本帝国憲法の制定と帝国議会の開設によって議会政治が始まり，当初の民党対藩閥政府という対立の図式が，次第に民党と藩閥政府との妥協・提携へと転換する政治過程において，日清・日露戦間期を中心に地域利益誘導型の政治構造が形成され，政党政治家と官僚組織との癒着や，地域を巻き込んだ党派間の争いが展開したことを理解させる。
・政党政治家による地元地域への利益誘導とそれを求める民衆意識は，議会政治システムに内在する指向性であることに気付かせ，社会事象を批判的に考察し，広い視野と開かれた態度で，公正な政治的判断力を身につけることの必要性を理解させる。

3　小単元の構成
Ⅰ導入
・現代政治における国会議員の両面性―国政の担当者と地域の代表者―と，国会議員に対する地域住民の期待という観点から，議会制民主主義の在り方と有権者としての政治的判断力について考えさせるための意識づけを図る。
Ⅱ展開１
・大日本帝国憲法の制定と帝国議会の開設に向けた政治過程から，自由民権運動敗北後の民党と藩閥政府との対抗の図式を捉えさせる。
・大日本帝国憲法下における内閣と議会との関係や各勢力の支持基盤，基本的な政治のしくみなどを理解させる。
Ⅲ展開２
・明治30年代に静岡県で起こった中遠疑獄事件を学習材として，町村段階にまで持ち込まれた党派間の勢力争いの実状を通して，地域利益誘導型政治の構造と地域民衆の意識を捉えさせる。
Ⅳ終結
・明治期に地域で起こった党派間抗争と利益誘導を求める地域民衆の意識などへの批判的考察を通して，地域利益誘導型政治が議会政治システムに内在する指向性であることを理解させるとともに，社会を担う市民として，社会事象を批判的に考察し，広い視野と開かれた態度で，公正な政治的判断力を身につけることが必要であることを理解させる。

4　小単元の学習過程（６時間）

	教師の発問・指示	予想される生徒の反応	指導上の留意事項
導入	・もしあなたが国会議員を選ぶとしたら，次のどちらを選ぶか。 （A）国全体のことよりも自分の住む地域に公共事業や補助金を多くもってくることに熱心な候補者。 （B）国全体のことを優先に考えて政策を行おうとする候補者。	・自分たちの生活の向上が第一なので，地元の地域に利益をもたらしてくれる（A）の候補者を選ぶ。 ・国会議員は，国の政策を決めるために選ばれた人たちなので，自分の地元のことよりも国全体のことを考えて行動する（B）の候補者を選ぶ。	・国会議員は地域の代表として選出され，国政全体を担っている存在であることを意識させる。 ・地方空港の建設問題等の事例を挙げる。
展開１	・国会の開設に向けて，政府はどのような準備を行ったか。	・伊藤博文をヨーロッパに派遣して，ドイツの憲法などを調べさせた。 ・太政官制を廃止して内閣制度をつくり，伊藤博文が初代内閣総理大臣となって憲法制定の準備を進めた。	【資料①】 ・藩閥政府は自由民権派を抑えるために，君主権の強いプロシアの憲法を参考にしたことを押さえる。
	・自由民権派は議会の開設に向けてどのような動きをとったか。	・国会開設に向けて，分裂していた民権派の運動の結集が図られ，1886年に高知出身の後藤象二郎が大同団結を唱えた。1887年には，地租の軽減，言論集会の自由，外交失策の回復（対等条約の締結）をめざす三大事件建白運動も起こり，政府に迫った。	・自由党が再結成され，立憲改進党の動きも活発化したことを補足する。
	・自由民権派の運動が再起したことに対し，政府はどのような対応をとったか。	・保安条例を公布して，民権派を東京から追放した。	
	・大日本帝国憲法は，どのような内容だったか。	・天皇が元首として日本を統治し，帝国議会の召集，解散，軍隊の指揮，条約の締結，戦争の開始などの権限をもっていた（天皇主権）。 ・国民は臣民とされ，法律の範囲内で言論，出版，結社の自由などが認められていた。	・日本国憲法と比較し，相違点や共通点を確認する。
	・帝国議会はどのようなしくみだったか。	・貴族院と衆議院の二院制だった。 ・貴族院と衆議院は対等の関係だった。 ・帝国議会と内閣はそれぞれ独立した機関だった。 ・予算や法律の成立には議会の同意が必要だったため，内閣が政策を進めるためには，内閣は議会の協力が必要だった。	・超然主義をとる内閣との関係について補足する。
開１	・衆議院の選挙権は，どのような人たちに与えられたか。	・選挙権は，直接国税を15円以上納める満25歳以上の男子だけに与えられた。 ・選挙権をもつ者は，裕福な地主や都市の資産家が中心であった。 ・日本の人口の約１％の人たちであった。	・帝国議会の開設によって，地方の有力な農民に政治参加の機会が訪れたことを押さえる。
	・帝国議会の議員にはどのような人たちが選ばれたか。	・衆議院は，地方の裕福な地主や旧民権派の人たちが議員の多くを占めた。 ・貴族院は，皇族や華族，天皇が任命した人たちが議員になった。	・議員の多くが地租軽減を求める地主の代表であったことが，政府と対立する要因の一つだったことを押さえる。
	・衆議院と藩閥政府はどのような関係になったか。	・行政費の削減による地租軽減を主張する旧民権派（民党）と，地租の増徴によって行政費や軍事費などの増額をめざす政府が厳しく対立した。 ・第１次松方内閣は激しい選挙干渉を行って民党候補者の選挙活動を妨害したが，結局民党が議会で優位を占めた。	
	・自由派（自由党系）と進歩派（立憲改進党系）はどのような関係にあったか。	・自由派と進歩派が結びついて憲政党が結成され，大隈重信を内閣総理大臣，板垣退助を内大臣とする内閣が誕生したが，わずか４カ月で分裂した。	・日清戦争の勝利による賠償金の獲得が，自由派の転換（政費削減・民力休養→積極主義による民力養成）の下支えとなったことを補足する。
	・民権運動の系譜を引く政党間で争いが起こったのはなぜか。	・積極主義（軍備拡張・増税・産業の育成）をとる自由派と消極主義（民力休養・軍備縮小）をとる進歩派の対立が大きくなり，政治的地盤をめぐる勢力争いが激しくなった。	・自由派と進歩派の支持基盤や利害関係の違いに着目させる。

	・藩閥政府が激しく争っていた民党（旧民権派）と提携したのはなぜか。	・政府が予算の承認を議会で受けるためには，民党の協力が必要だったから。	【資料②】 ・伊藤博文と結んだ自由派が立憲政友会を結成したことを補足する。
展開2	・中遠疑獄事件とは，どのような事件か。	・自由派の大物県会議員である大橋頼摸が，県の官僚と提携し，伝染病避病院の建設に関わる県からの補助金交付を利用して自由派の勢力拡大を図るとともに，各町村が偽りの申告をして補助金を不正に受け取った事件。	【資料③】 ・民党の政治的基盤と対立について補足する。 【資料④】【資料⑤】 ・自由派は積極主義（鉄道敷設と公共事業の拡充），進歩派は消極主義（地租軽減と民力休養）を主張したことに触れる。 ・現在の視点から中遠疑獄事件を処断するのではなく，議会政治システム内在する利益誘導型政治への指向性に気づかせることを目的とする。
	・伝染病避病院を建設するための補助金はどのように使われていたか。	・建設費を過大に申告して補助金を多く受け，その一部が補助金交付の謝礼として自由派への寄付金に使われた。	
	・次々と自由派の村に補助金が交付される中で，もし自分が進歩派の村長だったらどのような行動をとるか？ ㋐進歩派をやめて自由派に入り，その代わりに補助金を獲得する。 ㋑進歩派のままでいて自由派の不正を社会に訴える。	㋐の意見 ・村のためには補助金が必要だから，自分の信念を曲げても補助金を得ることを優先する ・進歩派にいることによって，自分の村には補助金がもらえず，村人が苦しむから。 ㋑の意見 ・不正をしてまで補助金を得るようになると，正しいことが行われない社会になってしまうから。 ・自分の信念を曲げてまで補助金を獲得する必要はないと思うから。	
	・各村の村長や助役，議員たちが，進歩派から自由派へと変わったのはなぜか。 ・裁判の中で，村の指導者たちはどのようなことを主張したか。	・村の財政負担が苦しい中で，自由派に入らないと県からの補助金が受けられなかったから。 ・補助金を詐取したのはあくまでも村（＝公）のためであり，決して自分（＝私）の利益のためではない。	【資料⑥】 ・『静岡民友新聞』は進歩派の新聞であることを補足する。 ・「公」と「私」の意識に着目させる。
	・裁判にあたり，村民たちはどのような行動をとったか。	・村のために行った行為だとして，被告となった村の指導者たちを応援した。 ・憲政党―立憲政友会に従わなければ村の伝染病避病院を建てることはできなかったとして，被告となった人たちに同情した。 ・不正を行ったのだから有罪となっても仕方ないとした。	・裁判に向かう被告である村長たちを村を挙げて中泉駅（現磐田駅）まで見送ったり，裁判書に情状酌量を訴える嘆願書を書いたりしたことを補足する。
	・村民たちが，裁判に出かける被告たちを駅まで見送ったのはなぜか。 ・反対派（進歩派）はどのように主張したか。	・村長たちは村のために県からの補助金を獲得しようとしたのであり，私欲のためではないと考えたから。 ・このようなことがまかり通れば，公共のためなどという口実をつけて，盗みが公然と行われるような世の中になってしまう。	
	・裁判の結果はどうなったか。	・県の補助金を騙し取ったので有罪である。 ・自分のためではないと言っても，補助金を党の勢力拡大に利用したのだから有罪である。 ・自分のためでなく，村のためにやったことなので無罪である。	・村の指導者たちは有罪（禁錮刑），大橋頼摸は証拠不十分で無罪となったことを補足する。
終結	・地元地域への利益誘導と政党・政治家の勢力争いは，この時代だけのことか。	・現代でも，道路・空港・ダムなどの公共事業のほか，経済の活性化に影響を与えるイベントの開催，企業・工業団地の誘致など，政治家の力によって地域への利益誘導が行われることがある。	・地域にある政治家の利益誘導によって建設された施設や道路などを例示する。ただし，現在では無駄な施設等をつくった場合には，市民から糾弾され，かえって信頼を失うことがあることも触れる。
	・地域利益誘導型の政治はなぜ行われるのか。	・議会制民主主義のもとでは，議会で多数派を占める必要があるため，利益誘導を巡って，政党政治家と官僚組織との癒着が生じやすい。 ・議員は，地元地域への利益誘導によって，自己の政治基盤を確保する必要が生じる。 ・地域住民は，議員に地域への利益誘導を期待する。	・現在の政治の在り方に目を向けさせる。 ・議会制民主主義システムのもつ弱点に気づかせる。
	・地域の利益と代表者（政治家）への期待との関係について，どのように考えるか。 （導入時の発問について　再び考えさせる。）	・政治家に対しては，地域の代表者として，地域に利益をもたらすことを期待するのは当然である。 ・自分の地域のことだけでなく，他の地域や国全体のことも配慮する必要がある。 ・時には自分の地域が多少不利益を被っても，全体の利益を考えることも大切である。 ・地域利益誘導型政治は，議会制民主主義をゆがめるおそれがある。	・雰囲気に流されず，物事を批判的に考察し，広い視野と開かれた態度で，公正に判断することの必要性を理解させる。

【主な参考文献】
坂野潤治『日本近代史』ちくま新書，2012 年。
鈴木淳『日本の歴史 20　維新の構想と展開』講談社，2002 年。
佐々木隆『日本の歴史 21　明治人の力量』講談社，2002 年。
伊藤之雄『日本の歴史 22　政党政治と天皇』講談社，2002 年。
拙稿「地域利益誘導型政治家の原型 9 ―大橋頼摸」静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』静岡新聞社，1999 年。
拙稿「大橋頼摸と中遠疑獄事件―事件にみる地域の政治構造―」静岡県近代史研究会『静岡県近代史研究』第 25 号，1999 年。
【主な資料】
①笹山晴生・佐藤信・高埜利彦『詳説日本史』山川出版社，2012 年，pp.282-299。
②『大日本帝国憲法』「第六十四条　国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ経ヘシ」
③「明治三十二年選挙干渉」『静岡県史』資料編 13 近代三，pp.63-64。
④拙稿「明治期の政争～地域利益誘導型政治の原型～」静岡県教育委員会編『資料に学ぶ静岡県の歴史』2009 年，pp.118-119。
⑤拙稿「議会政治の発足」『豊田町誌』通史編，静岡県磐田郡豊田町誌編纂室，1996 年，pp.828-842。
⑥『静岡民友新聞』明治 35 年 1 月 30 日付記事。

断力の高まりが見られたかどうかを捉えたい。

以上のように，本章では，従来の地域史学習における「地域」の位置づけが，誇るべき地域の歴史と困難を乗り越え力強く生きるポジティブな民衆の姿を描く場となっていたために，社会の有り様と民衆の真の姿を捉えるには不十分であったことを指摘した。その上で，地域史研究の成果である地域利益誘導型政治の成立と政争を題材として教材化することにより，地域の暗部といえる事象にも光を当て，それを生徒に批判的に捉えさせることで，政治的判断力の育成に資することが可能となることを示した。

現在，政治への無関心が蔓延し，既成政党が凋落し，無党派層が増大している。その一方で，NGO・NPO をはじめとする市民的活動が活発化するとともに，現状を打破する強いリーダーシップと団結・絆を求める雰囲気が社会に広がっている。その意味では，現在の日本は，本稿で扱ったような単純な地域利益誘導型の政治というよりも，大衆的雰囲気によって国の行く末が左右されるような状況の中にある。それ故に，社会事象を批判的に捉え，自己の思想や行動を反省的に吟味し，公正な政治的判断のできる市民の育成が強く求められているのである。

次章では，「歴史的思考力」の育成に焦点を当て，戦前と戦後の断絶性と連続性の視点から，日本国憲法と大日本帝国憲法における天皇の政治的権限に関する構造的類似性や，戦前の自作農創設維持政策と戦後農地改革の関係性などを題材とした単元開発を行いたい。

【註】

（１）溝口和宏「歴史教育による社会的判断力の育成(1)―法的判断力育成のための歴史教材例―」全国社会科教育学会『社会科研究』第 50 号，1999 年，pp.211-220。

（２）宮里浩寧「社会的判断力を育成する歴史学習の工夫―葛藤のある選択場面づくりと討論の場を通して―」『教科指導の実践的研究』広島県立教育センター，2002 年，pp.17-24。

（３）谷口和也『昭和初期社会認識教育の史的展開』風間書房，1998 年。「郷土教育運動」日本社会科教育学会編『社会科教育事典』ぎょうせい，2000 年，pp.4-5。

（４）宮田登『日本の民俗学』講談社学術文庫，1985 年。

（５）木村博一「社会科と郷土教育」『歴史地理教育』No.115，1965 年，のち石山久男・渡辺賢二編『展望日本歴史２　歴史教育の現在』東京堂出版，2000 年，pp.96-108，所収。

（６）註（５）木村前掲論文。

（７）古谷直康「地域社会史の提起」『歴史地理教育』No.149，1968 年，のち石山久男・渡辺賢二前掲書，pp.109-114，所収。

（８）黒羽清隆「戦後の歴史教育を考える」『経済往来』1965 年 8 月号，のち『増補版日本史教育の理論と方法』地歴社，1975 年，pp.3-19，所収。

（９）関原正裕「第Ⅰ部第 7 章地域の掘りおこし運動と地域に根ざす歴史教育」歴史教育者協議会編『歴史教育五〇年のあゆみと課題』未来社，1997 年，pp.150-164。

(10) 註（９）関原前掲論文，pp.161-162。

(11) 小原友行「『地域に根ざす社会科』の授業構成―若狭・安井・鈴木実践の分析―」『社会科研究』30 号，1982 年，pp.148-157。

(12) 須賀忠芳「地域史からみる日本史教育とその試み―会津田島を素材に―」『社会科教育研究』No.86，2001 年，pp.12-13。

(13) 遠山茂樹「歴史教育と歴史学」『歴史学から歴史教育へ』岩崎書店，1961 年，のち『展望日本

歴史２　歴史教育の現在』，pp.16-25，所収。

(14) 朝倉隆太郎「地域と地域学習の本質」朝倉隆太郎編著『地域に学ぶ社会科教育』東洋館出版社，1989年，pp.7-14。

(15) 佐藤照雄「社会科教育と民俗学」桜井徳太郎監修・佐藤照雄編集代表『社会科のための民俗学』東京法令出版，1981 年，pp.8-21。佐藤「学習指導要領の改訂と今後の日本史教育―地域史，民俗学の取り入れを中心に―」『地方史研究』169 号，1981 年 pp.16-28。

(16) 渡辺賢一「第二章地域に根ざす歴史教育」に寄せたコメント（『展望日本歴史２　歴史教育の現在』，pp.94-95）。

(17) 黒羽清隆「年間計画の作成と指導の重点・事例 4」長野正編『日本史の基本的事項と計画』明治図書出版，1966 年，のち「日本史の基本的事項と指導計画」と改題して『増補版日本史教育の理論と方法』地歴社，1975 年，pp.29-58，所収。

(18) 文部省『中学校学習指導要領（平成 10 年 12 月）解説―社会編―』大阪書籍，1999 年。

(19) 地域の規模に応じた調査の実践例としては，拙稿「国家規模の地域調査に関する授業実践―人間・産業・歴史の観点から―」（日本地理教育学会『新地理』第 50 巻第 1 号，pp.20 ～ 31）等を参照されたい。

(20) 佐伯眞人・大杉昭英・渋澤文隆『新中学校教育課程講座＜社会＞』ぎょうせい，2000 年，pp.112-113。

(21) 宮原武夫『子どもは歴史をどう学ぶか』青木書店，1998 年，pp.335-337。

(22) 市川伸一『学力低下論争』ちくま新書，2002 年。

(23) 堀内一男・伊藤純郎・篠原総一編著『中学校新学習指導要領の展開社会科編』明治図書出版，2008 年。

(24) 筆者が携わった『豊田町誌』の編纂では，事件に関係した人々の子孫をはじめ，地域の方々の理解・協力を得て史料の提供をいただくことができた。市町村史のように地域が限定されるほど，地域の暗部ともいえる事象に関する叙述は難しくなる。地域の政争等を扱う場合，一般的には，有泉貞夫による山梨県の事例（『明治政治史の基礎過程』吉川弘文館，1980 年）や県史等の都道府県単位での研究成果を用いて教材化を図るのが妥当であろう。

(25) 平成 24 年度版『新しい社会 歴史』東京書籍，2012 年，p.163。

(26) 高等学校日本史教科書『詳説日本史』山川出版社，2012 年。

(27) ここでは主に拙稿「明治期の政争～地域利益誘導型政治の原型～」（静岡県教育委員会『資料に学ぶ静岡県の歴史』2009 年，pp.118-119）による。生徒に示す授業用資料も概ねこのような内容となる。なお，詳しい内容については，本論文第 2 章等を参照されたい。

(28) 森分孝治「市民的資質育成における社会科教育―合理的意思決定―」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第 13 号，2001 年，pp.43-50。

(29) 児玉康弘「探究的授業構成論の再評価―市民的資質育成における社会科学の役割―」『社会科研究』第 62 号，2005 年，pp.1-10。児玉が設定した単元名「日本人は単一民族か，複合民族か」は，一見するとこのテーマで討論するかのような誤解を生むがそうではない。日本人が単一民族であるというような主張が，どのような意図の下で唱えられたものか，その原因を歴史的に探求し，社会にある様々な誤りに惑わされないような社会的判断力を育てる上での探求型学習の有効性を述べたものである。

第６章　戦前と戦後の断絶と連続―歴史的思考力の育成―

本章は，歴史的思考力の育成に向け，戦前と戦後の断絶性と連続性の視点による戦後改革の教材化について検討し，単元モデルを開発することを目的とする。

現行『中学校学習指導要領』（平成 20 年 3 月）の社会科歴史的分野では，中教審答申が示した「言語活動の充実」という指針を受け，（ア）政治面などの変革の特色を考えて時代の転換の様子をとらえる学習，（イ）時代の区分やその移り変わりに気付く学習，などが設けられた。これらの学習では，「歴史について考察する力や説明する力」の育成や，学習内容についての理解・認識を深めることがめざされている(1)。近現代史について見ると，前学習指導要領（平成 10 年 12 月）で大項目「(5)近現代の日本と世界」として一括りにされていたものが，「(5)近代の日本と世界」及び「(6)現代の日本と世界」という二つの大項目による構成へと変わるとともに，「第二次世界大戦後の諸改革の特色」に関する学習が加えられ，「新たな制度が生まれたことなどに着目して考えさせる」（内容の取り扱い）ことが示された。このことは，社会的変革期に着目し，戦後改革の意義を位置づけた点で一定の評価ができる。しかし戦後改革は，扱いようによって，敗戦と戦後改革を経て日本は新しく生まれ変わり，戦前・戦時と戦後の日本は断絶した全く別の社会になったという，現代社会に対する単純でオプティミスティックな認識を生み出しかねない危険性もある。もちろん，変革期の社会は非常に複雑な要素を内包しており，中学生という発達段階を考えた場合，国家独占資本主義などの高度で詳細な概念に深入りすることは，かえって理解を妨げる恐れもある。だが，このようなことを踏まえても，戦後日本社会の一面的理解に陥ることを防ぐには，少なくとも戦前・戦時から戦後への日本社会の変化に関して，断絶性と連続性という両面から捉えることが必要である。

そこで本章では，歴史の変革期・転換期における歴史事象に関する題材として戦後改革を取り上げ，歴史的思考力を育成するための教材開発に向けて，以下のような手順でアプローチを試みる。はじめに，諸先学の見解をもとに歴史的思考力を構成する要素を析出し，歴史的思考力に関する概念規定を行う。次に，近代史研究における戦前・戦後の断絶性と継続性をめぐる論争史について概観する。その上で，中学校社会科の授業における戦後改革の扱われ方について明らかにするため，歴史的分野の教科書の記述を中心に比較・分析を行う。最後に，戦前・戦後の断絶性と連続性の視点に基づき，戦後改革の単元モデルを提示する(2)。

第１節　歴史的思考力の構成要素と学習過程

１．歴史的思考力の構成要素

歴史的思考力の育成は，科学的歴史観形成の土台となるものであり，歴史学習の重要な目的の一つである(3)。しかし，その重要性にもかかわらず，いまだ歴史的思考力についての確定した定義はなされていない(4)。

社会科の目標を科学的社会認識の形成に置き，説明主義の社会科を主張する森分孝治は，社会科における思考について，①特定の事象の理解・説明をめざす事実的思考，②特定の事象を手段として一般的理論を発見し，それを用いて他の事象をも理解し説明していく理論的思考，という二つを挙げている(5)。森分によれば，理論的思考は事実的思考を深め高度にしたものであり，「歴史や地誌の学習は，一回的な特定の事象の解釈＝事実的思考をめざすけれども，地理や政治・経済・社会の学習では，事実的思考とともに理論的思考が求められる」とされる(6)。だが，事実的思考から理論的思考への

深化・高度化については首肯できるものの,歴史学習を事実的思考のみに押し込めることについては,様々な歴史理論の存在を軽視した一面的な見方であるといわざるを得ない。

佐々木英三は，アメリカの教科書『合衆国史における批判的思考』の単元「南北戦争」を分析し，①要素的事実の確定段階，②要素的事実間の関連を知る段階，③歴史的事象の全体像を描く段階，④歴史的意味（＝事象の同時代における位置づけ）を知る段階，⑤歴史的意義（＝事象が歴史全体の流れ全体に与えた影響）を知る段階，という歴史的思考力育成の段階を措定した[7]。

また，アメリカの「ＡＰ世界史試験」を分析した藤岡弘輝は，①一次資料を評価・分析し，歴史解釈を論証する技能（＝資料活用の思考力），②時代を超えてみられる変化と連続性，その理由を分析し，歴史解釈を論証する技能（＝年代史的思考力），③異なる社会を比較し，共通点と相違点が生じた理由を分析し，歴史解釈を論証する技能（＝関係史的・同時代史的思考力），という 3 つの思考技能が問われているとし，歴史的思考力を「歴史の領域に固有の内容（歴史的知識）と固有の研究方法（歴史的思考の技能）が一体となって働く能力」と規定した[8]。 藤岡の論は，歴史的思考力を技能に限定せず，知識と一体的に捉えたところに意義がある。

このほかに，教育工学の立場から歴史的思考力を包括的に捉えようとした池尻良平と山内祐平は，インターネットの論文検索エンジンを用いて国内外の先行研究を収集・分析した。その結果，①史料を批判的に読む力，②歴史的文脈を理解する力，③歴史的な変化を因果的に理由づける力，④歴史的解釈を批判的に分析する力，⑤歴史を現代に転移させる力，という歴史的思考力に関する 5 種類の能力を措定した[9]。

森分，佐々木，藤岡，池尻・山内の研究によって，歴史的思考力を構成する要素については，ほぼ網羅されているといえよう。ただし，宮崎正勝が「相互に対立したり，矛盾したり，曖昧な部分を多く含む事象群を総合的に把握する歴史学習では，論理的，分析的方法でそれを行うことは難しく，イメージ的思考が極めて有効になる」と述べるように，歴史像を想起させるイメージ的思考も加える必要があろう[10]。

２．歴史的思考力の育成を促す学習過程

歴史的思考力の育成を促す学習過程及び学習方法に関する研究は，(ａ)探求型学習による科学的社会認識の形成過程を重視するもの，(ｂ)歴史認識の主体的な構成過程を重視するもの，(ｃ)歴史解釈の批判的検討を重視するもの，という 3 類型に大別できる。(ａ)は，客観的概念ないし理論の存在を前提とし，その獲得過程を経る中で歴史的思考力の育成がなされるとするものである。(ｂ）は，仮説の設定，推測，探索，究明，論証，討論などの行為によって歴史学の研究方法を疑似体験し，その中で知識の主体的構成及び歴史的思考力の育成がなされるとするものである。そして，(ｃ)は，複数の歴史解釈を多角的視点から批判的に比較・検討することにより，歴史的見方・考え方の育成がなされるとするものである。なお，これらの研究は複雑な要素を含んでいるため，互いに重なり合い，単純に分類できるものではないが，ここでは主たる傾向をもとに分類を行った。

（ａ）探求型学習による科学的社会認識の形成過程の重視

開かれた価値判断力の育成を重視する桑原敏典は，社会的見方・考え方を育む社会科授業構成について，①子ども自身が判断する場面を保障する問題設定を授業構成の柱とする，②問題に関する社会的判断過程を探求し，社会的価値の認識を踏まえ吟味・検討させることで，開かれた価値認識を保障する，③子ども達が，自主的に思考し，判断できることをめざす，という三つの条件を挙げている[11]。

小学校教員の石田清彦は，歴史的思考力の基本的な流れを，（ｉ）歴史的事象から問題を発見する

力→（ⅱ）発見した問題を追究・解決し，歴史的事象の意味を考える力→（ⅲ）歴史的事象の背後にある意味をくみ取り価値判断する力，として示し，歴史単元「伊能忠敬と日本地図」を通して歴史的思考力を育成する授業を構成した[12]。石田が論ずる歴史的思考力の育成過程は，探求型学習による科学的歴史認識の形成過程に照応したものである。

田口紘子・竹中伸夫・田中伸・丹生英治は，「歴史事象に対する見方・考え方とは，ある歴史事象に関する理解を構成している枠組みであり，歴史事象に意味を与えるものである」とし，中学校歴史的分野の単元「喧嘩両成敗について考える」を開発した[13]。これは，それまで曖昧だった歴史的思考力における歴史的見方・考え方の位置づけを明確にした点で意義がある。

高校教員の阿部由貴子は，各学校段階の教科書の記述を分析し，律令国家の形成過程に関する概括的な歴史的見方が，小学校：人物→国内政治，中学校：国内政治＋国際政治，高校：国際政治→国内政治，というように広がりをもっていることを明らかにした[14]。その上で，高校段階における理論探求型学習による歴史的見方・考え方の習得をめざす単元「律令国家とは何か」を開発して実践し，詳細な評価分析を行った。阿部の論は，各学校段階で求められる歴史的見方・考え方を明確にし，その差異を意図的に反映させた単元構成の必要性を指摘したものである。

（ｂ）歴史認識の主体的構成過程の重視

生徒の主体的な討論学習を重視し，「考える日本史授業」を提唱した加藤公明は，歴史的思考力について，①多くの史料や確かめられた事実に基づいて考える能力（実証性），②論理的・統一的に考える能力（論理性），③自分の知識や感性をつかって自分の頭で考える能力（個性・主体性），という三つの要素を挙げている[15]。加藤の実践は，高校生たちが一次史料をもとに仮説を立て，仮説の論証に向けて史料調査を行い，討論によって仮説の論理性を検討していくところに特徴がある。ここでは，史料批判から論理的推測を経て歴史解釈を行い，歴史像の構成に至るという，歴史研究の過程を体験することで歴史的思考力の育成が図られている。

加藤の実践を高く評価する宮原武夫は，歴史研究と学習の過程を「事実認識→関係認識→意味認識」の三段階とし，「学問の過程，問題解決の過程を知的に体験させることが，子どもの社会的思考力・判断力の発達を促し，実証的で論理的な学問の成果（教育内容）を主体的・創造的に獲得することを可能にする」と述べている[16]。そして，討論学習について，仮説的推論・帰納的推論・演繹的推論によって，子どもの個性的・論理的・実証的な思考を鍛える上で重要な役割を果たすとした。

近年の構成主義的な流れに触発された鳥山孟郎・松本通孝らのグループは，歴史的思考力の育成を目的として，教授過程の中に，「意見を書く設問」によって「事実にもとづいて自分の意見をつくる」場面を設定する取り組みを行った。鳥山は，歴史的思考力の二つの要素として，「情報を分析し発信する能力」と「社会の動きを歴史的に理解する能力」を挙げている[17]。鳥山らの実践は，理論的な枠組みによってなされたものではなく，必ずしも成功しているとは言い難い。しかし，歴史研究の成果の教授と生徒の主体的思考による認識形成との狭間に立って授業構成を模索する，教育現場の苦悩と努力の様子がうかがえる。

「解釈型歴史学習」を提唱する土屋武志は，イギリスの歴史学習教材「トゥーランド人の謎」等を分析し，歴史的思考力を資（史）料批判能力と論理的情報処理能力に基づき，論理的手続きを経て実証的歴史解釈を展開することができる能力であるとした[18]。土屋によれば，イギリスの歴史教育では，歴史事象の年代的推移や因果関係の認識よりも，批判的資料活用による歴史像の主体的構成へと進む能力的成長が期待されている。これは，加藤公明が提唱する「考える日本史授業」の実践と相通じるものがある。

（ｃ）歴史解釈の多角的・批判的検討の重視

社会科の目標を科学的社会認識形成に限定し，「理論批判学習」を提唱する原田智仁は，その基本的学習過程を，「Ⅰ主題に関わる事実認識を通して問題を把握する。Ⅱ問題の解答を直感的に予想し，あるいは何らかの歴史的事例の分析を通して，理論（説明的仮説）を発見・創造する。Ⅲ発見・創造した理論を，別の歴史的事象で検証し，場合によっては修正する。Ⅳ検証ないし修正した理論を，新たな歴史的事例に応用し，理論の発展を図る」という 4 段階で示した[(19)]。原田の論は，生徒自身が理論の批判・吟味に主体的に関わり，科学的・批判的思考を行うことにより，科学的社会認識形成がなされることをめざしたものである。

また，児玉康弘は，生徒が複数の歴史解釈を批判的に吟味し，自らの歴史観を形成することをめざす学習を「解釈批判学習」と名付け，①同一事象に対する解釈の背景となる歴史研究の問題意識や方法論の違いが大きく，優劣をつけることが意味をなさない場合の「多元型・総合的アプローチ」，②以前の解釈（理論）よりも真理へと接近しているとみなされる解釈（理論）を準備できる場合の「変革型・分析的アプローチ」，という二つの類型を提示した[(20)]。その上で，児玉は解釈批判学習の原理に基づく「批判的な歴史的思考力」の構造について，「事実的思考→反省的思考→価値分析的思考→理論的思考→理論反省的思考」という段階的発展モデルを作成した[(21)]。

このほか，ドイツの歴史教授学者ベルクマンが唱えた多展望性原理に着目した宇都宮明子は，同原理について，①歴史に関与した多様な立場の人々の視点（多視点性），②史資料を解釈し，歴史を説明する歴史家の視点（論争性），③現在や今後の社会の方向性に関して考察する視点（多元性），という 3 つの段階的視点があるとし，多展望性原理に基づく小学校歴史授業単元「鎌倉時代」を開発した[(22)]。同単元は，「武士の時代→公武二元論→権門体制論→一揆の時代」というように拡張していく歴史解釈に基づく構成となっている。原田，児玉，宇都宮の論は，探求型学習の過程を土台とし，その上に解釈型学習が築かれたものである。

以上，歴史的思考力をめぐる先行研究について概観したが，これらのことから筆者は歴史的思考力の特性について次のように考える。

（ア）歴史的思考力は，主に論理的思考，批判的思考，イメージ的思考という三つの思考形態の相互作用によって成り立つものである。

（イ）歴史的思考力は，個別の歴史事象の有する一般性，法則性及び特殊性を捉えるとともに，それらを歴史的変化の理解に反映させていく知識と技能である。

（ウ）歴史的思考力は，探求的・主体的な知識構成型及び解釈型の歴史学習の過程を経て形成され，高められる。

（エ）歴史的思考力は，現代の社会事象とその課題を捉え，意思決定を行うとともに，未来の社会を構想する際の基盤となる力である。

上記の特性に基づき，筆者は社会科歴史教育において育成されるべき歴史的思考力を，「歴史学の研究によって導き出された知識と方法に基づいて，歴史事象及びその解釈を批判的・論理的に捉え，歴史的全体性の中に位置づける力であるとともに，現代社会の在り方を問い直し，未来の社会を構想する上での基盤となる力である」と捉える。

第２節　歴史教育における戦前・戦後の断絶性と連続性

１．断絶説・連続説と授業実践

日本近代史研究においては，戦前と戦後の断絶性と連続性をめぐる論争が行われてきた[23]。断絶説の代表的論者である山田盛太郎は，戦後改革の革命性に期待をかけ，農地改革は地主的土地所有を解体し，半封建的土地所有を構造的に変革するものであるとした[24]。山田の構造論的視角に対し，機能論的視角によるアプローチから連続説を唱えた大内力は，農地改革をはじめとする戦後改革が，戦前から進行していた国家独占資本主義の発展過程に内在する要素をもっており，戦後改革によって国家独占資本主義にいっそう適合的な制度・体制が成立したとした[25]。論争の発展的解消をめざした大石嘉一郎は，断絶説と連続説の相違が本質規定にあることを指摘した上で，日本資本主義の構造変化を重視し，戦後改革の本質は戦前とは異なる戦後日本資本主義の出発点であるとして断絶説を支持した[26]。また，原朗も断絶説に立ち，戦後改革が戦前からの変化の延長線上にあって戦時期の変化を促進しただけであるとする連続説の見解には十分な説得性がなく，戦前と戦後の日本経済の構造的変化こそが本質的であるとした[27]。これらの論争は，日本資本主義論争の系譜を引くものであるが，近年，戦時と戦後の社会システムの連続性に焦点を当てた研究が注目されている。社会学者の山之内靖は，総力戦体制によって「階級社会からシステム社会への移行」という社会の編成替えがなされたとし，戦後民主主義の下で成立した福祉国家と戦時体制下の戦争国家との本質的な共通性を指摘している[28]。また，雨宮昭一は，総力戦体制における諸政策と戦後改革との共通性を重視し，「占領政策がなくても遅かれ早かれ改革が進行する可能性」[29]があったと述べている。

それでは，歴史教育の現場において，この問題はどのように扱われてきたのだろうか。戦後改革に関する実践については，他の時代に比べて公表されたものが少ない。戦後史学習について，まとまった形で提示された実践としては，歴史教育者協議会に所属する中学校教員であった安達喜彦の『戦後史学習の実践』が注目される。安達は，戦後の民主化の意義と限界を生徒に理解させるには，「民主主義を獲得するために民衆がどのように闘ってきたかということが明らかにされていなければならない」とし，「戦後史では，戦後史以前をたえず引き出してこなければならない。いままで追求してきた問題が今はどうなっているかを追求する」ことが重要であると述べている[30]。そして，「戦後の民主化」の学習計画を示し，**表6-1**にあるような 6 つの学習主題を設定した。このうち，農地改革については，寄生地主制が消滅したことの意義とともに，政府の主目的が農民運動の抑制と米麦の供出の確保にあり，占領軍のねらいも農民運動の革命化の阻止にあったこと，などに触れる必要のあることを指摘している。安達の実践では，農民の強い要求による下からの圧力，すなわち農民運動（小作争議）の戦前からの継続性の上に，戦後農地改革が捉えられている。また，日本国憲法の成立については，押しつけ憲法論に対抗して，「自由民権運動―大正デモクラシー―民主主義憲法の獲得」という系列の上に実践がなされている。安達において，戦前と戦後の連続性は，システムの面からではなく，生存をかけた民衆の闘いと民主主義運動の系列，そしてこれらと対抗する日本の守旧的支配層および独占資本主義，という図式で捉えられている。いわば，「戦前からの民衆の闘いの上に今がある」という運動史の視点であり，戦前・戦時と戦後との間にあるシステム面の共通性とそれに伴う危険性への着目はなされていない。

このほかに公表された実践としては，奥村芳和や小林朗による農地改革に関する実践がある。奥村芳和の授業指導案「経済の改革（農地改革をめぐって）」（高校 1 年現代社会）には，「戦前より政府部内に地主制に反対する自作農論者がおり第一次農地改革を推進した，松村農相もその一人」という記述があり，戦前の農政と農地改革との関係が言及されている[31]。ただし，自作農創設事業につい

ては述べられていない。また小林実践では，大正期の小作争議が新潟県の地主王国の基盤を崩す役割を果たし，戦後農地改革の実現へと繋がったことが強調されている[32]。小林実践の場合も，安達と同様に運動史の視点によるものである。

表6－1　安達喜彦による「戦後の民主化」学習計画

	学　習　主　題	主　な　学　習　内　容
Ⅰ	連合国軍の占領	「連合国軍」の実態，「民主化指令」，非軍事化政策，天皇の人間宣言
Ⅱ	戦後の生活と民主化運動	敗戦時の国民生活，政治の民主化，民主化運動
Ⅲ	経済の民主化	農地改革，財閥解体，労働組合法
Ⅳ	社会の民主化	家の民主化，教育の民主化，社会の民主化
Ⅴ	日本国憲法の成立	日本国憲法の制定過程，日本国憲法の特色
Ⅵ	戦後の世界の動き	国際連合の成立，アジア諸国の独立，社会主義圏の拡大

安達喜彦『戦後史学習の実践』地歴社，1972 年，p.92 より作成。

２．戦時体制と戦後改革について

ここでは，中学校社会科歴史的分野の教科書におけるファシズム，天皇の在り方，戦後改革に関する記述を中心に比較・検討する[33]。

表6-2は，各教科書の戦時体制と戦後改革に関する記述内容を比較したものである。ファシズムについては，どの教科書にも概念に相当する記述があり，教科書によって表現等の違いはあるものの，民主主義の否定，対外侵略，暴力性，独裁政治，全体主義などの基本的性格が挙げられている。その中で，自由社版ではファシズムと共産主義のどちらも全体主義として同列に扱い，「各地に革命運動を生み出し批判を許さない独特の政治体制をつくりあげ」たとしているところが特徴的であり，育鵬社版も本文に同様の趣旨の記述がなされている。すべての教科書は，ドイツやイタリアを典型的なファシズム国家とするおさえで構成されており，日本をファシズム国家と規定したものはない。戦時体制については，いずれの教科書も国家総動員法の制定と統制経済，政党の解散と大政翼賛会の結成に関する記述があり，戦時体制下における国民の生活に関する記述に大きな差は見られない。

戦後改革については，いずれの教科書も「民主化」をキーワードとして，憲法改正，経済の民主化（財閥解体・農地改革），教育の民主化（教育基本法の制定），地方自治制度に関連する事柄が記述されている。ただし，その扱い方は教科書会社によって大きく異なる。例えば，自由社版では本文中に教育基本法に関する記述はなく，欄外の戦後改革表の中に載せられているのみである。このほかに育鵬社版と自由社版では，コラムを設けて東京裁判の合法性に関する疑義を取り上げている。育鵬社版と自由社版のこうした傾向は，戦前の民主的要素の復活に対する扱いに顕著に表れている。他社の多くが，部落解放運動や女性解放運動，労働組合運動，北海道アイヌ協会の再結成など，民衆による民主的運動の復活と高まりを評価しているのに対し，育鵬社版・自由社版の場合にはこうした運動は全く顧みられていない。

戦後改革の諸政策において，戦前・戦後の断絶性と連続性に関わる論点が最も見えやすい政策が農地改革である。後述するように，大正末期には，地主制の解体に繋がる性格をもつ自作農創設維持事業（以下，自創事業と略す）が始められており，ある程度の成果を上げていた。とくに食糧増産が緊急課題となった戦時期には，地主に対する土地売却圧力が増し，自作地が急速に増加しつつあった。第１次農地改革は，こうした状況の延長戦上に農林官僚によって企画されたものである。いずれの教

表6-2　中学校歴史的分野の教科書における戦時体制と戦後改革に関する記述内容の比較

	東京書籍	教育出版	清水書院	帝国書院	日本文教出版	育鵬社	自由社
ファシズムについて	＜本文＞ 民主主義や自由主義を否定する全体主義の体制をファシズムといい，1930 年代には，イタリア，ドイツ以外にも各地で勢力をのばした。	＜本文＞ 民主主義や基本的人権を否定し，軍事力で領土を拡大しようとする独裁政治を，ファシズムという。	＜本文＞ 暴力を用いて国内の政治改革を進め，国民の自由を制限し，軍備を拡張して対外侵略をおこなおうとするファシズムの思想と行動も生まれた。	＜本文＞ 民族と国家の利益を最優先する軍国主義的な独裁政治をファシズムという。	＜本文＞ ドイツやイタリアのように，大衆の熱狂に支えられた全体主義的な独裁政治のこと。	＜註＞ 全体主義の一種。自由や民主主義を否定し，暴力的な独裁政治を行う体制。	＜本文＞ 共産主義とファシズムは全体主義の一種で，各地に革命運動を生み出し，批判を許さない独特の政治体制をつくりあげ，20 世紀の歴史を大きく動かした。
日本の戦時体制について	＜本文＞ ・日中戦争の長期化と戦時体制 ・近衛内閣と国家総動員法の制定 ・挙国一致 ・政党の解散と大政翼賛会の結成 ・生活必需費の不足による切符制，配給制 ・食料難の深刻化 ・思想統制と学問への打夏 ・学徒出陣と勤労動 ・集団疎開 ・皇民化，創氏解明，戦時動員，志願兵制	＜本文＞ ・日中戦争の長期化 ・物資の不足と国民精神総動員運動 ・国家総動員法の制定 ・ナチ党の影響 ・政党の解散と大政翼賛会の結成 ・隣組による相互監視体制 ・労働組合の解散と大日本産業報国会の結成 ・配給制 ・勤労動員と学徒出陣 ・学童疎開 ・皇民化政策 ・強制連行 ・徴兵制へ移行	＜本文＞ ・国民精神総動員運動 ・社会運動の取り締まりと出版，報道の統制 ・天皇と国家への奉仕の教育 ・国家総動員法の制定と勅令 ・軍部の政治的支配 ・政党の解散と大政翼賛会の結成 ・労働組合の解散と大日本産業報国会の結成 ・勤労動員，女子挺身隊 ・学童疎開 ・皇民化政策 ・志願兵制	＜本文＞ ・日中戦争の長期化と挙国一致体制 ・国家総動員法の制定と軍需工場での強制労働 ・政党の解散と大政翼賛会の結成 ・治安維持法と言論の取り締まり ・配給制 ・町内会と隣組による戦争協力と相互監視 ・学徒動員 ・学童疎開 ・皇民化政策 ・強制連行 ＜コラム＞ ・斎藤隆夫の反軍演説と除名	＜本文＞ ・日中戦争の長期化と思想，言論の取り締まり強化 ・国家総動員法の制定 ・配給制と切符制 ・隣組の組織による相互援助と戦争協力 ・政党の解散と大政翼賛会の結成 ・労働組合の国家奉仕団体化 ・軍国主義教育，軍事教練 ・勤労動員 ・学徒出陣 ・疎開 ・皇民化政策 ・志願兵制度 ・強制動員	＜本文＞ ・戦時体制構築のための国家総動員法の成立 ・軍需生産優先による生活必需品の不足，配給制（統制経済）の成立 ・言論，文化の統制と市民の自由の制限 ・斎藤隆夫の反軍演説と除名 ・近衛新体制と大政翼賛会の結成 ・ドイツ，イタリアの一党独裁との相違（帝国議会の存続） ・学徒出陣 ・勤労動員 ・学童疎開 ・創氏改名 ・強制連行	＜本文＞ ・国家総動員法の成立 ・国内におけるドイツ，ソ連のような国家体制のもとでの統制経済を理想とする考えの広まり ・政党の解散と大政翼賛会の結成 ・第一次世界大戦後の総力戦体制の広まり ・総動員体制 ・国民精神総動員運動 ・学徒出陣 ・勤労動員 ・学童疎開 ・創氏改名 ・徴兵，徴用 ・（強制連行）
戦後改革について	＜本文＞ ・民主化 ・選挙権の拡大 ・財閥解体 ・憲法改正 ・教育基本法の制定 ・地方自治法の制定 ・民法の改正	＜本文＞ ・民主化政策 ・憲法改正 ・地方自治 ・民法改正 ・教育基本法の制定と教育勅語の廃止 ・財閥解体	＜本文＞ ・民主化の進展 ・財閥解体と独占禁止法 ・女性参政権 ・大日本帝国憲法の改正 ・民法の改正 ・地方自治制度 ・教育勅語，国家主義，軍国主義教育廃止	＜本文＞ ・治安維持法の廃止 ・民主化 ・憲法改正 ・地方自治法の施行 ・教育基本法の制定と教育勅語の失効 ・民法の改正	＜本文＞ ・非軍事化，民主化 ・婦人参政権 ・五大改革指令 ・治安維持法の廃止 ・教育基本法の制定 ・民法の改正 ・財閥解体 ・首長の公選制	＜本文＞ ・民主化 ・治安維持法の廃止 ・民法の改正 ・地方自治法の制定 ・教育基本法の制定 ＜コラム＞ ・東京裁判	＜本文＞ ・五大改革指令 ・民主化 ・財閥解体 ＜欄外表＞ ・教育基本法 ・独占禁止法 ・新選挙法 ＜コラム＞ ・占領下の検閲と東京裁判
戦前の民主的要素の復活	＜本文＞ ・大正デモクラシーの経験に基づく民主化 ・日本共産党の再建 ・政党の復活 ・労働組合結成 ・部落解放運動の再建 ・北海道アイヌ協会の再結成	＜本文＞ ・労働組合の結成 ・全国水平社の伝統を引き継ぐ部落解放運動の高まり ・女性解放運動の活発化 ・北海道アイヌ協会の再組織	＜本文＞ ・政党の復活 ・労働組合運動の活発化 ・全国水平社の伝統を受け継ぐ部落解放全国委員会の結成	＜本文＞ ・政党の活動の復活 ・労働組合の結成 ＜コラム＞ ・戦前の婦人参政権運動と戦後の承認	＜本文＞ ・日本共産党の再建 ・政党の結成 ・労働組合結成 ・農民運動の高まり ・部落解放委員会の結成 ・北海道アイヌ協会の再結成	＜本文＞ ・政党政治の復活 ・労働組合の結成	＜欄外表＞ ・五大改革指令の項目中に「労働組合の結成」あり
農地改革について	＜本文＞ 地主が持つ小作地を政府が強制的に買い上げて，小作人に安く売りわたした結果，多くの自作農が生まれた。 ＜註＞ 農地改革によって経済的にも社会的にも農村の平等化が進んだ。	＜本文＞ 地主と小作人の関係を根本から改める農地改革が行われた。村外地主のすべての耕地と，村に住む地主の約 1ha（北海道は 4ha）をこえる耕地は，国が買い上げて小作人に安く売り渡し，自作農が大はばに増え，地主が農村を支配する力が衰えた。	＜本文＞ 地主制を廃止して，民主化をうながすために農地改革が行われた。地主は一定面積以上の農地所有が禁じられ，残りを国が買い上げて，小作農に安く売り渡した。その結果，小作農の多くは自作農となって生産意欲が高まり，農業産が向上した。	＜本文＞ 農地改革が行われ，政府が地主の農地を買いあげ，小作人に安く売りわたした。こうして，地主・小作制がなくなり，土地をもつ農民（自作農）が大幅に増えた。	＜本文＞ 地主の土地を小作人に解放する政策も行われた。政府は地主がもつ小作地を強制的に買い上げ，小作人に安く売りわたした。これを農地改革によって，戦前の農村を支えてきた地主と小作人の制度が改められ，自作農家が圧倒的に多くなった。	＜本文＞ 農地改革が行われ，小作人に農地があたえられて，その後，土地をもつ農民（自作農）が大幅に増えた。 ＜註＞ 地主のもつ一定割合以上の小作地を国が買い上げ，小作人に安く売り渡すことで自作農を増やした。	＜本文＞ 戦争中に大きな影響力をもったとして，財閥が解体され，農村では農地改革が進められた。 ＜註＞ 地主のもつ小作地の大部分を国家が強制的に買い上げて，小作人に安くあたえ，自作農を増やした。

※平成 23 年 3 月文部科学省検定済中学校社会科歴史的分野用教科書の記述内容をもとに作成。

科書も，地主の土地を政府が強制的に買い上げ，小作農に売り渡すことによって自作農が増加した，

という一般的な記述がなされており，戦前との関連に言及したものはない。確かに戦前の自創事業は小規模で限定的であり，戦後農地改革のように徹底されたものではない。だが，授業の中に農地改革前史としての自創事業に関する内容を持ち込むことで，①日本国内でも地主・小作関係の解消が重要な課題となっていたこと，②日本の農政のみでは地主制の解体に限界があったこと，③「民主化」を理念とすることで地主制の解体が決定的となり，日本の農村社会の在り方が大きく変わる契機となったこと，④農村社会を中心に受け継がれてきた共同体規制は，形を変えながら現代の日本社会に根強く残っていることなど，戦後農地改革の意義とその後の日本社会の課題がより鮮明になるものと考える。

3．憲法における天皇の地位と憲法の構造

表6-3は，大日本帝国憲法と日本国憲法における天皇の地位について，各教科書の記述内容を比較したものである。

育鵬社版と自由社版は，その他の教科書に比べて次のような点で大きく異なっている。

(ア)大日本憲法の下では，各大臣（内閣）による輔弼によって，天皇は基本的に政治的権限を行使せず，政治的責任を負わないしくみとなっていることを強調している。

(イ)昭和天皇を特集したコラムを設け，天皇はイギリス的立憲君主制を支持し，政治的決定権を持っていなかったが，国の命運に関わる重大な場面（二・二六事件，大東亜戦争の開戦，戦争の終結）では特別に決断を行ったことを記述している。

(ウ）憲法改正の過程について，政府は大日本帝国憲法の民主的運用で十分にことが足りると考えたが，天皇制の存続が危うくなることを恐れて，やむなく GHQ による押しつけを受け入れたとしている。

(エ)日本国憲法の最大の特色は，平和主義（戦争放棄，戦力の不保持）にあり，これは他国に例を見ない規定であることを強調している。

(オ)戦後の昭和天皇は，象徴天皇として国民とともにあるということを強調した記述となっている。

これらのことから，育鵬社版と自由社版には，「天皇には戦争責任がなかった」ということを印象づけようとする強い意図があることが読み取れる。それとともに重要なのは，大日本帝国憲法と日本国憲法が天皇の統帥権を除いて同じような構造を持っていることを示すことにより，日本国憲法の平和主義が大きくクローズアップされているということである。具体的には，「日本国憲法の最大の特色は，交戦権の否認，戦力の不保持などを定めた，他国に例を見ない徹底した戦争放棄（平和主義）の考えでした」（育鵬社版）や「国際紛争を解決する手段としての戦争の放棄だけでなく，そのための戦力をもたないと定めたことでは，世界で他に例を見ないものとなった」（自由社版）というように，日本国憲法が「他国に例を見ない」特異な存在であることを強調している。この文章自体は，平和主義の条項を肯定・否定のどちらにも受けとめられるように書かれている。しかし，同じ頁の中に「独立国として国際社会に責任ある地位」（育鵬社版），「国家の主体性を否定するもの」（自由社版）という文を配置することにより，全体として否定的に捉えさせるような構成となっている。だが，このことの裏返しとして，日本国憲法と大日本国憲法の構造的類似性に着目することは，日本国憲法の平和主義の貴重性と喪失した場合の重大な危険性を浮き彫りにすることにもなる。つまり，日本国憲法の下においても，その運用の仕方によって，日本は戦前と同じ過ちを繰り返しかねない可能性があることを生徒に認識させる契機ともなるのである。

以上，中学校社会科歴史的分野の教科書の記述内容を検討した。そのほとんどにおいて，戦前と戦後は断絶的に記述されていた。しかし，歴史修正主義的傾向の強い育鵬社版と自由社版では，天皇の戦争責任論を回避しようとする意図から，「各大臣の補弼に基づいて統治権を行使する立憲君主としての天皇」という在り方を示したことで，結果的に新旧憲法の構造的類似性を露わにするとともに，現行憲法における平和主義の貴重性を一層際だたせることとなっていた。筆者は，育鵬社版や自由社版の意図を支持する立場ではないが，新旧憲法のもつ構造的類似性については，現代日本の有り様を冷静に見つめ，その在り方について主体的に考え判断する上で，現行憲法が国民に求める自由・権利の保持責任（日本国憲法第 12 条）などとともに，重要な学習内容であると考える。

表6-3　中学校歴史的分野の教科書における天皇の地位に関する記述内容の比較

	東京書籍	教育出版	清水書院	帝国書院	日本文教出版	育鵬社	自由社
大日本帝国憲法における天皇の地位及び権限	＜本文＞ ・元首として統治権を行使 ・帝国議会の招集，解散権 ・天皇の統帥権 ・各大臣に輔弼に責任と天皇に対する議会と天皇の関係 ・議会と天皇の不明確性	＜本文＞ ・元首としての大権 ・天皇の統帥権 ・条約の締結権 ・各大臣による輔弼と議会による統治権の承認の行使	＜本文＞ ・天皇大権 ・天皇主権 ・立法権，行政権，司法権，統帥権を天皇が掌握 ・国会，各大臣，裁判所，陸海軍の助けによる政治の行使	＜本文＞ ・天皇主権 ・天皇の統帥権 ・交戦権の掌握 ・戦争の開始，終結の権限の保持 ・帝国議会，内閣，裁判所の助けによる統治権の行使	＜コラム＞ ・天皇の統治権 ・天皇の神聖不可侵性 ・内閣による輔弼と天皇に対する責任 ・天皇の名による裁判と枢密院による違憲審査 ・天皇の統帥権 ・宣戦，講和，条約の締結権の保持	＜本文＞ ・国の元首 ・内閣の補弼と憲法の規定に従って政治を行う。 ＜註＞ ・天皇は実際には政治的権限を行使せず，国家統治の精神的よりどころであり，実際の政治は内閣と元老が行った。 ＜コラム：昭和天皇＞ ・元首として統治権を総攬した。 ・自分の考えと異なる政府の決定であっても認めることが原則だった。 ・二・二六事件では，青年将校に同情的な意見を退け鎮圧を求めた。 ・1941 年 9 月の御前会議では，平和を願う明治天皇の和歌を読み上げ，日米交渉の継続を示唆したが，結局開戦を回避できず，苦渋の末に宣戦の詔勅を発した。	＜本文＞ ・天皇の統治権 ・各大臣の補弼により，天皇に政治的責任を負わせない。 ＜註＞ ・憲法第 3 条は，天皇は政治的責任を問われず，政治的決定権を持たないという意味を含んでいた。 ＜コラム＞ ・昭和天皇はイギリスを訪問（ジョージ 5 世と会談）し，立憲君主制を学んだ。 ・イギリスの立憲君主制と，武家が政権をとり，朝廷は国家の安寧を祈るという日本の政治形態は似ていた。 ・昭和天皇はイギリス的立憲君主制を支持していた。 ・国の命運にかかわる場面（二・二六事件の鎮圧命令と終戦の聖断）で決断を行った。
改正過程・日本国憲法における天皇の地位	＜本文＞ ・国および国民統合の象徴 ・統治権の喪失	＜本文＞ ・日本国および国民統合の象徴	＜本文＞ ・国民主権 ・国および国民統合の象徴	＜本文＞ ・国民主権 ・天皇の人間宣言 ＜註＞ ・おしつけ憲法論に対して，GHQ が政党や民間学者に自由な草案を参考にしたことを紹介	＜本文＞ ・国民主権 ・国の象徴，国民統合の象徴	＜本文＞ ・GHQ による憲法改正の要求。日本政府案を拒否し，QHQ 案の受け入れを強く迫った。 ・天皇の地位に影響の及ぶことを恐れた政府は，日本語に翻訳された改正案を政府提案として帝国議会で審議した。 ・日本国憲法の最大の特色は，交戦権の否認，戦力の不保持などを定めた，他国に例を見ない徹底した戦争放棄（平和主義）の考えであった。その後，国際社会で責任ある地位を占めるにつれ，様々な論議をよんでいる。 ＜註＞ ・国民主権。 ・日本国及び日本国民統合の象徴 ＜コラム＞ ・国民統合の象徴としての天皇	＜本文＞ ・日本国および日本国民統合の象徴 ・国民主権 ・GHQ による憲法改正要求 ・政府は大正デモクラシーの経験により帝国憲法の多少の手直しで十分と考えたが，天皇の地位が存続できなくなることを恐れて GHQ 案をやむを得ず受け入れた。 ・国際紛争を解決する手段としての戦争放棄だけでなく，そのための戦力をもたないと定めたことでは，世界で他に例を見ないものとなった。 ＜コラム＞ ・立憲君主としての前半生と象徴天皇としての後半生

※平成 23 年 3 月文部科学省検定済中学校社会科歴史的分野用教科書の記述内容をもとに作成。

第３節　単元「敗戦と戦後改革～日本は本当に新しく生まれ変わったのか？～」の開発

１．単元開発の視点―戦前・戦後の断絶性と連続性―

歴史の変革期における断絶性と連続性の視点は，その後の社会をどのように捉え意味づけるかという問題と深く関わっている。戦前と戦後の断絶性のみに目がいけば，戦後社会の中に潜む危険性に無自覚となる。一方，連続性を強調しすぎれば，戦後改革の意義を見失いかねないこととなる。中学校歴史的分野では，現在使用されている教科書のほとんどが戦前と戦後の連続性については言及しておらず，敗戦を境に日本が新しく生まれ変わったという観点からの記述がなされており，結果的に断絶性が強調された歴史像が描かれることとなっている[34]。国民一般の認識も，この観点に基づいて形成されている。確かに，敗戦をきっかけとして日本の社会が大きく変わったことは事実である。しかし，新旧憲法の構造的共通性や日本社会の共同体規制の存在など，戦前・戦時と戦後の連続性についても忘れてはならない。そこで，授業における具体化のための視点について，

以下に挙げてみよう。

一つ目は，日本国憲法と大日本憲法における政治的構造に関するものである。通常，大日本帝国憲法が天皇主権であったのに対して，日本国憲法では国民主権及びそれに付随する象徴天皇制となったことで，日本が民主国家へと生まれ変わったとして扱われる。しかし，「国務各大臣の輔弼」（大日本帝国憲法）と「内閣の助言と承認」（日本国憲法）のように，新旧両憲法は類似の構造をもっている。このことから，現憲法下においても，国民が基本的人権保持への「不断の努力」を怠れば戦前のような状況に陥りかねない危うさがあるという認識を生徒にもたせることが重要である。また，大正デモクラシーの成果である普通選挙制の実現した後に日本のファシズム体制が成立したことも，現代社会の危うさへの警鐘となろう。

二つ目は，経済政策に関するものである。通常，授業では農地改革は財閥解体などとともに，戦後民主化政策の一つとして扱われる。農地改革が行われなかったとしたら，おそらく農村社会は現在でも堅固な地主・小作的人間関係によって縛られていたであろう。また，農村ばかりでなく，この関係は都市や企業など様々な社会集団にも持ち込まれ，日本の社会を重く覆っていたことと考えられる。ただし，地主・小作関係の解消については，農村の民主化とは関係なく戦前から企図され，不徹底ながらも政策として実施されてきた。農地改革の意義は，地主・小作関係の解消と農村の民主化に大きな役割を果たしたことである。この他にも，総力戦体制が，戦後の傾斜生産方式に見られるような資本や資源，労働力の重点産業への集中的配置を可能にし，高度経済成長を支えたとの見方がある。ただし，内容が高度で生徒が理解するのには難しいため，戦後改革の単元で扱う内容としては財閥解体にとどめ，戦後の復興から高度経済成長に至る学習過程の中で，簡単に触れるのが妥当ではないかと考えられる。

三つ目は，「参加（参画）」という概念のもつ両面性である。ドイツのファシズムにおいては，市民に対する「参加」の強制やプロパガンダによる誘導ばかりでなく，市民からの積極的「参加」が見られた。日本でも民衆からの自主的「参加」があった。いわゆる「下からのファシズム」の問題である。これについては，戦前・戦時の国民生活に関する学習の中で，国民精神総動員運動や町内会の働きなどを現代の地域社会の動きと比較しながら扱いたい。

２．単元の構想

前述した単元開発の視点に基づき，小単元「敗戦と戦後改革～日本は本当に新しく生まれ変わったのか？～」を構想した（**資料6-1**学習計画参照）。

はじめに導入として，戦前と戦後の比較を通して，生徒が各時代に対して抱いているイメージを明確にさせる。おそらく，戦前が暗く恐ろしい戦争の時代であるのに対し，戦後は平和で明るい時代という答えが返ってくるものと思われる。そこで，こうした素朴で単純なイメージや認識に揺さぶりをかけ，思考を深めさせるために，単元を貫く学習課題として「敗戦と戦後改革によって，日本は本当に新しく生まれ変わったのか？」という問いかけを行う。その際，学校生活で当たり前のように行われ，生徒も自然に受け入れている儀式や運動会，集団行動などの中に，戦前から少しずつ形を変えながらも続いているものがあることを紹介し，生徒の思考の助けとする。

次に展開１では，戦後改革の諸政策の内容と目的について概観したのち，日本国憲法と大日本帝国憲法における天皇の政治的位置づけと権限を取り上げ，相違性と類似性について検討させる。その際，「内閣の助言と承認」（日本国憲法第３条・第７条）と「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責メニ任ス」（大日本帝国憲法第 55 条）とが，類似した規定であることを紹介する。そして，戦前の天皇の政治的意思が憲法の規定と各国務大臣（内閣）によって決定される点で，新旧憲法は天皇の政治的権限の行使に関する構造的類似性を有していたことを理解させる。これにより，日本国憲法の最大の特徴で

資料6 - 1 ＜小単元「敗戦と戦後改革～日本は本当に新しく生まれ変わったのか？～」の学習計画＞

1　小単元名　「敗戦と戦後改革～日本は本当に新しく生まれ変わったのか？～」
（中学校歴史的分野「占領と日本の民主化」において実施）

2　小単元の目的
・日本国憲法と大日本帝国憲法の相違性と類似性や，戦前の自作農創設維持事業と戦後農地改革に関する考察を通して，戦後社会の重層性とそこに潜む危険性に気付かせ，民主的平和国家建設の理念に基づく戦後改革の意義と，憲法の平和主義の貴重性や国民に求められる基本的人権の保持責任等について理解させる。

3　小単元の構成
Ⅰ導入
・戦前と戦後の日本について，生徒たちが抱いているイメージを表出させる。その上で予想される「戦前＝暗い」「戦後＝明るい」という素朴なイメージに対して，指導者が問いかけを行う。
Ⅱ展開１
・GHQが日本の民主化と非軍国主義化を目的として，戦後改革を行ったことを理解させる。
・日本国憲法と大日本帝国憲法の比較を通して，日本国憲法の特徴（国民主権，基本的人権の尊重，平和主義）を理解させるとともに，両憲法の天皇の政治的権限に関する構造的類似性（「内閣の助言と承認」と「国務各大臣の輔弼」）について考えさせる。
Ⅲ展開２
・農地改革と戦前の自創事業について，地域の歴史事象を題材としながら，①戦前においてすでに地主制は日本資本主義の発展にとって桎梏となっていたこと，②小作争議の激化が寄生地主制に打撃を与えていたこと，③農地改革とくに第２次農地改革が農村の民主化を主たる目的としていたことに対し，戦前の自創事業は生産力の向上＝食料増産を目的としていたこと，④第２次農地改革が地主制解体を徹底しようとしたことに対し，戦前の自創事業は強権による地主制解体をめざしてはいなかったこと，などについて理解させる。
Ⅳ終結
・戦前と戦後の断絶性と連続性を視点として学習を振り返らせ，戦後の日本社会の重層性や現代日本に潜む危険性について捉えさせる。

4　小単元の学習過程（5時間）

	教師の発問・指示	予想される生徒の反応	指導上の留意事項
導入	・戦前と戦後の日本の社会を比べるとどのような違いがあると思うか。	＜戦前について＞ ・軍国主義の国であった。 ・相次ぐ戦争によって多くの人々が亡くなった。 ・暗いイメージがある。 ・自由な行動や発言ができない。 ・貧しい人たちが多かった。 ＜戦後について＞ ・平和な世の中になった。 ・民主主義になった。 ・自由に行動し，発言できる。 ・豊かな社会になった。 ・明るい社会になった。	・戦前＝暗い，戦後＝明るい，という素朴なイメージを持っていることが予想される。 ※本来は戦前と戦時を区別すべきであるが，生徒の認識上の混乱を避けるため，敗戦前の時期をここでは一括して戦前と表現する。
	・戦後改革では，どのようなとが行われたか。	・憲法が改正された。 ・財閥解体や農地改革が行われた。 ・教育の民主化のために，教育基本法が制定された。	・政治の民主化，経済の民主化，教育の民主化などに関する事項を挙げさせ，概略を説明する。
	・教師による問いかけを行う。 敗戦と戦後改革によって，日本は本当に新しく生まれ変わったのか？		・生徒が抱いている素朴なイメージや認識に揺さぶりをかける。 ・学校生活の中で何気なく行われている儀式や集団行動に触れる。
展開1	・敗戦に対して，日本政府はどのように対応しようとしたか。	・これまでの日本の政治体制を維持しようとした。 ・これまでの日本の政治を反省し，新しい日本をつくろうとした。	・東久邇宮内閣が天皇制護持をめざし，従来の政治体制を変えようとしなかったことに触れる。
	・マッカーサー率いるGHQは，どのような政策を行ったか。	・軍国主義を改めさせ，日本の民主化を進めようとした。 ・憲法の改正を指示した。 ・農村の民主化を図るために，地主制を解体させるよう農地改革を指示した。 ・海外への侵略の原因となった財閥の解体を指示した。 ・軍国主義的・国家主義的教育を改め，教育の民主化を進めるよう指示した。	・戦後改革の目的が日本の民主化であることを確実におさえる。 ・憲法改正要綱（松本試案）の保守性，憲法研究会案の意義等について触れる。
	・日本国憲法は，大日本帝国憲法と比べてどのように変わったか。	・天皇主権から国民主権になった。 ・天皇の地位が，統治権者から象徴としての天皇（象徴天皇制）に変わった。 ・軍部の暴走に繋がった統帥権の独立等が廃止され，戦争の放棄（平和主義）が憲法の基本原理になった。 ・国民の権利（基本的人権）の保障が，「法律ノ範囲内」から「公共の福祉」に基づく制限に変わった。 ・貴族院が参議院に変わった。 ・男女平等になった。	・日本国憲法の前文および第９条に表された平和主義の貴重性に気付かせる。
	・日本国憲法の下では，日本は戦争をしないといえるか。	・他国に攻められたら戦争をする可能性がある。 ・憲法９条（平和主義）があるから戦争はしない。	・憲法９条については，公民的分野で詳しく扱うため，ここでは条文の解釈等に深入りしない。 ・2014年７月１日の第２次安倍内閣による第９条に関する憲法解釈の変更によって，集団的自衛権の行使が容認されたことのもつ意味について考えさせる。
	・日本国憲法と大日本帝国憲法の似たところは何か。	・天皇が存在する。 ・内閣，国会，裁判所がある。	・「内閣の助言と承認」と「国務各大臣ノ輔弼」という構造的類似性に着目させ，日本国憲法下においても，運用の仕方によっては，形を変えて戦前と同じような過ちを犯す危険性のあることに気付かせる。
展開2	・戦前の日本の農村には，どのような問題があったか。	・地主が政治的，経済的に農村を支配していた。 ・貧富の差が大きく，小作農は高額な小作料のために貧しい生活を送っていた。 ・恐慌の際には，食料不足が起こり，娘身売りなどが行われた。 ・地主と小作農の対立が激しくなり，各地で小作争議が起こった。 ・農村の貧困が，軍部への期待や中国大陸への侵略に繋が った。	・昭和恐慌や満州事変について学習したことを思い起こさせる。 ・家柄による農村内部の厳しい上下関係や共同体規制について解説する。
	・鈴木正一が自主的に小作地を小作農たちに解放（売却）したのはなぜだろうか。	・小作農がかわいそうだから，小作農を救うため。 ・小作農との対立が激しくなったから。 ・国家が農地の解放を奨励していたから。 ・地主はもうからなくなっていたから。 ・理想の農村を築こうとしたから。 ・地主・小作制は，生産効率が悪いから。	・静岡県の自創事業及び磐田郡富岡村の鈴木正一の農地解放の事例を紹介する。【資料①②】 ・鈴木の行動が，ファシズム的国家体制を支える民衆からの「参加」であることに気付かせる。
	・戦前の農村対策について考えよう。	・戦前の自作農創設事業は，農業生産の効率化と食料増産を目的としていた。 ・戦前の自作農創設維持事業は，増加する小作争議への対策として進められた。	・すでに大正時代から，日本の農村の貧困や地主・小作間の対立による社会不安の増大，農業生産の効率の悪さなどの原因が地主制にあるとして，自創事業が行われ始めていたこと

開			を伝える。【資料③】
	・戦後の農地改革はどのような政策か。	・農地改革は，農村の民主化を目的とした。 ・農地改革では，地主の土地を取り上げ，小作人たちに安く売り渡した。	・農地改革は，戦前の自作農創設維持政策を受け継ぎながらも，民主化を目的として地主制を解体させたことに意義があることをおさえる。【資料④】
2	・農地改革と戦前の自作農創設維持政策との共通点と相違点は何か。	＜共通点＞ ・小作地を減らし，自作地を増やす。 ・小作農を減らし，自作農を増やす。 ・地主に不利な状況を作り出し，地主に土地を売却させる。 ・農村問題の原因が地主制にあると考えられていた。 ＜相違点＞ ・農地改革は農村の民主化を目的としたのに対し，戦前の自創事業は自作農を増やし，農業生産拡大のための生産意欲の喚起と効率化を図ることを主な目的としていた。 ・農地改革は地主制の解体のために徹底した政策を行ったのに対し，自創事業は地主制を解体することをめざしていたわけではない。	・農村の民主化には地主制の解体は不可欠だが，自作農の創設維持のみならファシズムの下でも民主化とは関わりなく推進されていたことをおさえる。 ・総力戦体制の下で行われた国家主導の重工業の重点化政策が，その後の高度経済成長期に大きく影響したという考え方があることを紹介する。 ・日本ファシズム論と総力戦体制論に関する論争には深入りしない。
終 結	・単元の学習を振り返らせ，「敗戦と戦後改革によって，日本は本当に新しく生まれ変わったのか」をテーマに，自分の考えを記述させる。 ・各自の記述をもとに，他者と意見の交流をさせる。 ・交流で得られたことや考えの変化などについて，全体の場で発表させる。	・戦後改革がなければ，日本は現在の社会とは違った社会になっていた。 ・新しい体制と旧い体制とが重なりながら，現代の社会がつくられている。 ・平和や民主主義は気を付けていないと壊されやすい。 ・悲惨な戦争の犠牲の上に，現在の日本社会があることを忘れてはならない。 ・社会の在り方を考える際には，様々な視点からの見方が大切である。	・断絶性と連続性の両面から捉えて考えさせる。 ・現在でも，地域によっては家柄の影響が残っていたり，共同体規制が根強く残っていたりすることを伝える。 ・会社などの様々な組織にも，共同体規制が形を変えて存在していることに気付かせる。 ・交流活動は 2 ～ 3 名で行わせる。

【主な資料】
①拙稿「戦前の自作農創設事業と戦後の農地改革～地主制解体への道程～」『資料に学ぶ静岡県の歴史』静岡県教育委員会静岡県立中央図書館歴史文化情報センター，2009 年，pp.126-127。
②鈴木正一『村造り家造り―富岡村に於ける一指導者の手記―』中央農業会，1943 年。
③「農地改革促進運動要項」静岡県『静岡県史』資料編 21 近現代六，pp.359-361。
④「自作農創設維持資金貸付ニ関スル件通牒」『静岡県史』資料編 19 近現代四，pp.519-521。
※資料③④は，資料①拙稿中に挿入されている。

ある平和主義（前文・第 9 条）の貴重性と，その趣旨を見失うことの危険性を認識させるとともに，一見平和な現在の状況に安住せず，生徒自身が主体的に考え判断することの重要性に気付かせたい。

続いて展開 2 では，日本の中国侵略を招く要因の一つとなった農村の貧困問題について復習した後，すでに大正末期から自創政策が行われていたことを紹介する。その際，地域素材として，静岡県磐田郡富岡村（現磐田市）の鈴木正一による農地解放の事例を示す[05]。戦前の自創事業と戦後の農地改革を比較し，①地主制は農村の貧困を招き，国内市場を狭小なものとすることから，産業資本の発展にとって桎梏となっていたこと，②小作争議の激化が地主制の維持にとって障害となっていたこと，③農地改革とくに第 2 次農地改革が，地主制の解体による農村の民主化を主たる目的としていたことに対し，戦前の自創事業は生産力の向上＝食料増産を目的としていたこと，④第 2 次農地改革が地主制の解体を徹底しようとしたことに対し，戦前の自創事業は強権による地主制解体をめざしてはいなかったこと，などについて扱う。このように，農地改革前史としての自創事業と戦後改革の一環としての農地改革を比較し，戦前・戦後の連続性と断絶性について考えさせることにより，歴史事象に対する複眼的な見方・考え方を育てたい。

最後に終結において，単元全体を振り返らせ，テーマに関する自分の考えをまとめさせる。その上で，各自の考えをもとに，他の生徒と意見の交流を行わせる。こうした活動を通して，現代社会に対する見方・考え方の育成に繋げたい。

以上，本章では，歴史的思考力の育成をめざす単元開発を通して，以下の主張を行った。(1)歴史学習において育成が期待される歴史的思考力は，歴史学の研究によって導き出された知識と方法に基づいて，歴史事象を批判的・論理的に捉え，歴史的全体性の中に位置づける力であるとともに，現代社会の在り方を問い直し，未来の社会を構想する上での基盤となる力であること。(2)天皇の政治的権限に関する新旧憲法の構造的類似性の学習は，日本国憲法の平和主義の貴重性と現代日本の有する危険性の認識に資すること。(3)戦前の自創事業と戦後農地改革における共通性と相違性に関する教材化は，戦後改革の意義を明らかにするとともに，複眼的な歴史的見方・考え方の育成に有効である

こと。

2014 年 7 月 1 日の第 2 次安倍内閣による集団的自衛権の容認に関する閣議決定は，憲法の条文そのものではなく，条文解釈の変更によって，その運用が大きく変わる可能性のあることを如実に示した。今，日本の社会は大きな転換期を迎えている。未来の社会を担うべき生徒たちに，「戦争はなぜ起こるのか」，「戦争によって最大の犠牲を被るのは誰なのか，誰が利益を得るのか」，「日本はどのような道を歩むべきなのか」，「私たち一人一人はどのような選択・判断を行うべきなのか」と問いかけ，歴史学習を通して，冷静に思考し判断できる力を育てなければならない。

第２部では，第１部の民衆思想史研究の成果をもとに，「参加力」，「政治的判断力」，「歴史的思考力」の育成という視点から教材開発を行った。続く第３部では，民衆思想史研究を土台として，現代社会の学習の在り方について，実践を通して考察していくこととする。

【註】

（１）『中学校学習指導要領解説社会編』文部科学省，平成 20 年 9 月，pp11-14。

（２）本来は戦前と戦時を区別すべきであるが，生徒の認識上の混乱を避けるため，とくに必要のない限り本稿では敗戦前の時期を一括して戦前と表現する。

（３）遠山茂樹「社会科の学習内容と学力―歴史学と歴史学習を中心にして」日本民間教育研究団体連絡会編『社会科教育の本質と学力』労働旬報社，1978 年，pp.92-106。

（４）戸井田克己「学習指導要領の変遷と歴史的思考力育成の課題」『近畿大学教育論叢』第 16 巻 1 号，2004 年，pp1.-15。

（５）森分孝治「社会科における思考力育成の基本原則―形式主義・活動主義的偏向の克服のために―」全国社会科教育学会『社会科研究』第 47 号，1997 年，pp.1-10。

（６）前掲註（５）森分論文，p.8。

（７）佐々木英三「歴史的思考力育成の論理― K．O’Reilly の場合―」『社会科研究』第 45 号，1996 年，pp.21-30。

（８）藤岡弘輝「歴史的思考力を育成する世界史教育の構築―米国 AP World History の分析を手がかりとして―」『社会科研究』第 72 号，2010 年，pp.31-40。黒川みどりは，「『知識』と『思考力』を対置させるのではなく，本来一体なのだということに意を払うべきではなかろうか」と述べている（「問われる歴史教育」『教科開発学論集』第 1 号，2013 年，p.120）。

（９）池尻良平・山内祐平「歴史的思考力の分類と効果的な育成方法」『日本教育工学会　第 28 回全国大会論文集』，2012 年，pp.495-496。

（10）宮崎正勝「歴史教育におけるイメージ形成とイメージ的思考に関する基礎的考察」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.73，1995 年，p.9。

（11）桑原敏典「見方・考え方を育成する社会科授業構成―価値的判断力育成を目指す授業構成諸理論の検討を通して―」『岡山大学教育実践総合センター紀要』第 1 号，2001 年，pp.1-9。

（12）石田清彦「人物教材を通して歴史的思考力を育成する歴史学習」全国社会科教育学会『社会科教育論叢』第 44 集，2005 年，pp.42-47。

（13）田口紘子・竹中伸夫・田中伸・丹生英治「見方・考え方を育てる中学校歴史授業の開発―小単元『喧嘩両成敗について考える』の場合―」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二巻第 55 号，2006 年，pp.115-123。

（14）阿部由貴子「歴史的見方・考え方を習得する学習の評価―理論探求型単元『律令国家とは何か』

の開発―」『社会科研究』第 68 号，2008 年，pp.21-30。

(15) 加藤公明『わくわく論争！考える日本史授業』地歴社，1991 年。

(16) 宮原武夫『子どもは歴史をどう学ぶか』青木書店，1998 年，p.336。

(17) 鳥山孟郎「歴史的思考力をめぐる諸問題」鳥山孟郎・松本通孝編『歴史的思考力を伸ばす授業づくり』青木書店，2012 年，pp.149-159。

(18) 土屋武志「イギリスの歴史教育における思考力の意味」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』第 2 号，1999 年，pp.151-158。

(19) 原田智仁『世界史教育内容開発研究―理論批判学習―』風間書房，2000 年，pp.149-152。

(20) 児玉康弘「中等歴史教育における『歴史批判学習』の意義と課題―社会科教育としての歴史教育の視点から―」『社会科研究』第 55 号，2001 年，pp.11-20。

(21) 児玉康弘「歴史教育における批判的思考力の育成―『スペイン内戦』の解釈批判学習―」『広島大学附属中・高等学校研究紀要』第 47 号，2000 年，pp.1-15。

(22) 宇都宮朝子「小学校歴史授業の変革に関する考察―多展望性の原理に基づいた単元『鎌倉時代』の開発を通して―」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第 25 号，2013 年，pp.51-60。

(23) 戦前・戦時・戦後の断絶性と連続性をめぐる研究史を整理したものとして，森武麿「戦前と戦後の断絶と連続―日本近代史研究の課題―」(『一橋論叢』127(6)，2002 年，pp.639-654)，纐纈厚「補章　総力戦体制研究で何が論じられてきたか」(『総力戦体制研究』社会評論社，2010 年，pp.259-281)，吉田裕「近現代史への招待」(『岩波講座日本歴史』第 15 巻近現代 1，岩波書店 2014 年，pp.1-22) 等がある。

(24) 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義―問題総括への一試論―」矢内原忠雄代表編『戦後日本経済の諸問題東京大学経済学部創立三十周年記念論文集　第二部』有斐閣，1949 年，のち『山田盛太郎著作集』第四巻，岩波書店，1984 年，pp.3-50，所収。

(25) 大内力「戦後改革と国家独占資本主義」東京大学社会科学研究所・戦後改革研究会編『戦後改革 1　課題と視角』東京大学出版会，1974 年，pp.3-61。

(26) 大石嘉一郎「戦後改革と日本資本主義の構造変化―その連続説と断絶説―」東京大学社会科学研究所・戦後改革研究会編『戦後改革 1　課題と視角』東京大学出版会，1974 年，p.86。

(27) 原朗「戦後五〇年と日本経済―戦時経済から戦後経済へ―」粟屋憲太郎・豊下楢彦・森武麿・吉田裕編『戦後五〇年の史的検証　年報・日本現代史』創刊号，東出版，1995 年，pp.79-111。

(28) 山之内靖「方法的序論―総力戦とシステム統合―」山之内靖・ヴィクター＝コシュマン・成田龍一編『総力戦体制と現代化』柏書房，1995 年，pp.9-53。成田龍一は，山之内らの論を「ネオ連続説」という呼称で位置づけている（成田龍一『近現代日本史と歴史学』中公新書，2012 年，pp.265-267)。

(29) 雨宮昭一『占領と改革　シリーズ日本近現代史⑦』岩波新書，2008 年，p.190。

(30) 安達喜彦『戦後史学習の実践』地歴社，1972 年，p.90。なお，かつて「1940 年体制論」(野口悠紀雄『1940 年体制―さらば「戦時経済」』東洋経済新報社，1995 年) が話題となったこともあり，教育現場における日々の授業の中で，戦時と戦後の繋がりに触れた実践が行われてきたことは想像できる。

(31) 伊井孝雄，奥村芳和，田中照夫，難波哲夫「『戦後改革』の授業プランと授業実践」大阪教育大学附属高等学校池田校舎『研究紀要』16 号，2010 年，pp.13-19。

(32) 小林朗「実践記録／中学校歴史的分野『木崎争議の闘いがなかったらマッカーサーの農地改革

もなかった』―木崎争議の授業」『歴史地理教育』No.750，2009年，pp.25-30。

(33) 考察の対象とした教科書（いずれも平成23年3月30日検定済）は，以下の7種類である。『新しい社会　歴史』東京書籍。『中学社会　歴史　未来をひらく』教育出版。『新中学校　歴史日本の歴史と世界』清水書院。『社会科　中学生の歴史　日本の歩みと世界　の動き』帝国書院。『中学社会歴史的分野』日本文教出版。『中学社会　新しい日本の歴史』育鵬社。『中学社会　新しい歴史教科書』自由社。

(34) 従来の高等学校用歴史教科書のほとんどは，戦前・戦後について断絶的に記述されているが，『新日本史A』（実教出版）では，「占領軍は，戦前戦時のしくみをかえ，民衆には『自由』・『民主化』の成果をもたらしました。しかし，官僚機構は残され，衛生管理・食糧供出では強権を用いることもありました」というように，連続的に捉える視点からも記述がなされている（成田龍一他『新日本史A』実教出版，2013年3月検定済，2014年1月発行，p.112)。

(35) 拙稿「戦前の自作農創設事業と戦後の農地改革～地主制解体への道程～」静岡県教育委員会『資料に学ぶ静岡県の歴史』2009年，pp. 126-127。

＜第３部　現代社会学習と社会的思想形成＞

第７章　社会参加と地域教育システムの構築

序章でも述べたように，1960 年代の半ば，黒羽清隆は，「歴史教育の真の危機は，そのイデオロギー的内容をめぐる政治路線の分裂にのみあるのではなく，生徒たちの人生観・社会観，いや人生感覚・社会感覚に対して『社会科』の名にあたいする影響力を及ぼし得なくなっているところにある」(1)として，社会科・歴史教育の危機的状況を指摘した。豊かさの中で，社会との緊張感を欠いた子どもたちが増加する現代社会において，黒羽の指摘した社会科・歴史教育の危機はさらに深刻化しているといえよう。このような危機感を抱きながらも，日々の授業を虚しくこなしている筆者にとって，社会参加は，社会科教育の危機を多少なりとも打破し，社会科の目標である市民的資質の育成をめざす上での指針となる重要な概念である。

社会参加を社会科カリキュラムの構成原理とすることを提唱する唐木清志は，「疑似体験ではなく，実社会における本物の役割を遂行する中で，個人は自己の社会的有効感を高めることができる」と主張している(2)。また，松岡尚敏は，社会科における社会参加は「新たな社会を創造するための社会参加」という視点を中心として考えるべきであり，社会的課題に基づき，社会認識と社会的実践がワンセットになった学習過程が必要であると述べている(3)。市民参加社会の到来を視野に入れると，生徒が市民の一員として，よりよい社会の実現に主体的にかかわることのできる力を育てようとする際に，NPO・NGO などの行う市民活動へ参加することは重要な意味をもつ(4)。しかし，現在の学校教育の枠組みの中で，生徒たちが「本物の役割」を務めるには，多くの困難を伴う。例えば，中学校の場合，生徒が実際に市民活動に参加していくには，（ア）学校や教師には市民活動に関する理解と情報が不足している，（イ）市民活動の中には政治的色彩の強い活動もあり，生徒の活動が政治的に利用されるおそれがある，（ウ）生徒が興味・関心のある事柄と社会的課題との間にずれが生じやすい，（エ）中学生である生徒が実際にできる具体的活動は限られている，（オ）生徒が活動可能な時間帯と市民活動が行われる時間帯とが一致しにくい，（カ）学校外での活動が中心となり，同時に多数のグループや個人が活動を行っているため，教師が生徒の活動を把握することが難しく，安全面や生徒指導上の問題に対処しにくい，などの問題が考えられる。

筆者は，静岡大学教育学部附属浜松中学校（以下浜松中と略す）において，上記のような問題を念頭に置きつつ，2004 年度に「総合的な学習の時間」を活用して社会参加学習を行った。本章では，地域 NPO ネットワークとの連携により，生徒たちが市民活動等に参加した実践を通して，中学校における社会参加学習の意義と方法について考察していきたい。その際，次のような視点で検討していくこととする。まず，実践を行う上で，学校全体の教育課程に社会参加学習を位置づけること，及び市民性の育成の観点から「総合的な学習の時間」をとらえ直すことの必要性について検討する。続いて，事後アンケートの結果などをもとに，地域 NPO ネットワークとの連携による実践の成果について考察する。最後に，社会参加学習と必修社会科との関連を図る上での可能性について述べることとする。

第１節　社会参加学習と「総合的な学習の時間」

１．学校の教育課程における社会参加学習の位置づけ

社会参加及び社会参加学習については，理論的・実践的に多くの検討すべき課題がある。とくに教育現場において，理論と実践との溝を埋めていくことは重要な課題である。唐木は「参加」について，

「個人が目的を同じくする人々の集団に加入し，集団の構成員として重要な役割を担いながら，彼らと行動を共にすること」であると定義した上で，「参加」に必要な三つの特性として，集団への加入，集団における役割の遂行，協働的な行動への関与を挙げている[5]。そして，「参加」学習を「児童・生徒が自律した市民として社会的な諸問題を改善したり，解決したりしようとする行為に関与することを通して，民主社会に積極的に『参加』するのに必要な資質育成をめざした学習」であると定義している[6]。唐木の「参加」理論は，アメリカのサービス・ラーニングの影響を強く受けたものである。宮崎猛によれば，サービス・ラーニングは「学校の教育活動の一環として計画的に行われる学習で，かつ地域への参加を伴った学習であり，教科における目標を発展させるものでなければならない」とされる[7]。また，原田正樹は，サービス・ラーニングにおける体験の質を高めるための留意点として，①リアリティのある体験であり，その体験自体に現実的な課題が内包されていること，②学習Needs（教師・生徒）と地域 Needs が合致した体験であること，③社会に対して貢献できる体験であること，④ある一定期間継続できる体験であることを挙げている[8]。さらに，倉本哲男は，ワシントン州 Lynnwood Intermediate School における「イスラム教徒救済」SL 等の分析を通して，市民性の育成に際し，「共通善」「強固な民主主義」の思想に基づく人格性の教育が重視されていることを指摘している[9]。

日本における「社会参加」に関する先行実践としては，宮崎猛，峰明秀，中善則などの実践が注目される。宮崎猛は，高等学校選択「政治・経済」で単元「福祉政策の現状と課題」を構成し，福祉施設での聞き取りや車いす体験，体験レポートの作成等を取り入れた実践を行った[10]。また，峰は，ハンセン病問題を題材として，夏休みを利用した希望者による国立療養所への訪問活動や全校での人権集会等を行い，「総合的な学習の時間」，学級活動，道徳，必修社会科を組み合わせた実践を行った。そして，実践の成果をもとに，必修社会科，「総合的な学習の時間」，道徳，特別活動の関連づけを図ることによって，「社会参加」を手段とする社会認識形成の可能性を示した[11]。中の場合には，中学校選択社会科における地域ミニコミ誌づくりを通して，地域住民とともに行政を動かし，歩道の危険な箇所にフェンスを設置するに至る実践を報告している[12]。しかし，これらの実践は，選択社会科など一部の生徒を対象としたものであったり，活動が一時的な体験学習にとどまったりしており，生徒が市民活動に継続的に参加していくまでには至っていない。

本稿では，社会参加学習を「よりよい社会をつくる市民の一員として，社会的課題を解決する活動に継続的に参加し，能動的に社会に働きかけていく行為を通して，市民的資質の育成をめざす学習」であるとおさえる。筆者は，社会参加学習が成立する要素として，①市民的資質の育成を目標とすること，②地域社会の課題の解決を図る活動であること，②市民活動団体（場合によっては個人や公共機関も含む）が行う活動に継続的に参加すること，③社会に能動的に働きかけていく活動であること，④生徒が集団の一員としての役割を担う協働性の保障された活動であること，⑤生徒の意思が尊重され，生徒が活動への意欲を有していること，⑥「地域の課題探し→活動計画の立案→計画の実行→リフレクション・評価」といった学習過程が組織されていること，⑦各教科の学習と関連性があり教科学習に効果的であること，などがあると考える。実際に学習活動を行う中では，これらのすべてが満たされることは難しいと思われるが，少なくとも計画的に組織された学習過程の中に，社会の改善をめざす具体的活動が位置づけられていることが必要であろう。また，活動の内容としては，コミュニティサービスやボランティア活動など，サービス・ラーニングよりもやや広い範囲の活動までを含む概念であるととらえている[13]。

よりよい社会の実現をめざし主体的に行動する市民へと成長するためには，社会的課題と正面から

向き合うことが大切である。しかし，中学生の力だけで社会の抱える課題を見つけ，課題の解決に向けての具体的行動を起こしていくことは難しい。地域の中で展開される市民活動は，社会的課題の解決に人々が挑んでいる現場である。実際にその現場に立ち，中学生として社会的課題の解決の過程に関わっていくことは，主体的な市民へと成長していく貴重な一歩となる。その意味で，社会参加学習を行うにあたり，市民活動団体等の活動に参加していくことは，市民的資質を育成する上で有効であると考える。

浜松中では，2004 年度，「『成長する場としての学校』をめざして―よりよい未来をつくる担い手となるために―」を研究主題とし，自己や自己をとりまく環境をよりよくするために，自己・他者・社会に対して能動的に働きかけていく意志や実行力をもつ生徒の育成をめざす教育研究に取り組んだ[14]。幸いなことに，全教職員が「能動的に働きかける力」を養う上で社会参加学習が有効であることを認識し，学校全体で実践する態勢を整えることができた。浜松中の教育課程の主な特色は，（ア）各教科及び「総合的な学習の時間」において，「ガイダンス→基盤づくり→追究活動→交流活動」を一つの大きな単位（学習のくくり）とする学習過程を組織し，各教科と「総合的な学習の時間」とを構造的に関連づけていること，（イ）各教科と「総合的な学習の時間」において，リフレクション（省察・再構成）を重視していること[15]，（ウ）各選択教科において，他者や社会に貢献する学習活動を行っていること，などである。本稿で報告する実践は，このような学校の特色を基盤として行うことができたものである。多くの生徒が継続的に活動できるような社会参加学習を実施するためには，明確な理念のもとで，教師集団がその意義を理解するとともに，学校全体の教育課程に社会参加学習を位置づけることが必要である。

２．社会参加の視点による「総合的な学習の時間」の捉え直し

門脇厚司は，「社会を作り，作った社会を運営しつつ，その社会を絶えず作り変えていくために必要な資質や能力」を「社会力」と呼び，「社会力」を著しく欠落させた子どもや若者が急増したことを指摘している[16]。また，市川伸一を座長とする人間力戦略研究会も，「社会を構成し運営するとともに，自立した一人の人間として力強く生きていくための総合力」である「人間力」が低下している可能性が高いとしている[17]。「社会力」や「人間力」は市民的資質に近い概念であり，いずれの指摘も社会の崩壊に対する強い危機意識が反映したものといえよう。門脇，市川両氏は，こうした状況に対して学校教育が取り組むことのできる対策として，「総合的な学習の時間」に期待を寄せている。『中学校学習指導要領』（平成 10 年 12 月）によれば，「総合的な学習の時間」のねらいは，「自ら課題を見付け，自ら学び，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」と，「学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的に取り組む態度を育て，自己の生き方を考えることができるようにすること」である。このねらいを突き詰めると，「総合的な学習の時間」は，基本的には個人の課題解決能力を「生きる力」とし，その育成に重点が置かれているものと考えられる[18]。

中学校現場では，2002 年度に現行指導要領が完全実施されて以来，各学校において「総合的な学習の時間」が行われてきた。その際，ボランティア体験，奉仕活動，職業体験などの社会参加的な学習を取り入れている。しかし，多くの場合，このような学習は一時的な体験活動の枠内にとどまりがちである。門脇らが求めた力を具現化していくためには，「総合的な学習の時間」を実施するにあたり，社会参加の視点を取り入れることにより，市民的資質の育成をめざすことが必要となるであろう。

第２節　浜松中における社会参加学習の実践

１．地域NPOネットワークとの連携

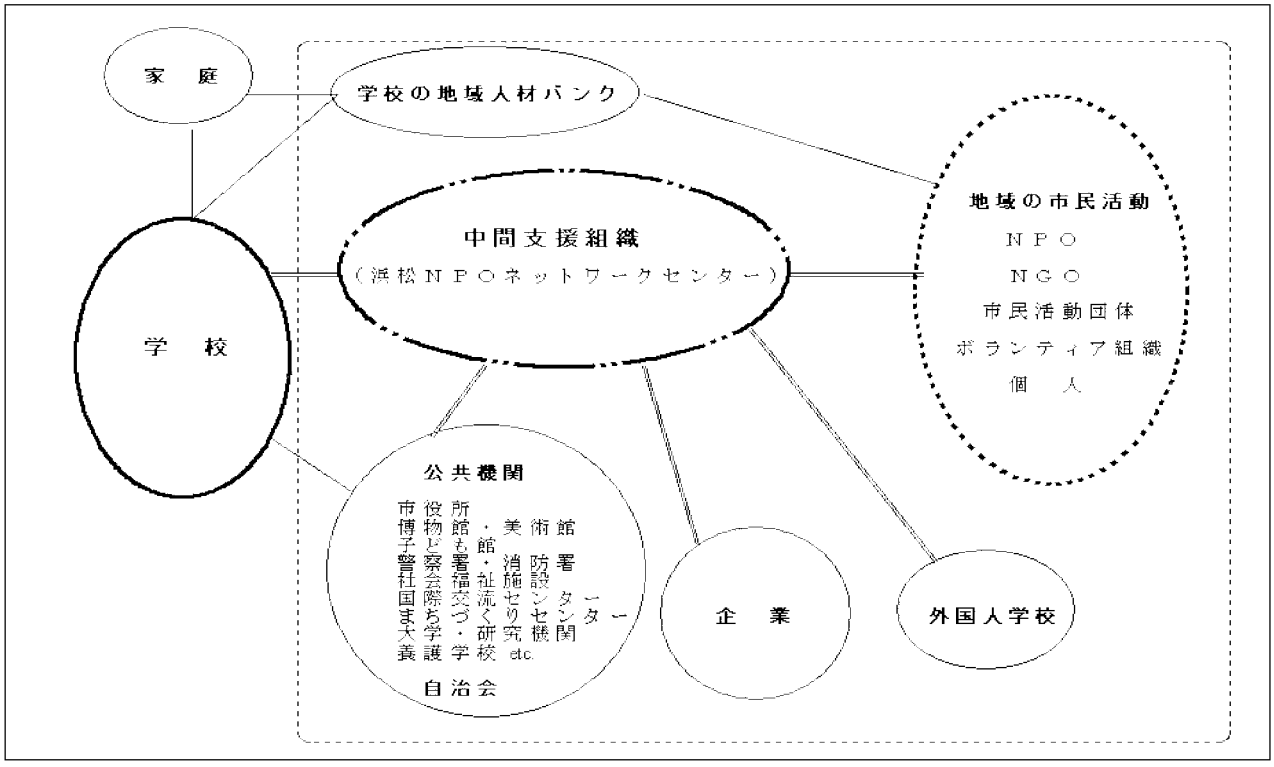


図７－１　社会参加学習を支える地域ネットワーク

先述したように，社会参加学習を行うには多くの乗り越えるべき問題がある。とりわけ，多数の中学生が実際に活動することのできる機会と場を確保することは難しい。浜松中では，このような問題の克服をめざし，「浜松 NPO ネットワークセンター（N-Pocket）」との連携を図った。N-Pocket は，（ａ）市民活動の組織・運営支援，（ｂ）自主事業（多文化共生，サービス・ラーニング，居宅介護支援，まちづくり等），（ｃ）行政との協働事業，の三つを活動の柱としている。なかでも，NPO 間ならびに NPO を必要とする人々を結びつける中間支援組織としての機能は，他の NPO にはあまり見られないものである[(19)]。筆者は，市民活動ネットワークの要となる中間支援組織としての役割に着目し，N-Pocket に対して協力を要請した。そして，互いの考えを確認し，意思の疎通を図るために交渉を重ねた。交渉を重ねる中で，浜松中が教育課程全体を通してめざす「よりよい未来をつくる担い手」の育成と，よりよいまちづくりをめざす N-Pocket の活動方針とが一致したことが，連携関係を築く上での最も重要な要素であった。連携関係を結ぶにあたり，N-Pocket に対して依頼した主な支援内容は，①生徒が参加可能な市民活動団体等の調査・選択と学校への情報提供，②市民活動団体等に向けての社会参加学習への協力要請，③地域の課題に基づいて生徒が参加する活動を探したり，新たに行動を起こしたりする際の助言，④ N-Pocket が行う事業への生徒の参加，の 4 項目であった[(20)]。

図7 - 1は，N-Pocket との連携によって創出した社会参加学習を支える地域ネットワークの概念図である。浜松中では，N-Pocket を通じて，市民活動に携わる団体や個人に関する情報を得たり，各団体や個人に社会参加学習への賛同と協力を依頼したりした。また，毎週火曜日の午後に設定された「総合的な学習の時間」（名称：ライフタイム〔LT と略す〕）には，N-Pocket のスタッフが来校し，筆者とともに生徒の相談に応じ，必要な情報やアドバイスを提供することとした。このほか，N-Pocket は活動先の事情を把握していることもあり，必要に応じてスタッフが生徒の活動場所に同行し支援を行った。筆者は，「総合的な学習の時間」全体の年間活動計画（第 1 学年～ 3 学年）を作成するととも

に，毎時間の指導過程を提示した。教育目標の設定や教育課程の作成，毎時間の運営，協力団体との交渉・連絡等は筆者ら教員が行っており，いわゆる教育活動の外注とは異なるものである。

N-Pocket のもつネットワークは，これまで浜松中が築いてきた人的ネットワークを大きく広げることになり，学校にとって大きな知的・人的財産となった。N-Pocket にとっても，中学生が市民活動に参加するきっかけをつくることにより，市民参加社会の実現にむけての種をまくことになった。４月に行ったガイダンスの際，N-Pocket 代表の山口祐子氏が，生徒に向かって「あなたがたは，未来を託す私たちのパートナーです」と語った言葉は，生徒の心の中に印象深く残っていた。社会参加学習を経験した中学生が，将来市民活動に参加するかどうかはわからない。だが，少なくとも市民活動へのよき理解者になることは期待してよいのではないだろうか。

２．社会参加学習の学習過程

浜松中では，1999 年度より LT を実施してきた。**表7-1**にあるように，LT は，「かかわり方を学ぼう」と 5 つの調査・探究活動などから成り立っている。各調査・探究活動は，「かかわりあいとつながりの中で社会を見つめ，自己の生き方・在り方を考えよう」を共通テーマとして系統的・発展的に関連づけて組織されている。これまでの実践の積み重ねにより，課題設定・解決力の向上，地域の社会事象に対する認識の深まりなど，多くの成果を上げてきた。しかし，その一方で，（ア）生徒の興味・関心に基づく課題設定と社会的課題との間にずれが生じ，社会的存在である生徒にとって「生きる力」の育成には不十分である，（イ）追究による調査やまとめの発表としては優れているが，実行力の向上にまで至らない場合が多い，（ウ）学年を重ねるに従い，慣れのためにかえって追究活動がおざなりになる生徒がいる，（エ）学んだ成果を社会のために生かす機会が少ない，などの問題が浮き彫りになってきた。そこで，2004 年度には，調査・探究活動５の重点を，個人の興味・関心に基づく課題追究学習から市民性の育成を重視した社会参加学習へと移すこととした。

表7－１　ライフタイムの３年間の学習計画

学習活動	共　通　テ　ー　マ　等	時期
かかわり方を学ぼう	３年間のライフタイムの学習を行っていくために必要な基礎・基本を身につける。	１年４月
調査・探究活動１	「身近な地域で自分たちの生活を支えているものを探ろう」	１年４月～10月
調査・探究活動２	「他地域の人々の地域を支える姿に触れ自分たちの生活を見つめ直そう」（南伊豆体験学習）	１年11月～２年４月
調査・探究活動３	「身近な地域で自分があこがれる生き方をしている人たちを探ろう」	２年４月～10月
調査・探究活動４	「海外での体験をもとに，自分たちの現在と未来を見つめよう」　（ハワイ体験学習）	２年11月～３年４月
調査・探究活動５	「身近な生活から様々なかかわりあいとつながりを探り，社会に生きる自分を実感しよう」	３年４月～10月
卒業レポートづくり	３年間のライフタイムでの学びを振り返り，レポートにまとめる。	３年11月～３月

調査・探究活動５では，第 3 学年の生徒（3 クラス 118 名）を対象に，**表7-2**のような学習過程を組織した。学習活動のはじめに行うガイダンスでは，学習活動の目的と意義について指導を行った（①）。その際，これまでの学びや生活の中から生まれた疑問などをもとに，身近な地域の抱える課題を探り，その課題に対して「今の自分たちに何ができそうか，何をなすべきかを考え，社会をつくる一員として行動していこう」と語りかけた。また，一人でできることには限りがあり，問題を解決するには，同じ志をもつ人たちが力を合わせていくことが必要であることから，数人のプロジェクト・グループを結成して行うことを伝えた。活動のまとめについては，個人レポートを作成することとし，生徒一人一人が認識を深めることや活動に責任をもつことをねらった。このレポートには，自分がつかんだ地域の課題，自分が行った活動，活動の意義，活動に携わる人々から学んだこと，社会の

ために貢献する活動を通して学んだこと，これからの自分の生き方などについてまとめさせることとした。

表7-2　調査･探究活動5の学習過程

段階	学習内容	時間
Ⅰ	①ガイダンス	1
Ⅱ テーマ設定	②生活の中の疑問，地域の課題・ニーズ探し イメージマップ 地域の課題・ニーズマップの作成， ③分野選択アンケート	2
	④グループ（プロジェクトチーム）づくり	1
	⑤活動目標・活動内容・テーマ設定	3
	⑥追究活動計画作成	3
Ⅲ 追究活動	⑦実践的活動 フィールドワーク＆アクション NPO，社会福祉協議会，市役所，福祉施設，市民団体等へ訪問するとともに，実際に活動に参加する	6
	⑧活動の振り返りと活動計画・内容の修正	2
	⑨中間報告（追究途中の交流），活動計画・内容の修正	2
	⑩実践的活動	6
	⑪活動の振り返り	1
	⑫追究のまとめ（レポート），（試しの交流）	5
Ⅳ 交流	⑬発表準備・練習	4
	⑭交流（ライフタイム発表会）	1
Ⅴ 振り返り	⑮振り返りの記述 ⑯振り返り記述の交流 ⑰お世話になった地域の方への報告，発表，お礼の手紙	2

続いて，地域が抱える課題やニーズを探るために，「地域の課題」をキーワードとしてウェビングを行わせた（②）。そして，自分が選択した分野に関して，ウェビングにより浮かんできた地域の課題から，自分ができそうなこと，自分がなすべきことを考えさせた。また，活動分野を決めるために事前アンケートを行い，生徒を分野別のグループ（「保健・福祉」，「まちづくり」，「環境保全」，「国際理解・国際協力」，「地域安全」，「保育・子育て」，「文化活動」）に分けた（③）[21]。その上で，分野ごとに数名ずつのプロジェクト・グループをつくらせた（④）。グループでは，地域のために自分たちが力をあわせてできそうなこと，地域の課題やニーズに応えるために自分たちがなすべきことなどを検討させ，グループテーマを設定させた。グループテーマが決まった後，グループの活動に貢献するための個人テーマを設定させた（⑤）。テーマ設定と具体的な活動の方向性を探る活動は，課題探しの訪問や各種 NPO の講師による講座を交えながら並行して進めた。その際，できる限り生徒が自分たちの力で活動内容や活動場所を探すことを重視した。

テーマと活動の方向性が決まった段階で，生徒は，NPO・NGO などの市民活動団体，公共機関，社会福祉施設，養護学校・盲学校・聾学校，外国人学校，保育園・幼稚園，自治会などを訪れ，具体的な活動を開始した（⑦）。生徒が行った活動は，市民活動団体が行っている活動に参加するほか，調査に基づく提案・広報活動，プロジェクトの企画・運営などである。活動を行う過程では，活動の意義や内容について繰り返し「振り返り」をさせ，新たな課題探しや活動計画の修正を行わせることを重視した（⑧）。各分野の担当教師は，随時面談を行い，各グループの追究活動の進行状況を把握するとともに，筆者や N-Pocket のスタッフとともに，活動に行き詰まった生徒に対する支援を行った。

1 学期末に，それまでの追究の経過や成果を異なるグループで互いに発表させる「追究途中の交流」を設定した（⑨）。そして，2 学期に入り，レポートがある程度まとまったところで，「試しの交流」を設定した（⑫）。「追究途中の交流」や「試しの交流」は，交流や「振り返り」の場を設定することにより，それまでの活動を見直し，追究を深める必要があるところや不足しているところを見出し，いっそう充実した学習活動にしていくことを目的として行った。11 月には，「LT 発表会」を開催した。ここでは，保護者や地域の方々，NPO のスタッフなどを招き，全校生徒が各自の追究活動について発表した（⑭）。3 年生は，個人レポートをもとに，身近な地域の抱える課題，様々な場で社会

のために活動している人々の姿，自分が活動に参加することを通して学んだこと，自分のこれからの生き方・在り方に対する考えなどについて発表した。

３．社会参加学習の活動事例

表7－3　調査・探究活動５における活動分野および活動内容

分　野	生徒数	訪問先・活動場所等	生　徒　の　主　な　活　動
保健，福祉	男子４ 女子８	浜松盲学校，浜松聾学校，西部養護学校，Ｎポケット	聾学校，盲学校，養護学校に訪問し，障害をもつ方々の生活についてお話を伺った。そして，主に視覚障害者が健常者に求めることについて理解してもらうための中高生を対象としたリーフレットを制作した。
		老人福祉施設西山ウエルケア，NPO 法人地域生活支援の家「あっとほーむ」，浜松市役所社会福祉課，神久呂保育園	西山ウエルケアを訪問し，ボランティア活動を通してお年寄りとふれあった。また，「あっとほーむ」に訪問し，知的障害をもつ子どもたちとふれあった。保育園で保育体験とボランティア活動を行った者もあった。
まちづくり	男子５ 女子４	浜松市役所文化政策課，浜松市楽器博物館，サンデーフォーク静岡	楽器博物館の企画展「打楽器はおもしろい」の中学生ボランティアスタッフとして，館内の案内や企画展の紹介，楽器の演奏などの活動を約３ヶ月間行った。浜松で行われたコンサートの現場を見せていただき，お話を伺った。
		浜松市役所交通政策課，西部公民館，湖東病院	浜松市のバリアフリーやユニバーサルデザインの状況を把握し，安全マップを作成した。訪問による資料収集（市役所・公民館・病院・図書館）→フィールドワーク（徒歩・車いす）→安全マップ作成。
環境保全	男子１３ 女子５	NPO 法人サンクチュアリジャパン・ネイチャーセンター，浜松市役所環境保全課	サンクチュアリジャパンを訪問してウミガメの保護活動について学び，中田島砂丘でゴミ拾いを行ったり，ウミガメの保護や環境保全を呼びかけるポスターを制作したりした。
		NPO 法人「水俣を子どもたちに伝えるネットワーク」	フィールドワークを行って，地域の環境汚染の可能性がある場所を環境マップとしてまとめた。
		NPO 法人「佐鳴湖をきれいにする会」，浜松市公園管理課，公園愛護会，岩田商店（資源回収業）	夏休みに佐鳴湖で行われた佐鳴湖クリーン作戦に参加するとともに，アンケート調査を行った。ボランティアを通して学んだことをもとに「佐鳴湖をきれいにしよう」というテーマでポスターを作り，地域に掲示した。自分たちの家の近くの公園の清掃を行った。
地域の安全	男子１３ 女子０	浜松市役所防災対策課，航空自衛隊浜松基地，浜松市中消防署，浜松市広沢町自治会， NPO 法人「福祉のまちづくり市民ネットワーク」	「福祉のまちづくり市民ネットワーク」の活動に参加し，避難所に指定されている小中学校（追分小学校・広沢小学校・蜆塚中学校）の体育館やトイレなどを調べ，避難所での生活マナーなどを載せた冊子（避難所ガイドマップ）を発行するための調査活動や防災に対する意識向上のためのパンフレットの制作を行った。また，シンポジウムに参加した。
		浜松中央警察署，浜松市役所，追分小学校	小学生の登下校時に危険な箇所に印や写真を貼り，危険な場所や，どう危険なのか，どうすれば安全に歩けるかをわかりやすく示した交通安全通学路マップを作り，小学生に配布した（追分小学校）。
国際理解・国際協力	男子１４ 女子１６	浜松市国際交流協会（HICE），日本語学習支援ジャボラ NPO，ピタゴラス（ブラジル人学校）	HICE に訪問し，国際理解・国際協力にかかわる地域のニーズ探しを行った。ジャボラ NPO の行う子ども教室で，ブラジル人の子どもたちに日本語を教える活動に参加した。インドネシア，ブラジルなど，浜松に居住する外国人の方々にアンケート調査を行った。
		MAF（浜松外国人医療援助会），オイスカ高校，中田島自治会，佐鳴台小学校（日本語学習支援教室），Ｎポケット	静岡県西部地区在住の外国人を対象とした外国人無料検診会を行う MAF の活動に事前準備の段階から参加し，当日は受付，昼食の配布などのボランティア活動を行った。また，活動を通して得られた自分たちの考えをレポートにするとともに，ホームページを作成した。
		HICE 講師水口パズ氏，Ｎポケット	在日フィリピン人女性の生活について，生活支援を行っている水口パズ氏からお話を聞くとともに，フィリピン人女性の置かれている状況について調べ，自分たちの意見を載せたホームページを作成した。
		NPO 法人ブッダ基金，Ｎポケット	ネパールの小学生を対象に行った英文アンケートを集計し，日本人の意識と比較した。ネパールへの援助の方法などが書かれた資料を読み，援助のあり方・自分たちのあり方について様々な立場に分かれ，グループ討論をした。
		NPO 法人龍の会，竜禅寺小学校，Ｎポケット，エスコーラ・デ・ブラジレイラ（ブラジル人学校）	龍の会で外国人児童・生徒の日本語学習支援活動に参加した。具体的には，日本語学習教材として，擬態語，擬音語，カタカナのカード作りなどを行ったり，日本語を教えたりした。
		ムンド・デ・アレグリア（ペルー人学校），Ｎポケット	ペルー人学校の生徒と交流会を行い，日本の昔の遊びを伝えたり，ペルーの遊びを教えてもらったりした。
保育・子育て	男子２ 女子１３	浜松子ども館	子ども館のボランティアスタッフとして，子どもとの触れ合い，ワークショップで使われる小物の制作，館内の掃除などを行った。
		松城幼稚園，海の星幼稚園，愛恵保育園，城北幼稚園，蜆塚幼稚園，鴨江保育園，海の星幼稚園，西保育園，権現谷保育園	小グループに分かれ，幼稚園・保育園を訪問し，先生・保育士からの聞き取り調査，本の読み聞かせ，プールの掃除，金魚の水槽の水替え，園児との遊びなどのお手伝いなどをする活動を行った。また，夏休みにも保育体験をした。
文化活動	男子１２ 女子９	ムンド・デ・アレグリア（ペルー人学校），Ｎポケット，老人ホーム萩原荘，生涯学習センター，附属浜松小学校	老人ホームや生涯学習センターで日本の昔の遊びを習い，ペルー人学校で昔の遊びを通して交流を行った。また，附属浜松小学校の１年生に昔の遊びを教えた。
		HICE，市役所国際課，博物館，美術館，市立中央図書館，楽器博物館，オプネット外語学院，フォーシーズンズ外語学院	浜松市内の文化施設を訪問してお話を伺い，文化施設をより利用しやすくするためのパンフレットやマップを作成し，意見を提案した。また，浜松在住の外国人の方々にアンケート調査を行った。
		NPO 法人魅惑的クラブ（ユキゾチッククラブ），浜松アクトシティ運営財団	ユキゾチッククラブが行った静岡県立浜松養護学校での MagicHeart ボランティア（音楽を通して身体障害を持つ子どもとのスキンシップを図る）の活動に参加した。

表７ - 3は，生徒が行った活動を分野別にまとめたものである。このうち，国際理解・国際協力に関する分野でMAF（外国人医療援助会）の活動に参加した事例を紹介する。国際理解・国際協力は，生徒の興味・関心が高く，希望者の多かった分野である。しかし，この分野は，生徒の期待とは裏腹に，中学生の力で実際に行うことのできる活動は限られていた。この分野を選んだ生徒は，活動への意志は強いものの，実際に参加できる場を探すことに苦労した。筆者は，N-Pocketのスタッフとともに生徒の相談に応じながら，外国人児童・生徒への日本語学習支援，ブラジル人学校・ペルー人学校との交流，ネパールへの教育支援などの活動を紹介したが，希望人数が多いため，受け入れ先との調整が難しかった。例えば，日本語学習支援の場合，NPO・ボランティア団体の受け入れ可能な人数や活動時間の関係で，2団体へ10名程の生徒が参加するにとどまった。MAFの活動に参加した４人の生徒（男子２人・女子２人）も，当初日本語支援や文化交流の企画・運営に携わろうとして，ブラジル人学校や海外青年協力隊関係者などを訪問したが，思うような受け入れ先が見つからず，活動の見通しも立てられなかった。このような状況の中で，彼らは中学生としての限界を感じながら，MAFの活動へと参加していった。MAFの活動は，外国人労働者とその家族が社会保険への未加入など

資料7 - 1　ＭＡＦの活動に参加した生徒のレポート（一部）

＜個人テーマ＞
浜松に住む外国人が抱える問題点をとらえ，外国人と日本人とをつなぐ，国際社会の架け橋になろう。

＜　目　次　＞

１．テーマ設定に至るまで	Ｐ２	～　Ｐ３
２．追究方針と追究内容	Ｐ４	
３．外国人が抱える問題点を探る	Ｐ５	～　Ｐ６
４．新たな追究方針	Ｐ７	
５．ＭＡＦとは	Ｐ８	
６．外国人無料検診会	Ｐ９	～　Ｐ 11
７．実際に活動に参加してみて	Ｐ 12	～　Ｐ 13
８．まとめ	Ｐ 14	～　Ｐ 15
９．参考資料（新聞切り抜き含む）	Ｐ 16	～　Ｐ 18
10．訪問先・取材先	Ｐ 19	

＜実際に参加してみて＞
～事前準備～
事前準備は８月から始まり，主な活動としては，外国人無料検診会の申込書の作成，名札の準備，ファイル・文房具の整理と地味な作業が多く，また，国際協力に直接関わる活動ではなかったため，本当に役立っているのか不安になったこともあった。でも，結局は誰かがやらなくてはならない仕事であるので，少しでもＭＡＦの活動に多く貢献できたことはよかったと思う。また，このような地味な活動を通してでも，申込書の文書に書かれている内容を見たり，ＮＰＯの方々の話を聞くことで，外国人やＭＡＦの活動に関してのことを多く知ることができた。
また，国際協力とは，国際的な活動だけでなく，結果的に国境を越えて協力したことになる全ての活動のことであり，陰で支える人，外国人と直接関わる人と，全ての人がいて，初めて国際協力が成り立つのだと実感しました。
～当日～
今までの事前準備が，当日行ってみると，至るところで役だっていることに気づき，自分たちの活動がとても有意義な活動であったと実感。また，全国最大規模だとは聞いていたものの，予想以上の大きさに驚いてしまった。これほど大きなことを，このまち浜松でできることは，外国人と日本人の協力の表れだと思い，浜松に住む僕は，自分のまちがとても誇らしくなった。当日は，弁当の配布などを行ったが，空いた時間にインタビューなどもした。このように，多くの交流から多くのことを学ぶことのできた日でもあった。この浜松の地で，このように大規模な検診会が，それもボランティアで行われているということは，すばらしいことだと誇りに思う。そして，この事実をもっと多くの人たちにも知ってほしい。そして，この在日外国人の多い浜松から，このような輪がもっともっと大きく広がっていくことを期待します。

＜活動のまとめ＞
今回の追究活動を通して一番感じたことは，一言で表される「国際化」という文字の奥深さと重要性だと思う。国際協力・国際理解をするということは，思った以上に大変で，自分のやりたい活動を思い立ちですぐできるようなことではないことを実感した。在日外国人が抱える問題は，このレポートに書いたものがすべてではないと思う。多くの外国人が沢山の問題を抱え，生活している。そういう人たちを僕たち中学生が限られた時間の中で助けるということは不可能だと知った。在日外国人のことを本当に日本人が理解し，助けるに至るまでには，多くの時間と努力が必要なのだ。また，僕たちも外国人大きく支えられていることも忘れてはいけない。僕たちが住む日本・浜松の産業は，日本にとってとても大切な原動力となっている。その産業を大きく支えてくれているのも外国人労働者である。安い賃金で多くの時間働いてくれている。このように，日本人が外国人を助けているのではなく，互いに助け合って生活している。昔から変化し，外国人があたり前のように見かけられるようになった今，互いに協力しながら生活していくことは不可欠な問題だと思う。たとえ活動を実際に起こすには多くの時間と努力が必要であっても，自分たちの周りにはたくさんの外国人が生活していることを意識し，そういう人達のために何かしたいという気持ちをもつことが国際協力・国際協力の原点であることを実感した。
また，ＭＡＦの活動を通して，全員がボランティアによって行われていることに驚いた。300人余のボランティアが外国人のために１日活動をするのだ。その300人のボランティアによって，全国最大規模の検診会が開かれている。ボランティアの心をもった人々が，個人ではできなくても，それぞれの力をもちよって集まり，一つの集団となった時，それは多大なる力となって，社会に貢献できるのだと思った。そして，これこそが，ライフタイムのテーマ「21世紀をよりよく生きる」ために最も必要な力ではないかと思った。

のために医療を十分に受けられず，結果として重病に至るケースが多いことから，浜松市内の医師や看護士，ボランティア関係者らが企画・運営し，毎年無料で検診会を開催するものである。この活動は，N-Pocket が事務局となり，運営に大きく関わっていた。スタッフの紹介によって，MAF の活動に参加することを決めた生徒たちは，家庭の協力も得て，午後７時から行われる準備委員会や休日の準備会に参加し，申込書の作成や名札・文房具の準備などの作業を行った。そして，10 月の検診会当日は，ボランティア・スタッフの一員として弁当の配布やアンケート調査に携わった。紆余曲折を経て MAF の活動にたどり着いた生徒たちは，事前準備から当日に至る活動に参加する過程を通して，在日外国人の置かれた現状や援助に関わる人々の存在を知り，活動の意義を実感していった。**資料7 - 1**は，MAF の活動に参加したある生徒のレポートである。ここには，社会参加学習を通して新たな認識が形成されるとともに，中学生としての限界を感じながらも活動に貢献したという実感が，よりよい社会を築いていこうとする意志へとつながっていく様子がうかがえる。MAF の活動への参加は，社会参加学習として成功した事例だと考えられるが，調査・探究活動５全体としてはどのような状況であったか。次に，生徒を対象に行った事後アンケートをもとに考察することとする。

４．生徒へのアンケートより

発表会の終了後，第３学年の生徒を対象に**資料7 - 2**のようなアンケートを実施した。

(A) 設問１について

設問 1 は，具体的な活動を行うことができたかどうかを問うたものである。ア と答えた者が 33 名(29.5 %)，イと答えた者が 40 名（35.7 %）であり，合わせて 73 名（65.2 %）の生徒が，具体的な活動を行うことができたと答えている（**図7 - 2**）。これに対し，エ 19 名（17.0 %），オ 8 名（7.1）というように，活動を行うことができなかったと答えた者は 27 名（24.1 %）であった。ア・イと答えた者は，LT 以外の時間にも休日や夏休みなどを利用して NPO の活動やボランティア活動に参加するなど，充実した取り組みができたと感じている。一方，エ・オと答えた生徒は，参加への意欲はもっており，諸機関・諸団体への訪問による課題探しや聞き取り調査等は行うことができたものの，求められているような具体的な活動に出会うことができなかったと感じているとみられる。

資料7 - 2　調査・探究活動５の振り返りアンケート（抄）

１．あなたは，NPO・ボランティア団体などの市民活動，パンフレットやホームページ作成などによる広報活動，提案活動など，具体的・実践的な活動を行うことができましたか。次の中からあてはまるものを選んでください。
　ア．十分に活動を行うことができた。　イ．活動を行うことができた。
　ウ．どちらともいえない。　エ．あまり活動を行うことができなかった。
　オ．ほとんど活動を行うことができなかった。
２．あなたはどのようにして，具体的・実践的な活動に出会いましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。
　ア．以前から知っていた。　イ．保護者・家族から紹介された。
　ウ．友達から紹介された。　エ．先生から紹介された。
　オ．附属中地域人材バンクから見つけた。　カ．ＮＰＯのスタッフに紹介された。
　キ．インターネットで見つけた。　ク．その他
３．あなたは「調査・探究活動５」の学習に満足していますか。理由も書いてください。
　ア．たいへん満足している。　イ．満足している。　ウ．どちらともいえない。
　エ．あまり満足していない。　オ．満足していない。
４．本年度は，みなさんがこれまでの調査・探究活動からさらに進んで，実際に社会の中で市民の一員として活動し，よりよい地域・社会をつくることに貢献できることをめざしました。このような調査・探究活動について，あなたの考えを書いてください。

2004 年 11 月 22 日（月）実施　（第３学年生徒 112 名）

(B) 設問２について

設問２は，具体的な活動に出会う機会について問うたものである。結果は，「エ．先生」が 43 名（38.4

%）と最も多く，次に「カ．NPO のスタッフ」の 37 名（33.0 %）であった。一方，最も身近な存在である「イ．保護者・家族」，PTA 等を通じて募集し登録した「オ．附属中地域人材バンク」は，いずれも 9 名（8.0 %）と少なかった。これは，社会参加学習において，指導にあたる教師集団の情報の共有，教員と NPO スタッフとの連携関係の構築が重要であることを示している。一般的に学校や教員には市民活動に関する理解と情報が不足しており，このことが社会参加学習の実施を阻む要因の一つとなっている。学校と地域を結びつける上で，市民活動に関する的確な情報を収集・提供し，教師集団の理解を促すことは，社会科教員に課せられた重要な役割であろう。なお，「ア．以前から知っていた」20 名（17.9 %），「ウ．友達」17 名（15.2 %），「キ．インターネット」27 名（24.1 %）であった。

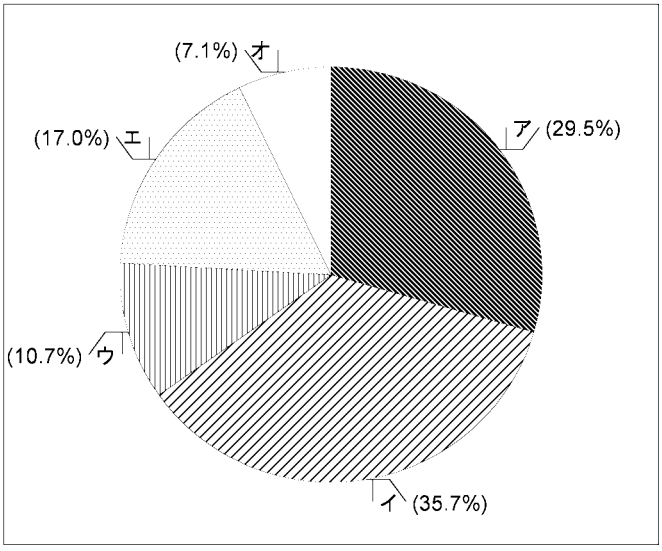


図7-2　具体的な活動を行うことができたか（設問１）

(C) 設問３について

設問 3 は，社会参加学習に対する生徒の満足度を問うたものである。ア 44 名（39.3 %），イ 43 名（38.4 %）を合わせ，87 名（77.7 %）の生徒が肯定的にとらえている（**図7 - 3**）。**資料7 - 3**からは，地域社会に貢献する活動を行うことで，社会に生きる自己の存在を見つめ直し，充実感や自己効力感を味わっている様子がうかがえる。一方，エ 15 名（13.4 %），オ 3 名（2.7 %）と答えた生徒は，その理由として，学習の趣旨に沿った実践的な活動ができなかったことなどを挙げている。エやオと回答した生徒の多くは，社会参加学習に対して背を向けていたわけではない。むしろ，活動をしたくてもできなかったことに不満を感じている。中学生にとって，社会に生きる自己の存在を感じられるような活動に出会い，参加することは，大変重要な意味をもつものである。

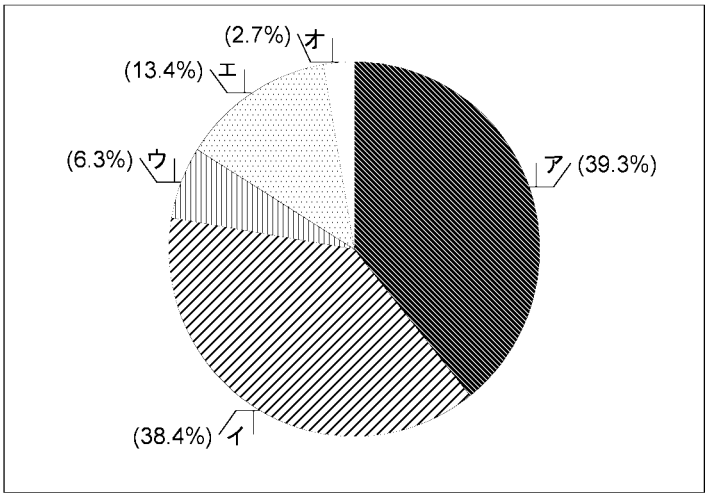


図7-3　調査・探究活動５に満足しているか（設問３）

(D) 設問４について

設問 4 は，社会参加学習に対する生徒の感想を求めたものである。**資料7 - 3**のように多くの生徒が，肯定的な感想を述べていた。感想からは，社会参加学習を通して，①社会事象に対する興味・関心の高まり，②社会の現状についての知識の獲得と驚き，③社会の一員としての自覚，④市民活動に携わることの難しさ・大変さへの気づき，などのあったことがわかる。例えば，「中学生という時期に，今回のような追究をし，社会に出ることで様々な経験をするのは，将来に役立つのでよいと思う。しかし，実際に活動する際には，中学生ということもあり，いろいろと制限されることもあったので，難しいこともあった。社会に貢献するという経験は貴重だと思う」という感想では，中学生としての

資料7 - 3　振り返りアンケートに見られる生徒の考え

設問３の主な理由

＜ア＞・＜イ＞
○援助の本質的なものを見つめることができた。新たなところへつながる。
○今までの調・探を本当に生かせたし，自分で活動した実感・達成感があり，とてもうれしい。
○とても充実した，これまでに経験したことのなかった活動ができた。
○地域社会の役に立てたような気がした。また，自分の視野が広がったように思う。
○授業では学べない社会の様子を知ることができたから。
○自分にとって身近なまちの良さと直すところを見つけることができた。
○今回でボランティアというか，地域への貢献のすばらしさというものを味わうことができた。
＜ウ＞
○活動しきれていないところがある。
○思うように進まなかったから。
＜エ＞・＜オ＞
○あまり内容の濃い活動を行えなかったから。
○体験が少なかったように思う。（訪問は多かったが）
○自分の納得のいくような追究ができなかったから。

設問４について

○自分達で考え，社会の一員として力を生かしていくことはこれから大切になる。それを体験を通して知ることができてよかった。
○とてもいいと思った。今までボランティアなどの地域での貢献には全く興味がなかったが，今回を通して，これからも行っていきたいと思った。
○市民の方々と一緒に活動することで，本音が聞けた気がします。この活動は自分の視野が広がる大切な活動でした。
○視野を社会へと広げることができるのでいいと思う。社会の中で，一人の人間として生きることは，これからの生活においてやるだろうことなので，体験することはすばらしいと思う。
○グループで社会に貢献するということは，とても大変だが，とても大きなことで，これから生きていくうえで，自分にとって大きな支えとなるような活動。
○将来に役立つし，これからの浜松について未来像を考えることができる。中学校に入るまでは，こういった地域に対して何かをさせてもらうというのはあまりなかったので，とてもいいことだと思う。普段の授業では学ぶことのできないことが沢山学べるということは，確かな財産になると思う。
○今の地域・社会をより身近に，その問題を自分の問題のように受け止めることができる活動だと思う。
○自分も社会の中で生きている一人なので，その中の課題を見つけ，改善などを行ったのは，とても有意義な活動だと思う。
○私たち中学生にもできることがあるということをわかってもらうことができ，また力になれたと思う。
○体験と知識をもとに考えることができるから，視野がより広くなれる。また，実際に行ったことが土台にあるから，自分の意見に自信・確信のようなものを持つことができる。社会に対して興味を持つことができた。
○自分たちで何かやろうとするのは大変だけれども，やりがいのあることだし，思うような活動ができなくても，その過程がとても大切だと思う。
○一市民として真剣にまちづくりを考えることができ，さらに大人の方と触れ合うことで，新たな世界を広げられた。
○私はとても良い活動だと思う。来年，高校生になる私たちにとって，自分たちで考え，社会の一員として力を生かしていくことは，これから大切になる。それを体験を通して知れてよかった。
○今浜松には多くの外国人が住んでいますが，その子どもたちの問題が印象的だった。自分の国の言葉もままならないときに日本へきて，ろくに学校へも行かない，自分の言語がない，そのような子どもたちが多いと驚いた。
○中学生という時期に，今回のような追究をし，社会に出ることで様々な経験をするのは，将来に役立つのでよいと思う。しかし，実際に活動する際には，中学生ということもあり，いろいろと制限されることなどもあったので難

限界を感じながらも，将来の自分と社会とのかかわりを見据えることにより，学習活動の意義を見出している様子が感じられる。設問４の感想に見られる意識は，将来生徒たちがよりよい社会をつくる担い手となるための土台となるものであると考えられる。

第３節　社会科教育（必修社会科）への展望と課題

必修社会科の授業では，人権，国民主権，国際理解，社会保障制度，地方自治，まちづくりなど，社会参加学習に深くかかわる単元において，生徒が市民とともに取り組んだ社会的課題を具体的に取り上げ発言させた。これにより，授業で扱う学習課題を真剣に受け止めようとする姿勢が見られ，発言内容に認識の深まりや思考力・判断力の高まりが感じられるようになった。また，政治学習のまとめとして，共通課題「日本は民主主義の国といえるか」のもとに行った追究活動では，社会参加学習の成果を生かそうとする生徒も見られた。例えば，NPO「福祉のまちづくり市民ネットワーク」の活動に参加し，地域の防災マップづくりに取り組んだある生徒は，市民の政治参加の視点から，地方公共団体（市役所）と NPO を比較する追究を行った。この生徒は，市民の政治参加をテーマとした理由として，「LT などで，市民が事業をおこし，市に提案をしていることがわかった。そういうことから政治にかかわる市民の力を探り，共通テーマに迫ろうと思ったから」と述べている。社会活動に参加するだけでは，行為の中に埋没してしまい，社会的課題の本質は見えてこない。一方，教室での授

業だけでは，見せかけの知識と上滑りな議論に終始する学習になりがちである。本実践を通して，社会参加学習と社会科学習との相互補完により，黒羽のいう「人生感覚・社会感覚」を少しでも刺激できたのではないかと思う。

唐木らは，将来の社会参加に向け，「参加」に必要な技能・態度の育成をめざし，開発教育に着目した「参加型学習」の単元開発を行っている[22]。唐木らの実践は，社会科教育における認識と行為（実践）の間の壁を越える上での可能性を示すものである。しかし，松岡は，「参加型学習」が「社会の複雑な仕組みや意外な視点について，子どもが実感を持って主体的に習得できるという点」での有効性を認めつつも，その学習活動が情報受信型であるため社会参加活動には含まれないとして，その限界を指摘している[22]。将来の社会参加へとつながる学習として，「参加型学習」のもつ有効性を高めるには，松岡のいうように，社会科授業における認識と実践のセット化が効果的であろう。筆者は，教科担任制のもとで教育課程の柔軟な編成を行いにくい中学校において，必修社会科の時間に社会参加活動を行うには，次のような工夫を要すると考える。まず，「参加型学習」を取り入れた単元の開発を行うこと。次に，学校全体の協力を得て時間割の編成を行うことにより，社会的活動に参加する機会を確保するとともに，その活動を単元の中に位置づけること。そして，学習の成果を生かす場として，学校内外での表現活動や情報発信の場を設けることである。例えば，公民的分野において，単元「基本的人権の尊重と市民生活」を構想し，その中で「人々が幸せに暮らすことのできる社会をつくるためにどのような政策を行うべきか」というテーマのもとに，ランキング等の参加型学習を用いて諸政策を検討する。それとともに，地域づくりの活動に参加したり，地域づくりにかかわる人々へのインタビュー等を行ったりする機会を設ける。さらに，社会的活動への参加や調査活動によって得られた成果を政策の立案・提案，情報の発信などに結びつけていく。このように，「参加型学習」と社会参加活動とを組み合わせることで，社会科の授業が活性化するとともに，実感を伴った社会認識の形成と行動的な市民的資質の育成がなされ，社会科学習の可能性が広がっていくものと考える。

本章では，中学生が市民活動に参加することにより，地域社会の現状および社会的課題の解決にかかわる人々の存在や活動について知るとともに，社会の一員としてよりよい社会をつくるために行動していくことへの意欲が高まるなど，社会参加学習が市民性の育成に資することを明らかにした。そして，社会参加学習を展開する上で，NPO との連携による地域ネットワークを活用することの有効について示した。加えて，社会参加学習は学校の教育課程全体に位置づけて行う必要があることや，「総合的な学習の時間」を活用して実施する場合，その目標を市民的資質の育成に明確化すべきであることについても検討した。その中で，実践に伴う課題として，次の五点が明らかになった。まず第一は，生徒の社会参加を保障するシステムの構築が不十分であり，活動の機会をなかなかもてない生徒があったことである。第二は，生徒の活動には，社会参加までには至らないものも多いことである。第三は，生徒が活動可能な時間帯と市民活動団体の活動時間帯とが合わず，「総合的な学習の時間」以外の時間に活動を行わなければならない生徒が多かったことである。第四は，学校教育における社会参加学習の評価方法を考案する必要があることである。第五は，社会科教育と社会参加学習との関連づけがカリキュラムの中で計画的になされなかったことである。

ロジャー・ハートの示した「参画のはしご」は，社会参加ならび社会参加学習の在り方について考える際の重要な指針となるものである[24]。しかし，これをもって，そのまま各校の実践や個々の学習活動を評価するものさしとすることはできない。「総合的な学習の時間」は，教育課程の一環として行われるものであり，社会参加学習では「参加」への強制力が働いている。その点からいえば，浜松中の生徒が行った「参加」の多くは，「参画のはしご」の中・下位に位置するものであろう。それ

では，浜松中の生徒の多くが社会参加学習を肯定的に受け止め，その意義を見出していった理由は何か。筆者は，彼らが活動を通して，社会で現実に起きている問題と自分たちとのつながりを意識するとともに，中学生としての「社会的使命」を感じたからではないかと考えている。自分の行動が他者や社会のために役立ち，必要とされていることを感じたとき，そこに自己の存在する意義を見出したのではないだろうか。今後，実践を重ねる中で，先に挙げた五つの課題の克服をめざしていきたい。

本章では，地域教育システムの構築による社会参加学習の成果と課題について検証した。次章では，子どもたちの社会的思想形成に繋がる社会的構想力の育成をめざした単元開発及び実践について考察する。

【注】

（1）黒羽清隆「戦後の歴史教育を考える―失われた社会科」『経済往来』1965 年 8 月号，のち『増補版日本史教育の理論と方法』1975 年，pp.8-9，所収。

（2）唐木清志「社会科における『参加』の意義―『市民』育成を目指す社会科教育のあり方―」『社会科教育研究　別冊　2002（平成 14）年度　研究年報』2003，p.26。

（3）松岡尚敏「社会科における社会参加をめぐる諸問題」『宮城教育大学紀要』第 39 巻，2004 年，pp. 95 - 110。

（4）松岡は，NPO の活動分野が現代的課題を反映したものであり，地域社会の中で大人たちが取り組み始めている社会活動に子どもたちが一緒に参加する際の指針になることを指摘している（「市民参加社会と社会科教育」『社会科教育研究　別冊 2002（平成 14）年度研究年報』2003 年，pp.69-80）。

（5）註（2）唐木前掲論文。

（6）唐木清志「アメリカ社会科における『参加』学習論の展開― F.M.ニューマンの『参加』論を中心に―」『社会科教育研究』No.71，1994 年，p.44。唐木『アメリカ公民教育におけるサービス・ラーニング』東信堂，2010 年。

（7）宮崎猛「アメリカにおける『サービス・ラーニング』の動向と意義」『社会科教育研究』No.80，1998 年，p.35。

（8）原田正樹「地域における学びの意義と方法―福祉教育実践の視点から―」『社会科教育研究　別冊 2002（平成 14）年度研究年報』2003 年，p.56。

（9）倉本哲男「米国のサービスラーニングにおける市民教育論に関する研究―『アプライド・ラーニング』および『人格教育』に関する実践分析を通して―」日本公民教育学会『公民教育研究』vol.11，2003 年，pp.1-15。倉本『アメリカにおけるカリキュラムマネジメントの研究―サービス・ラーニング（Service-Learning）の視点から―』ふくろう出版，2008 年。

（10）宮崎猛「福祉体験型『社会参加』学習の視点とその実践―アメリカ『サービスラーニング』をてがかりとして―」早稲田大学公民教育研究会編著『共生と社会参加の教育―総合的学習と社会科・公民科授業の創造―』清水書院，2001 年，pp.227-238。

（11）峯明秀「社会科における『社会参加』の意義と位置」『社会科教育研究　別冊 2002（平成 14）年度研究年報』2003 年，pp.37 - 49。

（12）中善則「地域ミニコミ誌づくりによるコミュニケーション能力の育成―中学生の社会参加活動をとおして―」『社会科教育研究』No.96，2005 年，pp.35-43。

（13）サービス・ラーニング，コミュニティサービス，ボランティア活動の違いについては，宮崎前

掲論文「アメリカにおける『サービスラーニング』の動向と意義」参照。

(14) 静岡大学教育学部附属浜松中学校『平成 16 年度研究紀要「成長する場としての学校」をめざして―よりよい未来をつくる担い手となるために―』2004 年。

(15) 唐木は，アメリカにおけるサービス・ラーニングの方法原理として，「統合」と「振り返り」を紹介している（「『サービス学習』における『統合』と『振り返り』の視点―ウェイズカ・ミドル・スクール『クリスマス・カロル』の分析を通して―」『公民教育研究』vol.6，1998 年，pp.51-65）。

(16) 門脇厚司『子どもの社会力』岩波書店，1999 年。

(17) 人間力戦略研究会「人間力戦略研究会報告書―若者に夢と目標を抱かせ，意欲を高める～信頼と連携の社会システム～」市川伸一編『学力から人間力へ』教育出版，2003 年。

(18) 中留武昭は，「総合的な学習の時間」のねらいが個人の自己実現に重点が置かれているのに対し，アメリカのサービスラーニングのねらいは市民性の育成にあることを指摘している（『学校と地域とを結ぶ総合的な学習―カリキュラムマネジメントのストラテジー―』教育開発研究所，2002 年，p.199）。

(19) N-Pocket ホームページ（http://www.n-pocket.jp）及び紹介パンフレット。

(20) N-Pocket との連携を結ぶにあたり，契約書を交わすと共に，活動支援費として浜松中から N-Pocket に 20 万円を提供した。実際には，人件費・交通費・調査費等の出費がかさむため，提供した金額をはるかに超える支援をいただいた。

(21) この分類は，筆者らが松岡による分類表「NPO の活動分野」（松岡前掲論文「市民参加社会と社会科教育」）等を参考に，学校・生徒の実状に合わせて作成したものである。

(22) 唐木清志・池田恵子・三輪直司・金原正高「『参加』の視点を生かした中学校社会科授業の構想―開発教育におけるバングラデシュの教材化―」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』No.8，2002 年，pp.31-47。

(23) 註（３）松岡前掲論文「社会科における社会参加をめぐる諸問題」，p.99。

(24) ロジャー・ハート著，木下勇・田中治彦・南博文監修『子どもの参画―コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際―』萌文社，2000 年。

付記

本章は，静岡大学教育学部附属浜松中学校における共同研究として行った実践の成果をもとに作成したものである。

第８章　社会的構想力の育成と基底的価値観形成

本章では，社会科が育てるべき市民的資質の一つとして社会的構想力を提案するとともに，社会的構想力及びその基盤となる基底的価値観の形成に向けた実践上の方法と課題について明らかにする。

社会科の構成原理の変遷を概観すると，科学的説明主義から意思決定主義〔合理的意思決定，社会的合意形成，開かれた価値観形成，合理的思想形成，社会形成〕，そして社会参加（参画）へと推移してきた(1)（**表8－1**）。科学的説明主義社会科は，合理的・論理的思考に基づく科学的社会認識の育成に効果的であるが，一方で「社会生活の本質や構造，メカニズムを知ることにより，自動的に社会観，価値観が根底的に揺すぶられ，価値認識を成長させることになるのだろうか」(2)という疑問の声もある。これに対し意思決定主義社会科は，社会における合意形成の過程を民主主義的議論の手続きによって授業の中で再現し，生徒に意思決定を迫ることによって価値観形成が図られている。しかし，現実の社会では合意形成が不可能な場合が多々あることや，対立する双方の立場が必ずしも対等ではなく，合意そのものが弱者の不利益とならざるを得ないこともある。こうした課題の克服をめざして提唱された社会形成社会科は，討議民主主義の原理に基づき，社会的探究を授業原理として，合意形成の手続きや方法にとどまらず，依拠すべき普遍的価値基準―日本国憲法に示されている基本的人権―を生徒に獲得させることをめざす点で論理的に優れている。ただ，社会の変化によって日本国憲法をめぐる様々な揺らぎが生じ，場合によっては人権規定の後退の可能性も考慮しなければならない状況の中で，現状の枠組みに依拠するだけでは，現代社会に起こる多種多様で複雑な問題に抗状況的に対処することは難しい。従って，未来に向けて在るべき社会の姿を構想する力が，社会形成にとって重要な意味を持つ。そこで筆者は，「在るべき社会の姿と，その実現に向けて制度や政策を構想していく力」を「社会的構想力」と規定し，社会科が育成すべき中核的能力の一つとする。社会の中の不条理性の壁を破ることのできる市民を育てるには，子どもたちが在るべき社会の姿を思い描き，その社会像に照らし合わせて選択・判断し，自らが社会をつくり変革していく主体であるという意識を持てるようにすることが大切である。筆者は，社会的構想力の育成に重点を置いた授業を繰り返し展開することで，科学的社会認識や論理的思考力の育成とともに，一人一人の生徒が在るべき社会の姿を構想し，それを自らの市民的思想形成に結実させていけるようになるものと考える。

以上のような問題意識により，本章では社会科の進むべき方向性について，次のような点からアプローチを試みる。はじめに，社会科が育成すべき市民的資質の一つとして社会的構想力を提案し，その具体像を示す。次に，社会的構想力を育成する際の基盤となる基底的価値として，「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」を措定する。最後に，社会的構想力の育成とその基盤となる基底的価値観形成に向けて，「税と社会保障制度」をテーマに行った授業実践について考察し，実践上の方法と課題について明らかにする。

第１節　社会的構想力の捉え方

１．社会的構想力の具体像

社会保障論を研究する広井良典は，これまでの成長・拡大型の市場化・産業社会に代わり，これからの日本社会は成熟化した定常型社会になるとし，そこでの在るべき社会像として「持続可能な福祉社会」・「創造的福祉社会」を提唱している(3)。また，貧困問題に取り組む湯浅誠は，日本社会を「す

表８－１　社会科の構成原理と価値との関わり

主張	説明主義社会科（科学主義社会科）	意思決定主義社会科					社会参加（社会参画）
		合理的意思決定	社会的合意形成	開かれた価値観形成	合理的思想形成	社会形成	
目標原理	科学的探求の原理に基づいて，社会的事象・出来事を科学的に説明できる能力の育成をめざす。	民主的な国家・社会の形成者として問題場面での自己の行為を科学的な事実認識と反省的に吟味された価値判断に基づいて合理的に選択・決定するために必要な意思決定力の育成をめざす。	民主主義社会を担う主権者として必要な公共的価値の形成を可能とする公共的空間の創出能力，すなわち社会的論争問題に関する民主的な議論を通じた社会的合意形成能力の育成をめざす。	子どもの社会認識体制の成長を開かれた形で保障し，社会のあり方についての自主的自律的な判断に基づく開かれた価値観形成をめざす。	社会認識形成を中核として，一人ひとりの子どもが自主的自立的に合理的な思想形成を行っていくことを促す。	批判と正当化の原理に基づき，社会的事象に関する自律的判断と合理的共同決定の能力と技能を有し，市民社会の形成に主体的に関わる市民の育成をめざす。	地域社会の課題（地域のニーズ）の解決に向けて，十分な知識と反省的思考を有して積極的に関与する行動的な市民の育成をめざす。
方法原理	子どもに社会を対象化させ説明させることを通して子どもの事実認識を成長させ，科学的探求の方法に基づいて社会的事象を捉え，意味づけ，説明させる授業を構成する。	現代社会が直面する社会的論争問題の探求を通して，社会における合理的意思決定の過程を経験をさせるよう授業を構成する。	価値観の対立を含む社会的論争問題を内容とし，個々の子どもの価値観に基づく意思決定について，民主的な価値観調整によって合理的に選択・判断する過程において，間主観的な議論を通じて子どもたちに辿らせる。	社会問題についての競争的解釈に向けて，一人ひとりの子どもが社会的に検討されるべき問題を明確にし，問題が社会的に検討されるべきであると判断する根拠をより普遍性をもった観点から見出す授業を構成する。	社会的問題についての社会科学に基づく解釈とそれに対する評価を踏まえてなされる他者の判断を吟味したり，同一の問題に対する異なる判断を比較したりする過程をたどる授業を構成する。	討議民主主義の基本を作る議論の論理に基づき，論争過程を子どもたちが自分たち自身で辿ることで社会形成の意義を見つける討議空間として授業を構成する。	「参加」と「振り返り」を重視する。サービスラーニング，コミュニティーの集団的活動への参加，地域調査とそれに基づく政策・改善策の提案，参加型学習等によって授業を構成する。
価値との関わり	社会事象についての科学的認識の育成を直接のねらいとする。事実認識としての社会の構造やメカニズムへの理解を通して，価値認識の成長を促す。	価値観の違いによって解決策が分かれるような社会的課題について，科学的な事実認識と反省的に吟味された価値判断に基づいて選択・決定できる能力を育成する。	個々の主体性と多様な価値観の存在を認めた上で，対等な立場を前提とする議論を通した相互批判と相互調整による納得と承認のもとに合意形成を図り，公共的価値の創出をめざす。	「選択・判断」の観点から社会を捉えさせることにより，価値の内容を対象化して批判・吟味させ，対立する立場のものが互いに承認し合える普遍的基準を見つけ出し，開かれた価値観形成を促す。	科学的社会認識形成を中核としながら価値認識の形成にまで踏み込み，個人が自主的自立的に合理的な思想形成を行うことを支援する。社会とどう関わるかは，各自の判断に委ねるべきとする。	社会問題に関する討議を通し，批判と正当化に基づいて自律的判断と合理的共同決定の能力・技能を育成する。そのために，相互に納得して依拠する普遍的価値基準の共有化を図る。	参加を通して公共善の達成に関与し，市民的公共性に基づく価値観形成を促すが，一方で地域の課題の内包する価値の対立に直接晒されることにより，偏向した価値観形成に繋がる恐れもある。

＜主な参考文献＞
①森分孝治『社会科授業構成の理論と方法』明治図書，1978 年。
②大杉昭英「社会認識体制の成長をめざす社会科・公民科授業―科学理論と倫理的価値基準の探求を通して―」『社会科研究』第 60 号，pp.11-20，2004 年。
③大杉昭英「社会科における価値学習の可能性」『社会科研究』第 75 号，pp.1-10，2011 年。
④峯明秀「社会科教育における『社会参加』の意義と位置」『社会科教育研究　別冊　2002（平成 14）年度　研究年報』，pp.37-49，2003 年。
⑤吉村功太郎「社会的合意形成能力の育成をめざす社会科授業」『社会科研究』第 59 号，pp.41-50，2003 年。
⑥小原友行「公民的資質の育成をどう変えていくか」社会認識教育学会『社会科教育の 21 世紀―これからどうなる・どうするか―』明治図書，pp.125-134，1985 年。
⑦小原友行「意思決定」日本社会科教育学会編『社会科教育事典』ぎょうせい，pp.68-69，2000 年。
⑧池野範男「社会形成力の育成―市民教育としての社会科―」『社会科教育研究　別冊　2000（平成 12）年度　研究年報』，pp.47-53，2001 年。
⑨池野範男「市民社会科の構想」社会認識教育学会編『社会科教育のニューパースペクティブ―変革と提案―』明治図書，pp.44--63，2003 年。
⑩吉村功太郎「社会的合意形成力の育成をめざす社会科授業」『社会科研究』第 59 号，pp.41-50，2003 年。
⑪溝口和宏「開かれた価値観形成をめざす社会科教育―『意思決定』主義社会科の継承と革新―」『社会科研究』第 56 号，pp.31-40，2002 年。
⑫桑原敏典「合理的な思想形成をめざした社会科授業構成―シティズンシップ・エデュケーションの目的と社会科の役割の検討を踏まえて―」『社会科研究』第 64 号，pp.41-50，2006 年。
⑬唐木清志「社会科における『参加』の意義―『市民』育成を目指す社会科教育のあり方―」『社会科教育研究別冊 2002（平成 14）年度研究年報』，pp.25-36，2003 年。
⑭峯明秀「価値認識形成をめざす中学校社会科授業―単元『外国人労働者問題を考える』の場合―」『社会科研究』第 42 号，pp.81-90，1994 年。

べり台社会」と表現し，誰に対しても人間らしい労働と生活を保障できる「強い社会」をめざすべきであると述べている[4]。そして，「社会力」の育成に着目した門脇厚司は，人類社会が抱える様々な難問を解決するために「互恵的協働社会」の実現の必要性を説いている[5]。彼らはそれぞれ異なった分野で活躍しているが，そこに共通することは，各専門分野への取り組みを通して問題意識をもち，それぞれの思想表現として在るべき社会の姿を構想している点である。このことは上記のような専門家に限らず，社会を形成する主体である市民にとっても無くてはならないものである。

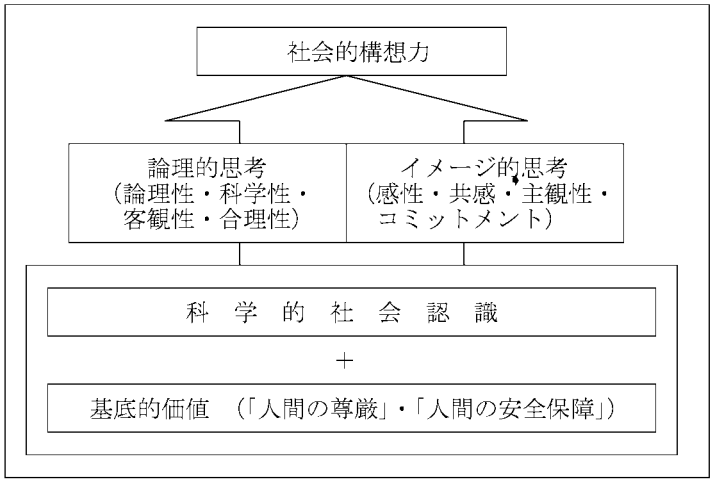


図8 - 1　社会的構想力の構造

社会的構想力を育むには，科学的社会認識とともに，構想の基盤となる基底的価値観の形成が不可欠である。この場合の基底的価値とは，「多様な価値の中にあって，あらゆる人々が承認すべき普遍性を有し，彼らの思想形成と選択・判断の規範となる根元的な価値」である。筆者は，社会の在り方を構想する際の基底的価値は，「人間の尊厳」及びそれを実現するための政策希求的価値である「人間の安全保障」であると考える。社会的構想力は，基底的価値と科学的社会認識を土台とし，そこに論理的思考とイメージ的思考が連関することによって形成される（**図8 - 1**）。市民が抱く社会的思想は，専門的な思想家のように理路整然としたものではない。しかし，その思想は各人の生活感覚や人生観等から導き出され，生活者として願う在るべき社会の姿，すなわち社会的構想として表現される。

このことを現代日本の貧困問題を例として見てみよう。生徒たちにとって，開発途上国よりもむしろ日本のような先進国における貧困を捉えることの方が難しい。それは，生活困窮者やホームレスなどの社会的弱者が自分と同じ空間に存在しているにもかかわらず，自分とは直接関わりのない別次元のこととして感じられているからである。また，貧困は社会に内在する構造的問題としてよりも，個人の努力不足や怠惰といった個人的な問題として見られがちである。従って，貧困を構造的な問題として本質的に捉えることのできる科学的社会認識の形成が求められる。その際，様々な社会事象に潜む問題を見出させるためには，どのような境遇にある人々にも保障されるべき普遍的価値である「人間の尊厳」をもとに考えさせることが大切である。しかし，「人間の尊厳」はその重要性が認識されてきたにもかかわらず，現実の政策等においては必ずしも実現すべき最優先の価値として扱われてきたわけではなかった。その理由は，「人間の尊厳」が理念的で静的な価値概念であり，実体的なものとして実現をめざすには抽象的でありすぎるからである。従って，「人間の尊厳」を保障するためには，より動的で具体的な価値概念が求められる。これには，後述するアマルティア・センによる「人間の安全保障」論の視点が有効である。センの理論は，高齢者や障害者，失業者，生活困窮者，ホームレス，被差別者，女性などの「周縁化された人々を意識化させ」[6]て問題として浮かび上がらせ，解決への行動を社会に強く求めるものである。すなわち，「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」と，貧困問題を構造的に把握する科学的社会認識とを土台として，①貧困問題の原因を究明し，解決への方策について科学的・合理的に考察する論理的思考，②貧困問題を捉える感性や弱者に共感・関与（コミットメント）しようとする意思等のイメージ的思考，という二つの思考がともに働くことによって，

貧困に対処する社会の在り方を構想する力（社会的構想力）が育まれるのである。例えば，生徒たちが貧困に関する授業を通して，「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」を意識した上で，「困窮した家庭の子どもが希望する進路をあきらめなくてもよいようにするための基金をつくる」といった具体的な政策や行動について言及しながら，「誰もが人間らしく安心して暮らせる豊かな社会」に関する社会像を描くことができたなら，それがたとえ一般的な言葉（社会像）であっても，一単元の授業としてはその目標に到達できたといえるのではないだろうか。

貧困に限らず，医療や薬害問題，環境，国際平和など他の題材でも同様の方針に基づく授業を構成し積み重ねることで，社会科で育まれた社会的構想力が，将来，政策提言や異議申し立て等の市民的行動あるいは社会的弱者への理解や支援等へと結びつき，市民参加（参画）社会を形成する原動力となっていくことが期待されるのである。

２．基底的価値としての「人間の尊厳」・「人間の安全保障」

社会科が現代社会の諸問題に対処できる教科となるには，基底的価値の吟味が必要である。ここでは，「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」を基底的価値とすることの妥当性について検討してみよう。

社会科は成立以来，教育的立場から価値の注入を回避し，価値中立性を保ちながら価値観形成を行うという難問に挑んできた。しかし，近年では，社会認識や問題解決力の基盤となる価値を明確化すべきであるという意見も表れている。例えば，保坂秀夫は，社会事象の学習では科学的社会認識が標榜する価値中立性を維持できない場面が生じてくるとした上で，「一定の価値意識に開けていないと問題の地平が見えてこない。また，対象に関わる価値意識を堅持していなければ，現実の問題解決を考え続ける忍耐力も，先に立ちはだかるいくつかの困難を乗り越える力も持つことはできない」と述べ，思考・判断の基盤となる価値意識の必要性を説いている(7)。人権教育の分野では，ベティ・A・リアドンによって，「人間の尊厳と高潔性」を中核的価値とし，そこに５つの普遍的な人権価値を相互関連的に構成することで，教育に具体的実行力をもたせようとする「ホリスティック価値」論が唱えられている(8)。また，社会的価値の多様性に着目する金田耕一は，つねに最悪な選択を回避するために，人権の観念や「人間の尊重」を核とする人権の文化のなかに表現されている「残酷さの回避」（Ｒ．ローティ）を普遍的な最小限の道徳的価値として据え，多様な目的や理想のあいだに一時的で暫定的な合意を形成してゆくことが現代のシティズンシップであるとしている(9)。この他にも多くの論者が，価値中立性確保の困難性を指摘するとともに，普遍的価値あるいは基底的価値の必要性を論じており，その際には「人間の尊厳」が取り上げられている。だが，「人間の尊厳」と一口に言っても，各論者が対象とする社会の状況や思想的立場によって，その意味するところは異なる(10)。

では，社会科教育に携わる者の立場から現代日本の社会にアプローチする場合，「人間の尊厳」の在り方をどう捉えればよいだろうか。筆者は，「人間の尊厳」を「一人一人がかけがえのない存在として尊ばれ，人としての生き甲斐と誇りをもって生きることが自明のこととして承認される必須の価値」と考える。日本国憲法の中には「人間の尊厳」という語句はないが，ほぼ同じ意味をもつものとして「個人の尊重」がある。「個人の尊重」は，これまでも憲法学習において，基本的人権の土台となる価値として扱われてきた。しかし，日本の社会は一見豊かで安定しているように見えながら，人々の生命や安全が軽視されるような事態が生じることもあった(11)。このことは，「人間の尊厳」を選択・判断の規範とする意識が，行政や企業をはじめ社会全体にいまだ根付いていないことを示している。それ故に，「人間の安全保障」という考え方が必要となるのである。

ロールズの「正義論」を批判的に継承・発展させたセンは，潜在能力論[12]の観点から貧困と飢餓，発展途上国の開発問題等に取り組み，緒方貞子とともに国連人間の安全保障委員会（2001 年発足）の共同議長を務めた。同委員会は，「人間の安全保障」を「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り，すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義し，「人が生きていく上でなくてはならない基本的自由を擁護し，広範かつ深刻な脅威や状況から人間を守ること」，「人間に本来備わっている強さと希望に拠って立ち，人々が生存・生活・尊厳を享受するために必要な基本的手段を手にすることができるよう，政治・社会・環境・経済・軍事・文化といった制度を一体としてつくり上げていくことをも意味する」としている[13]。現在，「人間の安全保障」の概念はセンの意図を超えて拡大しつつある[14]。すなわち，かつては貧困，紛争，民族，開発，環境等の国際問題を捉える上での用語であったが，次第に高齢者，障害者，子ども，女性等の社会的弱者や医療・福祉の問題を捉える際の視点としても用いられるようになっている。そのため，「人間の安全保障」は，様々な問題や課題を包括的に含む用語として確定した定義づけがなされておらず，その使用自体に批判的な論者もいる。しかし一方で，従来は結びつけて捉えられなかった諸問題を有機的に関連づけ，統合的に捉える可能性をもたらしたという積極的評価もある[15]。筆者はこの可能性に目を向け，「人間の安全保障」を「人々の人間らしい社会生活を実現するために，生存と尊厳を脅かす様々な脅威や障害を捉え，的確に対処するために必要とされる価値概念」と考える。このように，「人間の尊厳」は普遍性の高い目的としての価値であり，「人間の安全保障」は目的達成のための手段としての価値であると捉えられる。両者を一体化することで，基底的価値としての有効性が高まるのである。

次節では，社会的構想力の育成とその基底的価値観形成に向けた単元開発の一例として，日本の社会保障制度に関する実践について考察してみよう。

第２節　単元開発―税と社会保障制度―

客観的な立場から論理的に選択・判断する能力を育成し，合理的な価値観形成を促すことは社会科の重要な使命の一つである。それとともに，市民として理不尽なことがらに立ち向かい，異議申し立てと政策提言を行う力の育成も重要である[16]。市民社会において，異議申し立てと政策提言は，「人間の安全保障」と深く関わっており，社会的構想を実現するために不可欠の方策である。現在，日本の社会保障制度は危機的状況を迎えている。とくに財政難の影響は深刻で，財政と社会保障との折り合いをどうつけるか，社会的弱者を支えるための社会システムをどう構築していくか，ということが常に話題となっている。これは，在るべき社会の構想に関わる問題である。そこで，筆者は，社会的構想力の育成をめざして小単元「税と社会保障制度」を開発し，授業実践を行った。ここでは，単元の学習計画（章末**資料8 - 1**）を示すとともに，単元開発における三つの手だてについて述べてみたい。

＜単元開発にあたっての三つの手だて＞

①「人間の尊厳」に基づく教材開発―当事者性と「異議申し立て」の視点―

社会保障に関する社会的弱者からの異議申し立ては，「人間の尊厳」を喪失した状態からの解放を求めてなされる。しかし，当事者以外の多くの人々は，他人事としてその事態に無関心である。生徒たちにとっても，福祉の問題は将来当事者となる蓋然性が高いにもかかわらず，普段はほとんど意識されていない領域である。高齢者になれば誰もが何らかの障害を負う可能性が高く，制度の上でも介護保険，医療保険，障害者保険は一体化するように想定されている。社会の在り方を考えさせるた

表8 - 2　生徒による振り返りの記述（例）

選択	あるべき社会の姿に関する記述
A―ア〔Ⅰ〕	私は，高齢者も障害者も一人の人間として不自由なく安心した生活が送れる社会であってほしい。いずれ私も歳をとり障害をもつことになるから，その時に支援がないと生活できないかもしれないし，負担がかかって生活が苦しくなってしまうかもしれない。だから，国民から税金を取って，高齢者，障害者それぞれに最大限の援助をしてほしいと思った。どんな人にでも社会に参加する権利があり，一人の人間として生活する権利があると思っているから，「障害者だから」「高齢者だから」という理由で，健常者と同じように生きていけないのは許せない。私は，障害者も健常者と同じように，その人に合わせて学ぶことができ，その人に合わせて働く場所があり，高齢者も今まで一生懸命働いていた人は老後を楽しく過ごせるような社会であることを望む。（Y・K）
B―ア〔Ⅱ〕	私の思う社会のあるべき姿は，すべての人が人間の尊厳を得られる社会です。障害者も，高齢者も，子どもも，大人も，外国人も全員同じ人として平等に扱われるようになれば良いなと思いました。また，自分が高齢者になった時に福祉が安定していないと生活に困ると思ったので，福祉のために税金を使うのなら，消費税を 15 %に上げた方が良いと思いました。今，国会で税について話し合っているが，なかなか決議しません。これから国民の税がどのようになってしまうのか不安です。（Y・Y）
B―イ〔Ⅲ〕	私は今までを振り返って，日本は財政を安定させていかないといけないと思います。まずはそれをしないと，サービスをすることができないからです。そのためなら消費税を上げていいと思うけど，15 %は多すぎると思います。今でも生活が苦しい人がいるのに，15 %にしたらもっと生活が大変になります。もっと幅広く調査して，日本全国の人が納得のいく答えを出してほしいです。たとえ全ての人が満足しなくても，障害者の方や孤児などサービスを必要としている人がサービスを受け，今までよりも笑顔で生活できる社会になればうれしいです。これからの日本の社会は，自分だけでなく相手を気づかい助け合っていく社会にしたいです。（M・S）
A―イ〔Ⅳ〕	今まで授業で考えてきて，“日本はこうあるべき”ではなく，“日本をこうしたい”という思いが大切なんだと思いました。福祉と消費税はどちらを上げても必ず誰かが我慢をしなければならないと思うけれど，その中で誰しもが平等かつ安心して，政策に納得した上で暮らしていける社会にしていかなければらないと考えました。問題はたくさんあると思うけれど，少しずつ工夫しながら進んでいって，将来には高齢者も大人も子どもも障害者も，人として存在意義のある社会にしていきたいと思いました。授業で政治について考えられて楽しかったです。（H・I）

※〔　　〕は図２の象限，記述の中の（　　）は生徒のイニシャルを表す。

めには，生徒に当事者意識をもたせることが大変重要である。そこで，授業では学習課題として，「一寸先は闇～これからの日本の社会をどうするか？～」を提示した。人は未来のことを予想できても，予知することはできない。まさに，「一寸先は闇」の中を生きている。授業という制約下において，この言葉はロールズの概念装置である「無知のベール」を意識して用いたものである[17]。

支援費制度の成立から障害者自立支援法の制定，そして現在に至る過程において，障害者団体及び支援者たちは，在るべき社会の姿を構想し，異議申し立てと政策提言を行ってきた[18]。彼らが押し進めてきた「必要なサービスを必要なだけ」という運動は，2003 年の支援費制度に結実し，障害者に自立と社会参加への道を大きく開いた。この運動は，センの潜在能力論や「人間の安全保障」論の主張と一致する。だが，支援費制度によって，それまで潜在していたニーズが顕在化して財政を逼迫させたこともあり，まもなく制度の見直しが行われ，2005 年に障害者自立支援法が制定（2006 年施行）された。同法は，身体・知的・精神の制度格差を是正してサービス体系が一元化されるとともに，当事者主権の面では「措置」から「契約」へのパラダイム転換がなされたという点で一定の評価を得ている[19]。その一方で，応能負担から応益負担となったことや，障害者の原則一割負担，サービスの上限が定められたことなどにより，かえって障害者の自立を妨げる事態も生じた。このことに対し，障害者団体及び支援者から異議申し立てが相次いで行われた。そこで，当局は 2007 年 4 月以降，所得に応じたサービス利用料の負担軽減措置を行う等の対策に乗り出したが，手続きの煩雑さが増すなど障害者や施設関係者を戸惑わせている。以上のことは，「人間の尊厳」を社会がいかに保障するかという問題に深く関わっており，この問題を教材化することの意義は大きい。

②「政策提言力」の育成―４段階による単元構成―

政策提言は，正しい理念に基づいて構想された社会の実現をめざし，確かな現状認識と問題把握の下に，合理性と妥当性をもってなされなければならない。本実践では，政策提言力の育成を図るため，ⅰ社会状況の把握と問題の認知，ⅱ選択と判断，ⅲ社会的判断の合理性・妥当性に関する分析，ⅳ社会像の構想，という 4 段階によって単元を構成した。

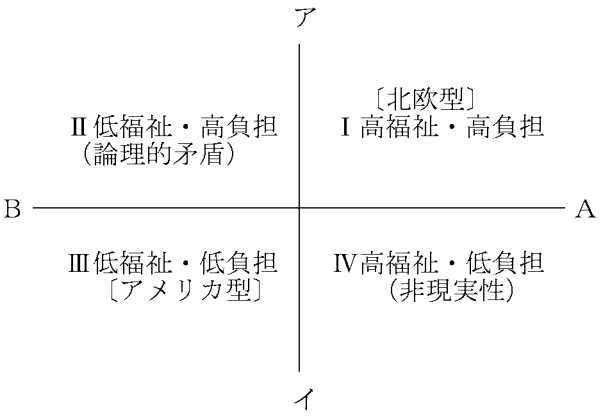


図8 - 2　自己の選択に対する分析視角の概念図

はじめに基本的知識の習得を目的として，日本の租税制度や社会保障制度のしくみと課題を扱った。その上で，支援費制度から障害者自立支援法への変更について，その目的や内容，変更によって生じた問題等について概説し，生徒に意見や感想を書かせた（ⅰ)。続いて，主課題の下に，副課題 1「障害者へのサービスをどこまで充実させるか」，副課題 2「消費税を上げて，その分を福祉の財源にあてるべきか」を設定して検討させ，各自に選択・判断させた(ⅱ)。その後，副課題 1 と 2 に対する自己の選択・判断について考察させた(ⅲ)。単元の最後に自分が描いた在るべき社会の姿（社会的構想）について記述させ，「どのような立場に立っても誰もが承認できる社会の姿」について全体で協議させた。そこでは，「障害を負ったり，高齢者になったりしても安心して暮らすことのできる社会」，「人間らしい生き方のできる社会」などという意見が出された。**表8 - 2**は，単元の最後に記した「振り返りの記述」である。願う社会の姿が，消費税の増税問題等と関連づけて書かれている。こうした意見を集約することにより，誰もが納得・承認する価値として「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」を措定した(ⅳ)。このような段階的過程を設けることで，具体的な政策を念頭においた社会的構想が生まれ，政策提言力が育成されるものと考えた。

③「内省」場面の設定―論理的思考を促す概念図の活用―

社会的な選択・判断，異議申し立てや政策提言を行う際には，常に自己の考えを冷静に見つめ直し，誤りや問題があれば修正して，よりよい方向性を見出すことが必要である。**図8 - 2**は，副課題 1 と副課題 2 に関する分析視角を表した概念図である。横軸は社会保障の度合い，縦軸は国民の負担を示しており，各象限はⅠ高福祉・高負担，Ⅱ低福祉・高負担（論理的矛盾），Ⅲ低福祉・低負担，Ⅳ高福祉・低負担（非現実性）を表している。本図を用いて，学習過程の中に自己の選択・判断を客観的に見つめ内省する場面を設定し，自己の考えが福祉政策の全体性の中でどのような位置にあるかを確認させるとともに，論理的矛盾や非現実性等に気付かせることにより論理的思考を促した。

第３節　授業分析―認識及び価値観形成―

１．分析方法

単元の学習が生徒の価値判断にどのような影響を与えたかを確認するために，単元の前後で行ったアンケートの回答の変化を検討した。アンケートの結果は順序尺度であるため，授業後に行ったアンケートの選択肢の値から授業前に行ったアンケートの選択肢の値を引いて変化を求め，符号検定を行った（**表8 - 3**)。表では，得られたデータをもとに質問項目に対する肯定的な指向を＋，否定的な指向をーとして示してある。アンケートは，授業による生徒たちの意識の変化を捉えようとしたもので

表8 - 3　事前・事後アンケートの分析

(＊5％，＊＊1％)

No.	質　　問	指向	Zo	有意差	分類	
1	障害者の福祉を高めるためには，福祉以外の公共サービスを減らしてもよい。	＋	0.231		A	社会的負担
2	福祉の財源を確保するためには，消費税の増税をする必要がある。	＋	5.031	＊＊		
3	福祉の財源を確保するには，消費税ではなく他の税金を上げる方がよい。	＋	3.990	＊＊		
4	社会保障の充実のためなら，将来自分の給料から国に納めるお金が多くなってもよい。	＋	3.371	＊＊		
5	安心して暮らせる社会にするには，国民全体が様々な面で負担をする必要がある。	＋	2.772	＊＊		
6	障害者や高齢者の介護は個人や家族が負うのではなく社会全体で行うべきである。	－	0.125			
7	特別養護老人ホームなど，介護のための入所施設を増やすべきである。	＋	1.512		B	福祉の充実
8	障害者や高齢者への福祉を今よりもっと充実させるべきである。	＋	1.661			
9	障害者一人一人に応じたきめ細かな福祉サービスを行うべきある。	－	1.472			
10	障害者が人間らしく生きられるようになるためには，手厚い援助を行うべきである。	－	1.511			
11	日本の社会は効率性よりも，社会的弱者をなくす公正さをめざすべきである。	＋	1.511			
12	生まれた家庭の状況によって子どもの将来に格差が生じるのを防ぐべきだと思う。	＋	0.809			
13	企業は障害者も障害に応じて働ける場を設けるべきである。	＋	0.521		C	社会参加
14	障害者が様々な活動に参加し活躍できる社会にすべきである。	＋	2.520	＊		
15	人間の誇りや生きがいは，社会に参加する中で得られると思う。	＋	3.585	＊＊		
16	仕事の能率が多少悪くても，障害者を職場に温かく迎え入れるべきだと思う。	＋	2.003	＊		
17	働くことは大変だが，人としての生きがいや誇りになると思う。	＋	0.857			
18	障害者も不便を感じることなく健常者と同じように生活できる社会をめざすべきだと思う。	＋	0.560			
19	障害をもった人たちには，国は必要最低限の生活を保障すればよい。	＋	1.744		D	効率の重視
20	効率のよいしくみによってこそ社会は発展し，多くの人が幸せになる。	－	2.481	＊		
21	大多数の人たちが幸せになるためには，少数の犠牲は仕方がない。	＋	0.963			
22	会社が利益を上げ生き残るためには，障害者を雇用しないのは仕方ない。	＋	0.121			
23	障害者は，健常者と同じように社会で活動しようとするのはあきらめるべきである。	－	0.744			
24	平等を重視して弱者を保護し過ぎると，無駄が生じて社会の発展が妨げられる。	＋	1.661			
25	社会保障を充実し過ぎると，それに甘えて努力しない人がでると思う。	＋	0.610		E	モラルハザード
26	偽の申告をしてお金を受け取るなど社会保障制度を悪用する人がでると思う。	＋	3.004	＊＊		
27	年金保険や介護保険などの保険料を払わない人がでると思う。	＋	3.486	＊＊		
28	一生懸命働かない人のために，自分たちの払った税金が使われるのは許せない。	－	1.429			
29	高齢や障害に備えて，若いうちから貯金をたくさんしておくべきである。	＋	1.923		F	個人的負担
30	高齢や障害への備えは，自分で責任をもってやっておくべきである。	－	0.387			
31	年老いた親の介護は子や家族がすべきである。	－	1.950			
32	障害者の生活の世話は，その家族が行うべきである。	－	0.581			
33	今の日本は社会保障制度が充実していると思う。	－	1.006		G	現状認識
34	日本は障害者や高齢者にやさしい社会だと思う。	－	1.768			
35	日本はヨーロッパの国々よりも社会保障制度が充実している。	－	3.689	＊＊		
36	日本はアメリカよりも社会保障制度が充実している。	＋	3.601	＊＊		
37	日本は障害を負ってもみんなが安心して暮らせる社会だと思う。	－	0.489			
38	現在の消費税５％は高いと思う。	－	4.887	＊＊		
39	今，消費税の増税が論議されていることに関心がある。	＋	4.154	＊＊	H	社会への関心
40	自分は福祉に関する番組，ニュース，本などをよく見る方である。	＋	2.003	＊		
41	自分は税や社会保障に関する政治家の発言に注目している。	＋	2.789	＊＊		
42	家族と介護や年金などの社会保障制度について話すことがある。	＋	0.756			
43	自分は高齢になっても，できる限り仕事を続けたいと思う。	＋	2.507	＊	I	障害と職業観
44	将来自分は障害者と同じ職場で一緒に働いてもよいと思う。	＋	3.225	＊＊		
45	将来自分は年老いた親の介護をするつもりである。	0	0.000		J	自己の介護観
46	自分がもし障害を負ったら，家族は世話をしてくれると思う。	－	2.198	＊		
47	将来，自分の介護は，施設ではなく自宅で自分の子どもにしてもらいたい。	＋	0.120			
48	将来，親が高齢になったときの介護は，施設に任せようと思っている。	－	0.512			

５段階尺度評定（5：思う，4：やや思う，3：どちらでもない，2：あまり思わない，1：思わない）
対象生徒：浜松市立北部中学校3年生4クラス124名　2012年5・6月実施
3年1組：事前アンケート5月28日，事後アンケート6月18日　3年2組：事前アンケート6月1日，事後アンケート6月21日
3年3組：事前アンケート5月29日，事後アンケート6月18日　3年4組：事前アンケート6月1日，事後アンケート6月22日

あり，質問群の中には様々な要素が含まれている。**表8 - 4**は，「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」に関する価値観形成の促進を測る指標として，分類ＡからＪの各質問がどのような要素と関連性が深いかを表したものである。表中の＋の指向・－の指向のそれぞれに所属する各質問について，調査結

表8 - 4　「人間の尊厳」・「人間の安全保障」と質問項目の関係

価　値	関連する要素	肯定的指向（＋）	否定的指向（－）
人間の尊厳	生存権を保障するための社会の責任	A― 1・2・4・5・6	F― 30・31・32
	社会的弱者の救済と公正の確保	B― 7・8・9・10・11・12	D― 19・20・21・22・24
	社会参加の保障，生きがい，誇り	C― 13・14・15・16・17・18	D― 23
人間の安全保障	現状の把握（論理的思考の基礎）	E― 25・26・27　G― 36	G― 35・37
	当事者性，異議申し立て，政策提言	H― 39・40・41・42　I ― 43・44	―
その他	福祉や介護に対する生徒の意識など	A― 3　E― 28　F― 29　G― 33・34・38　J― 45・46・47・48	

※各質問は複数の要素と重複して関連するが，最も関連性が深いと考えられる項目に所属させた。

果の絶対値が大きいほど価値観形成が促進されたと判断できる。

アンケートのほか，学習段階ⅳで生徒がワークシートに記した課題「これから自分たちはどのような社会をつくっていくべきか」に関する記述と「振り返りの記述」を総合して分析の資料とし，社会的構想力の形成に関する評価レベルを定めた(**表8 - 5**)。まず，「人間の尊厳」と「人間の安全保障」に関わるキーワードを「安心」・「安全」・「誇り」・「生きがい」・「尊厳」及びこれらに類する言語表現とし，その有無を社会的構想力の形成を評価する基準とした。続いて，社会的構想とともに記されている政策的内容によって評価レベルの区分を行った。特にレベル４は，具体的な政策提言を伴うものとした。なお，授業では，記述に際して生徒に具体的な政策等を挿入させるような指示は行っていない。

表8 - 5　社会的構想に関する記述の評価レベル

レベル	記　述　内　容	人数（人）	割合（%）
0	「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」に基づく社会的構想（社会の姿）の記述がない。	5	4.0
1	「安心」「安全」「誇り」「生きがい」「助け合い」「尊厳」等を用いた社会的構想に関する記述がある。	6	4.8
2	社会的構想とともに，消費税の増税あるいは据え置きに関する記述がある。	36	29.0
3	社会的構想とともに，高福祉・高負担，低福祉・低負担や効率と公正の観点等に基づく記述がある。	55	44.4
4	社会的構想とともに，２・３以外の具体的な政策提言（逓減税率の導入等）に関する記述がある。	22	17.8

（浜松市立北部中学校第３学年生徒 124 名）

２．考察

①「人間の尊厳」に関わる価値観形成

生存権を保障するための社会の責任に関わる分類Ａ「社会的負担」では，福祉の財源確保のための負担増について肯定的傾向が見られた。また，Ｆ「個人的負担」では，質問 31 において，生徒自身の将来も含めて，高齢者の介護を家族による個人的負担に求めない意識が垣間見られた。しかし，社会的弱者の救済と公正の確保に関わるＢ「福祉の充実」では，有意差のあるデータは見られなかったものの，項目間で矛盾した結果を示した。すなわち，質問 8・11 の福祉の充実と公正さを求めることに肯定的であるにもかかわらず，質問 9・10 の障害者一人一人に応じた福祉については否定的な傾向となった。これは，学習前の段階では，一人一人に応じたきめ細かな福祉サービスや手厚い援助をすべきであるという理想を自然に受け入れていたが，学習を通して財政難や国民負担の増大等の現実を知ることにより，迷いと葛藤が生じ，相矛盾した選択を行ったものと考えられる。生徒の中には，自分たちの負担増は受け入れるものの，障害者に対してすべての面で援助するのではなく，障害者自身も多少の負担

はすべきであるというような考えをもつ者もあり，そのことが先の結果に繋がったと見られる。D「効率の重視」では，質問 23 に対して否定的な考えをもつ生徒が増加する一方で，質問 24 のように平等や公正さよりも効率を重視する面も見られた。特に，質問 21 の功利主義的効率性のもつ悪しき面に，僅かではあるが肯定的な生徒が増加している点については，指導の改善の必要性を示すものである。C「社会参加」も「人間の尊厳」にとって重要な要素である。この項目については，質問 15 の人間の誇りや生きがいと社会参加に関して肯定的に捉えるようになった生徒が増加した。

表8 - 5の評価レベルでは，「人間の尊厳」に基づく社会的構想の記述がなかった生徒（レベル 0）は 124 名中 5 名（4.0 %）であり，ほとんどの生徒が何らかの形で在るべき社会の姿を描くことができていたといえよう。

②「人間の安全保障」に関わる価値観形成

表8 - 6　福祉と税負担の組み合わせ

象限	福祉政策の型	記号	人数（人）	割合（%）
Ⅰ	高福祉・高負担	A―ア	35	28.2
Ⅱ	低福祉・高負担	B―ア	21	17.0
Ⅲ	低福祉・低負担	B―イ	34	27.4
Ⅳ	高福祉・低負担	A―イ	34	27.4
合　　計			124	100.0

（浜松市立北部中学校第 3 学年生徒 124 名）

将来，生徒たちが社会的選択を行わなければならない場面に遭遇したとき，論理的・合理的思考による選択・判断が必要である。そして，論理的思考を伴う正しい社会認識は，異議申し立てや政策提言の基礎となる。**表8 - 6**は副課題 1・2 の組み合わせについて，象限ごとに選択した人数を示したものである。表のように，高福祉・低負担を選択した者が 34 人（27.4 %），低福祉・高負担を選択した者が 21 人（17.0 %）もあった。このことから，課題が提示された時点では，生徒たちは副課題 1 と 2 をそれぞれ個別に考え，両者の関係性について論理的に考えることなく選択を行っていたことがわかる。このような実態に対し，授業では概念図を用いて論理的思考を促した。これによりG「現状認識」では，日本の福祉政策の現状を欧米と比較した質問 35・36 で正しい選択をした生徒の著しい増加が見られた。これは，概念図を用いて自己の考えを内省する場面を設けた学習の有効性を示すものである。このことは，**表8 - 5**の評価レベル 3 の者が 55 名（44.4 %）おり，生徒の記述には高福祉・高負担や低福祉・低負担等の概念を用いて，めざす社会の姿を記述する生徒が多く見られたことにも表れている。

当事者性に関わるH「社会への関心」については，肯定的回答が多く見られ，授業を通して税と社会保障に対する生徒の関心が高まったことがわかる。これらは，社会参加と結びつくことによって，将来不条理な事態が生じた場合に，異議申し立てや政策提言等の市民的行動に繋がる可能性を有している。また，I「障害と職業観」の質問 44 でも，障害者とともに働くことに肯定的な変化が大きく見られた。評価レベル 4 に達した生徒は 22 名（17.8 %）であり，具体的な政策提言として，消費税増税に伴う福祉器具・介護用品等の減税，生活必需品の無税化，行財政改革（国会議員費用の削減）等の提案が見られた。

以上のように，本研究の意義は，社会科が育成すべき市民的資質の一つとして社会的構想力を提案するとともに，社会的構想力及びその基盤となる基底的価値観―「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」―の形成に向けた単元を開発し実践したことである。その成果として，①学習前には福祉政策に対する関心が低く，理想のみで考えていた生徒が，単元の学習を通して社会保障と負担の在り方に対する関心と事実認識を高めたこと，②社会参加のもたらす人としての生きがいや誇りに価値を見出すようになったこと，③効率と公正の狭間で迷いと葛藤を生じつつも，ほとんどの生徒が未熟ではあるが政策提言を伴った社会的構想を描くに至ったこと，などが挙げられる。しかし，生徒の中には，障

害者に課せられている重い負担について理解できなかったり，社会の公正さと通俗的な平等性とを混同したりしている者も見られた。従って，授業改善の方向性として，①「人が生きる」ということの意味を具体的にイメージできる教材（映像資料等）を提示して共感的理解を図ること，②生存権に着目させるとともに，「生き方の幅を広げる」（セン）ことの意義をさらに深く考えさせること，などによって「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」に迫る必要がある。

「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」は，どのような状況においても最低限保障されなければならない価値概念であるとともに，私たちを取り巻く様々な問題の本質を捉え，解決に向けて選択・判断していく際の指針ともなる。『中学校学習指導要領』では，社会問題の解決に向けて効率と公正の視点から熟議・検討し，合意形成へと至ることが期待されている。その際大切なことは，選択や判断を行う学習過程を通して，より根元的な基底的価値観の形成がなされることである。しかし，本実践では未だ「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」の意義を生徒に深く捉えさせるには至らなかった。今後，地理・歴史・公民の三分野を連携させ，社会保障に留まらず貧困，人権，平和など現代社会が抱える諸課題に関する教材開発を行い，社会的構想力の育成に資する実践を積み重ねていきたい。

【註】

（1）主な研究としては，以下のようなものがある。森分孝治『社会科授業構成の理論と方法』明治図書，1978 年。小原友行「公民的資質の育成をどう変えていくか」社会認識教育学会『社会科教育の 21 世紀―これからどうなる・どうするか―』明治図書，pp.125-134，1985 年。吉村功太郎「社会的合意形成能力の育成をめざす社会科授業」『社会科研究』第 59 号，pp.41-50，2003 年。溝口和宏「開かれた価値観形成をめざす社会科教育―『意思決定』主義社会科の継承と革新―」『社会科研究』第 56 号，pp.31-40，2002 年。桑原敏典「合理的な思想形成をめざした社会科授業構成―シティズンシップ・エデュケーションの目的と社会科の役割の検討を踏まえて―」『社会科研究』第 64 号，pp.41-50，2006 年。池野範男「社会形成力の育成―市民教育としての社会科―」『社会科教育研究　別冊 2000（平成 12）年度研究年報』，pp.47-53，2001 年。唐木清志「社会科における『参加』の意義―『市民』育成をめざす社会科教育のあり方―」『社会科教育研究　別冊 2002（平成 14）年度研究年報』，pp.25-36，2003 年。大杉昭英「社会科における価値学習の可能性」『社会科研究』第 75 号，pp.1-10，2011 年。

（2）大杉昭英「社会認識体制の成長をめざす社会科・公民科授業―科学理論と倫理的判断基準の探求を通して―」『社会科研究』第 60 号，2004 年，p.12。

（3）広井良典『創造的福祉社会―「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』ちくま新書，2011 年。

（4）湯浅誠『反貧困―「すべり台社会」からの脱出』岩波新書，2008 年，pp.203-220。

（5）門脇厚司『社会力を育てる―新しい「学び」の構想』岩波新書，2010 年，pp.207-226。

（6）長由紀枝『入門　人間の安全保障』中公新書，2012 年，p.254。

（7）保坂秀夫「価値的視点をもとに 21 世紀の公民的資質を考える」『社会科教育研究　別冊 2000（平成 12）年度研究年報』2001 年，p.44。

（8）松井克行「ホリスティック価値アプローチを基底とするグローバル教育のカリキュラム編成―Betty A. Reardon の人権教育論を手がかりとして― 」『社会科研究』第 52 号，2000 年，pp.21-30。

（9）金田耕一「リベラル・シティズンシップ教育の展望」『社会科教育研究　別冊 2000（平成 12 年度）研究年報』，2001 年，pp.30-39。

(10) 葛生栄二郎は，「人間の尊厳」の概念的特徴を整理し，七つの属性（目的性・比較不可能性・非道具性・手段不可能性・一回性・唯一性・代替不可能性）を挙げている（『ケアと尊厳の倫理』法律文化社，2011 年，p.46）。

(11) 例えば，東日本大震災における原子力発電所事故の際，放射性物質拡散予測システム（SPEEDI）等の情報が公開されてから約 1 カ月もの間，政府及び関係諸機関による的確な避難指示が出されなかったために，多数の人々が線量の高い地域に居住することとなった（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調報告書』徳間書店，2012 年，p.355）。山脇直司は，政府と東京電力の怠慢や人権意識の低さを厳しく批判している（『公共哲学からの応答 3・11 の衝撃の後で』筑摩新書，2011 年，pp.26-39）。

(12) アマルティア・セン著，池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討―潜在能力と自由―』岩波書店，1999 年，p.125。なお，今田高俊は，センの潜在能力論にはロールズ的正義よりも「弱者の視点」が存在しているとしている（「福祉国家とケアの倫理―正義の彼方へ―」塩谷裕一・鈴村興太郎・後藤玲子編『公共哲学叢書⑤福祉の公共哲学』東京大学出版会，2004 年，pp.248-249）。

(13) 人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題　人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社，2003 年，p.11。

(14) 来栖薫子「人間の安全保障―主権国家システムの変容とガバナンス」赤根谷達雄・落合浩太郎編著『増補改訂版　新しい安全保障論の視座』亜紀書房，2007 年，pp.117-155。

(15) 高橋哲哉・影山進編『人間の安全保障』東京大学出版会，2008 年，p.276。

(16) 渡部竜也「社会問題提起力育成をめざした社会科授業の構想―米国急進派教育論の批判的検討を通して―」『社会科研究』第 69 号，2008 年，pp.1-10。

(17) ジョン・ロールズ著，川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論　改訂版』紀伊国屋書店，2010 年。実際の授業において，生徒は「負荷なき自我」（マイケル・サンデル『リベラリズムと正義の限界　原著第二版』頸草書房，2009 年，pp.201-210）ではありえないが，「無知のベール」に近い状況を設定する中で生徒に思考させようと考えた。

(18) 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波新書，2003 年。

(19) 結城康博『介護―現場からの検証―』岩波新書，2008 年，pp.166-182。

資料8-1　単元の学習計画

1　小単元名　「税と社会保障制度」（大単元「わたしたちのくらしと経済」・中単元「国民生活と福祉」）
2　小単元の目標
　ⅰ社会状況の把握と問題の認知
　・日本の社会状況について調べ，人々が生活をする上でどのような問題が起こっているか認識する。
　・支援費制度から障害者自立支援法への移行が，措置から契約へという当事者主権の考え方に立ちながら，実際には障害者の負担を増やし自立を妨げることになった状況を把握し，その原因を考える。
　ⅱ選択と判断
　・障害者へのサービスについて，①障害者が健常者と同じように生活し参加できる社会の実現を優先する，②必要不可欠なサービスのみを提供し，不足分は障害者の自己負担によって生活を保障していく，という二つの考え方について議論し選択・判断を行う。
　・社会全体の負担として消費税の増税問題を取り上げ，その賛否を議論し選択・判断を行う。
　ⅲ社会的判断の合理性・妥当性の分析
　・自己の二つの判断について，論理的な矛盾性と現実的な妥当性の面から検討することにより，自己の判断を批判的に考察し，政策を構想する際に生じるジレンマに気づく。
　ⅳ社会像の構想
　・これまでの学習を振り返り，「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」の視点に基づき，在るべき社会像を考え，誰もが承認できる共通点を探る。
3　学習過程

		教師の発問・指示	予想される生徒の反応	指導上の留意点
ⅰ社会状況の把握と問題の認知	第1時	・将来の自分を予想しよう。	・10年後から80年後の自分を予想する。	・健常者であっても，加齢とともに障害を負っていく可能性が高いことに気づかせ，当事者意識をもたせる。
		寸先は闇　～これからの日本の社会をどうするか～		
		・日本は豊かな国といえるか。 ・日本の社会は，どのような問題を抱えているか。	・世界全体では豊かだが，先進国の中では必ずしも豊かとはいえない。 ・貧困，格差の拡大，少子高齢化の進行，年金問題，社会保険の崩壊，介護不安，医療危機，財政危機など。	【資料1】 OECD加盟国の貧困度 ・日本社会の様々な問題のうち，社会保障にかかわる問題に絞っていく。
	第2時	・日本の租税制度はどのようになっているか。	・直接税と間接税，国税と地方税に分けられている。 ・国によって直間比率が異なる。	・税の種類とその基本的特徴を扱う。
	第3時	・日本の社会保障制度はどのようなものか。 ・日本と欧米の社会保障制度を比べよう。	・公的扶助，社会保険，社会福祉，公衆衛生がある。 ・北欧と比べて，日本はGDPに占める社会保障費の割合が少ない。アメリカよりは多い	【資料2】 欧米と日本のGDPに占める社会保障費の割合
		・少子高齢化が進展すると，どのような問題が起こるか。	・高齢者の生活を支えるための負担が大きくなるとともに，働ける人や消費が減り，経済が停滞する。	【資料3】 高齢者を支える現役世代
	第4時	・介護保険制度が創設されたのはなぜか。 ・障害者の福祉制度が，支援費制度から障害者自立支援法に移行したのはなぜか。	・高齢化社会を迎え，財源を確保し，福祉の公平化・効率化を図るため。 ・支援費制度はサービスの上限がなく財政負担が大きかったため，自己負担とサービスの上限を設けて財政支出を抑えようとした。 ・契約の主体として，障害者自身が必要に応じてサービス内容を選択できるようにするため。 ・障害者がただ恩恵を受けるのではなく，自らも負担者となり権利を行使しているという意識がもてるから。	・介護保険制度と障害者自立支援法では，「措置から契約へ」「恩恵から権利へ」という当事者の主権性にかかわる考え方が打ち出されている。 ・支援費制度が，障害者及びその支援者たちよる長年にわたる異議申し立てと政策提言によって実現されたことをおさえる。 【資料4】 『当事者主権』
		・障害者自立支援法の施行によって，どのような問題が生じたか。	・一部の障害者が負担に耐えられず，作業所でのサービス等をあきらめた。 ・サービスに上限が設けられサービスが低下した。 ・自治体の財政状況によってサービスに格差が生じた。	【資料5】 障害者自立支援法 ・障害者自立支援法が，自立の理念とは裏腹に，かえって自立を妨げる結果となった面がある。
		・障害者自立支援法で，サービス利用者への原則一割負担が決められ	・障害の程度を考えずに一律に負担を強いると，障害の重い人ほど負担の割合が重くなって，生活が行き詰ま	【資料6】 『介護―現場からの検証』

		たことは公平か。 ・障害者にとって不利益の生じることが予想されたのに，法律が当事者の意向に反する内容で決められたことをどう思うか。	ってしまう。 ・障害者の希望をすべてかなえるのは難しいので仕方ない。 ・かえって自立を妨げることが予想されるのなら，あらかじめ対応策を入れておくべきだ。	・法律の制定や政策決定は，当事者の意見を聞きつつも，実際には当事者のいない場で行われている。当事者が異議申し立てや提案を行わなければならない場合があることに気づかせたい。
ⅱ選択と判断	第5時	①障害者へのサービスをどこまで充実させるか。 A障害者一人一人に応じたニーズを最大限満たせるようなサービスを行うべきである。 B生活上必要な最低限のサービスを保障し，自分のニーズを満たすために足りない分のサービスについては自己負担で補ってもらうべきである。	Aを選択した理由 ・障害者には，人間として健常者と同じように生活する権利（平等権・生存権）が保障されなければならない。 ・社会全体で障害者を支えていくべきである。 Bを選択した理由 ・障害者一人一人のニーズは異なるため，総てのニーズを満たすことは不可能である。 ・財政的に不可能である。 ・障害者は，自分の障害を受け入れることが必要である。	・討論の終りに補足説明をする。 ・Aは公正を重視する意見である。支援費制度はこの考え方に基づいて作られ，障害者の社会参加なども保障していた。障害者団体が制度化を求めてきた努力が支援費制度に繋がった。 ・Bは効率を重視する意見である。障害者自立支援法は，この考え方に基づいて作られているとみられる。財政面から考えると，現実的な制度ではあるが，障害者の生き方の幅を狭める結果ともなる。
	第6時	②消費税を上げて，その分を福祉の財源にあてるべきか。 ア上げるべきである。 イ上げるべきではない。	アを選択した理由 ・福祉の財源を確保するためには，増税は仕方がない。 ・少しは上げてもよいが，限度があるので，不足する分は他の方法で補う。 イを選択した理由 ・所得税，法人税，相続税など，他の税金を上げればよい。 ・消費税を上げると消費に悪影響を与え，経済が停滞する。 ・保険制度を整えて財源を確保する。 ・サービスは受益者が負担すべきだ。	・福祉財源の確保は，消費税以外にも，福祉税の創設，直接税の増税，保険制度の強化，財政の効率化などがあるが，ここでは生徒に身近で最もイメージしやすい消費税を例に上げる。 ・消費税率を 15 %に上げると仮定する。 ・イギリス（20 %）など他の先進国の消費税率を示す。食料品など生活必需品に課税しない国のあることも補足する。
ⅲ社会的判断の合理性・妥当性の分析	第7時	・ⅱ―①と②の質問に対する自分の判断をもとに，次の点について考えよう。 a自分の判断に矛盾はないか。 （論理的矛盾性の自覚）	・A―アは，障害者のニーズを最大限満たすため，社会全体で負担しようとする意思があり矛盾していない。 ・A―イは，障害者のニーズを最大限満たそうというにもかかわらず，社会全体で負担しようとする意思が乏しいため矛盾している。（他の方法で財源を確保するなら矛盾は少ない。） ・B―アは，障害者の自己負担を求めているにもかかわらず，消費税を上げようとしている点で矛盾している。 ・B―イは，障害者の自己負担を求め，社会全体での負担を小さくしようとしている点で矛盾していない。	・ここで結論を出すのではなく，自己の判断について合理性や現実性の面から振り返らせ，批判的に検討させることで，具体的な政策を構想する際のジレンマに気づかせたい。 ・概念図(図２)を用いて自分の考えを分析させる。 A―ア：高福祉・高負担 〔北欧型〕 A―イ：高福祉・低負担 B―ア：低福祉・高負担 B―イ：低福祉・低負担 〔アメリカ型〕
		b自分の判断は現実的であるか。 （現実的妥当性への疑義）	・A―アは，障害者のニーズを最大限満たすために社会全体で負担しようとしているが，障害者が健常者と同じように社会生活を送るためのサービスを提供することに対して，社会が負担に耐えられないのではないか。 ・A―イは，論理的に矛盾しているばかりでなく，現実的にも無理である。（他の方法で財源を確保するなら可能性もある。） ・B―アは，論理的には矛盾しているが，消費税率を上げることによって障害者のニーズに応えることのできる幅は広がる。 ・B―イは，論理的には矛盾していないが，障害者が自己負担に耐えられず，最低限のニーズさえ満たされない可能性が高い。	・これまで高福祉社会のモデルとされていた北欧の社会保障制度が変化しており，かつての高福祉高負担か低福祉低負担かという議論そのものが成り立たなくなっている。日本の場合には，少子高齢社会の進展によって，現在の福祉水準を維持することすら難しい状況である。現実的には高水準の福祉国家の実現は困難であり，社会全体の負担増と（公的・私的）保険制度とを組み合わせることにより，生存への不安がなく，安心して自分たちの生き方の幅を広げていくことのできる社会を実現することが求められている。

ⅳ社会像の構想	第8時	・将来の日本をどのような社会にしたいと思うか。 ・自分と他の人たちが考えた将来あるべき社会の姿の中から，誰もが承認できる共通点を挙げよう。	・意見を発表する。 ・これまでの学習を振り返り，自分が望む社会像について考えを記述する。（振り返りの記述） ・各自が将来の社会像について発表し，その意見を聞く中で誰もが承認できる共通点を考える。	・学んだことを振り返らせ，自分が望む社会像を記述させる。（生存権の保障，生きがいや誇り，生き方の幅，社会参加など） ・生徒から出された意見に見られる共通点をもとに，「人間の尊厳」や「人間の安全保障」に関わる価値を抽出する。

【主な参考文献】

中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波新書，2003 年。
広井良典『日本の社会保障』岩波新書，1999 年。広井『持続可能な福祉社会』ちくま新書，2006 年。
結城康博『介護―現場からの検証―』岩波新書，2008 年。
宮本太郎『生活保障』岩波新書，2009 年。
松村祥子『欧米の社会福祉』日本放送出版協会，2007 年。
川本隆史『ロールズ―正義の原理―』講談社，2005 年。
アマルティア・セン，後藤玲子『福祉と正義』東京大学出版会，2008 年。
稲垣久和『公共福祉という試み―福祉国家から福祉社会へ―』中央法規，2010 年。

終章　民衆思想史から教科開発学へ

本章では，序章で示した研究課題をもとに全体を振り返り，各部・各章における成果と課題を明らかにする。その上で，筆者が研究を通して得た「教科開発学」に関する認識について述べてみたい。

課題（Ⅰ）は，第１部の地域史研究に関わるものである。第１部では，静岡県旧磐田郡豊田町域（現磐田市）及びその周辺地域を対象に，1880 年代から 1940 年代に至る約 60 年間に及ぶ民衆思想や民衆意識の動向について，民衆運動や事件，農村指導者の思想と行動などを通して明らかにした。課題（Ⅱ）は，第２部の歴史教育に関わるものである。第２部では，第１部の地域史研究の成果に基づき，「歴史的思考力」，「社会的判断力」，「社会参加力」という三つの視点から教材開発を行った。課題（Ⅲ）は，第３部の現代社会の学習の在り方に関するものである。第３部では，「民衆は独自の思想形成をする」という民衆思想史研究の基本的命題を土台として，現在及び未来の社会を創造する主体である子どもたちの社会的思想形成を促す社会科教育について，地域学習システムの構築や社会的構想力の育成という点から，具体的な実践を通して考察した。以下に，各章ごとの概要を示す。

第１節　課題（Ⅰ）について

１．第１章　近代社会成立期の民衆思想の展開

世直しの思想あるいは信仰は，民衆の願う平和で安穏な生活が破壊され，しかも，それをもたらす現実の社会に対する具体的な変革の道が，いまだ民衆により構想しえない段階において，歴史の基層より表出する解放への幻想的観念である。丸山教の世直し思想（観念）は，民衆の間に伝統的に潜在する「ミロクの世」観念の系譜をひくものであり，自然に対する作為の論理をもたず，本来は世直りを待つ受け身の観念であった。その描く世界像は，五穀が自然と田畑に実るような小生産者的ユートピアであり，その小生産者的イメージが，さらに欲望と幻想性を帯びて拡大されていく時，大名や宮中を夢見るというようなアナクロニスティックな現象を生じた。丸山教は，明治 10 年代後半の原始的蓄積過程の中で，没落の危機に瀕する小生産者農民を主体として受容され，その思想は民衆の間に終末観的世直し観念として展開した。丸山教の発展した地域は，自由民権運動や貧民党・借金党の活動の盛んな地域に照応し，階層的には貧民党・借金党に加わった人々とほぼ一致すると考えられる。従来の研究では，丸山教と貧民党との間には一定の関係があることは指摘されてきたが，具体的な実態についてはほとんど明らかにされていなかった。そこで本研究では，この二つの運動がともに盛んであったとされる静岡県の遠州豊田郡を対象に調査・分析した。その結果，この地域の丸山教信徒の中には貧民党の指導者は見られず，むしろ銀行へ出資しているものさえみられた。ただし，松方デフレのもとでの農民層分解は，上層農民を巻き込む形で全面落層現象を呈しており，加えて貧民党は村落共同体を基盤として結成されているところからみて，信徒の多くが貧民党・借金党の構成員と重なっていたと推測できる。だが，丸山教の世直し思想（観念）と負債農民騒擾である貧民党・借金党の活動とはそれぞれの論理が異なるため，丸山教の世直し思想（観念）と貧民党・借金党の運動は容易に結びつくものでなかった。

丸山教の世直し思想は，客観的には受動的な世直りを求める観念であるが，貧民党・借金党などの活動力に支えられた場合には世直り→世直しへと転化し，その世界観を「民衆運動の論理」にまで発展させる可能性を内包していたと考えられる。しかし実際には，丸山教の世直しへのエネルギーは，貧民党・借金党あるいは自由民権運動の地道な主体的・組織的活動力を，幻想性の中に解消してしま

ったといわなければならないであろう。

民衆の変革的思想＝世直し思想を生み出した意識構造である神人合一観は，同時に天皇制を生み出す意識構造でもあった。天皇制イデオロギーは，そうした民衆の意識構造を基盤として，その上に，民衆の精神世界に対する天皇を基軸とした権力構想―明治憲法・教育勅語―およびその宗教的表現としての国家神道体制を構築することによって形成された。天皇制国家は成立過程において，民衆宗教・民間信仰・習俗など，民衆の思想・信仰的営為を国家神道体制のもとに抑圧・統合しようとした。丸山教は，国家神道体制への従属過程を通して，天皇制イデオロギーに包摂されていくが，その際，世直し運動を熱狂的に推進した人々が，かえってその熱狂性ゆえにイデオロギー的に編成されざるを得ない状況がもたらされた。1890 年 9 月の「丸山教建白綱領国献会ヲ奉ル」は，それまで邪教視されていた丸山教が，積極的に国家神道体制に適合することによって，自己の存在の正当性を主張するとともに，自らが置かれた位置を排撃し，思想の独自な展開を束縛するものであった。ここには，権力に圧迫され虐げられる民衆が，かえって天皇制国家の支配秩序の担い手となっていく姿が映し出されていた。

２．第２章　初期議会政治における党争と民衆意識

第２章では，静岡県磐田郡を舞台に起こった伝染病避病院・隔離病舎建築費等の補助金交付をめぐる不正問題である中遠疑獄事件と，事件に関わった人々の意識の分析を通して，地域利益誘導型政治の発生など，日清戦後経営期における町村段階での地域の政治構造を明らかにした。

日清戦後経営期は，日本資本主義の確立に伴い，自由民権運動以来の藩閥政府対民党という対立の図式が崩れ，中央および地方における政治構造が大きく変化した時期である。とりわけ，1898 年 6 月の憲政党の成立とそのわずか 4 カ月後の分裂を契機に，官僚支配と政党勢力の妥協的連携が進展した。これにより，政党勢力が体制内に取り込まれるとともに，自由派（自由党―憲政党―立憲政友会）対進歩派（立憲改進党―進歩党―憲政党―憲政本党）の政争が激化した。党派間の対立の構造は町村段階にまで持ち込まれ，町村が政争の場となり，党争に由来する数々の不正事件が起こった。静岡県では，1899 年 8 月以降，小野田元熙知事と憲政党―政友会との提携が成立し，進歩派に対する選挙干渉や疑獄事件などの不正が相次いだため，静岡県の秕政は全国的に注目の的となった。

本研究で取り上げた大橋頼摸は，この時期に県会議員・県参事会員・政友会静岡県支部幹事・遠江共同銀行頭取・静岡県農会長などの要職を務め，県政友会の領袖として県政の動向を大きく左右した人物である。頼摸は，静岡県の「小星（星亨）」と呼ばれ，明治 30 年代前半から 40 年代にかけて種々の事件に関与しながら，政友会の党勢拡大に重要な役割を果たした。彼の特徴は，徹底した「実利主義」に立ち，県の官僚機構と巧みに提携して県政への政党勢力の浸透を図るとともに，金融を通して地域の産業界を掌握し，地元地域への利益誘導によって自派の政治的基盤を確立するなど，その後の地方政治の原型を形作ったことにある。また，『静岡新報』を創刊して自党の機関誌とし，ジャーナリズムの政治的効果を最大限に利用したことも注目される。頼摸は，県当局の官僚機構と政党勢力との政治的提携を利用し，県の補助金行政を押さえることによって，補助金交付と引き替えに各町村を自派の勢力に組み込んでいった。とくに，彼の政治的地盤である磐田郡下の町村において，その動きが顕著に見られた。

中遠疑獄事件は，県政友会が隆盛を極め県政を私物化していくなか，第 4 次伊藤内閣及び第 1 次桂内閣の意向を受け，静岡県政を匡正することを使命として赴任してきた志波三九郎知事のもとで発覚した。当時，磐田郡下の村々は財政が苦しく，しかも県からの指導によって一刻も早く伝染病避病院

を建設しなければならない状況に追い込まれていた。そこで，村長・助役・収入役・村会議員などの有力者は，補助金交付の援助を得るために政友会に入党した。中には，憲政本党を脱党して政友会に入党した者もあった。頼摸は，その見返りに県衛生課警部や知事に働きかけて補助金交付の周旋を行った。その際，各村は建築費の過大申告を行い，県から詐取した金銭を頼摸が主幹を務める政友会中遠事務所に運動費・謝礼として寄付した。中遠事務所では，受け取った多額の寄付金を県会議員選挙の費用などに回していた。

中遠事件の裁判は，静岡地方裁判所の予審決定により，頼摸ほか 12 名が重罪公判，県警部が重軽罪公判に付された。判決では，頼摸については証拠不十分により無罪，各村長・助役が重禁錮 2 年監視 6 カ月，その他の者が重禁錮 1 年 6 カ月監視 6 カ月，県警部が重懲役 10 年に処せられた。これに対し，被告たちの地元では，裁判に向かう被告たちを村人総出で駅まで見送ったり，有罪となった人々のために恩赦を求める運動を行うなど，頼摸らを支持する動きが見られた。被告たちも，補助金の詐取は村のために行ったものであり，私欲のために行ったものではないという意識が強かった。ここに，地元への利益誘導に伴う民衆の意識を見ることができる。無罪判決を受けた頼摸は，一旦は政治生命を失い欠けたものの，その後勢力を挽回し，1908 年の衆議院選挙に当選した後，治水問題を中心に精力的に政治活動を展開した。

以上のように，日本資本主義の確立期にあたる明治 30 年代から明治 40 年代にかけて，政友会は，県行政の官僚機構に深く関わる形で県政に多大な影響力をもつとともに，県の補助金制度を利用して町村を勢力下に置き党勢を拡大していった。一方，民衆も政党の勢力下に入ることによって，地域への利益誘導を期待した。このようにして，現代まで続く地域利益誘導型政治の原型が形作られたのである。

３．第３章　戦時体制下の農村思想と地主制の解体

明治 30 年代に確立した寄生地主制は，第一次世界大戦の戦中から戦後にかけて発展の頂点に達した。この時期には，大正デモクラシーが農村へと波及し，労働運動などの影響を受けて農民の階級的自覚が深化する中で，小作争議が急増した。小作人たちの組織的な闘争の展開は，地主的土地所有を後退させる原動力となるものであった。また，産業資本にとっても，地主制の存在は桎梏となり始めていた。高率な小作料による農村の貧困は，都市の工場に安価な労働力を提供し，工業製品の海外競争力を高めたが，その反面において国内市場を狭小なものにし，海外市場に依存せざるを得ない構造的な弱点をもたらした。すでに大正期には，日本の近代産業の発展にとって，地主制の克服が重要な課題となっていたのである。

このような状況の中，1926 年 5 月に農林省は「自作農創設維持補助規則」を公布した。これを受けて静岡県では，同年 10 月に「静岡県自作農創設維持資金貸付規則」を定め，自作農創設維持事業（自創事業）に着手した。この事業は，地主に小作地を解放・売却させ小作農を自作農化すること，及び自作農の小作農化を防ぐことを目的としていた。1938 年，政府は，戦時農業統制政策の一環として農地調整法を定めた。同法には，道府県・市町村等の団体が地主に対して土地の解放を求めることができることなど，自作農創設のための条項が盛り込まれていた。このほか，小作料統制令（1939 年），臨時農地価格統制令（1941 年），二重米価制（1941 年），農山漁村経済更生運動（1932 年），皇国農村確立運動（1943 年）など，戦時下の農業政策は，地主制を解体に向かわせる性格を有していた。

戦況の悪化による国民生活の破壊とりわけ食糧危機は，戦時統制経済を崩壊させる恐れがあった。

政府は農地制度を整備し，食料生産を確保するため，1942 年に「皇国農村確立運動促進ニ関スル件」を閣議で決定した。これを受けて，農林省では自創事業の規模を拡充し，1943 年から 1967 年までの 25 年間で約 150 万町歩の小作地を自作地化するとともに，1943 年から 1956 年までの 14 年間で新たに約 50 万町歩を開発し自作地化することを目標とする計画を立てた。1943 年，農林省は全国で 303 町村を皇国標準農村に指定した。県下では，田方郡北狩野村，志太郡大津村，磐田郡富岡村，引佐郡鎮玉村など 7 カ村が指定を受けた。富岡村の村長であった鈴木正一は，農業経営のあり方について，「将来の富岡村の姿」を構想して公表するとともに，その実現に向けて 1944 年から 1945 年にかけ，自らの所有田畑約 33 町歩のうちの約 20 町歩を率先して解放した。さらに，村外地主に働きかけて，地主側 13 名と小作側 109 名の間の売買契約を成立させ，33 町 4 反歩の自作地の創設に導いた。しかし，鈴木の行動に対して，近隣の地主たちの中には小作地の不売同盟を結ぶ動きも見られた。富岡村では，鈴木らの農地解放後も周辺の村々に比べて小作地の割合が大きく，地主・小作関係が強固に残っていた。同村の地主・小作関係が解消されるには，戦後の農地改革を待たなければならなかった。ここに，戦前の自作農創設政策とは異なる，民主化を基本とする戦後農地改革の意義が見出されるのである。

第２節　課題（Ⅱ）について

１．第４章　自由民権期の民衆運動―参加論の視座―

「参加」論は現代社会の課題解決による社会の改善・変革への指向性をもつものであるため，これまで公民的分野との関連で論じられることが多く，歴史教育との関係性についてはほとんど話題となることがなかった。市民参加社会の到来が期待される現在，社会参加（参画）が真に社会の改善・変革に寄与するものとなるためには，歴史学習において，民衆が社会体制をはじめとする様々な社会関係にどう働きかけたのか，そこにはどのような願いが込められ，どのような限界と可能性があったのか，ということについて，子どもたちに確かな認識を育むことがことが必要である。ただし，「参加」には二面性があり，体制補完的役割を果たす可能性のあることも忘れてはならない。

「参加」概念を広く捉えた場合，歴史教育と「参加」との関係性については，次に挙げたような次元で捉えることができるのではないかと考えられる。

①学習材の内容面において，民衆による社会の改善・変革をめざした働きかけを「参加」の視点から捉える。

②ロールプレイやランキングなどの参加型学習や討論学習を通した歴史像形成の過程を「参加」として捉える。

③地域の歴史調査学習の過程とその成果の表現活動を歴史像形成への「参加」として捉える。

④地域の歴史ガイドブックや歴史マップづくりなどの情報発信活動を「参加」として捉える。

本研究は①を取り上げ，民衆思想史研究を手がかりとして行った実践について報告したものである。歴史教育の役割は，未来を担う子どもたちに，歴史認識の形成を通して，社会事象を批判的に捉え，社会を改善し，変革していくための判断力・行動力を育成することである。歴史教育の場で進行している社会史や民俗学の研究成果の導入は，政治史・経済史に偏りがちであった歴史教育に対し，人々の日常生活のほか，女性，辺境，非農業民など周辺とされてきた対象に光をあて，その歴史的意義を見出すことにより，子どもたちに豊かな歴史像の形成を促す点で有効である。しかし，社会史や民俗学は，社会の構造的変化や変革にかかわる人々の思想と行動を探ることを目的としているものではないため，歴史事象の中に現代社会が抱える課題との関係性を見出させ，課題解決に主体的にかかわろうとする姿勢を育てるという点では不十分である。また，豊かだがめざすべき社会の姿が見えない時

代状況の中で，子どもたちには，歴史事象が過去の確定した可変性のないできごととして受け取られる傾向が強く，歴史学習を通して社会の創造に主体的にかかわろうとする姿勢が弱まっているのではないかと感じることも多い。これらのことは，牧原憲夫の「歴史学は未来を語りうるか」[1]ということばが象徴しているように，戦後歴史学の終焉と現代歴史学構築への模索が続く歴史学界の状況とも相通じるものがあろう。

歴史教育及び歴史学のこのような現状を考えるとき，筆者は，社会を改善し変革していく主体としての成長を子どもたちに期待する意味から，1960 年代から盛んになった「地域の掘り起こし」・「地域に根ざす社会科」における実践について，「参加」の視点から再考することの現在的意義を感じる。この時期の実践は，民衆の主体的な自立への努力と抵抗の姿を生き生きと捉えながらも，いわゆる「敗北史観・挫折史観の克服」が課題とされたように，一揆などの民衆運動に対する歴史教育実践者の捉え方も，歴史発展の基本法則論の枠内にあった。「参加」論は，歴史教育実践者の意識をこの枠から解放するものでもある。

筆者は，安丸らの民衆思想史研究の成果に学びながら，単元「自由民権期の民衆運動」を構想し，民衆宗教である丸山教や貧民党・借金党の運動の教材化を行った。丸山教の「世直し」観念は，「伝統的な民衆意識のなかに存在し，またそこから内発的に形成される社会変革についての幻想的観念」[2]である。地域民衆が押し寄せる「近代」の重圧にあらがいながら，自らの生存と困苦からの救済をかけて行った諸運動を教材化することは，社会をつくる主体となるべき生徒の歴史認識の形成にとって意義あることである。

近代的な原理に立つ自由民権運動と，丸山教や貧民党・借金党などの民衆運動は，基本的には相容れないものであった。しかし，人々は政談演説会が開かれればそれに参加して民権運動に期待を寄せ，地租の過重負担には民会の代表となった豪農層を突き上げながら，地域をあげて粘り強く県と交渉し減免を獲得した。やがて，丸山教の「世直し」幻想の終焉，貧民党・借金党の敗北，自由民権運動の衰退を経て，民衆思想は報徳運動などの体制的思想運動に収斂されていった。そして，民衆の期待の方向性は，地域利益誘導型の県会議員・帝国議会議員（豪農・都市知識人層）へと移っていった。このように民衆の思想と行動は複雑であり，人々は様々な次元で社会への働きかけを行っている。この時期の民衆の動きを自由民権運動に一元化するのではなく，民衆運動の諸相を明らかにし，多元的に歴史像を構成していく学習過程となることをめざして単元開発を行い実践した。事後アンケートには，「民衆は国を動かすことにそこまで参加していなかったが，大きく参加し始めていておもしろいところだと感じた。」「政府の代表的な者だけが多くのことを決めるということが多かった日本だが，この時代から国民がみんなで作り上げていく国になっていく。ここが日本が大きく動いたところだと思った。」というように，民衆・国民が歴史をつくりあげていくことに言及した生徒も見られた。また，地域の民衆運動について学ぶことを通して，歴史に対する親近感を覚えたという感想も多かった。自由民権期の民衆運動を扱うことによって，多くの生徒が新たな歴史像をイメージし，歴史認識を深めることができたのではないかと思われる。だが一方で，アンケートの結果からは，身近な地域の歴史事象や民衆運動について学んだからといって，そのことが直ちに社会形成への参加意識につながるわけではないことも明らかである。社会認識から社会参加意識，そして社会参加に至るには越えなければならないハードルがいくつも存在するのである。

２．第５章　明治後期の地域利益誘導型政治―政治的判断力の育成―

戦前の郷土教育から戦後の初期社会科，そして「地域に根ざす社会科」を経て，「学び方を学ぶ」

場へと至る地域の位置づけを概観すると，郷土愛，愛国心，民族の独立など，各時期の社会状況や思想的立場によって地域学習に求めるものは異なるものの，それらに共通することは，困難を乗り越えて地域の発展に努める民衆や不正と戦う民衆の姿，あるいは地域の生活文化を通して，地域の「誇るべき歴史」を顕彰しようとするものであることがわかる。別の見方をすれば，地域の歴史の暗部については深く踏み込んで扱われてこなかったともいえる。地域の歴史事象を扱うことは，時には現在その地域で生活している人々に負の影響を及ぼしかねないことがある。しかし，地域の暗部とされる事象の中に歴史の実相が隠れており，そこに地域史学習が現在と過去とを結び，生徒の政治的判断力の育成に資する可能性がある。

これまでの地域史学習においては，地域の暗部と見なされる歴史事象を直視して相対化し，そこから学習主体の政治的判断力の育成をめざしてなされた教材開発はなかった。地域の不正を扱う場合も，不正そのものを学習の対象とするのではなく，多くは様々な圧力に抵抗し，不正と戦った人々の姿に焦点が当てられている。例えば，百姓一揆の指導者や自由民権運動家，公害問題と戦った人々，地域の発展に功績のあった人物などの軌跡をたどり，その顕彰を行うことはあっても，不正と戦う姿が検出できないような事件を対象とするものはほとんど見られない。いわばポジティブな民衆像の検出に関心が払われてきたといえる。その理由としては，①学習者に社会の変革主体としての成長を期待するには，社会の困難に立ち向かう変革者・抵抗者としての民衆の姿を示すことが求められたこと，②敗北史観の克服をめざす歴史教育にとって，展望を見出しにくい歴史事象は学習素材となりにくいこと，③学習者の政治倫理的判断力の育成を視野に入れた場合，地域の不正に関する事実的知識を扱うだけでは，倫理観・価値観の形成に迫るには不十分であると考えられたこと，④不正を行った当時者やそれを許容した地域民衆に対し，学習者が現在の視点から処断するという態度に陥る危険性のあること，などが考えられる。確かに，ポジティブな民衆像を見つけ出し，学習者に示すことの意義は大きい。ただ，民衆は生きていく上で，強さ，弱さ，したたかさ，ずるさ，優しさ，醜さなど，様々な面をもっている。また，社会には非合理的で理不尽なことがらが多々あり，私たちはそのことを無批判に受け入れて日常生活を送っていることも多い。それ故，ポジティブな民衆像を扱うのみでは，社会の有り様とそこに生きる民衆の真の姿を捉えることは不可能である。

従って，歴史学習を通して政治的判断力を育てるには，ネガティブな面にも目を向けることが必要である。ただし，その場合，地域の暗部を曝き処断するというような姿勢ではなく，背後に隠れた社会的構造や当時の人々の立場や意識に目を向けるとともに，今を生きる地域の人々に対しても最大限の配慮をなさなくてはならない。そこで，歴史教育において地域の暗部を学習材として扱うには，（ア）事象に関わった人々の正・不正という倫理面に直接焦点を当てるのではなく，事象の背後にある社会状況や社会構造に目を向けさせた上で価値判断へと向かわせる，（イ）当時の人々の立場―もし自分ならどう考え行動するか―になって思考・判断させる，（ウ）問題とする事象を一面的に見るのではなく，学習者に様々な角度から検討させ多面的・多角的に捉えさせる，などの工夫が必要となる。

筆者は，明治後期に静岡県西部地域で起こった中遠疑獄事件を取りあげ，明治期の地域利益誘導型政治と党派間の政争を学習材として，政治的判断力の育成に向けた中学校歴史的分野の単元開発を行った。この単元では，民党間の政争と地域利益誘導型政治の構造，さらにその構造を支える民衆意識について，「公」と「私」の視点から批判的に考察させることにより，地域への利益誘導が議会政治システムに内在する問題であることを生徒に捉えさせ，市民として公正の原理に基づく判断が必要であることを認識させることをめざした。

３．第６章　戦前と戦後の断絶と連続―歴史的思考力の育成―

第６章では，歴史の変革期・転換期における歴史事象に関する題材として戦後改革を取り上げ，歴史的思考力の育成をめざす教材開発を行った。その前提として，歴史的思考力の育成に関する先行研究を検討し，(ａ)探求型学習による科学的社会認識の形成過程を重視するもの，(ｂ)歴史認識の主体的な構成過程を重視するもの，(ｃ)歴史解釈の批判的検討を重視するもの，という三類型に分類した。また，各教科書会社発行の中学校歴史教科書におけるファシズム，天皇の政治的権限，戦後改革などに関する記述を調べ比較・検討した。

農地改革については，いずれの教科書も，地主の土地を政府が強制的に買い上げ，小作農に売り渡すことによって自作農が増加した，という一般的な記述がなされており，戦前との関連に言及したものはない。確かに戦前の自創事業は小規模で限定的であり，戦後農地改革のように徹底されたものではない。だが，授業の中に農地改革前史としての自創事業に関する内容を持ち込むことで，①日本国内でも地主・小作関係の解消が重要な課題となっていたこと，②日本の農政のみでは地主制の解体に限界があったこと，③「民主化」を理念とすることで地主制の解体が決定的となり，日本の農村社会の在り方が大きく変わる契機となったこと，④農村社会を中心に受け継がれてきた共同体規制は，形を変えながら現代の日本社会に根強く残っていることなど，戦後農地改革の意義とその後の日本社会の課題がより鮮明になるものと考えられる。

大日本帝国憲法と日本国憲法における天皇の地位については，育鵬社版と自由社版がその他の教科書に比べて次のような点で大きく異なっていた。

（ア）大日本憲法の下では，各大臣（内閣）による輔弼によって，天皇は基本的に政治的権限を行使せず，政治的責任を負わないしくみとなっていることを強調している。

（イ）昭和天皇を特集したコラムを設け，天皇はイギリス的立憲君主制を支持し，政治的決定権を持っていなかったが，国の命運に関わる重大な場面（二・二六事件，大東亜戦争の開戦，戦争の終結）では特別に決断を行ったことを記述している。

（ウ）憲法改正の過程について，政府は大日本帝国憲法の民主的運用で十分にことが足りると考えたが，天皇制の存続が危うくなることを恐れて，やむなく GHQ による押しつけを受け入れたとしている。

（エ）日本国憲法の最大の特色は，平和主義（戦争放棄，戦力の不保持）にあり，これは他国に例を見ない規定であることを強調している。

（オ）戦後の昭和天皇は，象徴天皇として国民とともにあるということを強調した記述となっている。

歴史修正主義的傾向の強い両教科書では，天皇の戦争責任論を回避しようとする意図から，「各大臣の補弼に基づいて統治権を行使する立憲君主としての天皇」という在り方を示したことで，新旧憲法の構造的類似性を露わにするとともに，現行憲法における平和主義の貴重性を一層際だたせることとなっていた。筆者は，育鵬社版や自由社版の意図を支持する立場ではないが，新旧憲法のもつ構造的類似性については，現代日本の有り様を冷静に見つめ，その在り方について主体的に考え判断する上で，現行憲法が国民に求める自由・権利の保持責任（日本国憲法第 12 条）などとともに，重要な学習内容であると考える。

歴史の変革期における断絶性と連続性の視点は，その後の社会をどのように捉え意味づけるかという問題と深く関わっている。戦前と戦後の断絶性のみに目がいけば，戦後社会の中に潜む危険性に無自覚となる。一方，連続性を強調しすぎれば，戦後改革の意義を見失いかねないこととなる。中学校歴史的分野では，現在使用さ

れている教科書のほとんどが戦前と戦後の連続性については言及しておらず，敗戦を境に日本が新しく生まれ変わったという観点からの記述がなされており，結果的に断絶性が強調された歴史像が描かれることとなっている。国民一般の認識も，この観点に基づいて形成されている。確かに，敗戦をきっかけとして日本の社会が大きく変わったことは事実である。しかし，新旧憲法の構造的類似性や日本社会の共同体規制の存在など，戦前・戦時と戦後の連続性に関する視点も忘れてはならないであろう。

本研究では，歴史的思考力に関する先行研究，教科書記述の比較・検討等，単元開発を通して，次のような点について明らかにした。

（１）歴史学習において育成が期待される歴史的思考力は，歴史学の研究によって導き出された知識と方法に基づいて，歴史事象を批判的・論理的に捉え，歴史的全体性の中に位置づける力であるとともに，現代社会の在り方を問い直し，未来の社会を構想する上での基盤となる力であること。

（２）天皇の政治的権限に関する新旧憲法の構造的類似性の学習は，日本国憲法の平和主義の貴重性と現代日本の有する危険性の認識に資すること。

（３）戦前の自創事業と戦後農地改革における共通性と相違性に関する教材化は，戦後改革の意義を明らかにするとともに，複眼的な歴史的見方・考え方の育成に有効であること。

筆者は，上記の点に基づき，天皇の政治的存在形態に関する新旧憲法の構造的類似性や，戦前の自作農創設政策と戦後農地改革を題材として，歴史的思考力の育成をめざす単元開発を行った。

第３節　課題（Ⅲ）について

１．第７章　社会参加と地域教育システムの構築

社会科教育においては，社会の抱える課題を探り，主体的に社会に働きかけ，様々な人とかかわりながら，よりよい社会を築いていく力の育成が求められている。このような力を育成するには，「地域の課題探し→活動計画の立案→計画の実行→振り返り・評価」といった学習過程を組織し，子どもたちが地域の課題に基づき，市民の一員として，実際に社会に働きかけていく経験を積むことが必要であると考えられる。

しかし，現在の学校教育の枠組みの中で，生徒が実際に市民的活動に参加していくには，（ア）学校や教師に市民活動に関する理解と情報が不足している，（イ）市民活動の中には政治的色彩の強い活動もあり，生徒の活動が政治的に利用されるおそれがある，（ウ）生徒が興味・関心のある事柄と社会的課題との間にずれが生じやすい，（エ）中学生である生徒が実際にできる具体的活動は限られている，（オ）生徒が活動可能な時間帯と市民活動が行われる時間帯とが一致しにくい，（カ）学校外での活動が中心となり，同時に多数のグループや個人が活動を行っているため，教師が生徒の活動を把握することが難しく，安全面や生徒指導上の問題に対処しにくいなど，多くの困難を伴う。

筆者は，静岡大学教育学部附属浜松中学校において，上記のような問題を念頭に置きつつ，「総合的な学習の時間」を活用して社会参加学習を実践した。実践にあたり「社会参加」の機会と場を確保するため，「浜松 NPO ネットワークセンター（N-Pocket）」との連携を図った。筆者は，市民活動ネットワークの要となる中間支援組織としての役割に着目し，N-Pocket に対して協力を要請した。そして，互いの考えを確認し，意思の疎通を図るために交渉を重ねた。交渉を重ねる中で，浜松中が教育課程全体を通してめざす「よりよい未来をつくる担い手」の育成と，よりよいまちづくりをめざす N-Pocket の活動方針とが一致したことが，連携関係を築く上での最も重要な要素であった。連携関係を結ぶにあたり，N-Pocket に対して依頼した主な支援内容は，①生徒が参加可能な市民活動団体等の

調査・選択と学校への情報提供，②市民活動団体等に向けての協力要請，③地域の課題に基づいて生徒が参加する活動を探したり，新たに行動を起こしたりする際の助言，④ N-Pocket が行う事業への生徒の参加，の４項目であった。浜松中では，N-Pocket を通じて，市民活動に携わる団体や個人に関する情報を得たり，各団体や個人に社会参加学習への賛同と協力を依頼したりした。N-Pocket のもつネットワークは，これまで浜松中が築いてきた人的ネットワークを大きく広げることになり，学校にとって大きな知的・人的財産となった。N-Pocket にとっても，中学生が市民活動に参加するきっかけをつくることにより，市民参加社会の実現にむけての種をまくことになった。

実践を通じて，問題点も明らかになった。例えば，（ア）生徒の「社会参加」を保障するシステムの構築が不十分であり，活動の機会をなかなかもてない生徒があったこと，（イ）生徒の活動には，「社会参加」までには至らないものが多いこと，（ウ）生徒が活動可能な時間帯と市民活動団体の活動時間帯とが合わず，「総合的な学習の時間」以外の時間に活動を行わなければならない生徒が多かったこと，（エ）学校教育における社会参加学習の評価方法を考案する必要があること，（オ）社会科教育と社会参加学習との関連づけを図る必要があること，などである。

実践では，多くの生徒が社会参加学習を肯定的に受け止め，その意義を見出していった。その理由について，筆者は，彼らが活動を通して社会で現実に起きている問題と自分たちとのつながりを意識するとともに，中学生としての「社会的使命」を感じたからではないかと考えている。自分の行動が他者や社会のために役立ち，必要とされていることを感じたとき，そこに自己の存在する意義を見出したのではないだろうか。社会科学習との関連でいえば，疑似体験ではなく，本物の市民活動に参加することにより，授業で扱う課題を真剣に受け止めようとする姿勢が見られ，発言内容に認識の深まりや思考力・判断力の高まりが感じられるようになった。「社会参加」は，日本の教育を再生するための，重要な概念として期待されるのである。

２．第８章　社会的構想力の育成と基底的価値観形成

人々が抱く社会的思想は，専門的な思想家のように理路整然としたものではない。しかし，その思想は各人の生活感覚や人生観等から導き出され，生活者として願う在るべき社会の姿，すなわち社会的構想として表現される。筆者は，社会科が育成すべき市民的資質の一つとして社会的構想力を提案するとともに，その基盤となる基底的価値として「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」を措定し，「税と社会保障制度」を題材とした単元を開発し授業実践を行った。

実践では，はじめに主課題として「一寸先は闇～これからの日本の社会をどうするか？～」を提示した。人は未来を予想できても，予知することはできない。まさに「一寸先は闇」の中を生きている。授業という制約のある条件下においてではあるが，この言葉はロールズの概念装置である「無知のベール」を意識して用いたものである。次に，主課題に対し，副課題１「障害者へのサービスをどこまで充実させるか」，副課題２「消費税を上げて，その分を福祉の財源にあてるべきか」を提示して選択・判断を行わせた。その後，各自で課題１と課題２の関係性について，「自分の判断に矛盾はないか」（論理的矛盾性），「自分の判断は現実的であるか」（現実的妥当性）という観点から自己の意見を反省的に考察させた。最後に，単元全体を振り返らせ，自分が描いたあるべき社会の姿を全体の場で発表させるとともに，互いに承認できる社会的価値を捉えさせるために，「どのような立場に立っても誰もが納得できる社会の姿」について協議させた。そこでは，「障害を負ったり，高齢者になったりしても安心して暮らすことのできる社会」，「人間らしく誇りをもって生きることのできる社会」などという意見が出された。単元の実践を通して，生徒の中に「人間の尊厳」及び「人間の安全保障」

を基底的価値とする社会的構想の形成が見られた。

結び

以上，民衆思想史研究を土台としながら，歴史教育及び現代社会学習に関する教科内容開発を行った。以下に，本研究の成果と課題を各部ごとに簡潔に述べる。

（Ⅰ）第１部　民衆思想史研究について

静岡県磐田郡富岡村及びその周辺地域では，明治 10 年代に近代化の激しい波が押し寄せる中で，困苦からの全面的救済を願う人々の間に，丸山教の「世直し」思想や貧民党・借金党など様々な形で民衆運動が展開した。しかし，これらの運動は，官憲による弾圧や村落指導者層による報徳運動などの思想運動的営為によって，天皇制国家の支配秩序の中に包摂されていった。一方，村落指導者層は村落秩序の回復に努め，地方名望家として村落支配を進めた。自由民権運動の敗北の後には，彼らは中央政界の政争の影響を受け，町村段階における党争の中で地域利益誘導型政治の原型を形作っていき，一般民衆もこの動きに同調していくこととなった。こうして，明治 30 年代には日本資本主義が確立するとともに，明治末から大正期にかけて地主制が絶頂期を迎えた。だが，地主制の進展と農村の貧困は，小作争議の激化による社会不安，すなわち支配層にとっては革命への危機感をもたらし，地主制は日本資本主義の発展にとって桎梏となりはじめた。これにより，地主・小作関係の解消をはじめとする農村問題の解決が日本農政の重要課題となった。本研究の第３章で見た富岡村々長鈴木正一の農地解放は，戦時体制の下で危機に瀕した農村の救済をめざし，自らの思想と構想に基づいて，国策に積極的に対応する形でなされたものであった。このように，ある地域の民衆の思想・意識と行動を追うことにより，押し寄せる近代化の荒波や国家による強圧的支配との関係の中で，懸命に生きようとする民衆の姿が浮き彫りとなった。

本研究は，静岡県西部の農村地域を対象として，時系列に従って追究したものである。各時期を網羅するという点では，大正デモクラシー期から昭和初期，ファシズム化が進む昭和前期，戦後改革から高度経済成長期に関する分析が課題として残されている。また，明治 20 年代から 30 年代にかけて，富岡村の鈴木浦八によって行われた先駆的な耕地整理事業（石川方式と並ぶ静岡方式として全国的に有名となった）についても，浦八の思想と行動とともに解明していく必要がある。これら地域の歴史事象に関する解明は，今後に残された課題である。

（Ⅱ）第２部　民衆思想史に基づく教材開発について

第１部で追究した地域史研究の成果をもとに，教材開発を行った。戦前の郷土教育や戦後の「地域の掘り起こし」・「地域に根ざす教育」など，地域史研究の成果を歴史教育に活用することは古くから行われてきた。これらの地域史素材の教材化は，全体史との関係性の中で地域の歴史事象を知ることや，子どもたちの興味・関心を喚起することに重点が置かれていた。これに対し本研究では，従来の地域史学習とは異なり，「歴史的思考力」・「政治的判断力」・「参加力」といった能力目標に基づく教材開発の在り方を提示した。また，「歴史的思考力」及び「政治的判断力」については，社会科教育学の成果に学びながら，その能力の具体的な内容を考察した上で単元開発を行った。また，「参加力」については，地域民衆の運動を「参加」の視点から捉えることにより，いわゆる敗北史観の克服と民衆の歴史創造への「参加」に焦点を当てた単元開発と実践を行った。「参加」は現代的な概念であるため，歴史的分野での学習には難しい面もあるが，「参加」の意味を広く捉えるとともに，歴史学習と現代社会学習とを結ぶ概念として位置づけていくことは，子どもたちの社会創造への意識を喚起する上で有効であると考えられる。

今後の課題としては，まず上記の二つの単元モデルの実践と検証である。加えて，本研究では不十分であった「参加」の視点による歴史単元の開発，及び各能力目標の関係性の解明がある。

（Ⅲ）第３部　民衆思想史を基盤とする現代社会学習について

民衆思想史研究の根底にある「社会的思想は一部の頂点的思想家のみがつくり出すものではなく，民衆は可能性も含めて，社会を変革し創造する主体として社会的思想形成を行う存在である」という理念に基づき，現代及び未来の社会に生きる子どもたちの社会的思想形成に資するために，①社会参加学習を可能とする地域教育システムの構築と，②社会的構想力の育成をめざす単元開発を行った。

①については，地域 NPO ネットワークとの連携関係を築くことによって，生徒が NPO・NGO，その他ボランティア団体などの市民活動に参加する機会を設け，社会参加学習を実現した。これによって，子どもたちの間に，社会をつくる担い手として，社会の抱える問題に積極的に関わっていこうとする意識が高まるとともに，社会科学習の向上にも有効性が見られた。しかし，このような社会参加学習には，多くの困難が伴うため，本研究が先駆的実践に止まっていることも確かである。地域教育システムづくりには，学校ばかりでなく行政の積極的態勢づくりや地域の協力が必要であることはいうまでもない。

②については，消費税の増税問題と社会保障という生徒に身近な題材を用いて，生徒の社会的構想力の育成を促す単元開発と実践を行った。しかし，一分野の一教材をもって，子どもたちの社会的構想力が簡単に高まるというわけではない。今後は，現代社会の様々な問題を題材として，地理的分野や歴史的分野との関係性も考慮しながら，子どもたちの社会的構想力ひいては社会的思想形成に資する教材開発を行うことを課題としたい。

最後に，「教科開発学」の見地から，歴史学と歴史教育・社会科教育の関係性について，改めて確認しておこう。

科学的・論理的でないという批判を恐れず敢えて言えば，どのような原理や学習方法も，それだけで継続的に授業が展開できるほど教育現場，というよりもむしろ子どもたちは甘くはない。筆者のささやかな経験ではあるが，ダイヤモンド・ランキングを用いて，「個による選択・決定→小集団による討論・選択・決定→全体での発表」という学習過程で授業を行ったことがある。はじめの数回は，筆者が意図したような思考と話し合いが行われ，合意による意思決定がなされた。しかし，回を重ねるうちに，子どもたちは発表を見越して合意とまとめを優先するようになり，次第に話し合いが形骸化していく傾向が見られるようになった。学習方法に慣れたということもあろうが，子どもたちにとっては学習方法自体に新鮮味がなくなり，単なる作業として，先を見越した行動へと走ったわけである。確かに筆者の力量不足であり，計画の綿密さと対応が不十分であったと言えばそれまでだが，学習方法にのみ頼ることの危うさを実感させられるできごとであった。学習方法とは，あくまでも学習内容に基づいて，学習の成果を効果的にするための入れ物である。教科開発学とは，この中身と入れ物の関係を絶えず吟味・反省しながら，新たな教科内容の開発を行っていく学問分野である。現場の論理としては，今野が述べるように「講義式から討論・ディベート式へという議論ではなく，教育目的や教育内容に応じて，講義式も含めて，それこそ多様な教育方法を検討していくという，きわめて平凡な論点を確認する」(3) ことが大切なのである。

歴史教育・社会科教育は，歴史学によって発見され確定された事実の存在によって成立し，その内容を豊かにすることができる。解釈も歴史学及び歴史教育・社会科教育を豊かにする。しかし，事実は事実として冷徹に見つめられなければならないのであり，事実を単なる解釈として消し去ることは

許されない。そこに，歴史学と歴史教育・社会科教育が協同して取り組む場がある。教科教育の世界では，研究者の思考と方法に従って知識の生成過程を追体験することがよいとされるが，歴史研究は簡単に追体験できるものではなく，目的意識からしても歴史教育とは異なる。歴史学からすれば，歴史教育実践は歴史事象の誤用が多く，安易で短絡的，そして道具主義的に見えることが多々あるのではないだろうか。一方，歴史教育・社会科教育の場は，歴史研究の成果をそのまま持ち込めるほど単純ではない。その目標も，科学的社会認識の形成を通して，最終的には市民的資質の育成に至ることが求められている。このように，学問的体系がある程度確立した歴史学と，臨床的な歴史教育・社会科教育の論理との間には，しばしば矛盾・対立が生ずる。社会科教育学が現場と乖離し，無理やり科学性や学問的体系性を求めて作りだされた授業構想・教授案は，理論的には立派に構成されていても，実際に現場で行い得る授業とはかけ離れたものであることがままある。もちろん授業設計の論理としては有効ではあるが，社会科教育学は現場では役立たないと言われる所以でもあろう。

黒羽は学習主体としての子どもたちについて，「どのように正しい社会科学的認識といえども，それがストレートに，また，その正当性の純度を保ったまま進入でき，定着できる生徒などというものは，原理的に存在しない。そこには，光の屈折現象に相似的な屈折がおき，進入・定着の対象となる認識現象における質量双方の歪み…が必ず成立する。そして，その歪み・屈折をへて進入・定着＝受容された認識像が生徒の内面において主体形成の一要素とな」[4]ると述べている。黒羽は科学的社会認識の重要性を十分に認識しつつも，科学的知見の単純な受容対象としての子ども像を強く批判したのであり，この批判は歴史学及び歴史教育・社会科教育学の双方に向けられたものである。私たちはこの言葉に実感をもって真摯に耳を傾けなければならない。さもなければ教科開発学もまた，教科教育学や教育心理学が陥っているような研究のための研究，という落とし穴にはまっていくことになろう。

また，遠山は歴史認識と現代の社会認識の関係性について，「『すべての歴史は現代の歴史である』という歴史学の特質にもとづいて，現代の認識から過去の認識へ，過去の認識から現代の認識へと循環しながら，歴史認識はのびてゆく」[5]と述べている。それとともに，歴史教育と現代社会とを安易に結びつけることは，「過去からいきなり現代の教訓を引き出そうとしたり，感動・感化を目標としたりすることで，歴史教育本来の使命にとって致命的な欠陥を生むことになりはしないか」[6]とも述べている。遠山の指摘は，本研究を進めていく上で，筆者への警鐘となるものである。

社会科は，以上のような矛盾・対立と危うさの上に立つ教科である。「要は，一教科という方法的世界と社会科学という対象的世界との，矛盾的構造のうちに存在する生きた相互関連性にある。その矛盾そのものを生きること―端的にいうならば『教育的配慮』のあたたかさと，『学説史的先進性」』のするどさの二律背反に身をさらすこと―そういう苦労以外に，少なくとも，『社会科教師』への王道はないのではないか」[7]という黒羽の言葉は，まさにこの矛盾・対立と，教育現場に立つ者が背負う苦しみを見事に言い表している。教科開発学とは，この矛盾・対立の存在を前提としつつ，この関係を昇華して新たな枠組みと方法論を築こうとするものである。理論知と実践知の双方を架橋することによる新たな可能性への期待と黒羽の言葉に導かれながら，教科開発学という新しい学問領域に挑んでいきたい。

【註】

（1）牧原憲夫による 1999 年度歴史学研究会全体会報告「再考：方法としての戦後歴史学―世界史における 20 世紀Ⅳ―」におけるコメント，歴史学研究会編『歴史学研究』No.729，1999 年，p.28。

（2）安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店，1974 年，p.87。
（3）今野日出晴『歴史学と歴史教育の構図』東京大学出版会，2008 年，今野前掲書，p.35。
（4）黒羽清隆『日本史の森　ある歴史教育論の試み』実教出版，1976 年，p.30。
（5）遠山茂樹「歴史教育系統性論の前提」『教育』159 号，1963 年，のち『遠山茂樹著作集　第七巻　歴史教育論』岩波書店，1992 年，p.71，所収。
（6）遠山茂樹「社会科の領域と内容―歴史」『岩波講座　現代教育学』13，1961 年，のち『遠山茂樹著作集　第七巻　歴史教育論』，p.24，所収。
（7）註（4）黒羽前掲書，p.3。

【英文タイトル】

The Evolution of Subject Content Development from Research on Modern Thought :
The Construction of Subject Development based on Historical Research

あとがき

本論文は，愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科（後期博士課程）に学位申請論文として提出したものである。新しい学問分野として構想された「教科開発学」とは，社会の多様化・多元化に伴い，教育を取り巻く環境が大きく変化し，学校教育の抱える課題が複雑化する状況の中で，教科専門と教科教育を融合した教科学，さらに教科学に教育環境学を架橋し融合させることにより生み出された学問分野である。既に見たように，本論文は学習者の社会的思想形成に資することを目的として，「歴史研究―民衆思想史―」（第 1 部）を土台として，「歴史教育」（第 2 部），「現代社会学習」（第 3 部）へと展開する 3 部構成となっている。以下に，本論文を構成するもととなった論文の原題と出典を挙げる。

①「近代社会成立期における民衆運動の一断面―遠州地方の丸山教の展開を中心に―」静岡県近代史研究会『静岡県近代史研究』第 33 号，2008 年，pp.20-39。

②「民衆思想と近代天皇制国家の支配秩序―丸山教の世直し・世直りに着目して―」小和田哲男編『今川氏とその時代―地域研究と歴史教育―』清文堂，2009 年，pp.359-380。

③「大橋頼摸と中遠疑獄事件―事件に見る地域の政治構造―」『静岡県近代史研究』第 23 号，1999 年，pp.64-84。

④「大橋頼摸―地域利益誘導型政治の原型」静岡県近代史研究会編『近代静岡の先駆者』静岡新聞社，1999 年，pp.93-112。

⑤「皇国農村確立運動下の村造り構想と農地解放―静岡県磐田郡富岡村の事例より―」地方史研究協議会『地方史研究』373 号，2015 年，pp.1-19。

⑥「『参加』に着目した中学校歴史的分野の単元開発―学習のくくり『民衆の時代へ』の実践を通して―」『静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』No.13，2007 年，pp.429-444。

⑦「政治的判断力の育成をめざす地域史学習の単元開発―明治後期の地域利益誘導型政治の教材化を通して―」愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科『教科開発学論集』第 1 号，2013 年，pp.133-144。

⑧「歴史的思考力の育成をめざす戦後改革の単元開発―戦前・戦後の断絶性と連続性の視点から―」愛知教育大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科『教科開発学論集』第 3 号，2015 年。

⑨「地域 NPO ネットワークとの連携による社会参加学習の意義と方法―静岡大学教育学部附属浜松中学校の実践を通して―」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.97，2006 年，pp.13-26。

⑩「中学校社会科における社会的構想力の育成をめざした単元開発と実践―基底的価値としての『人間の尊厳』及び『人間の安全保障』に着目して―」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.120，2013 年，pp.35-47。

これらの論文は，筆者が中学校や博物館に勤務する傍ら，地域史及び社会科教育を研究する中で積み重ねてきたものであり，いわば社会科教員としてのライフヒストリーを辿るものでもある。

筆者は，1980 年から 1986 年にかけ，静岡大学教育学部及び静岡大学大学院教育学研究科修士課程において，黒羽清隆先生のもとで日本近代史と社会科教育を学んだ。当時，静岡大学には黒羽先生をはじめ，若林淳之先生（日本近世史），佐藤照雄先生（社会科教育学），小和田哲男先生（日本中世史）など，各分野の第一線で活躍されている先生方がおいでになり，社会科教育研究室は活況を呈してい

た。1980年代は歴史教科書検定をめぐる裁判が佳境に入り，黒羽先生は家永教科書裁判の原告側証人，佐藤先生は文部省側証人という相異なる立場にあったが，両先生から厳しくも温かいご指導を受けることができたのは，筆者にとってこの上ない幸せであった。

大学院を修了して約 6 年間，筆者は中学校現場で部活動や生徒指導などの校務に追われ，学問研究から遠く離れた生活を送っていた。そのような中，縁あって小和田先生から，筆者の故郷である静岡県磐田郡豊田町（現磐田市）の町誌編纂・執筆のお声掛けをいただき，再び歴史研究の世界に戻ることができた。本論文第 1 部の各章は，『豊田町誌』編纂に関わって得られた史料に基づいて作成したものである。貴重な史料をご提供いただいた鈴木孝之氏，大橋健二氏，渥美國太郎氏，稲垣秀徳氏，豊田町誌編さん室など，豊田地域の皆様に心より感謝の意を表したい。

その後，静岡大学教育学部附属浜松中学校に勤務した際には，唐木清志先生（社会科教育学）のサービスラーニング及び社会参加論に基づき，浜松 NPO ネットワークセンター（N-Pocket）等の協力を得て，全校態勢で社会参加学習のための地域教育システムづくりに取り組んだ。この時の実践も，本研究の重要な構成要素となっている。

2012 年 4 月に入学した共同大学院では，主指導教授の黒川みどり先生（日本近代史）をはじめ，西宮秀紀先生（日本古代史），野地恒有先生（民俗学），伊藤貴啓先生（地理学），白畑知彦先生（言語学・英語教育学），新保淳先生（体育教育学），村山功先生（認知心理学）など，静岡大学及び愛知教育大学の諸先生方から様々な学問分野を跨いでご指導をいただいた。とりわけ黒川みどり先生には，茫洋として方向性の定まらない本研究のために，多大なご苦労とご心配をおかけした。ようやくここまでたどり着くことができたのも，最後まで見放すことなくお導きいただいた先生のお蔭である。

最後に私事ではあるが，中学校の勤務と大学院への通学という生活の中で，妻有紀と長男創にはさまざまな苦労と心配をかけた。論文の完成と博士課程の修了は，家族の協力なくしては達成できなかったことである。この場をかりて，感謝の気持ちを伝えたい。

以上のように，本論文は，様々な専門分野の先生方のご学恩と，数多くの方々のご助力の上に成り立ったものである。末筆ながら，皆様に深く感謝の意を込め，筆を擱くこととする。

２０１４年１１月２１日

鈴　木　正　行